

平成 30 年

# 9月熊取町議会定例会会議録

平成30年9月4日開会

平成30年9月27日閉会

熊 取 町 議 会

## 平成30年9月定例会会議録目次

(9月4日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	3
行政報告	3
1. 報告第1号 平成29年度熊取町財政健全化判断比率について	3
2. 報告第2号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計資金不足比率について	3
3. 報告第3号 平成29年度熊取町水道事業会計資金不足比率について	4
4. 報告第4号 第124回大阪府原子炉問題審議会の概要について	4
5. 報告第5号 熊取町教育委員会活動の点検及び評価(平成29年度事業対象)の結果報告について	5
6. 報告第6号 損害賠償に関する専決処分報告について	6
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8

(9月6日)

出席議員	11
議事日程	11
議会運営委員会報告	12
提案理由説明	
議案第51号 平成30年度熊取町一般会計補正予算(第4号)の専決処分報告について	12
質 疑	13
採 決	15
提案理由説明	
議案第52号 平成30年度熊取町一般会計補正予算(第5号)の専決処分報告について	15
質 疑	16
採 決	18
提案理由説明	
議案第53号 公平委員会委員の選任同意について	18
質 疑	18
採 決	18
提案理由説明	
議案第54号 教育委員会委員の任命同意について	18
質 疑	19
採 決	19
提案理由説明	
議案第55号 手数料条例の一部を改正する条例	19
質 疑	20
提案理由説明	

議案第56号	税条例等の一部を改正する条例	20
質 疑		24
提案理由説明		
議案第57号	印鑑登録条例の一部を改正する条例	24
質 疑		25
提案理由説明		
議案第58号	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	25
質 疑		26
提案理由説明		
議案第59号	工事請負契約の締結について（町道小谷穴釜線道路改良工事）	27
質 疑		27
採 決		28
提案理由説明		
議案第60号	工事請負契約の締結について（向田橋橋梁修繕工事）	28
質 疑		29
提案理由説明		
議案第61号	町立小・中学校の校務用パソコンの購入について	29
質 疑		30
提案理由説明		
議案第62号	平成29年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	30
質 疑		30
採 決		31
提案理由説明		
議案第63号	平成30年度熊取町一般会計補正予算（第6号）	31
質 疑		33
提案理由説明		
議案第64号	平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	33
質 疑		35
提案理由説明		
議案第65号	平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	36
質 疑		37
提案理由説明		
議案第66号	平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）	37
質 疑		38
提案理由説明		
議案第67号	平成29年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第68号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号 平成29年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第73号 平成29年度熊取町水道事業会計決算認定について、以上7件一括付議	38
決算審査特別委員会の設置・委員の選任		41
決算審査特別委員会正副委員長の選任		42

(9月25日)	
出席議員	43
議事日程	43
会議録署名議員の追加指名	44
議会運営委員会報告	44
会派代表質問	
1. 新政クラブ 矢野正憲議員	45
2. 熊取公明党 二見裕子議員	57
3. 未来 阪口 均議員	69
4. 熊愛の会 重光俊則議員	79
5. 新守クラブ 佐古員規議員	91
6. 日本共産党熊取町会議員団 江川慶子議員	102
(9月27日)	
出席議員	113
議事日程	113
委員会報告	114
議案第55号 手数料条例の一部を改正する条例、議案第56号 税条例等の一部を改正する条例、議案第60号 工事請負契約の締結について(向田橋橋梁修繕工事)、議案第61号 町立小・中学校の校務用パソコンの購入について、議案第63号 平成30年度熊取町一般会計補正予算(第6号)、以上5件一括付議	114
総務文教常任委員会委員長報告	114
質 疑	115
採 決	115
議案第57号 印鑑登録条例の一部を改正する条例、議案第58号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第64号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議案第65号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第66号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)、以上5件一括付議	116
事業厚生常任委員会委員長報告	116
質 疑	116
採 決	116
議案第67号 平成29年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第68号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号 平成29年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第73号 平成29年度熊取町水道事業会計決算認定について、以上7件一括付議	118
決算審査特別委員会委員長報告	118
質 疑	122
討 論	122
採 決	127
提案理由説明	

議案第74号 災害見舞金等支給条例	128
質 疑	130
採 決	136
提案理由説明	
議案第75号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第7号）	136
質 疑	138
採 決	139
提案理由説明	
議員提出議案第5号 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求め る意見書、議員提出議案第6号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書、 議員提出議案第7号 地方消費者行政に対する財政支援の継続・強化を求める意見 書、以上3件一括付議	139
質 疑	142
採 決	142
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について	143
一般質問	143
1. 渡辺豊子議員	143
1) 食品ロス削減について	
①学校給食残食の状況について	
②フードバンクとの連携について	
③食品ロス削減についての取り組み状況について	
④「食べマンデー」運動の推進について	
2) 防災・減災対策について	
①学校施設や通学路の緊急点検及び対応の現状報告について	
②民間ブロック塀の撤去・新設に対する補助制度の現状報告について	
③家具転倒防止器具の設置助成について	
3) 地域公共交通について	
①地域公共交通網形成計画策定の取り組み状況について	
②今後の地域公共交通の利便性向上のための取り組みについて	
4) 医療用ウィッグ等購入費助成事業について	
がん患者サポート事業として、外見の変化に対する補正具購入費の一部助 成を行ってはどうか	
2. 文野慎治議員	155
1) 債権回収PTからの報告及び町長コメントについて	
①広報くまとり掲載文の位置付けと真意について	
②今後の考え方について	
2) 今の町組織の問題点について	
①財政規模に合った職員数について	
②任用のあり方について	
3. 阪口 均議員	164
1) 藤原町政の取り組みについて	
①自身のマニフェストについての大まかな評価について	
②以下2点の進捗状況について	
(1)人口減少に応じた適正な熊取町役場の規模について	
(2)「熊取創生プロジェクトチーム」について	

- ③将来のために取り組もうとしていることについて
- 2) 成人年齢が変わることについて
  - ①成人式のやり方について国からの指針はあるのか
  - ②熊取町の対応について
- 4. 坂上昌史議員 ..... 172
  - 1) ペーパーレス化について
    - ペーパーレス化の進捗状況について
  - 2) 学校教育の成果について
    - ①学校教育の成果に関して数値で表すことを検討したか
    - ②外国青年英語指導助手招致事業のK P Iはどのような目標に向けて設定されているのか
    - ③目標の方法の変更について
  - 3) 保育所待機児童について
    - ①保育ニーズの予想について
    - ②今後の方策について
- 5. 重光俊則議員 ..... 181
  - 1) 老人福祉センターのあり方について
    - ①過去5年間の利用者数について（個人と団体を区分して表で提示）
    - ②現時点での老人福祉センターの役割と効果の評価について
    - ③今後の老人福祉センターのあり方について
  - 2) 公民館の活用について
    - ①ホールの過去5年間の利用者数と館内のホール以外の施設の利用者数について（表で提示）
    - ②平成28年度と29年度にホールで開催された文化イベントと参加者数について（表で提示）
    - ③小・中学校でホールを利用したイベントの開催が計画または検討されているか
    - ④ホールを利用した文化振興活動の推進の検討について
    - ⑤今後の公民館の位置付けと施設の構想は誰が検討するのか。具体的な計画案はいつ誰が作成するのか
  - 3) 熊取交流センター（煉瓦館）の運営について
    - 運営は今後どのように見直していくのか。いつ誰がいつまでに行うのか
  - 4) 公共施設等総合管理計画について
    - 「公共施設等総合管理計画」に示された公共建物の改修・更新計画の策定はいつから誰がいつまでに行うのか
- 6. 浦川佳浩議員 ..... 192
  - 1) ゆめの森公園のこれまでの来園者実績と今後の運営について
    - ①平成28年度と29年度の月別来園者実数及び月別来園者目標数について（表で提示）
    - ②平成29年度の月別駐車場収入について（表で提示）
    - ③平成30年4月－8月の月別来園者実数（表で提示）及び今後3年間の来園者を増やすための取り組み計画の進捗状況について
    - ④永楽ゆめの森公園アンケートについて、実施の目的と結果の反映について
  - 2) 子ども達の国際感覚の醸成に向けた取り組みについて
    - ①ミルデューラ市との青少年交流事業について

- (1)今年度の応募者数と選考方法について
- (2)参加できなかった子ども達への成果等のフィードバックについて
- ②今年度の「英語村」の成果と課題について
- 3) 学童保育所の今後の運営について
  - ①各学童保育所の待機児童を出さないための取り組みについて
  - ②熱中症の予防に関する学童保育所への指導と予防できる環境の提供について
- 7. 鱧谷陽子議員 ..... 204
  - 1) 自宅で安心して医療や介護を受けられる町づくりについて（「熊取第7期高齢者保健福祉計画・介護保険計画」）
    - ①ICT等を活用した急変時の対応とあるが、いつからどのように行われるのか
    - ②ひまわりネット検討部会への町内病院の参画状況について
    - ③地域包括支援センターと泉佐野泉南医師会の連携について
  - 2) 災害時における高齢者支援について
    - 熊取町における個別計画の進捗状況及び障がいをもつ要支援者への人的配慮や工夫について
  - 3) 道徳教育について
    - 先生の負担について

9月熊取町議会定例会（第1号）



## 平成30年9月定例会会議録（第1号）

月 日 平成30年9月4日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	南 和仁
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	東野 秀毅
企 画 部 理 事	北川 裕一	兼 財 政 課 長	
住 民 部 長	藤原 伸彦	総 務 部 長	林 利秀
健 康 福 祉 部 長	小山 高宏	住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔
都 市 整 備 部 理 事	阪上 敦司	都 市 整 備 部 長	泉谷 徹
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり
教 育 次 長	貝口 良夫	上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸
教育委員会事務局理事	野津 恵	教 育 委 員 会 事 務 局 統 括 理 事	吉田 茂昭

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

一 般 質 問

議案第51号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告について  
議案第52号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告について  
議案第53号 公平委員会委員の選任同意について  
議案第54号 教育委員会委員の任命同意について  
議案第55号 手数料条例の一部を改正する条例  
議案第56号 税条例等の一部を改正する条例  
議案第57号 印鑑登録条例の一部を改正する条例  
議案第58号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
議案第59号 工事請負契約の締結について（町道小谷穴釜線道路改良工事）  
議案第60号 工事請負契約の締結について（向田橋橋梁修繕工事）  
議案第61号 町立小・中学校の校務用パソコンの購入について  
議案第62号 平成29年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
議案第63号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第6号）  
議案第64号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 議案第65号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第66号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第67号 平成29年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第68号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第69号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第70号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第71号 平成29年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第72号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第73号 平成29年度熊取町水道事業会計決算認定について

---

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。平成30年9月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、平成29年度における行財政運営の成果についてご審議をいただく重要な会議でございまして、町長から平成29年度における主要施策の成果に関する説明が行われます。

本町の行財政運営は非常に厳しい環境下にあります。議会といたしましては、住民福祉の向上に努めるために、十分に審議を尽くしたいと思います。

あわせまして、円滑な議事運営が図れますようにご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年9月熊取町議会定例会を開会いたします。

---

（「10時01分」開会）

---

議長（坂上巳生男君）日程に入る前に、諸般の報告を行います。北川議会事務局長。

議会事務局長（北川雄彦君）それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、平成30年6月熊取町議会定例会に報告をいたしました以降、6月19日、7月18日及び8月22日に実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、関係諸表と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、平成30年7月31日現在における各会計ごとの現金預金残高を申し上げます。

一 般 会 計	14億3,959万9,385円
国民健康保険事業特別会計	3億8,119万1,933円
介護保険特別会計	5,936万7,840円
墓地事業特別会計	438万6,755円
後期高齢者医療特別会計	6,992万8,865円
水道事業会計	4億3,173万7,114円
下水道事業会計	6,855万2,188円
歳入歳出外現金	2,663万4,908円

となっております。

以上で報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆様、おはようございます。議長のお許しを賜りましたので、平成30年9月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

災害とも言われた酷暑が続いている中、非常に強い台風21号の襲来が間近に迫っております。今後、大阪湾を通過することが予想されています。本町では、既に避難所を3カ所開設しております。今後も動向を注視し、万全の態勢をとってまいります。

議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、ご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会にご提案申し上げます議案でございますが、公平委員会委員の選任同意、教育委員会委員の任命同意、一部改正条例につきましては手数料条例の一部を改正する条例ほか3件、契約の締結につきましては工事請負契約、町道小谷穴釜線道路改良工事ほか2件並びに平成29年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

また、補正予算につきましては平成30年度熊取町一般会計補正予算（第6号）のほか3件、決算認定につきましては平成29年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定ほか6件をそれぞれご提案申し上げます。

何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおりご同意、ご可決、ご認定いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

---

議長（坂上巳生男君）次に、行政報告を行います。

初めに、報告第1号 平成29年度熊取町財政健全化判断比率について報告願います。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、行政報告をさせていただきます。

議案書の黄色の分界紙の次からの行政報告のうち、報告第1号 財政健全化判断比率につきましてご説明申し上げます。

財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度熊取町財政健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

各比率につきましては、下記の表のとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましてはそれぞれ赤字が発生しておりませんので該当数値がなく、バーで表示させていただいております。早期健全化基準はそれぞれ13.71%、18.71%で、財政再生基準はそれぞれ20.00%、30.00%となっております。

次に、実質公債費比率につきましては6.8%で、これに対する早期健全化基準が25.0%、財政再生基準が35.0%となっております。

次に、将来負担比率につきましては、将来負担額がマイナスとなりましたのでバーで表示させていただいており、これに対する早期健全化基準が350.0%となっております。

裏面をごらんください。

これらの財政健全化判断比率につきましての監査委員による審査意見書でございます。

第2、審査の結果のところでございますが、審査に付された当該比率とその算定基礎になる事項については適正であり、また、是正改善を要する事項につきましても特に指摘事項はないということでございます。

以上で、財政健全化判断比率につきましての報告を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）次に、報告第2号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計資金不足比率について報告願います。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、報告第2号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計資金不足比率についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度熊取町下水道

事業特別会計資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

平成29年度熊取町下水道事業特別会計資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため、バーで表示してございます。なお、国が示す経営健全化基準は20%と定められており、この基準以上になる場合には経営健全化計画の策定などが義務づけられているものでございます。

次のページをお開きください。

監査委員の意見書でございます。

第2の審査の結果でございますが、1つ目に総合意見としまして、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。2つ目に個別意見としまして、資金不足比率については、資金の不足額がないため該当数字がない。3つ目には是正改善を要する事項としまして、特に指摘すべき事項はないという意見でございました。

以上で、報告第2号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計資金不足比率についてご説明を終わります。

議長（坂上巳生男君）次に、報告第3号 平成29年度熊取町水道事業会計資金不足比率について報告願います。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）続きまして、報告第3号 平成29年度熊取町水道事業会計資金不足比率についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度熊取町水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

平成29年度熊取町水道事業会計資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため、バー表示してございます。なお、国が示す経営健全化基準は20%と定められており、この基準以上になる場合には経営健全化計画の策定などが義務づけられているものでございます。

次ページをお開きください。

監査委員の意見書でございます。

第2の審査の結果でございますが、1つ目に総合意見としまして、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。2つ目に個別意見としまして、資金不足比率については、資金の不足額がないため該当数値がない。3つ目には是正改善を要する事項としまして、特に指摘すべき事項はないというご意見でございました。

以上で、報告第3号 平成29年度熊取町水道事業会計資金不足比率についてのご説明を終わります。

議長（坂上巳生男君）次に、報告第4号 第124回大阪府原子炉問題審議会の概要について報告願います。吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）報告第4号 第124回大阪府原子炉問題審議会の概要につきましてご説明いたします。

同審議会は、平成30年8月10日、大阪府庁において開催されました。本町から当審議会委員として報告書のとおり4名が出席し、当日の議題は4件でありました。

まず、議題1の役員を選任につきましては、報告書のとおり、会長と副会長2名が全会一致で選任されました。

続きまして、議題2は京都大学臨界集合体実験装置（KUCA）で使用する高濃縮ウラン燃料の撤去についての審議でございます。

KURに続きKUCAの高濃縮ウラン燃料についても、平成28年に行われた核セキュリティ・サミットにおいて、高濃縮ウラン燃料の米国への撤去と燃料の低濃縮化に関する日米合意が行われましたが、来年度から2021年度の3年間で全ての高濃縮ウラン燃料の撤去を完了させるため、関係各所と調整・連携を行いながら輸送に伴う諸手続を進めるとの説明がありました。この件につきましては、去る7月27日に開催しました熊取町原子力問題対策協議会での審議結果同様、計画スケジュールに基づき、濃縮ウラン燃料を撤去することについて了承されました。

議題3は、京都大学複合原子力科学研究所の安全性等についての報告がございました。

まず、原子炉施設の状況について、1点目、KURについては、新規制基準への対応後、昨年8月29日に運転を再開後、昨年度の運転はことし2月15日で終了しておりましたが、今年度の運転につきましては、定期検査が、次のページをめくってください。8月上旬に終了し、8月下旬から今年度の利用運転を開始する予定との報告がありました。

また、昨年度のBNCTによる医療照射は37件で、今年度も週1回の実施を予定しているとのことでございます。

なお、後日に京都大学から環境課へ、8月下旬に予定としていた運転開始は8月21日になったとの情報提供がございましたので、補足させていただきます。

次に、2点目、KUCAにつきましても今年度の運転に向け定期検査を受けておりましたが、7月4日に検査に合格し、7月6日より今年度の運転を開始しており、来年2月下旬ごろまで安全性等に関する研究や人材育成の教育が行われると報告がありました。

3点目は、6月18日早朝に発生しました大阪北部の地震についてで、発生後、速やかに所内の施設・設備等の点検を行い、異常がないことを確認するとともに、関係各所へ通報連絡を行い、耐震安全性に問題ない旨の報告がありました。

4点目は、原子力利用における安全対策強化のための検査制度の見直しを内容とした法律改正があり、その施行日となる2020年4月に向け、より安全性を確保させるため、新たな検査制度に関する体制の検討を行うとともに、日本原子力研究開発機構との情報交換などを行っている旨の報告がありました。

次に、組織名称の変更について報告がありました。

最後に、議題4として、京都大学複合原子力科学研究所の定例報告がありました。

毎年、定例として報告されているもので、今回は平成29年6月から平成30年5月までの運転状況、平成30年度の共同利用研究及び研究会の採択状況と、平成29年4月から平成30年3月までの環境放射能測定報告がされました。環境放射能測定報告では、住民の健康に影響を与える結果は見られなかったとの説明でございました。

以上で、報告第4号 第124回大阪府原子炉問題審議会の概要についての説明を終わります。

議長（坂上巳生男君）次に、報告第5号 熊取町教育委員会活動の点検及び評価（平成29年度事業対象）の結果報告について及び報告第6号 損害賠償に関する専決処分報告について報告願います。貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）それでは、報告第5号 熊取町教育委員会活動の点検及び評価（平成29年度事業対象）の結果報告について説明いたします。

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づいて、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検、評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するものでございます。また、同条第2項において、この点検及び評価を行うに当たっては、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするとの規定により、2名で構成する評価委員会委員のご意見をお聞きし作成したものでございます。

今回の点検及び評価の対象としましたのは、平成29年度熊取町教育方針に掲げた教育事業全般でございます。点検及び評価の項目の設定につきましては、今年度、本報告書自体の構成について、過年度の評価委員会委員からのご意見等も踏まえ、わかりやすさを主眼に見直したところであり、報告書の（1）ページ、（2）ページの目次をごらんいただければと存じますが、新規の取り組みと主な取り組みの2つに大別し、さらにそれぞれ学校教育と社会教育の2つの分野に分類、主な取り組みにおいては、学校教育では基礎的、基本的な知識・技能の確実な定着と学力の向上を初め6項目、社会教育では生涯学習事業の実施（熊取ゆうゆう大学の運営）と教育コミュニティづくりの推進を初め7項目を設定いたしております。

詳細につきましては点検評価報告書の次のページからのおりでございますが、例として、お手

元9ページをごらんいただきますと、まず上段四角囲みで教育方針目標があり、その下にこれを実現するための個々の事業を設定しております。そして、その事業の具体的な取り組み概要を記載し、自己評価としての取り組み結果及び今後の課題、方向性を記載しております。また、可能なものは過去3年間の当該事業の決算額の推移を掲載しております。

個々の内容説明につきましては時間の都合上割愛させていただきますが、点検評価の結果につきましては、今後検討すべき課題等があるものの、全体的にはおおむね良好に執行できたものと考えております。

次に、点検評価報告書の55ページ、56ページをごらん願います。

この点検評価を行うに当たりましては、お二人の評価委員会委員からご意見を頂戴しております。大阪体育大学教育学部の吉美 学先生と熊取町スポーツ推進委員協議会の幸野信寿副会長により、2回にわたる評価委員会の後、意見書に記載のとおり、現状と課題を見据え、適切に取り組みを行うなど、現状にとどまることなく課題解決に向けた新たな事務事業を積極的に進めていることなどを評価いただけたところでございます。なお、今後の取り組みに当たっては、記載のとおり7項目にわたりご意見やご指摘をいただいたところでございます。

これらのご意見等につきましては、今後の教育委員会活動にしっかりと反映させてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましてもご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、熊取町教育委員会活動の点検及び評価（平成29年度事業対象）の結果報告についての説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、お手元議案書の次のページをごらん願います。

報告第6号 損害賠償に関する専決処分報告につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

裏面をごらん願います。

専決処分日は平成30年6月3日でございます。

内容でございますが、1、事故発生日時は、平成30年4月5日午後3時14分ごろでございます。

2、事故発生場所は、熊取町五門西2丁目14番14号先路上でございます。

3、相手方は、議案書記載のとおりでございます。

4、事故の概要でございますが、町立西小学校の校務員が専用公用車のバイクで町役場に向かう途中、町道五門寺之下線と町道五門築留線との交差点において、当方の専用公用車のバイクが町道五門寺之下線に向かい里道から直進中、右側から町道五門築留線を走行してきた相手車両と接触し、相手方車両に損傷を与えたものでございます。

5、損害賠償額でございますが、19万800円で、主に修理費用でございます。

なお、損害賠償費につきましては、全国町村会が設置する一般財団法人全国自治協会の町村有自動車損害共済からの補填を受けるものでございます。

今後におきましては、より一層事故防止に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、報告第6号 損害賠償に関する専決処分報告についての報告を終わらせていただきます。議長（坂上巳生男君）ただいまの行政報告6件に対し、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

江川議員。

13番（江川慶子君）ただいま報告のあった教育委員会の活動の点検評価報告書のところの22ページ、23ページについて、少し質問というか意見を述べさせていただきます。

教育環境や条件の整備ということで、就学援助の見直しをする必要があるということが22ページの下の方の今後の課題・方向性のところで書かれておりますが、具体的ななぜ見直しが必要なのか、説明が全くありません。そのことをまず明記するべきではないのかなと思います。

それから、23ページの給食事業の充実です、下の。取り組み結果のところ、スチームクッカーの導入によって栄養価の高い調理法で提供できたという評価なんですけれども、これにより調理員の調理室の環境が非常にきつくなって、熱中症になられた調理員もおられると聞いております。そういうことに対しての今後の方向性というのがないというふうに感じました。

意見というか、詳しいことはまた決算委員会なりそれなりのところで聞きたいと思いますが、何かその点について今答えることがあるのであれば。なければ決算のときに聞きます。

議長（坂上巳生男君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）報告第6号なんですけど、事故のことでご説明があったんですけども、校務員、バイクで衝突されたということで、その方はけがとかはなかったのか、もう少し状況について説明をお願いしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）若干補足いたしますと、まず相手方は軽車両で、相手方、女性の方はけがはありませんでした。ただ、今おっしゃられた校務員の方は、肋骨3本と足も骨折されて入院されていて、8月の中旬から出てこられて、今は通常の勤務につかれています。校務員のけがの治療は人事の労災保険の適用になります。

過失相殺が6割こちらが悪いということで、それなりの割合でそういう対応になりますけれども、労災保険で賄われると、4割は相手方の保険会社から、労災保険からまた請求すると、そういう形で、今現時点ではお元気に通常の勤務につかれていますような状況でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。過失割合6割というところでけがもされたというところが、もう復帰されたということですが、大変だったと思います。今後もそういった事故のないようにしていただくように、また再度注意と徹底をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）ご指摘ありがとうございます。

実は、4月5日に事故があって、事故の翌日には全校務員を対象に一度口頭にて、大きなけが、事故でございましたので直接注意喚起をしております。また、4月11日に全ての校長先生宛てに文書にて公用車の安全運転に関するそういった喚起の文書を流させていただいたと。先ほど申し上げたように、8月1日から出勤できましたので、2日、本人には口頭で再度注意喚起、注意を含めて促したことで、今月、交通安全運転講習会がございますので、そちらを受講いただいて、安全について再度考える機会をお持ちいただきたいと。あと、先月ですけど、8月21日に、こういったこともございましたので、校務員の意見交換会というのを開催しております。その意見交換会の場で一つのテーマとして安全運転についてを取り上げて、再度、重ねてそういう喚起に努めたところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかにございせんか。佐古議員。

11番（佐古員規君）先ほどの関連なんですけれども、バイクですので本来であれば自動車のほうが悪いかんと思っていただけれども、6割の過失があるということで、細いところだったのでそういった事故だったのかなと思います。

ちょっと質問したいことは、こういった事故の場合にということで、以前もドライブレコーダー設置はどうかということで提案したかと思えます。その辺の進捗について、わかれば教えてください。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）ドライブレコーダーにつきましては、今年度いろいろ調整をしております、

一応予定では来年度の当初予算に計上したいというところで、公用車、専用車、全て含めて検討している状況でございます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終わります。

---

議長（坂上巳生男君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席6番 鱧谷議員、議席7番 二見議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会委員長の報告を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る8月29日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成30年9月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日9月4日から9月27日までの24日間といたします。

次に、本会議の日程であります。本日9月4日、5日、6日、7日及び27日の5日間といたします。

次に、委員会の開催についてであります。総務文教常任委員会を9月12日に、事業厚生常任委員会を9月11日に開催していただきます。

また、平成29年度の各会計決算の審査につきましては、決算審査特別委員会を設置し、9月14日、20日、21日及び25日に本特別委員会を開催していただきます。

次に、第2回目の議会運営委員会を9月11日に、議員全員協議会を9月12日にそれぞれ開催いたします。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程表のとおりといたします。

なお、日程第4 議案第51号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告についての件、日程第5 議案第52号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告についての件、日程第6 議案第53号 公平委員会委員の選任同意についての件、日程第7 議案第54号 教育委員会委員の任命同意についての件、日程第12 議案第59号 工事請負契約の締結について（町道小谷穴釜線道路改良工事）の件及び日程第15 議案第62号 平成29年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上の6件は、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日9月4日から9月27日までの24日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月4日から9月27日までの24日間と決定いたしました。

---

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。



すが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。

---

(「10時42分」延会)

---

9月熊取町議会定例会（第2号）

## 平成30年9月定例会会議録（第2号）

月 日 平成30年9月6日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	南 和仁
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	東野 秀毅
企 画 部 理 事	北川 裕一	兼 財 政 課 長	
総 務 部 理 事	阪上 章	総 務 部 理 事	林 利秀
住 民 部 理 事	田中 耕二	住 民 部 理 事	藤原 伸彦
住 民 部 理 事	田中 耕二	健 康 福 祉 部 理 事	小山 高宏
健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆	兼 子 育 て 支 援 課 長	木村 直義
都 市 整 備 部 長	泉谷 徹	都 市 整 備 部 理 事	大西 宏
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	教 育 次 長	貝口 良夫
教 育 委 員 会 事 務 局 統 括 理 事	吉田 茂昭	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	野津 恵

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第51号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告について  
議案第52号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告について  
議案第53号 公平委員会委員の選任同意について  
議案第54号 教育委員会委員の任命同意について  
議案第55号 手数料条例の一部を改正する条例  
議案第56号 税条例等の一部を改正する条例  
議案第57号 印鑑登録条例の一部を改正する条例  
議案第58号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
議案第59号 工事請負契約の締結について（町道小谷穴釜線道路改良工事）  
議案第60号 工事請負契約の締結について（向田橋橋梁修繕工事）  
議案第61号 町立小・中学校の校務用パソコンの購入について  
議案第62号 平成29年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
議案第63号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第6号）  
議案第64号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第65号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第66号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第67号 平成29年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第69号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第70号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第71号 平成29年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第72号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第73号 平成29年度熊取町水道事業会計決算認定について

一 般 質 問

---

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年9月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

---

（「10時00分」開会）

---

議長（坂上巳生男君）9月4日午後6時ごろ、災害対策本部から要請があり、9月5日の本会議を台風被害対応のため休会いたしました。

台風被害に遭われた方々に対しまして、町議会を代表し、衷心よりお見舞い申し上げます。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

本日9月6日午前9時から、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成30年9月熊取町議会定例会の議事日程について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

議事日程を変更し、一般質問を最終日に実施することとし、当初、日程第4としていた議案第51号を日程第3とし、以降繰り上げ、日程第26を一般質問とすることに決定いたしました。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、議事日程を変更し、一般質問を最終日に実施することとし、日程第3以降を繰り上げることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議事日程を変更することに決定いたしました。

---

議長（坂上巳生男君）それでは、本日の日程に入ります。

本日の会議については、議案説明の終わられた皆様は会議の途中でも退出いただいて結構ですので、申し添えておきます。

日程第3 議案第51号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）議案第51号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして平成30年6月26日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、くまとりふるさと応援寄附が当初の想定を大幅に上回る

状況でございますので、その対応のために必要となる経費でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1 ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,643万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ129億2,495万円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

4 ページ、5 ページは総括ですので、省略させていただきます。

6 ページ、7 ページをごらんになってください。

まず、歳入でございますが、款 寄附金、項 寄附金、目 一般寄附金のくまとりふるさと応援寄附金5億6,643万9,000円の増額につきましては、歳出補正額と同額を計上したものでございます。続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8 ページ、9 ページをごらんになってください。

款 総務費、項 総務管理費、目 企画費のくまとりふるさと応援寄附事業、謝礼品費5億400万円の増額につきましては、所要見込み額の増によるものでございます。次の印刷製本費30万円の増額につきましては、寄附受領証明書などを送付するための郵送用窓空き封筒の作成経費でございます。次の通信運搬費129万6,000円の増額につきましては、同じく寄附受領証明書等の郵送に係る所要見込み額の増によるものでございます。その下のクレジットカード等決済手数料907万2,000円の増額につきましては、寄附金の決済に係る所要見込み額の増によるもので、最後の公金支払システム使用料5,177万1,000円の増額につきましても、ポータルサイト使用に係る所要見込み額の増によるものでございます。

以上で、議案第51号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。重光議員。

2番（重光俊則君）おはようございます。

今説明をいただきましたけれども、補正前の額が1億円ですね。この1億円は何なのか。補正值がふるさと応援寄附金として5億6,000万円ですけれども、これは今年度ふえる額なんでしょうか。そして、ふるさと応援寄附で謝礼品費が5億幾らといたしますと、これは90%ぐらいを謝礼品費に使っているということなんでしょうか。この辺の説明をお願いします。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、ご答弁申し上げます。

当初予算では、まず寄附実績というものを3億円を目標として計上させていただきました。その必要経費として約1億円見込ませていただきまして、それで当初予算につきましては歳入歳出予算とも1億円を計上させていただいたというところでございます。

今般の補正予算では、寄附総額、寄附金の見込み額というのが大幅に増加ということで、ただいま東野理事から説明がありましたとおり、約、当初の4倍の12億円の見込みがあるというところで、それに必要となってくる経費、それらを今般補正予算として計上させていただいたというところでございます。

なお、謝礼品費でございますけれども、謝礼品費の率につきましては大体全体の30%ないし50%の間で設定しておりますが、それ以外にかかってくるもろもろのあと残り、ただいま歳出の経費にありましたものを組みまして、全体の約40%、45%程度が謝礼品費率ということになるものでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）この目的は謝礼品費を確保するための補正ということで、大体従来からの40%前後の値を計上しているということですね。実際12億円入ってくるということは最後の決算でしかわからないということで、予算補正とかはしないということですか。今現時点で幾らかもう入ってきていると、その半分ぐらいは入ってきているのかなと思われるんですけども、入の補正はしないということですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）歳入ですけれども、議案書の6ページ、7ページのところで補正額ということで歳出と同額の5億6,643万9,000円、こちらを今回歳入として上げさせていただいてございます。以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）この歳入は、ふるさと応援寄附金で5億6,000万円が現時点でもう入っているということで、何月時点かわかりません。何月時点なんでしょうか。それで入っている値を計上しているということでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）こちらの時点でございますが、専決日であります6月26日現時点の見込みというところで、実際のところ、歳入済みというんでしょうか、歳入を予算として組ませていただいているという、そういった内容でございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）それでは、今の時点で約5億6,000万円で、今後6億円ぐらいふえると。その全体のふるさと応援寄附金に対して今年度は5億円を見込むという理解をしておけばよろしいですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）おおむね議員のおっしゃるとおりでございますが、全国の皆様からいただける基金総額では今回の補正予算で12億円いただけるというふうな、そういった見積もりによりまして要は組んでございます。最終的に年度末3月31日にまた基金繰り入れということで決算させていただくことになるんですけども、そのとき、最終的には改めて幾ら入ったかというのは適時適切に皆様にご通知、お知らせをしてみたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）よくわかりました。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。阪口議員。

4番（阪口 均君）今までにない数字を計上するという形になるんですけども、大幅に伸びた要素、これをどういうふうに理解したらいいんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）今、議員ご指摘のとおり、この2年なんですけれども、今までお示ししましたとおり3億円から4億円というところで頑張って推移してきたところでございますが、実は本年5月に、より魅力的な謝礼品というところで、非常に人気のあるおしゃれなデザインの若い方が喜ぶようなそういったお鍋を、実はこれ、テレビで紹介されるような非常におしゃれなお鍋なんです。そういったお鍋であったりとか、また一部、有名な家電であったりとかというような、そ

ったところに積極的に営業をかけまして謝礼品にそろえることができました。そういったところで、ありがたいお話でございますが、このように伸びたのではないかとというふうに分析しているところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第51号について、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第51号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第51号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第4 議案第52号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）議案第52号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

この専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして平成30年7月20日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、6月発生の大阪北部地震及び7月豪雨により被災した施設の復旧に係る経費でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんになってください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,197万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ129億4,692万3,000円と定めるものとでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては地方債の補正でございますので、順次説明させていただきます。

4ページをお開きになってください。

第2表地方債補正でございます。

1、追加ですが、河川災害復旧事業1,140万円のうち、補助災害分130万円につきましては普通河川雨山川（美熊台地区）の応急復旧事業に係る財源として借り入れるものとでございます。充当率につきましては、補助裏の100%でございます。そのほか、単独分として1,010万円につきましても、普通河川雨山川（美熊台地区）の復旧事業に係る測量設計の財源として借り入れるものとでございます。充当率につきましては、起債対象事業費の100%でございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

5ページ、6ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをごらんになってください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 災害復旧費国庫負担金の河川災害復旧費負担金278万4,000円の増額につきましては、普通河川雨山川（美熊台地区）の応急復旧工事に係る国庫負担金でございます。

次の款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金778万9,000円の増額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

最後に、款 町債につきましては、第2表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをごらんになってください。

款 教育費、項 保健体育費、目 体育施設費の体育施設維持管理事業、維持修繕工事費356万3,000円の増額につきましては、6月の大阪北部地震により被災した総合体育館の天井修繕に係る経費でございます。

続いて、款 災害復旧費、項 農林水産施設災害復旧費、目 農業施設災害復旧費の農業施設災害復旧事業、測量・設計・監理等委託料60万1,000円の増額につきましては、7月豪雨により被災した小谷水路災害復旧の測量設計業務に係る経費でございます。その下の目 林業施設災害復旧費の林業施設災害復旧事業、測量・設計・監理等委託料115万6,000円の増額につきましても、7月豪雨により被災した林道松尾線災害復旧の測量設計に係る業務に係る経費でございます。

次の項 公共土木施設災害復旧費、目 河川災害復旧費の河川災害復旧事業、測量・設計・監理等委託料1,191万円の増額につきましても、7月豪雨により被災した普通河川雨山川の美熊台地区及び成合地区、普通河川和田川の和田地区、準用河川見出川（小垣内地区）の災害復旧に係る測量設計業務の経費でございます。最後の災害復旧工事費474万3,000円の増額につきましては、普通河川雨山川（美熊台地区）の災害応急復旧に係る工事でございます。

なお、12ページの地方債調書につきましては、後ほどお目通しいたいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第52号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）今回の災害復旧についてなんですけど、美熊台地区の法面の分の補正予算計上で、一応、国のほうに災害指定というところで申請してということになっているかと思うんですが、工事はいつぐらいからかかる予定なんですか。そういったところの説明をお願いします。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）今回の専決補正によって設計業務を委託しておりまして現在進めているところで、今後、それで金額を算定して、現地で国の査定を受けて、これが災害ということで認定されればその金額を国庫を受けて工事できるということになるんですけども、その時期が、河川のほうは9月の中旬ぐらいに国の査定を受ける予定でございます。工事につきましてはこの本会議の追加補正という形で上程をさせていただき予定でございますので、それで議決をいただいた後の発注ということになるかと思えます。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）すみません、ちょっと補足させていただきます。

美熊台につきましては、河川の災害の査定がほかの河川も含めまして9月18日から21日の間で国の査定を受けるという予定と今の日程になってございます。それを受けまして発注の設計書を組みまして進めていくところなんですけれども、美熊台の場合は金額がかなり高額になる予想がもうついてございますので、これにつきましては今のところ12月議会で契約締結の議決をいただいた後の本契約になりまして、工事着手というところになるのかなど。普通の手続でいけばそういう流れと



なっております。ほかの工事につきましては、5,000万円以下の契約となる見込みでございますので、この9月補正をもちまして追加議案として工事費の補正を現在考えてございますので、その後、査定を受けまして工事発注に入っていくんですけれども、美熊台の場合は5,000万円以上ということで、高額になるということで予想が立っておりますので、今の通常の手続でいきますと、先ほど申しました12月議会の議決を得まして、その後着手というところになってございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）先に今の件についてお聞きしたいんですが、9月19日から9月21日で国が査定すると。それから、今までの設計業務から見て発注設計といいますか、具体的にどれが金がかかるかを決めると。それが終わったら金が幾らかかるというのは決定しますよね。そうしますと、手続からいうと12月の議会によって決定になりますけれども、その金が出た時点で、本当は早く工事をしないと、秋に大雨が降るとかいろんなことが考えられますよね。金が決まって議会の議決を待つだけで期間が伸びるというのはいかがなものかと考えるんですけれども、その辺は、時期的なものとお金とどのようにお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）正式な金額といいますのは査定を受けて決定するわけでございますけれども、現在、査定の資料を作成するために、一応工事費はこのくらいだというのはうちとしても持っているところでございまして、その額をもって先ほど申しあげましたこの議会の追加議案として工事費の予算は一応上げさせていただきたいなというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）ということは、今の本会議の中で最終日までに補正予算が出されると考えていいということですか。それで、枠を決めて工事の発注になるということでもよろしいですか。ご回答をお願いします。うなずかれていますけれど。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）工事費の予算に関しては議員おっしゃったとおりでございます。ただ、美熊台地区につきましては金額が約億単位の額になってくるかと思っておりますので、当然、その工事の発注に関しては議会の議決案件になってきますので、予算は追加議案のほうで確保はしますけれども、ただ、契約の締結の議会案件の議決についてはどうしても12月議会になろうかということです。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）正規の手続でいくとそうなるということですね。その辺は理解できますけれども、災害復旧に対する議決をどこまで延ばすのかということについては、やっぱり議会とよく相談して、早期工事ができるような議会の進め方もあり得るのか、例えば臨時議会というのもあり得ますよね。そういうことも含めて、議会と検討する場を町長で持っていただいて、そういう早期に工事着手できるような手続をお願いしたいと思います、それはお願いしてもいいのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）今、議員おっしゃられたように、できるだけ早い段階で議会と協議を行いまして、通常の手続よりもできるだけ早く締結できるような手続を踏んでほしいということで町長からも指示を受けていますので、金額が確定次第、議会と一遍その辺の調整はやらせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）ぜひよろしく申し上げます。災害復旧で、議会手続だけで延期、その着手がおくれるというのは非常に問題だと思いますので、ぜひ迅速に対応をよろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第52号について、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第52号 平成30年度熊取町一般会計補正予算(第5号)の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第52号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

議長(坂上巳生男君)次に、日程第5 議案第53号 公平委員会委員の選任同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君)それでは、議案第53号 公平委員会委員の選任同意についてご説明申し上げます。

公平委員会委員の松田聰子氏につきましては、平成30年9月30日付で任期満了となります。引き続き同氏を再任したいと考えておりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の6ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長(坂上巳生男君)以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第53号について、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第53号 公平委員会委員の選任同意についての件を採決いたします。

議案第53号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案に同意することに決定いたしました。

---

議長(坂上巳生男君)次に、日程第6 議案第54号 教育委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君)それでは、議案第54号 教育委員会委員の任命同意についてご説明申し上げます。

教育委員会委員の山本洋子氏につきましては、平成30年9月30日付で任期満了となります。その後任といたしまして鈴木直子氏を任命したいと考えておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の8ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員会付託を省略することに決定いたしました。それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第54号について、討論を省略し、採決いたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第54号 教育委員会委員の任命同意についての件を採決いたします。

議案第54号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案に同意することに決定いたしました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第7 議案第55号 手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、議案第55号 手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書9ページをごらんください。

提案理由でございますが、個人番号カードを利用したコンビニエンスストア等の多機能端末機での各種証明書等の交付、いわゆるコンビニ交付を開始することに伴い、その手数料を規定するためにこの条例案を提出するものでございます。

なお、今回の改正につきましては、各種証明書等のコンビニ交付に係る手数料を窓口交付に係る手数料に対し100円減額して設定し、各種証明書等の発行について窓口交付からコンビニ交付への誘導を図ることで窓口の混雑緩和につなげるとともに、中長期的な窓口交付件数の減少に伴う窓口業務の委託化や人員減など、行財政改革に資することを目的とするものでございます。

それでは、10ページをごらんください。

こちらは、手数料条例の一部を改正する条例改め文でございます。

説明につきましては、議案書ピンク色の分界紙の後ろ、資料1-1、新旧対照表にて説明いたしますので、そちらをごらんください。

手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表、右が現行、左が改正案でございます。

第2条の表中、手数料を徴収する事項の6の項、住民票写しの交付の金額1件300円について、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機による交付の場合は200円とする旨を加えるものでございます。

次に、7の項、住民票記載事項証明につきましても、先ほどの住民票写しの交付と同様、多機能端末機による交付の場合は金額を200円とする旨を加えるものでございます。

資料1-2をごらんください。

7の項、住民票記載事項証明の後ろに、8の項として住民基本台帳の一部の写しの閲覧、金額1件300円を新たに追加するもので、こちらにつきましては、これまで32の項、公簿閲覧1件300円に基づき手数料を徴収しておりましたが、今回の改正にあわせて他市町と同様に明確化するため、新たに追加するものでございます。これにより、8の項、戸籍の附票写しの交付から54の項、その他

の証明までがそれぞれ1項ずつ繰り下がることとなります。

次に8の項、戸籍の附票の写しの交付、15の項、印鑑登録証明につきましても、1項繰り下がった上で、先ほどと同じ内容で200円とする旨を加えております。

また、16の項、戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付につきましても、1項繰り下がった上で、金額1件450円について多機能端末機による交付の場合350円とする旨を加えるものでございます。

恐れ入りますが、議案書10ページにお戻りください。

附則でございます。

この条例は、平成31年4月16日から施行するものでございます。

以上で、議案第55号 手数料条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第8 議案第56号 税条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、議案書11ページの議案第56号 税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず、提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、税条例等の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものです。

12ページをお開きください。

税条例等の一部を改正する条例です。

それでは、改正内容につきましては新旧対照表によりご説明いたします。

議案書の後ろ、ピンク色の分界紙以降、資料2-1をごらんください。

税条例等の一部を改正する条例新旧対照表です。右が現行、左が改正案です。

それでは、税条例等の一部を改正する条例の第1条改正です。

第16条ですが、町民税の納税義務者に関する規定で、第1項については文言の整理を行うものです。次に、第3項については、法人格のない社団もしくは財団で収益事業を行うものまたは法人課税信託を行うものについては、今回の税条例の改正で新設する第44条第10項から第12項までを除いて法人町民税に関する規定を適用するものです。

次に、第17条の個人町民税の非課税の範囲の規定ですが、第1項第2号及び第2項の規定ですが、給与所得控除及び年金所得控除等から基礎控除へ10万円の控除額を振りかえる税制改正を受け、現行と同様、非課税の適用を受けることができる者の範囲が変わらないようにするための所要の措置です。

第20条の所得控除に関する規定ですが、納税義務者本人の合計所得に応じて基礎控除額が低減、消失する仕組みが構築される税制改正を受け、前年の合計所得金額が2,500万円以下の者に対して基礎控除を適用するものです。

また、第23条の調整控除に係る規定ですが、前年の合計所得金額が2,500万円以下である納税義務者に対して調整控除を適用するもの及び文言整理です。

次に、資料2-3の下段をごらんください。

第27条の町民税の申告に関する規定ですが、所得が公的年金等のみの者に対し、所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係る所得税の申告を不要とするものです。

次に、資料2-4の下段をごらんください。

第44条の法人町民税の申告納付ですが、第1項については今回の条例改正に伴う所要の措置です。

次に、資料2-5をごらんください。

第10項ですが、資本金の額が1億円を超える法人等に係る申告についてはe-Taxを使用し、地方税共同機構を経由する電子申告を行うことを義務化するもので、第11項については、第10項に規定する電子申告による申告についてもこの条例及び規則の規定を適用するための規定です。

次に、第12項ですが、第10項に規定する電子申告については、地方税共同機構の電子計算機に記載された時点において本町に申告書が提出されたものとみなすものです。

次に、資料2-6をごらんください。

第97条の製造たばこの区分ですが、新たに加熱式たばこの区分を創設するに当たり、製造たばこの区分に係る条項を新設するものです。97条の2については今回の改正に伴う条ずれです。

次に、98条の2、製造たばことみなす場合に係る規定ですが、加熱式たばこの区分が創設されたことに伴い、加熱式たばこの定義を定めるものです。

次に、資料2-7の中段をごらんください。

第99条のたばこ税の課税標準に係る規定ですが、第1項については、今回の条例改正に伴う条ずれ対応及び所要の措置です。

第2項については、加熱式たばこの区分が創設されたことに伴う所要の措置です。

第3項については、加熱式たばこの紙巻きたばこへの本数換算方法を規定したもので、平成30年10月1日から5カ年かけて、現行の課税方式である葉たばこ、溶液、紙巻き、フィルターの重量を用いて紙巻きたばこの本数に換算している方法から、葉たばこ、溶液の重量、小売価格を用いて紙巻きたばこの本数に換算する新課税方式へ移行する税制改正を受け、平成30年10月1日から、第1回の課税方式の見直しについては、加熱式たばこから紙巻きたばこへの本数換算を現行の課税方式で8割分を、新課税方式で2割分を算出するものです。

次に、資料2-9をごらんください。

第4項から第6項については、加熱式たばこの重量の要素をもとに紙巻きたばこの本数に換算する方法を、第7項から第9項については、小売価格の要素をもとに紙巻きたばこの本数に換算する方法を規定するものです。

次に、資料2-10の下段をごらんください。

第100条のたばこ税の税率ですが、平成30年10月1日以降の税率を1,000本当たり5,692円とするものです。

次に、第101条のたばこ税の課税免除に係る規定ですが、第3項については今回の改正に伴う条ずれ対応です。

資料2-11をごらんください。

第103条のたばこ税の申告納付の手續に係る規定ですが、文言の整理を行うものです。

次に、資料2-12をごらんください。

附則第9条の個人の町民税の所得割の非課税の範囲等に係る規定ですが、給与所得控除及び年金所得控除等から基礎控除へ10万円の控除額を振りかえる税制改正を受け、現行と同様に所得割の非課税の適用を受けることができる者の範囲が変わらないようにするための所要の措置です。

次に、附則第22条の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に係る規定ですが、租税特別措置法の改正に伴う条ずれ対応です。

次に、資料2-14をごらんください。

税条例等の一部を改正する条例の第2条改正の新旧対照表です。

第99条のたばこ税の課税標準に係る規定ですが、第3項において、平成31年10月1日以降の加熱式たばこの課税方式の見直しについて、加熱式たばこから紙巻きたばこへ本数換算を現行の課税方式で6割分を、新課税方式で4割分を算出するものです。

次に、資料2-15をごらんください。

税条例等の一部を改正する条例の第3条改正の新旧対照表です。

第99条のたばこ税の課税標準に係る規定ですが、第3項において、平成32年10月1日以降の加熱式たばこの課税方式の見直しについて、加熱式たばこから紙巻きたばこへの本数換算を現行の課税方式で4割分を、新課税方式で6割分を算出するものです。

次に、資料2-16をごらんください。

第100条のたばこ税の税率の規定ですが、平成32年10月1日以降のたばこ税の税率を1,000本当たり6,122円とするものです。

次に、資料2-17をごらんください。

税条例等の一部を改正する条例の第4条の新旧対照表です。

第99条のたばこ税の課税標準に係る規定ですが、第3項において、平成33年10月1日以降の加熱式たばこの課税方式について、加熱式たばこから紙巻きたばこへの本数換算を現行の課税方式で2割分を、新課税方式で8割分を算出するものです。

次に、資料2-18をごらんください。

第100条のたばこ税の税率の規定ですが、平成33年10月1日以降のたばこの税率を1,000本当たり6,552円とするものです。

次に、資料2-19をごらんください。

税条例等の一部を改正する条例の第5条改正の新旧対照表です。

第98条の2、製造たばことみなす場合の規定及び第99条のたばこ税の課税標準に係る規定ですが、平成34年10月1日をもって加熱式たばこの新課税方式への段階的移行が終了するため、所要の措置となっております。

資料2-22をごらんください。

税条例等の一部を改正する条例の第6条改正の新旧対照表です。

附則第5条の町たばこ税に関する経過措置の規定ですが、第2項において、3級品たばこの税率の引き上げ日を「平成31年4月1日」から「平成31年10月1日」に延期するための所要の措置です。

第4項については、今回の条例改正に伴う条ずれ対応です。

資料2-23をごらんください。

第13項については、平成31年10月1日に税率の引き上げを行うに当たり、たばこの卸売販売業者等が所持する旧税率で仕入れた3級品たばこについて、手持品課税を実施し、税率を1,000本当たり1,692円とするものです。

資料2-24をごらんください。

第14項について、3級品たばこの税率を引き上げ日の変更に伴い、卸売販売業者等の町等への申告期限を平成31年10月31日に、納税の期限を平成32年3月31日に改正するものです。

資料2-25をごらんください。

税条例等の一部を改正する条例の第7条改正の新旧対照表です。

こちらにつきましては、附則第18条の2の条ずれ及び軽自動車税のグリーン化特例の経過に係る部分を削除するものです。

恐れ入りますが、議案書17ページにお戻りください。

改正条例の附則でございます。

第1条は施行期日で、改正条例は平成30年10月1日から施行するものです。ただし、次の各号に規定するものについては個別に施行日を設定するものです。具体的には、第1号で、今回の第7条に関する改正規定は公布の日を施行日とするものです。

次に、第2号で、第1条中第17条第2項の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める改正規定、条例第27条第1項の町民税の申告に関する改正規定、税条例附則第22条第3項の優良住宅地の造成等のために譲渡した場合の長期譲渡所得の特例に係る改正規定及びこの改正条例の附則第2条第1項の町民税に関する経過措置に係る改正規定については、平成31年1月1日を施行日とするものです。

次に、第3号で、この改正条例の第2条の加熱式たばこの2回目の税率の見直しに係る改正規定は、施行日の31年10月1日とするものです。

次に、第4号で、第1条中条例第16条第1項及び第3項の町民税の納税義務者の改正規定及び第44条の法人町民税の申告納付に関する改正規定、改正条例附則第2条第3項の法人町民税の経過措置に係る規定につきましては、平成32年4月1日から施行するものです。

次に、第5号で、この改正条例第3条の加熱式たばこの3回目の税率の見直し及びたばこ税の税率改正に係る改正規定及び改正条例附則第6条のたばこ税の経過措置及び2回目のたばこ税の手持品課税の改正規定については、施行日を平成32年11月1日とするものです。

次に、第6号で、第1条中第17条の個人町民税の非課税の範囲に係る改正規定並びに条例第20条の所得控除及び第23条の調整控除に係る改正規定及び附則第9条の個人町民税の所得割の非課税に関する改正規定並びにこの改正条例の附則第2条第2項の個人町民税の経過措置に係る施行日を平成33年1月1日とするものです。

次に、第7号で、改正条例の第4条の加熱式たばこの4回目の税率の見直し及びたばこ税の税率改正に係る改正規定及びこの改正条例の附則第8条の町たばこ税に関する経過措置及び第9条の3回目の手持品課税の改正規定については、施行日を平成33年10月1日とするものです。

次に、第8号については、第5回目の加熱式たばこの税率の見直しに係る改正規定について、施行日を平成34年10月1日とするものです。

続いて、附則第2条の町民税に関する経過措置に関する規定ですが、第1項は、附則第1条第2号に掲げる改正後の税条例の規定中、個人の町民税に関する改正規定は平成31年度以降の個人町民税について適用し、平成30年度分までの個人町民税については、なお従前の例によるものとするものです。

次に、第2項ですが、附則第1条第6号に掲げる改正後の税条例の規定中、個人の町民税に関する改正規定は平成33年度以降の個人町民税について適用し、平成32年度分までの個人町民税については、なお従前の例によるものとするものです。

次に、第3項ですが、第1条に規定する法人町民税に関する規定については、施行の日以後に開始する事業年度分に適用し、事業開始日が施行日以前の場合は従前の例によるものとするものです。

続いて、18ページの附則第3条の町たばこ税に関する経過措置に係る規定ですが、別段の定めがあるものを除いて、この条例の施行の日前に課したまたは課すべきであった町たばこ税については、従前の例によるものとするものです。

続いて、附則第4条の手持品課税に係る町たばこ税に係る規定ですが、平成30年10月1日以前に旧税率により仕入れた製造たばこについて、平成30年10月1日時点で所有している場合1,000本につき430円を課し、また第2項で申告期限を、第3項で納期限を、第4項で条例の読みかえ規定を、第5項で返還たばこが生じた場合の取り扱いを規定しております。

続いて、20ページをごらんください。

附則第5条ですが、手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置ですが、平成30年10月1日から平成31年9月31日の間について、附則第4条第4項の規定の読みかえ規定を設けるものです。

続いて、附則第6条及び第7条については、内容としましては先ほどの附則第3条及び第4条と同内容で、平成32年10月1日及び平成33年10月1日に実施されるたばこ税率の引き上げに係る引き上げ税額、申告期限、納期限及び条例の読みかえ規定、返還たばこが生じた場合の取り扱いについて規定しております。

以上で、議案第56号 税条例等の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第9 議案第57号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）それでは、議案第57号 印鑑登録条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書25ページをごらんください。

提案理由でございますが、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等の多機能端末機での印鑑登録証明書の交付を開始するために、この条例案を提出するものでございます。

26ページをごらんください。

こちらは、印鑑登録条例の一部を改正する条例改め文となります。

内容につきましては、議案書ピンクの分界紙の後ろ、資料3、新旧対照表にて説明させていただきますので、そちらをごらんください。

印鑑登録条例の一部を改正する条例新旧対照表、右が現行、左が改正案でございます。

資料には記載されておりませんが、現行の第10条では、印鑑を登録している被登録者またはその代理人は、印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、印鑑登録カードを添えて印鑑登録証明書交付申請書により申請しなければならない旨が規定されており、第11条は、その例外規定として住民サービス端末機、いわゆる自動交付機での印鑑登録カード及び暗証番号入力により印鑑登録証明書の交付について規定しております。

今回、第11条の後に第11条の2といたしまして、各コンビニエンスストア等に設置されております多機能端末機による印鑑登録証明書の交付について、個人番号カードを利用することにより、多機能端末機で印鑑登録証明書の交付を受けることができる旨を追加規定するものでございます。

なお、自動交付機につきましては、これまで報告させていただいているとおり、システム業界が当該機器から撤退しており、メンテナンス部品の調達及び保守についても行うことができないため、予備機として保有している2台を含め、現行機が故障すればサービスを廃止せざるを得ない状況にあり、このことに起因してコンビニ交付サービスを開始するものでございます。

しかしながら、自動交付機は住民票及び印鑑証明につきましては全体の24%、年間約7,800件の発行を担っていること、さらに、18%、約5,900件の発行を担っている駅下にぎわい館での交付サービスにつきましては行革の観点から平成31年3月末をもって廃止予定であることから、この2つを同時に廃止いたしますと相当な窓口混雑が想定されます。したがって、自動交付機につきましてはコンビニ交付開始後も一定期間使用し、その利用状況や窓口の状況を確認した上で廃止後の対応策等を検討したいと考えておりますため、自動交付機について規定しております現行の第11条につきましては暫定的に残しておくものでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書26ページにお戻り願います。

附則でございます。

この条例は、平成31年4月16日から施行するものでございます。



以上で、議案第57号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。重光議員。  
2番（重光俊則君）1点だけ教えてください。

多機能端末機の使用により発行されるというのはわかるのですが、個人番号カードを持っていないければ印鑑登録はだんだん受けられなくなりますよと、今ある専用機が機能しなくなったら申請書による受け取りができなくなるので、個人番号カードによって、数年先、何年先かわかりませんが、にはもうそれ以外には印鑑証明をとれなくなりますよということを住民の人に教える必要があるような条例変更だと考えていいんですか。今ある専用機が使えなくなるのが近いとおっしゃいましたよね。だから、それがいつごろで、それから先は個人番号カードによる多機能端末でないで発行できなくなるということで理解したらいいんですか、今先ほどの説明は。

議長（坂上巳生男君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）まず、自動交付機の話でございますが、今玄関のところに置いている機械が1基、これの予備機として実は2基保有してございます。これは、もともとなぜそうしたかといいますと、先ほどの説明でも申し上げましたように、もうシステム業界が撤退しておりまして、故障した場合修繕の部品等もございません。ということで、もし今故障すれば予備機を出してきて予備機で対応するという形ですが、これが3台ともだめになった場合は、もう今のカードを利用して自動交付機で印鑑登録証明や住民票を出すことはできなくなるというところでございます。

もともとこれが、去年、おとしぐらいからシステム業界が撤退でもうだめですというお話をいただいていたので、これを全て窓口で受けますと非常に混雑するということがわかっております。これに対応するために検討していたと同時にコンビニ交付というものが出てきたというところで、これに移行しようという形で今回移行すると。ただし、現時点でも、もう例えば今年度中でも自動交付機が潰れてしまえば、自動交付機による対応はできなくなるというのが現状というような説明でよろしいでしょうか。

（「よくわかりました」の声あり）

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第10 議案第58号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）それでは、議案第58号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書の27ページをごらんください。

提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表でご説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料4-1をお開きください。

右が現行、左が改正案でございます。

恐れ入りますが、資料4-1、4-2を順次ごらんください。

第7条第1項第2号につきましては、代替保育に係る連携施設の確保についての規定で、同条に

第2項及び第3項が新設されたことによる文言の追加でございます。なお、代替保育とは、職員の病気等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業等にかわって提供する保育のことでございます。

次に、第7条第2項でございますが、家庭的保育事業者等による代替保育の提供について、保育所、幼稚園または認定こども園の確保が著しく困難であると認められる場合であって第2項各号の要件全てを満たす場合には、保育所、幼稚園または認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保できることとする旨を規定しているものでございます。

また、第7条第3項でございますが、代替保育を実施する場合に連携協力を行う者を適切に確保しなければならない旨を規定しているもので、第1号では、家庭的保育事業者等がふだんから保育を実施している場所において代替保育を提供する場合は、小規模保育事業A型もしくはB型または事業所内保育事業者を確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することにかえることができることとするものでございます。

また、第2号では、家庭的保育事業者等のふだんの保育実施場所において代替保育を提供する場合は、事業の規模等を勘案して、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると認める者をそれぞれ確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することにかえることができることとするものでございます。

続いて、資料4-3をごらんください。

第17条第2項、第3項でございますが、家庭的保育事業等における食事の外部搬入施設の追加を行うものでございます。現行におきましては、連携施設、同一または関連法人が運営する事業者等から搬入するものと規定されておりますが、本改正により、家庭的保育者が居宅で家庭的保育事業を行っている場合においては、保育所、幼稚園または認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち町長が適当と認める事業者からも食事の外部搬入を可能とすることを追加するものでございます。

次に、第46条でございますが、第7条に第2項及び第3項が新設されることに伴い、引用する条項の改正でございます。

次に、附則第1項及び第2項でございますが、本改正に伴う略称の追加でございます。

次に、資料4-4、資料4-5をごらんください。

附則第3項の追加でございますが、家庭的保育事業のうち家庭的保育者の居宅において行われる食事の提供については、自園調理により行うために必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間について、平成27年4月1日から5年間に10年間に延長するものでございます。

次に、附則中「第9項」を「第10項」とし、第4項から第8項までを1項ずつ繰り下げるものでございます。

次に、附則第4項でございますが、第7条に第2項及び第3項が新設されることに伴い、引用する条項の改正でございます。

恐れ入りますが、議案書の29ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第58号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第11 議案第59号 工事請負契約の締結について（町道小谷穴釜線道路改良工事）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、議案第59号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書30ページをごらんください。

町道小谷穴釜線道路改良工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

まず、契約の目的ですが、町道小谷穴釜線道路改良工事です。

次に、契約の方法は、指名競争入札による契約です。

契約の金額は、4,554万360円です。

契約の相手方は、大阪府泉南郡熊取町七山東917-1、株式会社星和コンストラクション、代表取締役神前喜之です。

入札の結果についてご説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱を初め熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、平成30年7月13日付で指名通知を8者に行い、平成30年8月8日執行の応札業者7者による開札において同価の最低価格を提示した5者から、地方自治法施行令第167条の9の規定により、くじ引きで落札者を決定いたしました。

次に、工事の概要です。

議案書の桃色の分界紙以降の資料5をお開きください。

工事の名称は、町道小谷穴釜線道路改良工事です。

工事箇所は熊取町小谷南2丁目地内ほか、工事概要は施工延長が260メートルで、土工、排水構造物工、舗装工、路側工、附帯工です。

工期は、議決日より平成31年3月8日まででございます。

工事施工箇所の位置図及び標準横断面図を資料として資料5にあわせてお示ししております。

以上で、議案第59号 工事請負契約の締結について説明を終わります。よろしく審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）町道小谷穴釜線の工事ですけれども、これで全長の歩道を含めた工事が終わるようになっているんですが、これで全ての工事が完了するんですね。歩道の整備と手すりとか色を塗るとかいろんなものを含めて全工事が完了と考えていいんですか。これ以外にまだ追加工事はあるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）現時点では、これをもちまして町道小谷穴釜線の道路改良事業450メートルについては完成ということでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）もう一点、全長でかなり長い距離にわたる工事になるので、片側通行とかそういうことがあり得ると思うんですが、子どもたちの通学については、通学路を確保した上で車は片側通行とかいような措置がされるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）今回工事区間につきましては、資料5を見ていただきたいんですけども、南側、下側につきましてはひまわりドームとなっております。ひまわりドームから5センチほど上がっていただいた3差路がございます。町道小谷奥出線ということで、小谷の村の中に入っていく、図面で見ますと右側に入っていく路線がございます。ここが通学路となっております。そこからグラウンドのほう、ひまわりドームのほうにはもう仮設の歩道が設置されておりますので、そこを歩いて行っていただきますので、工事区間大半が通学路には指定されていない状況でございます。

また、工事の順番といたしますと、ひまわりドームを向きまして左側、図面でいきましたら東側の歩道から設置をしていきます。それで、歩道に舗装しまして半幅車道をつくると。それで車道をかえまして、今の現道のところに歩道を設置していくというような形になってきますので、まずは歩行者の安全確保をやってから車道の工事に入るといって進めていきたいと考えてございます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）ずっと要望してきました町道小谷穴釜線の拡幅工事が30年度中に完成ということで、本当にありがたく思います。すごく交通量が多いので本当に工事は大変かと思っておりますので、交通整理等しっかりまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

その中で、ひまわりバスもここを通ります。ちょうど工事区間の中に小谷のバス停があるんですけども、その辺の対応とかは大丈夫なんでしょうか。バス停の移動とかはないということですか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）その辺については、工事の進捗に合わせて調整はとらせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。またその辺のところの検討をお願いしておきます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。阪口議員。

4番（阪口 均君）工事区間の一番北側ですけども、今の現状の道路で非常にながたがたというところがあるんです。それは舗装されるという、完成形としてはそういうことですか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）舗装については全面、車道も歩道もやりかえますので、今がながたのところについても、そこは完成形のところであれば補修をさせていただきますし、現在の区間に入っていれば舗装のやりかえということになってございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第59号について、討論を省略し、採決いたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第59号 工事請負契約の締結について（町道小谷穴釜線道路改良工事）の件を採決いたします。

議案第59号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第12 議案第60号 工事請負契約の締結について（向田橋橋梁修繕工

事)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事(阪上 章君) それでは、議案第60号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書31ページをごらんください。

向田橋橋梁修繕工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

まず、契約の目的ですが、向田橋橋梁修繕工事です。

次に、契約の方法は、指名競争入札による契約です。

契約の金額は、4,850万1,720円です。

契約の相手方は、大阪府泉南郡熊取町小垣内2丁目505番地の1、保志建設株式会社、代表取締役中野京子です。

入札の結果についてご説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱を初め熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、平成30年7月13日付で指名通知を6者に行い、平成30年8月8日執行の応札業者6者による開札において同価の最低価格を提示した5者から、地方自治法施行令第167条の9の規定により、くじ引きにより決定いたしました。

次に、工事概要です。

議案書の桃色の分界紙以降、資料6をお開きください。

工事名称は向田橋橋梁修繕工事、工事箇所は熊取町大久保中1丁目地内ほか、工事概要は、施工箇所が1カ所で上部工、下部工、撤去復旧工、附帯工です。

工期は、議決日より平成31年3月27日まででございます。

工事施工箇所の位置図及び橋梁一般図を資料として資料6にあわせてお示ししております。

以上で、議案第60号 工事請負契約の締結について説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長(坂上巳生男君) 以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長(坂上巳生男君) 次に、日程第13 議案第61号 町立小・中学校の校務用パソコンの購入についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。貝口教育次長。

教育次長(貝口良夫君) それでは、議案第61号 町立小・中学校の校務用パソコンの購入についてご説明申し上げます。

議案書の32ページをごらんください。

本件は、町立小・中学校における校務用パソコンを購入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

購入物品名は、校務用パソコンでございます。

また、契約の方法は指名競争入札によるものでございます。この入札につきましては、熊取町指名競争入札要綱等に基づき、業者13者を指名いたしまして郵便入札を実施し、平成30年8月2日に開札を行い決定したものでございます。

契約の金額は700万5,960円で、契約の相手方は、熊取町五門東3丁目6番6号、ナダ商事株式会社熊取営業所、代表取締役迫田 洋でございます。

今回の契約では、小・中学校において事務の効率化などのために整備している校務用パソコンに

ついて、教職員に対する配備率をおおむね75%に引き上げるため、小・中学校全体で73台のパソコンを購入するものです。

なお、購入する校務用パソコンの内容につきましては、桃色の分界紙の後ろ、議案書の最終ページの資料7に記載しておりますノートパソコン73台であり、納入場所は町立小・中学校全8校で、納入期限は平成30年12月28日までとしております。

以上で、議案第61号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第14 議案第62号 平成29年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）それでは、議案第62号 平成29年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

議案書の33ページをお開きください。

平成29年度熊取町水道事業会計の決算額が確定し、未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1つ目の当年度未処分利益剰余金1億6,520万4,784円の内訳につきましては、平成29年度熊取町水道事業会計決算書の6ページの剰余金計算書に記載してございますが、平成29年度の純利益2,090万645円、平成28年度繰越利益剰余金1億430万4,139円及びその他未処分利益剰余金変動額4,000万円となっております。

2つ目の利益剰余金処分額5,500万円の内訳でございますが、1,500万円を減債積立金とし、平成30年度予算の資本的支出の財源に充当する予定としてございます。また、4,000万円を組入資本金に計上するものでございます。

3つ目の翌年度繰越利益剰余金につきましては、その差引残額1億1,020万4,784円を平成30年度に繰り越すものでございます。

なお、この処分の内容につきましては、平成29年度熊取町水道事業会計決算書7ページに平成29年度熊取町水道事業剰余金処分計算書（案）として記載してございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第62号 平成29年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第62号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第62号について、討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第62号 平成29年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

議案第62号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

山戸上下水道部長から発言があります。

上下水道部長(山戸 寛君) 議案第62号のご可決ありがとうございます。

お手数ですが、平成29年度熊取町水道事業会計決算書の7ページに記載しています平成29年度熊取町水道事業剰余金処分計算書(案)の(案)を削除していただきますよう、よろしく願いいたします。

---

議長(坂上巳生男君) 次に、日程第15 議案第63号 平成30年度熊取町一般会計補正予算(第6号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長(東野秀毅君) 議案第63号 平成30年度熊取町一般会計補正予算(第6号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、普通交付税の交付額、臨時財政対策債の発行可能額確定による補正、中央小学校敷地内へ中央学童保育所を1クラブ増設する経費、ブロック塀等撤去・新設補助金などとなっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをお開きください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億169万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ130億4,861万8,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては地方債の補正でございますので、順次説明させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正でございます。

1の変更でございますが、農業施設災害復旧事業につきまして、地方債区分が変更になったことにより520万円に変更するものでございます。その下、臨時財政対策債につきましては、平成30年度発行可能額が確定したことにより6億2,800万円に変更するものでございます。いずれも、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

5ページ、6ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをごらんになってください。

まず、歳入でございます。

款 地方交付税、項 地方交付税、目 地方交付税の普通交付税2億7,759万4,000円の増額につきましては、平成30年度交付額の確定によるものでございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金487万円の増額につきましては、平成30年度マイナンバーカード旧姓併記対応システム改修経費に係る補助金でございます。

次の民生費国庫補助金の地域生活支援事業費補助金68万5,000円の増額につきましては、日中一

時支援給付費の増によるものでございます。その下の子ども・子育て支援交付金433万3,000円の増額につきましては、中央学童保育所の1クラブ増設に係る補助金でございます。

次の目 土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金200万円の増額につきましては、ブロック塀等撤去・新設補助金に係る補助金でございます。

その下、項 委託金、目 民生費委託金の基礎年金等事務費交付金170万4,000円の増額につきましては、国民年金システム改修に係る委託金でございます。

次の款 府支出金、項 府補助金、目 民生費府補助金の地域生活支援事業費等補助金32万円の増額につきましては、国庫と同様に日中一時支援給付費の増によるものでございます。その下の子ども・子育て支援交付金433万3,000円の増額につきましても、国庫と同様に、中央学童保育所の1クラブ増設に係る補助分でございます。

次の款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金170万円の増額及びその下の目 財政調整基金繰入金8,425万8,000円の減額、1つ飛ばしまして目 減債基金繰入金2億円の減額につきましては、いずれも今回の補正における財源調整分でございます。

減債基金繰入金の1つ上の目 産業活性化基金繰入金100万円の増額につきましては、産業活性化基金事業補助金の財源として繰り入れるものでございます。

次の項 特別会計繰入金、目 国民健康保険事業特別会計繰入金9,000円の増額、その下の目 後期高齢者医療特別会計繰入金1,000円の増額、目 介護保険特別会計繰入金9,000円の増額及び目 下水道事業会計繰入金2,366万2,000円の増額につきましては、いずれも平成29年度繰出金精算に係る余剰金の繰り入れでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金の前年度繰越金149万1,000円の増額につきましては、平成29年度決算における実質収支確定によるものでございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の電算機使用負担金278万6,000円の増額につきましては、システム改修に係る後期高齢者医療特別会計からの負担金でございます。その下、総合体育館等指定管理業務利益還元金5万6,000円の増額につきましては、指定管理者における平成29年度の利益の2分の1を還元いただくものでございます。

最後に、款 町債につきましては、第2表のところでご説明申し上げたところでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

財源振替の項目については、説明を省略させていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。

款 総務費、項 総務管理費、目 財産管理費の財政調整基金積立事業、財政調整基金積立金2,695万円の増額につきましては、地方財政法第7条の規定に基づき、平成29年度実質収支確定分の2分の1をめどに積み立てるものでございます。

次に、目 電子計算費の電子計算システム整備事業、電子計算システム開発委託料1,325万1,000円の増額につきましては、国民年金システム改修や後期高齢者医療に係るシステム改修等に係る経費でございます。

次に、款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費の臨時福祉給付金給付事業、国・府支出金等返還金219万6,000円の増額につきましては、平成28年度臨時福祉給付金等の確定による返還金でございます。

次の目 社会福祉費の障がい者自立支援給付事業、国・府支出金等返還金534万8,000円の増額につきましては、平成29年度の自立支援給付費の確定による返還金でございます。その下、障がい者地域生活支援事業の日中一時支援給付費185万4,000円の増額につきましては、所要見込み額の増によるものでございます。

次に、項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の児童相談事業、非常勤職員報酬67万7,000円の増額につきましては、職員の代替児童相談員報酬でございます。



次に、目 児童福祉施設費の児童発達支援事業、国・府支出金等返還金1,154万5,000円の増額につきましては、平成29年度障がい児入所給付費等の確定による返還金でございます。その下、学童保育運営事業の学童保育所指定管理委託料1,756万7,000円の増額、機械器具備上料21万1,000円の増額及び1つ飛びまして学童保育所備品購入費150万2,000円の増額につきましては、中央小学校敷地内へ中央学童保育所の1クラブを増設する際に必要となる経費でございます。備品購入費の1つ上の維持修繕工事費80万4,000円の増額につきましては、現在の中央学童保育所のブロック塀改修工事費でございます。

次に、項 介護保険費、目 介護保険費の介護保険特別会計繰出事業、介護保険特別会計繰出金17万8,000円の増額につきましては、地域支援事業繰出金及び平成29年度介護給付費繰出金の確定に伴う精算追加繰り出しでございます。その下の介護保険事務事業、国・府支出金等返還金6,000円の増額につきましては、平成29年度低所得者保険料軽減負担金の確定による返還金でございます。続いて、14ページ、15ページをお開きください。

款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費の産業活性化基金事業、産業活性化事業補助金100万円の増額につきましては、事業所開設支援事業の申請数増加によるものでございます。

次の款 土木費、項 都市計画費、目 都市計画総務費の都市計画一般事務経費、機械器具費90万4,000円の増額につきましては、大型プリンターの更新に係る経費でございます。次の民間住宅耐震改修等事業、ブロック塀等撤去・新設補助金400万円の増額につきましては、民間住宅のブロック塀撤去等に対し補助をするものでございます。

次の目 公園費、公園維持管理事業、公園等維持修繕工事費1,370万2,000円の増額につきましては、大久保ふれあい公園施設撤去工事及び七山児童公園ブロック塀改修工事に係る経費でございます。

16ページの補正予算給与費明細書、17ページの地方債調書につきましては、後ほどお目通しいたできますようお願いいたします。

以上で、議案第63号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第16 議案第64号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第64号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、特定健診の大切さをPRし、生活習慣病を予防し、その重症化を防ぐため、それを目指した特定健診受診勧奨事業として新たに取り組む国民健康保険被保険者健康づくり推進奨励事業「めざせ！がっちり健幸」に係る経費及び国・府等負担金、交付金の確定に伴う精算と平成29年度決算黒字分の繰越金の補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,515万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億865万円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございます。

款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民健康保険料の減額でございますが、本年5月に国民健康保険運営協議会で諮問、答申いただきました平成30年度保険料の激変緩和分で、7,681万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、款 府支出金、項 府補助金、目 保険給付費等交付金57万2,000円の増額は、新たな保健事業分と都道府県化に伴う事業給付システムの改修分に対する特別調整交付金分でございます。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 その他繰越金1億4,139万9,000円でございます。これは、平成29年度決算において実質収支が1億4,139万9,000円となりましたので、これを繰り越すものでございます。なお、この繰越金は、平成30年度保険料の激変緩和分や新たな保健事業の経費等に充て、その残金を基金に積むもので、後ほどご説明申し上げます歳出予算で計上させていただいております。

続きまして、歳出でございます。

8ページ、9ページをごらんください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費は、都道府県化に伴う事業報告システムの改修に係る経費27万円でございます。

次に、款 保健事業費、項 保健事業費、目 保健衛生普及費117万5,000円でございます。これは、国民健康保険被保険者健康づくり推進奨励事業「めざせ！がっちり健幸」に係る経費で、まず、1点目の報償金ですが、この事業の最初のステップとして、特定健診を受けていない、医療にもかかっていないという医療の指導下に置かれていない方々へ個別具体的に受診勧奨を行ってもらい保健師への謝礼と、その受診勧奨による「健幸で始めま賞」の副賞とするQ U Oカードの購入代で、合わせまして39万9,000円でございます。次に、今回の新規事業周知用のチラシの用紙代等で消耗品費7万3,000円、次に、個別に対象者へ通知するための通信運搬費10万9,000円、そして4点目といたしまして、20歳代の被保険者への特定健診受診の意識づけのための郵送型簡易血液検査「スマホドック」の血液検査委託料が59万4,000円で、合わせて117万5,000円となります。

次に、款 基金積立金、項 基金積立金、目 国民健康保険財政調整基金積立金5,990万9,000円でございます。歳入でご説明いたしました平成29年度の繰越金を平成30年度の歳入の保険料の激変緩和分、歳出の保健事業諸支出金に充てた残額を基金に積み立てるものでございます。

次に、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金340万4,000円ですが、これは、国の調整交付金及び退職医療制度の療養給付費交付金の交付額の確定に伴う精算により返還するものでございます。

次に、目 療養給付費等負担金償還金38万7,000円、国の定率負担金で、同様に額の確定に伴う精算により返還となるものでございます。

最後に、款 諸支出金、項 繰出金、目 一般会計繰出金は、本町の平成29年度国民健康保険事業特別会計繰入金の額が確定いたしましたので、その差額8,008円、これを精算金として一般会計へ返還するための増額補正でございます。

以上、歳入歳出予算それぞれ6,515万4,000円の補正となります。

以上で、議案第64号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。阪口議員。  
4番（阪口 均君）保健衛生普及事業ということで「めざせ！がっちり健幸」という言葉が出てきました。今までも特定健診の受診勧奨とかいうのをやっていると思うんですけども、新たにこれをプラスするんですか。どういう人に対して受診勧奨をするのか、そこら辺のことを説明いただけますか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）おっしゃられるとおり、今までも受診勧奨、電話での勧奨だったり文書での勧奨であったり、続けて実施してきてございます。

今回特に実施をさせていただくということになりましたのは、被保険者の中で特定健診を受けていない方のグルーピングをした中で、医療も受けていない、要は医療の指導下に置かれていない、全く、ある意味ご自身の健康に関心を持たれていないグループの方がいらっしゃる。しかも、数を調べますと、およそ800名というかなりの数があるということがわかりました。この方々が全く医療に関心を持たれていないということでございまして、一つ大きな病気をなさいますと、翌年かなり大きな入院であったり治療がかかるということがわかってございますので、そういった方々を特にターゲットに受診勧奨をしたいということで、これを始めたというものでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）内容はわかりました。

方法として、今までどおり電話でということになると結果は一緒だと思うんですけども、個別の訪問であるとかそういったことも必要かなと思うんです。そこら辺は、具体的にどうしてこうというようなことは決めているんですか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）ご質問ありがとうございます。

今回の事業につきましては、前回の議員全員協議会でご報告させていただきましたように、一つの一連の流れの事業として実施したいと考えております。名前が「めざせ！がっちり健幸」ということで、ちょっとやわらかい表現にさせていただきます。

中身は2つ、大きく言いますと3つになるんですけども、1つ目のステップとして「健幸で始めま賞」という賞を設けて、これが先ほど申しておりました医療の指導下に置かれていない方々、何か起こると大きな疾病になる可能性の高い方々に対して、まずは特定健診を受けてください、そのままお医者にも診てもらっていない、健診も受けていないということではだめですよということを個別に保健師から直接に電話を入れてもらったり、あるいは直接訪問とか、そういったことも考えてございます。そういった方々が特定健診を受けていただいた場合には、「健幸で始めま賞」という、本当に粗品程度になるんですけども、QUOカードの進呈をさせていただいて表彰もさせていただきます。我々の受診勧奨に応じていただいてありがとうございます、健康に気をつけてこれからも特定健診を継続して受けてくださいという意味の「健幸で始めま賞」という賞を設けております。

そして、それが功を奏して特定健診をしっかり受けていただいている、そして結果、健康を維持して医療にもかかっていない、そういった方々に対しては「健幸でがっちり賞」という賞を設けまして、これは世帯単位で実施するんですけども、そういった世帯には副賞という形で1万円を進呈するという「健幸でがっちり賞」という賞を設けてございます。

そして、3つ目といたしましては、先ほど説明申し上げましたように、二十代の方は特定健診の今受診の対象外なんですけれども、若いうちから特定健診、健康に関心を持っていただこうと、若い方はどうしても医療機関に足を運んだり集団健診に足を運ぶというのがおっくうになってしまいがちになりますので、スマホで登録をさせていただくと業者から自宅に、血液検査だけになるんです

けれども、検査キットが送られ、それを送り返して、その結果がまたスマホで見られるという若い方受けするようなものを考えておられて、それによって若い方もこの健診ということに十分関心を持ってもらって、そして30歳以降の実際の特健診につなげていきたいと、こういった一連の事業で実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第17 議案第65号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第65号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、29年度から段階的に実施されてきた保険料の特例軽減の見直しに係るシステムの改修に係る費用と、大阪府後期高齢者医療広域連合に対する平成29年度分の保険料の精算及び一般会計からの繰入金の精算を行うための補正でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ526万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,102万7,000円と定めるものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金278万6,000円の増額でございます。これは、順次見直しされている特例の軽減措置のシステム改修に要する経費でございます。補助率は10割となっております。

款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金248万1,000円の増額でございます。これは、平成29年度からの繰越金を計上するものでございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをごらんください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費278万6,000円の増額でございます。歳入でもご説明いたしました特例の軽減措置の見直しに係るシステム改修に要する経費でございます。

款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金248万円の増額でございます。これは、平成29年度分の保険料収納額の確定により、大阪府後期高齢者医療広域連合に対し未精算分を支払うものでございます。

次に、款 諸支出金、項 繰出金、目 一般会計繰出金1,000円の増額でございます。これは、平成29年度の一般会計から負担すべき事務費の確定により、前年度の一般会計繰入金の精算を行うものでございます。

以上で、議案第65号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終

わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第18 議案第66号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、議案第66号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の主な補正内容につきましては、住民主体で取り組むタピオステーションの活性化や継続支援のための予算及び大阪体育大学と協働で取り組むDASHプロジェクトの一環として行うタピオステーションボランティア等の養成のための予算並びに平成29年度決算に伴う前年度繰越金の介護給付費準備基金への積み立て及び平成29年度介護給付費及び地域支援事業費の確定による国・府支出金の返還等のための予算でございます。

まず、1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,862万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9,066万7,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）27万円の増額、次に、款 支払基金交付金、項 支払基金交付金、目 地域支援事業支援交付金36万4,000円の増額、次の款 府支出金、項 府補助金、目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）16万9,000円の増額、次の款 繰入金、項 一般会計繰入金の目を1つ飛ばしていただきまして、目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）16万9,000円の増額につきましては、歳出における一般介護予防事業の補正に伴い、それぞれ法定負担分を補正するものでございます。

続いて、1つ上に戻っていただきまして、目 介護給付費繰入金9,000円の増額につきましては、平成29年度介護給付費の確定に伴い、一般会計からの繰り入れを行うものでございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金37万9,000円の増額につきましては、今回の補正予算における財源調整のため、当該基金からの繰り入れを行うものでございます。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金6,726万9,000円の増額につきましては、平成29年度決算における実質収支黒字額を平成30年度に繰り越したものでございます。

次に、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをごらんください。

まず、款 地域支援事業費、項 一般介護予防事業費、目 一般介護予防事業費、一般介護予防事業の謝礼金41万5,000円の増額につきましては、地域でのタピオステーションを盛り上げていただくためお笑い芸人の方にもご協力いただくことになりまして、それに係る謝礼金やDASHプロ

プロジェクトに係るタピオステーション等でのボランティア養成研修講師派遣のための謝礼金の補正でございます。その下の消耗品費26万5,000円の増額につきましては、DASHプロジェクトに係るタピオステーション等での体力測定のための結果管理用ソフトウェア及び結果印刷用プリンターインク購入のための補正でございます。続いて、その下の庁用器具費67万円の増額につきましては、DASHプロジェクトに係るタピオステーション等での体力測定用器具の購入のための補正でございます。

次に、款 基金積立金、項 基金積立金、目 介護給付費準備基金積立金、介護給付費準備基金積立事業の介護給付費準備基金積立金5,326万9,000円の増額につきましては、歳入で説明しました介護給付費繰入金及び前年度繰越金の合計額から、その下にございます国・府支出金等返還金及び一般会計繰出金を除いた額を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

次に、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金、国・府支出金等返還事業の国・府支出金等返還金1,400万1,000円の増額につきましては、平成29年度の保険給付費及び地域支援事業費の確定に伴い、超過交付となった介護給付費負担金及び地域支援事業交付金を返還するものでございます。

次に、款 諸支出金、項 繰出金、目 一般会計繰出金、一般会計繰出事業の一般会計繰出金9,000円の増額につきましては、平成29年度の一般会計が負担すべき事務費及び低所得者保険料軽減額の確定に伴い、超過交付分を一般会計へ返還するものでございます。

以上で、議案第66号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第19 議案第67号 平成29年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第20 議案第68号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第21 議案第69号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第22 議案第70号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第23 議案第71号 平成29年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第24 議案第72号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第25 議案第73号 平成29年度熊取町水道事業会計決算認定についての件、以上7件を一括議題といたします。

本7件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、平成29年度における主要施策の成果に関する説明を申し上げます。

議案第67号 平成29年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第68号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号 平成29年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議案第73号 平成29年度熊取町水道事業会計決算認定についての各決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をいただきたく、ご提案申し上げます。

なお、平成29年度各会計の決算書を初め、関係書類をあらかじめ配付しておりますので、あわせ

てごらんください。

初めに、各会計の全般的な状況からご説明申し上げます。

一般会計につきましては、決算規模では歳入・歳出とも前年度に比べ減少しましたが、各種基金からの繰り入れにより、実質収支におきまして28年度に引き続き黒字決算となりました。

歳入総額ですが、126億1,347万5,379円となっており、前年度決算額と比べると1億699万1,453円減少しています。次に、歳出においては125億1,951万217円となっており、前年度決算額と比べると1億4,558万4,109円減少しています。これら歳入歳出の差9,396万5,162円を翌年度へ繰り越すものですが、この繰越額には、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額3,768万円及び事故繰越し繰越額436万9,680円が含まれておりますので、これを差し引いた実質収支は5,191万5,482円の黒字となっています。

下水道事業特別会計につきましては、歳入は12億9,036万3,430円、歳出は12億4,223万5,290円で、歳入歳出の差し引きは4,812万8,140円の黒字となり、これについては、下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、同法の規定による公営企業会計へ引き継ぎました。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入は59億458万4,947円、歳出は57億6,318万5,846円で、歳入歳出の差し引きは1億4,139万9,101円の黒字となり、これを30年度に繰り越しました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入は5億5,734万8,816円、歳出は5億5,486万8,434円で、歳入歳出の差し引きは248万382円の黒字となり、これを30年度に繰り越しました。

介護保険特別会計につきましては、歳入は33億1,849万2,844円、歳出は32億5,122万3,615円で、歳入歳出の差し引きは6,726万9,229円の黒字となり、これを30年度に繰り越しました。

墓地事業特別会計につきましては、歳入は2,167万3,693円、歳出は2,167万3,693円となり、歳入歳出とも同額となりました。

水道事業会計につきましては、総収益は9億2,446万6,056円で総費用は9億356万5,411円となり、差し引き2,090万645円の当年度純利益となりました。これに28年度からの繰越利益剰余金1億430万4,139円及びその他未処理利益剰余金変動額4,000万円を加えた結果、1億6,520万4,784円の当年度未処分利益剰余金を計上することができました。

続いて、平成29年度において重点的に取り組んだ施策についてご説明いたします。

29年度の町政運営においては、住民の皆様が安全に、そして安心して暮らしていただけるまちづくりを中心として、まちの活力やにぎわいの維持・創造に向けた取り組みを進めるなど、住民の皆様を初め議会議員の皆様、職員との対話を大切にしながら、一丸となって着実に事業を推進してまいりました。

それでは、29年度の具体的な事業について申し上げます。

最初に、私が日ごろから町政を進める上で最も大切にしている情報の公開の推進については、テーマに基づき、直接私から町政について説明するタウンミーティングを新たに開始し、小学校区単位で5回、全体会を1回開催したところ、およそ250人の方にご参加いただき、町政に対する貴重なご意見をいただくことができました。あわせて、区・自治会と対話をさせていただく直接対話についても新たに導入し、19地区に伺い、さまざまな意見交換をすることができ、今後のまちづくりにとって貴重な機会となりました。

計画的・効果的なまちづくりについては、人口減少社会を乗り越え、将来にわたり活力ある地域社会を維持するためのまちづくりの長期的な展望を示すため、本町の総合的かつ計画的な行政運営の総合指標として熊取町第4次総合計画を策定いたしました。加えて、持続可能かつ身の丈に合った行財政運営を実現することを目指し、住民・議会・行政が一丸となって改革を断行すべく、熊取町第3次行財政構造改革プラン及び同アクションプログラムを策定しました。

安全・安心なまちづくりについては、国庫補助金を活用し、28年度からの2カ年で計画的に進めてまいりました防犯カメラの設置を完了するとともに、自主防災組織の連携を高め、相互の連絡調整を図ることにより地域の防災体制の充実強化に寄与することを目的として、全自主防災組織及び

自治会による自主防災組織連絡協議会を設立し、自助・共助の意識の醸成に努めました。加えて、消防団の全5分団器具庫について、耐震改修工事及び改築工事を実施し、災害発生時における、より迅速な消防団活動を確保しました。また、災害時における被災自治体の相互の救援等について、熊取町と東海村の災害時における相互応援に関する協定を締結しました。

健康でいきいきと暮らせるまちづくりについては、住民主体で取り組んでいただく介護予防の効果的なツールであるタピオ体操プラスを活用した住民運営の通いの場であるタピオステーションの本格的な立ち上げ支援の開始に加え、協力事業者が地域の高齢者の見守りを行う仕組みとして、高齢者見守りネットワークを立ち上げました。また、健康づくりへの取り組みに対してポイントを付与する熊取びんびん元気！ポイントアップ事業については、住民の皆様がより参加しやすくするため、ポイント対象事業の拡充を図るとともに、50歳以上の男性を対象に前立腺がん検診を新たに開始し、健康保持及び増進に努めました。

教育環境の充実については、28年度の中学3年生に続き、全ての中学1年生及び2年生の普通教室及び特別教室へ空調設備を設置し、全中学校における空調整備が完了しました。これにより、30年度から夏休み期間を短縮し、8月27日から第2学期を開始したところです。また、英語指導助手やスクールソーシャルワーカーの配置を初め、専門人材を活用したきめ細かな小学校における指導体制を維持するとともに、中学校の余裕教室を活用した放課後自習室を引き続き開設し、生徒の安全な居場所づくりに努めました。加えて、就学援助制度について、新入学児童・生徒に対する新入学学用品費の支給時期を入学前の3月に支給できるよう見直し、30年4月入学の児童・生徒の保護者に対する支給を行いました。

生涯学習の推進については、生涯学習、文化芸術、運動・スポーツ、図書館の4分野を網羅し、生涯学習施策の展開を示す基本的な計画として、熊取町第4次生涯学習推進計画を策定しました。

子育て環境の充実については、多様な保育ニーズに対応するため、町立北保育所において0・1歳児保育を開始するとともに、朝7時から夜7時まで保育時間を拡充しました。また、指定管理者制度による学童保育所の運営を開始するとともに、30年度からの受け入れ枠拡大に向けた施設整備等を行いました。さらに、妊娠期からの切れ目のない支援の充実を図るため、本町の特徴的な取り組みであるホームスタート事業の対象家庭に妊婦のいる家庭を新たに加え、子育て支援を拡充しました。

まちの活性化・にぎわいの創造については、熊取駅北自転車駐車場跡地の賃貸借に係る入札を行い、応札のあった事業者との間で町有地賃貸借契約を締結し、宿泊施設誘致を実現しました。また、住民の健康増進及び本町の活性化を図るため、大阪体育大学との協働により、運動・スポーツを通じて長く楽しく元気に暮らせるまちづくりを協働で推進するため、30年3月に協働協定を締結し、「熊取町×大阪体育大学」DASHプロジェクト」をスタートさせました。

健全な行財政運営の推進については、先頭に立って行財政改革を推進する立場にある者として、28年度に引き続き町長給与の20%削減を実施しました。また、広域行政の推進の取り組みとして、ごみ処理広域連携について、泉佐野市、田尻町及び泉佐野市田尻町清掃組合に対して30年2月に連携への参加表明を行い、同年3月には新広域ごみ処理施設の設置等に関する覚書を締結するとともに、33年度開始予定のし尿処理広域化に向けた関係機関との協議を実施しました。加えて、歳入確保の取り組みとして、大阪府域地方税徴収機構へ参加し、町税の徴収強化を進め、前年度比で徴収率を0.6ポイント上昇させ、現年・滞納繰越合計徴収率97.0%を達成しました。

市街地整備については、熊取駅西整備事業として、引き続き、泉佐野市及び大阪府を初めとする関係機関との協議を行うとともに、熊取駅西交通広場事業認可に必要な申請図書の作成に着手するなど、本町の玄関口にふさわしい良好な市街地の形成に向けた取り組みを進めました。また、将来の空き家の抑制、まちの活性化を推進するため、不動産関係団体と熊取町空き家の有効活用等に関する相談業務協定を締結するとともに、熊取町空き家バンクを創設しました。

道路交通網の充実については、継続的な大阪府への事業推進及び事業化のための要望活動を行っ



た結果、現在、大阪岸和田南海線の整備事業及び泉州山手線の整備に向けた手続が進められているところでは、

社会基盤の整備については、道路整備において、町道小谷穴釜線道路改良事業では、30年度の事業完了に向け、残る事業用地の物件移転及び土地引き渡しを完了するとともに、一部区間において改良工事を進めました。町道貝塚日根野線交差点改良事業では、交差点改良工事を完了し、長年の懸案を解消することができました。加えて、（仮称）駅前延伸線道路改良事業として予備設計業務を実施しました。

公園整備については、まちなか公園において、長池オアシス公園測量設計業務及び奥山雨山自然公園長寿命化計画策定業務を実施したほか、永楽ゆめの森公園において、広告看板設置工事を設置し、収入確保につなげたところです。

上水道施設整備については、配水管布設がえ工事を実施し、計画的に耐震管路への更新を推進するとともに、将来にわたり持続可能で健全な経営を継続していくための熊取町水道事業経営戦略を策定しました。

下水道施設整備については、小垣内、大宮、久保地区等において公共下水道工事を実施し、29年度末時点で人口普及率80.4%を達成しました。また、事業計画区域の変更及び改正下水道法に基づく事業計画の見直し業務を実施するとともに、30年度からの公営企業会計移行に向け、28年度に引き続き取り組みました。

社会基盤の長寿命化については、道路施設の長寿命化において、熊取町道路橋梁長寿命化修繕計画に基づき老朽化対策を実施するとともに、熊取町道路舗装修繕計画及び熊取町歩道舗装修繕計画に基づき、優先度及び緊急度の高い路線の舗装修繕を実施しました。また、新たな取り組みとして、路面の陥没等を未然に防ぐため、路面下空洞調査の実施に着手しました。

公園施設の長寿命化については、熊取町公園施設長寿命化計画に基づき、まちなか公園の遊具の更新を実施したほか、本町の貴重な緑資源を計画的に維持するべく熊取町みどりの基本計画を改定するとともに、桜の名所である永楽ダム周辺のにぎわいを維持・拡充するため、奥山雨山自然公園みどりの保全・活用計画を策定しました。

下水道施設の長寿命化については、計画的・効率的な施設更新に向け、人孔鉄ぶた更新工事や汚水ポンプ場更新工事を実施しました。

以上、重点的に取り組んだ施策のほか、各主要施策の推進に当たりましては、年度当初にお示ししました町政運営方針及び所信表明での考え方や方向性を基本に、社会経済環境の変化を的確に見きわめながら、計画的かつ効果的な行財政運営に努めたところです。

なお、次ページ以降の主要施策成果等一覧表は、主要施策の事業内容や実施状況等について、第3次総合計画に定める各まちづくりの方向に従い整理していますので、後ほどごらんください。

最後になりますが、29年度のさまざまな施策について、成果報告できましたことに深く感謝するとともに、今後におきましても、情報の公開を基本とし、住民の皆様との積極的な対話を進めながら、人口減少社会が到来している中、身の丈に合った持続可能なまちづくりに努めることはもちろんのこと、まちの未来を担う子どもたちへの投資など、めり張りのきいた、夢を持ち続けられるまちづくりを推進してまいりますので、引き続き、議員各位を初め住民皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

---

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。議案第67号から議案第73号までの7件につきましては、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、議会議事規則第38条第1項の規定により、これに付託して審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本7件については、7人の委員をもって構成する決算審査特別委

員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、議長が指名いたします。

決算審査特別委員会委員に議席1番 文野議員、議席4番 阪口議員、議席5番 坂上昌史議員、議席7番 二見議員、議席10番 矢野議員、議席12番 河合議員、議席13番 江川議員、以上7名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました7名を決算審査特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

選任の方法については、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

それでは、これから正副議長室で互選していただきます。

その間、しばらく休憩いたします。

---

(「12時38分」から「12時40分」まで休憩)

---

議長(坂上巳生男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長が選任されましたので、その報告をいたします。委員長に坂上昌史議員、副委員長に二見議員、以上のとおりでございます。

---

議長(坂上巳生男君) 以上で、本日の日程は終了いたしました。よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

---

(「12時41分」散会)

---

9 月熊取町議会定例会（第 3 号）

## 平成30年9月定例会会議録（第3号）

月 日 平成30年9月25日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	南 和仁
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	東野 秀毅
総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 理 事	藤原 伸彦	住 民 部 理 事	田中 耕二
健 康 福 祉 部 理 事	小山 高宏	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
兼 子 育 て 支 援 課 長		兼 子 育 て 支 援 課 長	木村 直義
都 市 整 備 部 理 事	泉谷 徹	都 市 整 備 部 理 事	阪上 敦司
都 市 整 備 部 理 事	大西 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
上 下 水 道 部 理 事	山戸 寛	教 育 次 長	貝口 良夫
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	野津 恵		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

### 会 派 代 表 質 問

議案第55号	手数料条例の一部を改正する条例
議案第56号	税条例等の一部を改正する条例
議案第60号	工事請負契約の締結について（向田橋橋梁修繕工事）
議案第61号	町立小・中学校の校務用パソコンの購入について
議案第63号	平成30年度熊取町一般会計補正予算（第6号）
議案第57号	印鑑登録条例の一部を改正する条例
議案第58号	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第64号	平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第65号	平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第66号	平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第67号	平成29年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第68号	平成29年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第69号	平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第70号	平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第71号	平成29年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 平成29年度熊取町水道事業会計決算認定について

一 般 質 問

追加付議議案

議案第74号 災害見舞金等支給条例

議案第75号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第7号）

議員提出議案第5号 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書

議員提出議案第6号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

議員提出議案第7号 地方消費者行政に対する財政支援の継続・強化を求める意見書

議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について

---

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。議席6番、鯉谷議員から遅刻の届けがありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年9月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

---

（「10時00分」開会）

---

議長（坂上巳生男君）会議録署名議員である議席6番の鯉谷議員が出席されておられませんので、会議録署名議員の追加指名を行います。議会会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。議席8番 渡辺議員、よろしくお願いいたします。

---

議長（坂上巳生男君）本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る9月11日午後1時30分から、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成30年9月熊取町議会定例会における追加議案及び本会議の開催日について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案は、理事者提出議案として災害見舞金等支給条例の件ほか1件、議員提出議案として学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書のほか2件、以上5件を追加議案といたします。

本5件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

また、本定例会における本会議の開催日の変更については、本会議の開催日に9月25日を追加することに決定しました。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出議案2件、議員提出議案の意見書3件及び議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上6件を日程に追加すること並びに本定例会における本会議の開催日に本日9月25日を追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本6件を日程に追加すること並びに本会議の開催日に本日9月25日を追加することに決定いたしました。

議長（坂上巳生男君） それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会派代表質問を行います。

平成29年度における主要施策の成果及び各会計決算に関する件について、会派代表質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、新政クラブを代表して、矢野議員。

10番（矢野正憲君） 皆さん、おはようございます。

まず冒頭に、9月4日、台風21号で多くの住民の皆様が被害を受けられております。一刻も早い復旧となるように謹んでお見舞いを申し上げます。

それでは、会派代表質問に移らせていただきます。

まず、1点目が熊取町の空き家バンクについてでございます。

熊取町の空き家バンクは、将来の空き家の抑制、転入・定住促進によるまちの活性化を推進する目的で開設されてございます。ホームページを見る限りでは、登録情報が3件だけで、制度を通じての空き家所有者と空き家の購入・賃貸を希望される方とのマッチング支援に至っていない状況でございます。この状況をどのように考えておられるのか、まず1問、質問をさせていただきたいと存じます。

議長（坂上巳生男君） 答弁を求めます。阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君） それでは、ご質問の開設された熊取町空き家バンクについての1点目、最新の進捗状況についてご答弁をさせていただきます。

熊取町空き家バンク制度につきましては、議員おっしゃられたように、将来の空き家の抑制、それから転入・定住促進によるまちの活性化を推進することを目的として設置したものでございまして、売却、賃貸を希望される空き家所有者の物件情報と空き家の購入、賃貸を希望される方々のニーズ等を登録していただくことにより、それぞれのマッチングを支援していくものであり、平成30年4月1日から制度を開始いたしました。

その後、4月開催の町政連絡事務嘱託員連絡会において区長並びに自治会長に対して制度の説明をし、さらに6月広報にあわせてチラシを作成し、各自治会で回覧いただき、住民の皆様にも周知、PRを行ってきたところです。

ご質問の現状でございますけれども、議員おっしゃられたとおり、平成30年8月31日現在の登録状況でございますが、空き家所有者の物件情報での登録はございません。空き家の購入・賃貸希望者の利用希望情報での登録が3件、合計3件の登録となっております。また、登録には至っていない相談事案につきましては、今までのところ3件程度のご相談をいただいております。

以上、進捗状況のご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） ありがとうございます。

現実的に熊取町の中で空き家の数、今まで何か国が示した係数を掛けて出されておったように記憶をしておるんですが、熊取町の実際、空き家数というのはどれぐらいあるのか、把握をされておられますか。

議長（坂上巳生男君） 阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君） 後ほどの答弁でもご紹介させていただこうと思っておりますけれども、現在、各自治会に空き家の状況調査というものをお願いしてございます。ただ、先月末等の締め切り等で各自治会でご協力いただいているんですけれども、先日の台風等の被害等で各自治会もかなりここは混乱されているということで、ちょっと待ってくださいねというふうなご意見もいただい

ておるんで、集計がまだでき上がってございません。

以前から申し上げます平成28年度に水道の閉栓の情報からした部分でございますと、大体760軒程度というふうな形で現在、データを持ってございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） わかりました。平成28年度の調査では760軒という空き家があるというふうなことです。今年度は各自治会の区長、会長に頼んで、実質的にふえているのかどうかというのがわかるという状況になるというふうな形になるわけですね。わかりました。

空き家バンク、空き家についてはいろんな市町村、やはり苦心しながら数の把握に努めておられるようです。今、理事がおっしゃったように、水道課とタイアップしながらやっておると、その後一軒一軒回っておるというふうなことをどこの自治体でもやっておられるようです。今回は各自治会の区長、会長をお願いをしてというふうな形ですが、それはそれでやっていただいて、やはり平成28年度にやったようなことも考える必要があるのかなというふうに思ったりします、実際の数を把握するために。そういったこともちょっとお願いをしたいなというふうに思っております。

2つ目の質問等に移りたいと思うんですけれども、業務提携を2団体と締結しておるというふうなことが熊取町の空き家バンクの特徴であろうかなというふうに思っておりますが、空き家の相談員を設置していると、空き家の相談会も実施しているというふうなことでありますけれども、その状況、平成30年であれば6月15日と7月20日、8月20日と9月20日にもされておるというふうに聞いておりますが、この辺についてはどういった状況になっておられますか。

議長（坂上巳生男君） 阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君） それでは、ご質問の2点目、空き家相談会の実施状況についてご答弁申し上げます。

本町は、空き家の適正管理及び有効活用の促進による空き家の解消を目的とし、平成30年3月1日に、不動産関係団体である大阪府宅地建物取引業協会泉州支部と全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部の2団体と空き家相談業務協定を締結いたしました。この協定に基づき、本年4月より月1回、輪番で相談員を派遣していただき、空き家の有効活用に関する住民からの相談に応じておりまして、この中で空き家を売却、賃貸するに当たっての不安解消などを図りつつ、スムーズな空き家バンクへの登録と空き家の利活用等を推進しているところでございます。

現状の相談会の実施状況であります。月1回相談会を実施しておりまして、現在で合計4件の相談となっております。相談会は、当初空き家の所有者向けの相談としてスタートいたしましたが、空き家を希望される方からも相談を希望されるケースもあり、相談員の対応できる範囲で空き家の希望者への相談もあわせて行っておるところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 4カ月で4件の相談業務というふうなことです。これは月に1回、1件ずつというふうな形なんですか。それとも一番最初にやった6月15日に4件程度がまとまって相談があったのか、その辺はどないなっているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君） 1回目が4月20日でございます。このときにお二方、それから6月と8月にお一人ずつの合計4件となっております。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） わかりました。

これの空き家相談、予約制でというふうなことで1日5組までというふうなチラシを持っておるんですけれども、なかなか利用者数が伸びないというか、数が少ない状況になっておりますが、この辺の理由はこういったことにあるのかというのは考えておられるのでしょうか。分析されておら

れますか。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）まず、先ほども申し上げましたように広報紙に折り込みで各自治会へ回覧をさせていただいています、そのチラシを。それから毎月の広報の相談コーナー、いろんな相談コーナーがまとまって広報紙に記載いただいているところにあわせて相談をさせていただいている。あと、区長に、空き家等々で困っている方がおったらこういう相談をしているんでというふうな案内を今させてもらっているというのが現状です。

なかなか実際に空き家をお持ちになっている方に情報が届いていないというのは、担当としても何とかいい方法がないかなというところで今、検討をしているところです。

今後、先ほども申し上げましたけれども、一定、空き家の調査が終わりましたら、所有者をある程度調べた中でダイレクトメール等ご案内をさせていただこうかなというふうに現状考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）わかりました。

ニュータウンであったりとか山の手であったりとか、空き家がだんだんとふえてきているような状況になってきております。その中で売るのがちょっと、子育てをしてきたので思い出があるとか家に愛着があるというふうな形の話聞くケースが多いんですが、ただ、子どもの世代にすれば、もうなかなか熊取町に戻ってくることがないんで、そういった空き家は処分したいというふうな思いを持っている若い世代もおられるように感じてございます。そういったところにダイレクトメールを送るというふうな形なんですか。その辺は。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）空き家については、町でできることといたらず所有者がどなたなのか、これは登記所の所有者情報、あるいはまたこれは総務部、税のほうとの関係で、調査の関係でちょっと調整はさせていただくとあかんのですけれども、固定資産の税がかかっておる物件につきましてはそのあたりの所有者情報、この辺をもとにして所有者を特定させていただいて、とりあえずそこへ情報を送らせていただこうというふうに思っております。

それ以外、ご家族の方とかそういうふうなところがなかなかちょっとわかりかねる部分があるんで、まず建物をお持ちの所有者を特定して、ダイレクトメール等で相談会のチラシ、あるいはこういうふうな空き家活用ができた事例がありますよというふうな情報をお届けできたならなというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）わかりました。

大体、3つ目としてのマッチング支援に至っていない状況であるが、現状分析をどう考えているかというふうなところも先ほどの答弁の中にあろうかと思うんですが、改めて聞くとどういふふうな、違うような考え方を持っておるのか、分析されておるのか、その辺ちょっと尋ねてみたいと思います。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）それでは、ご質問の3点目、現状分析についてのご答弁を申し上げます。

若干先ほどまでご答弁させていただいた内容と重なりますが、よろしくお願いたします。

まず、熊取町空き家バンクのマッチング支援に至っていない理由としては、議員から指摘もいただきました空き家バンクへの登録数が少ないということが最大の理由であるかなというふうに考えてございます。

本年4月の空き家バンク設置に際し、先進の先行団体にいろいろと現状も聞かせていただきました。どの市町村においても登録物件の確保には苦慮されているということでした。国土交通省の平



成26年空き家実態調査によりますと、空き家所有者が物件を空き家のままにしておく理由として、物を置くスペースとして必要だから、解体費用をかけたくないから、現状特に困っていないから、将来自分や親族が使うかもしれないから、好きなときに利用や処分ができなくなるからというふうな意見が上位を占めており、積極的な売却、賃貸などの活用を図っていくといったものはなかなか見られない状況にあります。このような状況を踏まえ、空き家所有者に対し、空き家相談員制度や空き家バンク及び空き家の活用事例の紹介など空き家の積極的な活用につながるような情報提供に努めてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 答弁にありましたけれども、空き家バンクについてはどの自治体も苦慮しているような、苦労しているというふうなことが調べたらよくわかります。登録数がなかなか上がらない、登録数が上がらないから成約、成立もしないというふうなことになっているんだと思いますが、我々が住んでいる熊取町の近隣市町村で結構活発にされているところがありますね。泉佐野市がそれに当たるんだと思いますけれども、泉佐野市にあっては、いろいろな形で転入、定住の促進策の一貫として空き家バンクを活用しているというふうな状況になってございます。

理事がおっしゃったように、家を貸し出しする、売却をするというのがなかなか活発ではないというふうな状況になっておりますので、熊取町として考えられることもあったりするのかな。それよりも国が施策としてしっかりと手当をしなければいけないのかなと思ったりもせんでもないです。空き家を売ればその売却益の税金が少し安くなるとかというのは地方自治体でできるようなことではありませんけれども、国として施策をしなきゃいけないのかなと思ったりはするんですが、ただ、隣の泉佐野市が27年度から空き家バンクをされてございます。空き家バンクの登録数が27年度は27件で、25件が成立をしておるといふふうな形で、今現在で登録数が72件で、53件が成立をしているというふうなことになっておるようです。大体73%の成立率というふうな形なんですが、これをいろいろと泉佐野市で聞くと、プレミアム空き家バンク、誘引策の一つでというふうな形になっておるんですけれども、熊取町として、これは4つ目の質問になるんですが、将来の空き家抑制、それから転入・定住促進による活性化を推進するためにどういった対策をしていくのか、この辺をお尋ねしたいと思います。

議長（坂上巳生男君） 阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君） それでは、ご質問の4点目、将来の空き家抑制、転入・定住促進による活性化を推進するための対策についてご答弁申し上げます。

今後、空き家対策を進めるに当たっては、まず活用可能な空き家がどのぐらいあるかを把握することが重要だと考えており、先ほど来お話をさせていただいておりますが、町内各自治会に空き家の実態調査及び空き家の状況に関するアンケートのご協力をお願いしているところでございます。調査につきましては、各自治会のどこに空き家があるのかを地図上にチェックいただくというふうな方法をとってございまして、現在、結果の集計をしているところでございます。

現時点の速報といたしまして、回答いただきました29自治会の空き家の総数が329軒でございました。今後は、これらの空き家の現状を調査し、状況や程度に応じて幾つかの分類を行った上で、空き家所有者に対しアンケートを実施する予定としていますが、その際に、先ほど来申し上げました空き家相談員制度や空き家バンク及び空き家の活用事例の紹介など、空き家の積極的な活用につながるような情報提供に努めてまいりたいと考えております。

また、空き家の活用につきましては、将来の危険空き家を抑制するだけでなく、転入・定住促進によるまちの活性化にもつながることから、引き続き空き家バンクへの物件登録について推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 平成28年度の調査で空き家が760軒あったのが、今回、29自治会ですけれども329軒

というふうな形になっていますね。半数以下ぐらい減っておるといふふうな形なんです、これはどういふふうな、まだ38自治会で、あと9自治会が入っていないとはいえ、大分減っておるといふように感じておるんです。この辺はどのように分析されておられるんですか。

議長（坂上巳生男君） 阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君） 前回の水道の開栓状況をもとにしたデータというのは集合住宅等も入ってきます。マンションであつたりとかアパート。今回の調査につきましては、集合住宅はまた別の考え方をしたほうがいいかなということで、戸建てのおうち、戸建ての住宅を対象に各自治会に調査をお願いしてございます。それで現時点で329軒、世帯数の割合でいきますと1.83%という空き家率になってございますが、実質、大久保区であつたりとかという結構世帯数の多い自治会がまだ集計いただけていない部分もございまして、数字的には水道の開栓データとほぼニアリー、若干少ないぐらいで集計ができるんかな。ただ、ちょっと状況的にまだ、特に旧村の自治会とかは台風の後、またお祭りの準備等々もあつて、ちょっと待ってねといふふうなお話もいただいておりますので、感性的には水道の開栓データとそう大差のないような形、若干少な目ぐらいになってくるのかなといふふうな分析を現時点ですてございます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 平成28年度の760軒はマンションとアパートが含まれておる。そういった数で、329軒というのは一戸建てだけであるといふふうなことです。しかも29自治会しか統計が出ていないといふふうな形で、行く行くはそんなに変わらぬぐらいの数、少し下回るような数になるであろうといふふうな分析ですね。わかりました。

泉佐野市なんです、先ほど言いましたが、プレミアム空き家といふふうな形で3種類ぐらいの助成のメニューをつくってございます。それを紹介させてもらつと、プレミアム空き家という形で空き家バンクに登録してもらつて、それが成立して改修をすれば50万円の増額といふふうな形で120万円から140万円の助成が出ると。木造の住宅の改造助成も、通常であれば40万円なんです、プレミアム空き家といふふうなメニューを使えばこれも50万円の増額という形で、90万円といふふうなことになっております。木造住宅の除去工事の助成、これは国でも制度があるやつだと思つて、これが通常80万円のところを、これもプレミアム空き家といふふうな形でくくつたら同じように50万円の増額ということで、130万円まで助成ができるといふふうな形になっております。それ以外に住宅のリフォーム助成事業ですか、熊取町もいつときやつておりましたけれども、これも改造費の一部として最大10万円助成をするといふような形になっておるようです。

熊取町は当然空き家バンクをつくりましたけれども、空き家バンクに乗らないような商業ベース、一般の不動産屋等を通しての空き家と言われる中古物件の売り買いといふのはどれぐらいの件数があるのか、その辺は把握されておられますか。

議長（坂上巳生男君） 阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君） 不動産屋を通しての空き家の売買件数といふものについては、町のほうでは数値は把握できてございません。

ただ、以前は結構町内の住宅、売りが出れば結構売っていたよといふふうなお話は不動産業者とかのやりとりの中でお聞きしておつたんですけども、具体的に年間どれぐらいの件数が動いているといふような情報については、特に持ち合わせておりません。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 不動産屋を初めとするそういった民間事業者の皆さんとの話では、やはり今答弁されたように、リフォーム助成等があつたときは不動産屋の皆さんも熊取町の物件を扱うのがイのいで、今現在はそうではないといふふうなことをはっきりとおっしゃっておられました。それは何かというたら、先ほど言つた3つのプレミアム空き家と呼ばれるような誘引策、それがあつて泉佐野市のほうの中古物件、空き家を勧めておるといふふうな話をされてございました。

ということになると熊取町も、例えば4つ目の質問ですから、転入・定住促進、先ほどおっしゃ

ったような活性化、それに資するものを空き家バンクとして活用していこうというふうな考えをお持ちの中で、そういうふうな誘引策、そういったものは考えておられないのか、その辺お尋ねしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）今、矢野議員からご提案いただきました泉佐野市のいわゆるプレミアム空き家ということで、その中で市内の中古物件に対する補助金ということで、空き家バンクに登録していること、これが条件としております。こうした条件を付しているのです、おのずと登録件数がふえてきているのかなということも理解してございます。

熊取町におきましても、ご存じのとおり平成25年から3年間、中古住宅に対する補助制度、こちらを実施いたしまして、3年間で62件という実績、そのうち町外からの転入が25件という成果となっております。この事業、3年間で予定どおり終了したというところでございますが、その理由といたしまして、補助金の趣旨の中に個人の資産形成につながるものは好ましくないというものがございまして、そういったことで継続を見送ったという経緯がございまして。

議員ご提案の例えば泉佐野市の取り組みでございまして、確かに空き家バンクの登録件数をふやすということで申しますと効果的であるということとは間違いはないかなというふうに想定いたします。ただ、その先でございます補助金の性質、個人の資産形成につながるというような性質であったりとか、あるいは転入促進の効果、また財政状況というところも慎重に検討する必要があるかというふうに考えております。

そういったことから、平成25年から3年間実施したような形ではなくて、例えばですけれども、現在行っております3世代近居支援施策、これの中古住宅の条件に空き家バンクに登録している物件であるかどうかという条件をというふうにすれば、現在の転入促進事業との相乗効果、これが見込めるのではないかなというふうにも思います。ただ、制度の狙いでありまして3世代近居が空き家バンクに登録している中古住宅でないと支援を受けられないということになりますと、逆に足かせとなりまして3世代近居の申請件数が減少するということになりまして、これはまた本末転倒ということになりますので、そのあたりのバランスなどをしっかりと研究しながら対応していきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）今、熊取町の誘引策として、30年から3世代の近居等の支援、それから社宅の誘致支援、この2つをされております。3世代の近居等の支援というのは新築だけでなく中古物件でもオーケーですよというふうな形になっているので、明松理事のような答弁になるのかなと思うんですが、これからどこも苦慮している中で、空き家バンクで空き家をふやさない、抑制していこう、まちの活性化につなげていこうというふうなことを考えたときに、誘引策として少し弱いのかもしれませんね。泉佐野市がプレミアム空き家というふうな形でやっているのと、同時に新築のほうも結構な助成の金額を出しておりますから大きいと思います。その話が民間の事業者の話で、熊取町は25年からやっておったやつの中にはイの一で扱ってあったけれども、今現在では熊取町が優先的ではなくて、泉佐野市のほうに優先的に紹介したりとかしておるといふような状況になっているだろうなというふうに思っております。そういったときに、3世代の近居等の支援だけでは少し弱いかなというふうなことは感じてございます。

30年からこの制度が32年までですか、3カ年でやっていくというふうなことなので、次に新しいことを考えるときには32年以降というふうな形になるんでしょうけれども、いろいろと話を聞いておりますと、今までは熊取町を優先的に扱ってくれていたんです。それが泉佐野市に移ってしまっているというのが現状なんで、これを戻していかないといけないような施策を考えないといけないと思います。それが、例えば今、若い世代であれば中古物件を買ってリノベーションをやる、住みやすいようにして住むというふうなことはやっておるようですし、空き家バンクに登録した空き家を購入してもらって、成立してもらったところに優先的にそういうふうなインセンティブをつく

るというふうなことも必要なのかなと思っておるんですが、その辺についてはどのようなお考えを持っておられるんですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）転入促進を応援いただけるご意見ということで承らせていただきたいと思えます。

確かに、議員ご指摘のとおり、一時的な補助金というのはそのときインパクト効果があるということ、これは間違いございません。本町も3年間実施して相当のインパクト効果をもたらせたということ、これは間違いございませんでしたが、ただ、我々もやってみて実感なんですけれども、一時的な補助金で住民に訴求するというのも、これは非常にそのときの施策としては有効であったというふうに認識しておりますが、ただ、実際に非常に人生で一番高い買い物と言ってもいいような買い物をされるわけですので、その買い物をするのに数十万円の補助金が後押しになるかどうか、その先にありますやはり安全・安心なまちであったりとか充実した子育て・教育環境というものの、これらの、プライスレスではないんですけれども、お金にはかえがたいものがあるのではないかとこのふうにも感じております。したがって、我々一方でこういった形で何とかお金を使わないような施策で熊取町のよいところ、最終的に選んでもらえるというようなまちづくりを進めながら、ただ、一方で空き家対策、これも大きな問題というふうに思いますので、中古住宅を活用した施策というのにつきましては引き続き検討していきたいというふうに考えております。

これから到来します超人口減少社会、これらも念頭に置きながらしっかりと総合的に進めてまいりたいということでご理解いただけたらと。それでまた32年、今の2つの施策が終了しました時点で、そのときの財政状況等々を見きわめながらしっかりと検討してまいりたいと思えますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）インセンティブでもう一つ、社宅の誘致支援というのがありますね。1法人当たり社宅をつくってくれたら300万円の助成でしたか。これも平成30年からやっておるんですが、これはどういった形で今進んでいるんですか。やはり手を挙げてくれるような、社宅を誘致するというためにやっておるんですけれども、それに応じてくれるような企業というのはあるんですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）社宅誘致ですが、またこの後、二見議員からもご質問いただいております、その中で答弁申し上げますが、現在、この5カ月間に約5,200件の営業活動をかけておるところでございます。そのうち興味を持っていただいている企業というのが今、現時点で1団体いるというところがございます。ちょっとヒアリングをしていく中では、大きな社宅を建てるというのは空き土地が少ないというところで、なかなか企業の懐ぐあいもあろうかと思うんですけれども難しいと。一方、あいているマンション等々を活用してというところでご相談させていただいておりますが、現状は5,200営業に当たらせていただいて1件のお話をいただいているというところがございます。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）5,200の営業をして1件というのは、それはもう建てるというふうなことが決まっておるという形なんですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）そちらは今、前向きなご検討をいただいているというところがございます、これは7月時点だったんですけれども、その時点ではまだ一応確保を3戸以上ということになりますので、今のところその時点で2棟確保しているというところで、条件が最低3戸以上ということになっておりますので、3戸確保できた時点で必ずこちらを申請するという、そういったことで伺っております。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）わかりました。社宅の誘致支援もしっかりやっていただきたいんですが、なかなか5,200件の営業をやって1団体が手を挙げてくれるかこれないか、今のところは3棟のうちの2棟しか確保できていないので、今このインセンティブの要件を満たしていないというようなことですよ。これが1法人300万円という形なんですけど、この300万円をいろいろ違う空き家バンクのほうに活用するというふうなことも一つの手ではないのかなというふうに思います。社宅よりも空き家バンク、中古物件の売買契約にするほうが、過去も実績があるわけですよ。25年から27年で62件ですか。というふうなことであれば、そっちのほう誘引策としたら合っているのかなというふうな思いを持ちます。

皆さんの施策ですから、30年から32年はこれをされるというふうなことなんですけれども、やはりそれにプラスするような形で熊取町の空き家バンクに登録してもらって、売買が成約すれば何らかのインセンティブが働くというふうな仕組みづくりをするべきではないのかなというふうに思います。

泉佐野市の担当の方と1時間ぐらいお話をさせていただきました。そのときに、年間今までで72件の登録があって、成約、成立したのが53件やおっしゃっていました。どのような周知をされたんですかというふうな質問をさせてもらったら、泉佐野市の担当者は大きな予算を投じて周知したということではないというふうなことをおっしゃっていました。逆に民間の事業者の皆さんが営業しやすいような、そういう仕組みを泉佐野市が作りましたと、その上で民間事業者の皆さんが頑張ってくれているのが実情ですというふうな話でありました。熊取町もそれに見習うべきだと私は思います。やはり何らかの誘引策があって、そういうふうな施策を熊取町がつくって、営業されるのは町の職員ではありませんから、そういうふうな専門の不動産屋等が営業してくれます。その中で熊取町を推してもらえるような施策が必要であろうかなというふうに思います。

先ほどリノベーションというふうな言葉もありましたが、泉佐野市は既存のやつのリフォーム助成はありますけれども、プレミアム空き家に特化したようなリノベーションの助成とかというのはまだありません。熊取町はそれに目をつけるというふうなことでやっていくのも一つの手だと思いますが、この辺、皆さん多分考えておられると思うんですけど、これをやっていくべきだなと個人的には思います。その辺について再度お尋ねしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）ただいまご提案いただきました分、今現時点でいいますと3世代近居、それから社宅誘致支援、これにプレミア的なものを乗せたらどうかというようなご提案かというふうに理解させていただきますが、まず一定、今現状の補助金に中古住宅、登録していただいた物件をご活用いただいたものについてはさらに幾ばくかの金額を上乗せするというような、こういったやり方も想定できるかなというふうに考えます。ただ、年度途中、まだこの施策というのが1年目というところもありますので、きょういただいたご意見、その中でも特に民間が営業しやすいと。今現在、私も宅建協会にヒアリングを以前させていただいたときは、熊取町は非常に中古物件が動きやすいし売りやすいというお声をいただいておったんですが、実情、矢野議員が泉佐野市にそれが奪われているということ、ちょっとこれは私自身も衝撃やったんですけど、このあたりも含めてこの後研究させていただきたいというふうに考えております。

先ほど私、8月末現在で答弁書をつくったんですが、その時点では1社相談があるということだったんですけども、今ちょっとメモが入ったんですけども、もう事前相談がこの間に入っているということで、1件の実績があるというところで、今のところは4部屋確保されているというところで報告が入っておりますので、訂正させていただきます。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）わかりました。1団体が検討しているんじゃなくて、もうやるというふうな形になっておることですね。それはそれで頑張ってくださいというふうな話です。

例えば、熊取町の中古物件が一般の商業ベースの中で活発に動いているのであれば、ひよっとし

たら熊取町の空き家バンク制度というのは要らないかもしれません。だけど、話を聞いていると、以前は活発に、明松理事がおっしゃったように熊取町の中古物件は売りやすいんですよというふうな話も出ておりましたが、それが現状ではもう熊取町の中古物件、空き家というものを売るのが一番じゃなくて、そういうふうな制度を持っておる泉佐野市の空き家を売るのが優先的になっておると。やっぱり営業トークもしやすいんでしょうね。というふうなことになっております。ですから、熊取町もそういった制度をつくるようなことを考えたほうがいいであろうなというふうに思って、こういうふうな質問をさせてもらっています。

行政を預かる町長はこの辺についてはどのようなお考えを持っておられるのか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）るるいろいろなご提言ありがとうございます。

まちの活性化にはいろいろな施策、事業があろうかと思えます。その中の一環として空き家対策、空き家の活性化ということでございまして、空き家バンクの相談に關しての協定を結んだ中で、まずは進んだかなというふうな認識はございますけれども、仏つくって魂入れずというふうな言葉があります。つくっただけではなかなか住民の皆さん方にはご理解願えていない部分も多々あろうかと思えます。魂を入れる、そういった作業も当然やっていかなければならないことだと思いますので、これからも皆さん方のご意見をいただきながら、打ち出した施策については柔軟に、今度の近居の施策でも3年をめどにしていますけれども、PDCAサイクル、これを1年で再評価しながら、柔軟に制度の質を上げていきたいというふうに思っております。

何につけても、住民の皆さん方にどういった情報を発信して、皆さん方に理解してもらった上でこの施策を充実させていくかというのが大切だと思いますので、我々もその点に關して最善の努力をしたいと思えます。その中にありまして、また議員の皆さん方にもご協力をいただければというふうに思えますので、前向きに進めていきたいというのが思いでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）わかりました。将来の空き家の抑制、それから転入・定住促進、まちの活性化を推進するのであれば、やはり行政だけではなくて民間の力もかりるような、民間が力を入れやすいような施策をつくるのが得策だろうと思っておりますので、その点はしっかりと対応していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

それでは、次の防犯事業についてでございます。

安全パトロール隊、それからスクールガードリーダー、子ども見守り隊、わんわんパトロールなどの防犯ボランティアの活動により、自分たちの地域は自分たちで守るという防犯意識が醸成されておるようになってございまして。町内の犯罪認知件数は年々減少しており、防犯活動の成果が出ておるようになって思いますが、平成29年度の犯罪の認知件数305件のうち空き巣、車上狙い、ひったくり、自転車盗、すりなどの犯罪と、それから振り込め詐欺を初めとする特殊詐欺の件数割合、これはどのようになっておるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、平成29年度の犯罪認知件数のうち、空き巣、車上狙い、ひったくり、自転車盗、すりなどの犯罪と振り込め詐欺を初めとする特殊詐欺の件数割合につきましてご答弁申し上げます。

まず最初に、犯罪認知件数につきましては警察で集計、公表をしているものでございまして、年度集計ではなくて1月から12月の年間集計となっていることをまずご留意いただきますようお願いいたします。

ご質問の内容につきまして泉佐野警察に確認しましたところ、平成29年の熊取町内の犯罪認知件数305件のうち、空き巣が4件、割合にして1.3%、車上狙いが18件5.9%、ひったくりが1件0.3%、

自転車盗が64件20.98%、すりがゼロ件、特殊詐欺につきましては9件、割合にして2.95%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） わかりました。これはもう防犯というふうな形で、熊取町よりも力点を置いているのは警察署のほうだというふうなことになっておるようですが、犯罪の認知件数自体は順調に、これは下がっているんですよね。その辺はどういうふうに捉えたらいいんですか。

議長（坂上巳生男君） 南企画部長。

企画部長（南 和仁君） 犯罪の認知件数そのものは年々減ってきてございます。特に特徴的なのが、随分さかのぼるんですけれども、平成14年では1,099件ございました。翌年の平成15年にはがくと7割まで落ちまして768件、それから15年程度たった平成29年が305件という形で、ちなみに10年前、平成20年は616件でした。10年間で半分になってございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） いろんな形で活動が反映されて、その効果が出ておるといふふうな形ですよ。よくわかりました。

先ほどの答弁で、特殊詐欺の件数というのが9件というふうな話が出ておりました。割合が2.95%ということであったんですが、これが29年ですよ。27年とか28年とかさかのぼったら、オレオレ詐欺とかいろいろと注目をされるようなときですよ。そのころはどれぐらいの件数があったんですか。その辺はわかりますか。わからないですか。

議長（坂上巳生男君） 南企画部長。

企画部長（南 和仁君） 警察で特殊詐欺件数の公表の数値というのは、平成27年以降、まさに議員がおっしゃられた年数になるわけですけれども、熊取町内での発生件数、認知件数ということになりますと、27年がゼロ件、28年が5件、そして今、29年は答弁で申し上げましたように9件、30年、ことしですけれども、1月から7月末まで7カ月の間に2件発生しているというように聞いております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） わかりました。ちょうど去年ですか、いろいろ防災無線等を使いながら特殊詐欺、オレオレ詐欺の注意勧告等を流しておったように記憶しておるんですが、それが29年が9件で30年が1月から7月の7カ月間で2件やというふうな形で、減っておるような状況なんです。オレオレ詐欺とかというのは電話をすとかいうという形になんすけれども、やはり季節柄というふうなこともあったりするんですか。年末であるとかそういったときにそういうふうな犯罪がふえるとかというふうな、その辺はどうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 南企画部長。

企画部長（南 和仁君） 季節とかそういうのは関係ないかなというように感じております。

ただ、議員が印象に残ってはるように、平成28年、29年といったところでは熊取町内でかなりの住民からの問い合わせ等がございました。実際にこれは年度でいかせていただきたいんですけれども、28年度に防災行政無線を通じて特殊詐欺の注意喚起を行ったのが33回、平成29年度は5回ということで、平成28年度の33回というのが、専門家ではないのでわかりませんが、何らかの詐欺グループが大阪のほうに拠点を置いた時期やったのかもわかりません。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） わかりました。防災無線を使つての33回と5回、それで件数が5件と9件というふうな形で、やはり注意勧告を多くすればそれにひっかかる人も少なくなっておるのかなというふう

なことを考えるんです。

②の質問に移りたいと思いますが、パトロールなどでカバーできない特殊詐欺の対策です。先ほど言うた防犯無線を使つての注意喚起等が含まれると思うんですが、これはどのようにされておるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）2点目のパトロールなどでカバーできない特殊詐欺の対策についてご答弁申し上げます。

まず、本町の安全パトロール隊が実施しております特殊詐欺の対策をご紹介しますと、住民の方々からオレオレ詐欺の不審電話の発生の報告をことし6月に受けました。それ以降、毎日のパトロールにおきまして「安全パトロール隊からお知らせします。息子をかたったオレオレ詐欺の不審電話が多発しております。不審電話があった場合は、家族、親戚に連絡をとるなど、直接確認を行い、不審と感じたら警察に通報してください」という防犯啓発案内をスピーカーにより音声広報しながらパトロールを実施しているところでございます。

また、泉佐野警察とも連携の上、不審電話等の事案が発生した場合には、防災行政無線を通じ、住民に対して特殊詐欺電話等への注意喚起の呼びかけを行ったおり、先ほど答弁させていただきましたように、平成28年度には33回、平成29年度には5回、今年度におきましても6月に1回の防災行政無線による放送を行っており、加えて町広報紙への啓発記事の掲載や回覧板による注意喚起、チラシの配布などを行っております。

また、議員の中でも半数の方々にご参加いただきました先月8月25日開催の安全なまちづくり大会におきましても、今年度は青少年防犯に対する内容のものとしたしましたが、参加者にお配りした資料の中には特殊詐欺に関する防犯啓発チラシの配布も行ったところでございます。

一方、泉佐野警察における取り組みといたしましては、町内の金融機関と連携の上、高齢者の高額出金の際には即座に警察へ連絡されることとなっております。また、年金受給日等におきましては警察官による金融機関の重点警戒も実施しているとのことでございます。

今後におきましても、泉佐野警察等と緊密な連携を図りながら、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいりたいというように考えております。

以上、答弁といたします。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）わかりました。

自由が丘のほうでパソコンサロンというのを月2回やっております。12、3名のお年寄りの方が来ていろいろとわちゃわちゃとやっておりますが、その中で、こういうふうな電話がかかってきたよというふうな事例というのがありました。それはことしの6月ごろだったと思います。ただ、町のほうに注意喚起を含めて言うてもよろしいですかと言うたらお断りされました。ちょっとそれは、特殊詐欺、オレオレ詐欺が自分のところに電話がかかってきたというのが恥やというふうな思いを持っておられたようでございます。かかってくること自体がちょっと情けないというふうな形で、そういうふうなことになりましたけれども、やはり熊取町であるとか泉佐野署が把握していないような件数というのはまだ大分あるんだろうなというふうに思ったりします。

今回は防災無線等を使ったのが1回だというふうなことなんですが、それはやはり継続的に、33回というふうなことは言いませんが、それなりの数はやはり使ってやるべきであろうかなというふうに思っておりますので、その点はよろしくお願いします。

最後に、特に地域との交わりを持たない高齢者などの対策、この辺はどのように進めておられますか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、3点目、特に地域とのかかわり合いを持たない高齢者などの対策についてご答弁申し上げます。



特殊詐欺に関する防犯啓発は、地域とかかわり合いを持たない高齢者だけに対する活動ではございませんが、先ほど2点目のご質問の際に答弁申し上げました取り組みの中でも、安全パトロール隊による広報活動、防災行政無線、町広報紙や回覧板による注意喚起、民生児童委員の皆様への注意喚起の協力依頼などを通じて、地域と疎遠な高齢者にも啓発の効果はあるものと考えてございます。また、これらのほかにも、やはりマスコミ報道というのが非常に大きな力を持っているんじゃないかというように考えております。テレビや新聞、ラジオなどによるさまざまな報道ニュースを通じた注意喚起が大きな効果があるものと考えてございます。

今後におきましても、関係機関と緊密な連携を図りながら安全・安心なまちづくりに取り組んでいきたいというように考えております。

以上、答弁申し上げます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） この問題は、防犯事業というよりも、恐らく高齢者対策等も含まれていると思うんです。いろんな形で高齢者対策もされておりますが、これについては福祉課はどういうふうな考え方を持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 防犯事業という形のみでの取り組みだけではないんですけれども、広く高齢者福祉事業として見守りの取り組みをさせていただいております。

具体的に申し上げますと、高齢者福祉の観点から見守り支援が必要な方を把握するために要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の独居高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯に対し、見守りアンケートを実施しております。その結果を踏まえまして、地域包括支援センターにおきまして町と連携して、保健師などが独居高齢者の安全・安心な生活を確保するため健康相談を兼ねた電話や訪問を行い、定期的な見守り活動を行っております。また地域におかれましても、先ほども答弁させていただきましたけれども、民生委員、児童委員による見守り活動やシニアクラブによる友愛訪問など、住民同士の支え合いも行われております。

そのほか、高齢者の見守りネットワークの構築ということで、早期発見、早期対応できる地域の包囲網としてライフライン事業者や宅配業者などさまざまな民間事業者の協力を得て、日ごろの業務の中で気づく高齢者の異変を地域包括支援センターなどへ連絡する連携体制なども構築しております。

また、生活支援・介護予防サービス協議体におきましても、地域課題の一つとして高齢者の見守りという項目が上がっております。

今後も引き続き、行政、福祉関係者、住民、そして地域の事業活動を行っている民間事業者も加わっていただき、高齢者の見守りについて地域全体で協力、連携して取り組んでいきたいと考えております。

このようにセーフティネットを幾重にも構築していくことで、地域と交わりを持たない高齢者の方がより安全で安心して暮らしていけるようなまちづくり、これを目指して取り組んでおります。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） わかりました。セーフティネットをしっかりと、網の目を細かくしながらやっていくということですね。

通常、交わっている方々はいろんな話ができるんで大丈夫なんですけど、やはり交わっていない方については置き去りにならないような、そういうふうな施策をしっかりと前へ前へ進めていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、以上で新政クラブを代表しての会派質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君） 以上で、新政クラブ、矢野議員の質問を終わります。

次に、熊取公明党を代表して、二見議員。

7番（二見裕子君）それでは、議長のお許しを得ましたので、熊取公明党を代表いたしまして、通告に従って会派代表質問をさせていただきます。

まず、1つ目ですが、シティプロモーション事業についてお聞きいたします。

重要業績評価指数KPIの実績値と調査票によりますと、事業概要として、子育てママに焦点当て、熊取ブランドに資する充実した子育て・教育施策を初めとする本町の魅力について、さまざまな媒体を活用してプロモーションすることにより、若年世代を中心とした転入・定住促進をしております。1つ目ですが、転入・定住促進特設サイトへのアクセス数が平成28年度に比べ減少していますが、これについてどのようにお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、シティプロモーション事業について答弁申し上げます。

まず、1点目の転入・定住促進特設サイトへのアクセス数の減少につきましてですが、現在の特設サイトは、平成27年3月に「ほほえみ 子育て 熊取町！」のパンフレットとともに、子育てママを意識したやわらかいデザインで開設したサイトでございます。そして、平成27年度を「ほほえみ 子育て 熊取町！」の強化年度と位置づけ、住宅展示場など子育てファミリーを中心としたさまざまなイベントでのPRはもとより、ゆめの森公園のオープニングに合わせたFM大阪での4週にわたる特集を初め、電車での中ぶり広告や新聞広告など、これまでにない大規模なPRを展開いたしました。そして、これらのPRにより本町に興味を示された方がどれだけ当該サイトに誘引されたか、これを議員ご指摘の総合戦略のKPIに設定したものでございます。

ご質問の28年度からアクセス数が減少した要因につきましては、因果関係を明らかにすること、これは困難でございますが、先ほど申し上げたような積極的なPR活動とともに、サイト開設から3年が経過し、周知が一回りしたこともその要因の一つではないかと考えております。

しかし、このような状況におきましても29年度の実績数値は4,553件であり、目標数値の3,100件を大きく上回っております。今後におきましても、気を引き締め、しっかりとPRし、一人でも多くの方々にごらんいただけるよう引き続き努めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。すごくホームページで転入・定住促進へ向けて発信していくというのは大事なことかなというふうに思うんですけども、アクセスされる方というのはやはり熊取町に興味があり、将来住んでみようかなと思ったり、また、どのようなまちなのかなと見るようなサイトであると考えたときに、この数が減っていくというのは、先ほど理事が言われましたように積極的なPRないし、またプロモーションをつくったときは見ていただいたが、一巡した後がくっと落ちているのではないかとということなんですがやはりそこら辺、しっかりと分析をしていかなければいけないところだと思います。

目標値ですけれども、28年度6,175件で、目標値を3,100件というふうに下げているんです。実際に、下げた目標に関しては実績値4,553件と目標はクリアしているということなんですけれども、この辺からすごく後ろ向きというんですか、何か目標を下げるというのも実績、28年度は6,100件もあるのに目標を3,100件にしたというのは何かあるんですか、下げるというのは。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）3,100件の目標でございますが、こちらは総合戦略をつくった当初の目標値でございます。積算の仕方は、総合戦略をつくりましたのが10月でしたので、ホームページを開設したのが4月からということで、戦略をつくった8月からKPIをつくり出したんですけども、5カ月間の月平均が200件ございました。その200件を12カ月ということで2,400件になるんですけども、それを3割増しにしようということで当時3,100件というふうに目標設定をいたしまして、そこから目標設定は動かしてございませんので、3,100件に対して1年目が3,155件、ぎりぎりクリ

アやったんですけれども、28年度が6,175件と、27年度の活動が大きく実を結んだのかなと。そして29年度が4,553件ということで、目標数値を下げたということはございませんのでご理解いただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

自己評価の理由のところなんですけれども、転入・定住促進ページへの誘導は一定の評価が出ていると考えられるというふうに載っているんですが、転入の数の増加に対しての成果という部分を考えたときに、この辺はどうなんですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）一定、転入の効果というところで申しますと、平成29年度につきましては久方ぶりの転入超過ということで、ここのところちょっと苦戦を強いられておりました、ここ3年で申しますと27年はマイナス125、28年度はマイナス99、そして29年度は久方ぶりの転入超過ということで、プラス15ということになってございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。一定の成果ということで、28年度の転入・定住促進策であったりとかPRカタログであったりとかいうものも成果の部分で出ているのかなというふうに思うんですが、2番目として、今後のページの更新であったりとか、また情報の刷新等、何か考えているものはあるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、ご質問の2点目、今後のページの更新、情報の刷新等の検討につきましては、こちらは結論といたしまして、随時更新しているというところでございます。

例えば、30年度当初に、次のご質問にあります3世代近居支援や社宅誘致支援を導入するに当たりまして、「ほほえみ 子育て 熊取町！」のパンフレットの情報を更新の上増刷し、あわせてホームページの情報、これもちょっと古くなった部分があったので、あわせて刷新いたしたという、そういったところでございます。

今後におきましても、充実した子育て、教育、また転入、定住につながる新たな情報、少しでも関連するというような情報がありましたらこのサイトに集めまして随時ホームページを更新し、また、パンフレットについては在庫を見ながら適時適切に新たな新鮮な情報を更新してまいりたいというふうに考えております。

ただ、イメージブランドとしての「ほほえみ 子育て 熊取町！」自体を刷新すること、これにつきましては、子育て・教育のまちとしての今後も当該イメージによりましてしっかりと浸透させていきたいというふうに考えておりますので、当面は当該イメージやキャッチフレーズを継続していく予定というふうに考えております。よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）ホームページの「ほほえみ 子育て 熊取町！」というところをクリックしますと、新しい施策であったりとかの内容は見てとれるんですが、何せ形が一緒なので、更新しているのかどうかというのがとてもわかりにくいところだなというふうに思ったんです。適宜更新されていると思うんですけれども、それはホームページのニュースなり、目に見えるところで内容が更新されましたよみたいなものは出されているんですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）結論は出していないというところでございます。右のところにはバナーがありますので、そのバナーをたたいていただいて入っていくという形になっておりますが、ただ、議員のご指摘はごもっともでございます。更新した際には、新着ニュースのところにはほほえみ子育ての

ページを更新しましたとかいうそういった情報、これを入れることは容易やと思いますので、そういったところで今後対応してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。ご提案ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）先ほどのアクセス数にもかかわってくるかなと思うんです。やっぱりバナーが同じだったら、もう前見たから見ませんよね。何もなければきっと内容は一緒やろうと思うので、何かそういう新着ニュースであつたりとかすれば、ああ何か動きがあつたんやな、また熊取町は何かやってくれてるんやなというのに関しては前向きに取り組んでいただいたほうがいいかなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

3番目の、先ほど矢野議員も聞かれていましたが、3世代近居支援、社宅誘致支援は4月からスタートしたわけです。この辺の状況をお知らせ願えますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、3点目の3世代近居支援、社宅誘致支援の現在の状況につきまして答弁申し上げます。

まず、3世代近居等支援の状況につきましては、平成30年8月31日現在、新築住宅に係る申請件数が38件でございます。この内訳としまして、町外からの転入が16件、残り22件が町内転居、つまり定住効果分というふうに考えております。次に、中古住宅に係る申請件数ですが、こちらは4件ということになります。うち転入が2件、残り2件が町内転居ということでございます。

次に、社宅誘致支援の状況でございますが、こちらは先ほど矢野議員での質問のとおり、1件申請がございました。今現在、この営業活動ですけれども、大阪府宅地建物取引業協会泉州支部などを通じた不動産仲介業者への周知を初め、泉佐野食品コンビナート協会や関西エアポート株式会社などの各企業を取りまとめる組織等を中心に、各個別企業に至るまで、直接、間接を含めて先ほど申しましたとおり約5,200件の営業を行ったところであり、このうち1社につきまして申請があつたというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。3世代近居支援がすごく数が出てきているということで、効果がすごいなというふうに思ったんですけれども、これ、前にも言わせていただきました。賃貸のがないということで、近居するのにあつては賃貸も入れていただけたら本当にもっとこちに帰ってくるのかなと。それとまた空き家を連動させれば、賃貸の方が2年ないし3年内で空き家を活用されると何か町として、おめでとうございませぬじゃないですけど、そういうものもやっていただけたらかになると、連動して全て転入、定住ということに関してもうちょっと人が動くのじゃないかなというふうに思います。1件2件のことかもしれないですけども、それが口コミで広がっていくのがやっぱり大事ななというふうに思うんですけれども、その辺はいかがですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）こちらは32年までの施策ということになっておりますが、先ほどの矢野議員も含め、数々の転入・定住促進策に対するアイデアというんでしょうか、各議員からもいただいております。そういったことも全て参考に、もう本当にこの時点で前向きに検討するということはちょっと申し上げにくいところはあるんですが、ただ、全てのご意見、これらをしっかりと研究しながら、来るべき財政状況等と当然これはしっかりと念頭に置きながら、今住んでいる住民との公平性のバランスというのもございますので、そのあたりを総合的に考えながらしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。一定ご理解いただけたらというふうに思います。

よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）財政のことはわかっていますが、やはり外から来ていただくことで住民税がふえ、

またそれが町の中に反映されていくというふうに考えたときに、どこで大きく税金をかけていくかということかなというふうに思います。町としてはやはりそこら辺の部分が二の足を踏むところかなというふうに思うんですけども、入ってきていただくことによってまた町が潤うというふうな考え方というのも一つじゃないかなと思います。前向きな検討とおっしゃっていますので、これは本当に各議員もいろいろ提案させていただいているかと思いますが、本当に前向きに検討していただきたいなど。32年までの制度があるからというのではなく、プラスしていくということもできるんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、ホームページでいろんな周知をされていたりとかするんですけども、それ以外で何か、住宅展示場へ行かれてとかというのは前にもおっしゃっていました。何かそういうので周知されていることとかありますか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）30年度の今現在のプロモーション活動なんですけど、昨年完成しましたオモロイデクマトリ熊取という情報紙、あれを中心としてさまざまなイベントに出かけております。住宅展示場のイベント、これは一番ターゲットが集まりやすいというふうに考えておりますので、住宅展示場及び販売所、また適時適切に報道機関への情報提供というのもしっかりと行っているところでございます。

直近のところではいいますと、本当に昨日なんですけれども、昨年、大きなママキッズフェスタというWTCで行いました。あれにかわるイベントといたしまして、昨日、あべのハルカス1階で、熊取町の特設ブースを設けましてプロモーション活動を観光大学の学生と一緒に展開いたしました。ブースでは「熊取ものがたり」、これを1,000冊持っていったものを全て配布いたしまして、また、子育てに興味のある方については「ほほえみ 子育て 熊取町!」、これの配架も行いまして、あわせて10月13日土曜日開催予定の観光大学の協働事業のバスツアー、これのPRを実施したいんですけれども、残っていた8席分、30分で完売するというような、そういった実績も上げてございます。バスツアーの当日はNHKの取材も同行することになっておりますので、ただ単なるバスツアーということだけではなくて、プラス効果としてNHKの取材、「ニュースほっと関西」で放送されるということも伺っております。

こういったところで、いろんな媒体、お金のかからない、テレビというのはそういった効果があると思ひますので、そういったところを活用しながらしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）あべのハルカスでやられたのは、町のホームページとかには載せているんですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）こちらの分につきましては町民を対象としてございませんでして、それとあと、プラスイベントを実施しますというのは打っていなかったかと思ひますので、この分についてはホームページでの告知はすみません、また後ほど確認してご報告いたしますが、していなかったかと思ひます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）町民だけじゃなくて、ホームページは見られますし、私たちも聞いていれば、大阪に行ったらちょっとのぞいてとかいうこともできるかな、どんなふうに行っているのかなと、できることもあるかと思ひますので、住民もあべのハルカスに行かれて、別に熊取町の住民だからということなく、ああこうやって町としても転入・定住促進に力を入れてくれているんやなというのを見せていくという部分が熊取町はなかなかうまくないというんですか、なので、ホームページ等もし載せていないのでしたら、そういうのもあわせて入れてくださったらいいかなと思ひます。よろしくお願ひいたします。

そうしましたら、4点目ですけれども、若年世代を中心とした転入・定住促進をする中で、町内大学生の住民登録者数というのも目標に比べて低いんですが、これはどのように考えますか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、4点目の町内大学生の住民登録につきましてご答弁申し上げますが、総合戦略のK P Iの一つであります町内大学生の住民登録者率の目標値の42%に対しまして29年度の実績が16%と、議員ご指摘のとおり、目標には達していないという状況でございます。

これまで、住民登録の必要性について、町内大学連絡会を初め、マイナンバー制度の導入や選挙年齢の引き下げなどの機会を通して周知してまいりました。また平成27年度には、住民票を移動していただいた学生に対して、ノベルティグッズやひまわりドームでのプールやトレーニングの無料利用券や、メジチャリやひまわりバスの無料利用券などをプレゼントするといった取り組みを試行的に行い、21件の実績があったところでございます。しかしながら、当該実績のあった学生に聞き取りを行ったところ、そのほとんどが原動機付自転車の購入との理由であったことから、特典による効果は極めて乏しいとの判断のもと、終了させてもらったところでございます。

住民登録の異動につきましては、いろんな働きかけを行ったんですけれども、住民基本台帳法の法令遵守や住んでいる地域で選挙を行うといった基本的な学生の自覚によるところが大きいものと痛感しているところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）これ、パーセントなんですけれども、実際人数というのがちょっと見えにくいなというふうに思うんです。実際、人数では何人ぐらいの方が登録されたんですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）今現在、町内3大学なんですけど、4,523人の学生がいらっしゃいまして、そのうち1,253人が熊取町内に住んでいらっしゃることを確認しております。1,253人のうち202の方が住民登録をされているということでございますので、その割合、16%というような、そういった積算方法でございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

これ、先ほども周知のことは少し述べられていたかと思うんですけれども、この辺の周知というのは、入学時とかオープンキャンパスとか何かそこへ行って住民登録をとというのは言われているんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）実施しました27年度なんですけれども、27年度につきましては入学説明会、それからオープンキャンパスのときに資料としてお渡しいたしまして、説明会資料の中に入れていただくといった、そのような取り組みを行いました。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）町にとって、大学生に転入していただくことのメリットというのは何かあるんですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）町としてのメリットというところではございますが、K P Iの設定当初の考え方、これにつきましては、住民登録することによって愛着心が芽生えていただいて卒業後もそのまま定住いただけたりと、将来、居住地を決定する際に戻ってきてもらえる第一歩となるのではというふうに考えておりました。また、あわせて見た目の住基人口がふえるということなどを目的で設定いたしましたけど、大学生の生の声といたしましては、特段メリットもなく、逆に煩わしいというのが大学生の生の声、正直な声というんでしょうか、ということで、そうなるご答弁で申し上げましたとおり、もはやもう学生の自覚に委ねるしかないものかなということで考えております。

ご質問の町のメリットにつきましては、学生というのは田尻町の警察学校とは違まして所得が基本的でないということになりますので、当然税収増につながることはございませんでして、また交付税算入の人口なんですけれども、これは住基人口ではなく国調人口でいきますのでこれは算入済みというところもあります。そういったことで町側のメリットもさほどないというところ、これが正直なところかなというふうに痛感しておるというところでございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。どちらもメリットが余りなければなぜやるのかというふうに思ってしまうんです。

5番目にもあるんですけど、住民登録の大学生にとってのメリットはあるのかというのと、考えていることはあるのかという部分なんです。27年に幾つかのメリッ的なことをやっていただいたということなんですけれども、うちも子どもが大学生なので、どうしたら住民票を移すかという話をしたときに、やはり自分たちにとって何かメリットがないとそれはせえへんよなど言っていたんです。ノベルティグッズとか、そんなのは多分要らないんですよ。実際やっぱり食べることとか、どここのお店でご飯を食べたら割引がありますよとか、それこそ町内の業者、食べる場所もあるので、そこで食べたら学生さんは10%、1割安くしてくれるとか、何かそういうものじゃないと、お金の還元してもらえないことじゃないと大学生はやっぱり乗ってこないのだろうなというふうに、子どもと話をしていたら思っていたんです。

泉佐野市なんかは、大学生ではないですけども、ごみ袋を無料にして自治会に入ってもらうのをやっているんです。そんなのを思ったときに、ごみ袋もどうかなというふうに思うんですけども、やっぱり何かお金として生活していける部分で還元していただけることがあれば、ちょっと心を動かすかなというふうに思いましたので、町としてそれほどメリッ的なものがないということであるならばそこまでのことを提案してもされないのだろうなというふうに思うんですけども、何かそういう学生がたくさんいて、住民票を移していただいて愛着を持って、そういうたら学生さんのときに住民登録したときにはあそこへご飯を食べに行っただ、ここへご飯を食べに行っただ、ここはおいしかったな、ここで割引してもうたなというのが、やっぱり食べることが一番残るんじゃないかなと思います。またそこら辺も検討していただいたらいいかなというふうに思うんですけども、いかがですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）実は、27年度当初なんですけれども、何がいいのかなということで、極力お金のかからないということで、学生のまち京都市にも何かそういう誘引策はしていないかということで、電話ですが確認させていただきますと、京都市は大分前にそれは検討されたことがあったようで、諦めていますということで、何もしていませんということでございました。

そういったことで、議員からは食べ物、熊取町の場合商工会が「うまいさがしガイド」という割引券つきのものをつくっておりますが、そういったものも学生に配布というんでしょうか、ごらんいただきながら、また学生に、大事なことはどちらかといえば食べ物でつる、お金でつるというのではなくて、例えば観光大学のRUSHプロジェクトのように町内で活動していただくことによって芽生える郷土愛というんでしょうか、そういったもののほうがむしろ大切かなというふうに思っております。そういったことで、また佐古議員からも学生と一緒にやる協働ということで後ほどご質問がありますけれども、そういった活動を通じて熊取町に将来戻ってきていただきたいというような、そういったところにつなげていけたらなというふうに考えておりますので、ご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。いろんな方面からよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2点目の母子健康事業についてお聞きしたいと思います。

1つ目の乳幼児健康診査において、受診されていない子どものフォローというのはどのようなようになっていくのでしょうか。よろしくお願いします。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）それでは、1点目の乳幼児健康診査を受診していない子どもへのフォローにつきましてご答弁申し上げます。

乳幼児健康診査の受診率につきましては、平成29年度実績で申し上げますと、4カ月児健康診査が96.0%で未受診は13人、1歳7カ月児健康診査が97.7%で未受診は3人、3歳6カ月児健康診査が95.0%で未受診は21人となっております。

これらの乳幼児健診を受診されていない乳幼児につきましては、まず受診勧奨を行うことはもちろんですが、保健師が訪問により発達の状況等を確認するとともに、必要に応じて医療機関や保育所等にも確認を行うなど、受診していない乳幼児全ての状況把握に努めているところでございます。これらの結果、発達障がい疑いや保護者からのご相談がある場合は、医師による経過観察健診や心理士による発達相談につなぐなどのフォローを行っているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）フォローは行っているということで、未受診の方は合計28人ぐらいいらっしゃるんですけども、全て訪問等コンタクトをとれて見ているということでよろしいんですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）未受診者の乳幼児につきましては、全て確認はとれてございます。例えば4カ月児健診、これは未受診が13名ということで申し上げたんですけども、その理由につきましては、既に医療機関で受診されているという方もいらっしゃいます。訪問での確認の方もいらっしゃいます。また、時期がずれて、この数字の統計上翌年で、受診の月がおくれしまったという方もいらっしゃいます。そういったことも含めて既に確認済みということでございます。

1歳7カ月児健康診査未受診が3名という理由なんですけれども、1歳7カ月といえますと保育所に在籍されているお子さんもいらっしゃいますので、保育所でお子さんの状況を確認したりとか、あとは相談業務で確認を1名行ったということで、全て確認は行ってございます。

3歳6カ月児健診、未受診が21名ということで、こちらも保育所の確認でありますとか医療機関での受診中、そういったことも含めて全て確認済みというところでございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。じゃ、全てのお子さんに関しては状況がわかっているということですね。

2点目の4カ月児、1歳7カ月児、3歳6カ月児の健康診査で発達障がい疑いの方が多く見られるのはどの健康診査ですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）それでは、2点目の4カ月児、1歳7カ月児、3歳6カ月児健康診査で発達障がい疑いが多く見られる健康診査についてご答弁申し上げます。

乳幼児健診の結果、視線が合わない、声かけに反応しないなど発達障がい疑いが見られた割合は、平成29年度実績で申し上げますと、1歳7カ月児健診が最も多く110人、率にして36.2%、次が3歳6カ月児健診で80人、率にして23.5%となっております。なお、4カ月児健診につきましては、乳児期の前半であり、発達障がい疑いとして厳密に区別しがたいため、体重増加や首の据わりなど身体の発達面に関連した健診内容となっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。



7番（二見裕子君）わかりました。すごく多いのでちょっとびっくりしたんですけれども、疑いということなので経過だと思うんです。

3点目に、発達障がい疑いが見られたお子さんに対しての対策というんですか、その辺のフォローはどうなっているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）3点目の発達障がい疑いが見られた子どもへの対応につきましてご答弁させていただきます。

発達障がい疑いが見られた場合は、先ほど申しあげました医師による経過観察健診や心理士による発達相談、さらには言語聴覚士や理学療法士、作業療法士の相談につなげることに加え、医療機関の紹介を行うなど、早期の支援に努めているところでございます。

また、主に1歳7カ月児健診におきまして、幼児の発達や親の育児面で支援が必要と思われる親子を対象といたしました療育教室であるすこやかとおやこ教室を実施し、早期の療育にも取り組んでいるところであり、その中で、より専門的な療育が必要と判断されたお子さんにつきましては、児童発達支援施設との連携も行いながら、保護者の方やお子さんが安心して当該施設を利用できるような支援も行っているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）これ、1歳7カ月の方で110人で3歳6カ月の方で80人ということで人数が減っていますけれども、今、1歳7カ月の方でフォローさせていただいているということで疑いがあったということですが、そうではなくなったというふうに捉えてよろしいですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）1歳7カ月、もうご存じのように、お子さんによって個人差が当然ございます。そういった中で、1歳7カ月から約2年たった3歳半ということで、当然、経過を見ている中で順調に発達しているというお子さんも当然いらっしゃると思います。その中でどうしても気になるお子さんというのが、先ほど答弁申し上げました療育教室に来ていただいていると。これも、発達障がいと診断されたわけではなくて、発達に少しおくれがあるのではないのかなというところでのお子さんを対象に来ていただいているというところでございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）3歳6カ月の方はされていないんですか。1歳7カ月の方を中心にされている、110人のうちのどのくらいの方が通うというんですか、いらっしゃるんですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）先ほどのすこやか、おやこ教室でございますけれども、8月末現在、すこやかには8名、1歳のお子さんが1名、2歳の方が7名、今通所していただいているというところでございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。そしたら、人数の枠があって行けないとかということではなくて、親御さんが特に行かなくてもいいかなと思われていらっやっていないということですか。人数が少ないんですけれど。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）先ほど申しあげました発達障がい疑いが見られるというところで、当然、一定経過の観察はしていくんですけれども、町の経過観察というところに、これは申しわけございません、4カ月、1歳7カ月、3歳半、合計全ての数字になってしまうんですけれども、54人のお子さんが経過観察健診を受診してございます。その中で17名のお子さんに医療機関を紹介させていただいたと。その結果、何か発達に障がいがあると判断されたお子さんにつきましては5歳でお一人、4歳1人、2歳9カ月ぐらいでお一人、3歳でお一人といった、そういった

状況になってございます。すこやかでは一応10人という定員枠は設けてございますけれども、ただ、それを超えるとすぐにだめなのかということではなくて、そこは保育士等の体制を整えながら、できるだけ受け入れをするように考えているところでございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）27年9月議会でもこのような質問をさせていただいたんですけども、町としてはペアレントトレーニングというのに沿ったものを実施しているということで、そこに来ていただいている先生もその資格を持っておられるというふうに言われていたんです。これは、そのような形で今もされていますか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）こちらも、先ほど申しました療育教室であるすこやかで実際に現在も行ってございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）ペアレントトレーニング事業というふうな形でするつもりというのはないんですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）ペアレントトレーナーの講習には、すこやかに従事してございます保育士の職員が研修の受講に行っております。そういった受講した内容で、うちのすこやかの教室に沿った形で授業を行っているということで、現時点でペアレントトレーニング事業というのではなしに、そういった講習を受け、その知識をもとにすこやかの事業を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）それは、全く同じものというよりは、町の中の独自性も持ちながらペアレントトレーニングというふうな感じでやってはるということですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）ペアレントトレーニングの本質的な考え方は同じでございます。すこやかにしても、お子さんだけじゃなくて、保護者の方に寄り添った、お子さんの行動を理解するとかそういったところを本質に教室を行っておりますので、本質的な考え方は同じだというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）大阪府の30年度の新子育て支援交付金の優先配分枠のモデルメニューに市町村のペアレントサポート事業というのがあるので、実質、経費の分とかが交付されるんじゃないかなと思うんですけども、こちら辺は手を上げてやっていこうというふうに思われないんですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）今、議員おっしゃっていただいた大阪府の新子育て支援交付金、こちら優先順位がございまして、既にさまざまな、障がい分野はもちろんのこと、子育て支援分野、また教育分野も含め、基本的には優先順位全てエントリーしているような形になりますので、もし今回、議員ご提案のペアレントトレーナーの事業となりますと、どこかの事業を対象から見直さないといけないということになってございます。その辺の優先順位は引き続き検討していきたいというふうに考えてございますけれども、現時点では既存のほかの事業で30年度も申請を行っておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）保育士がトレーナーの講習を受けられるということですけども、人材的な分でも要ると思いますし、費用もかかってくるのかなと思うんです。その辺の経費的な部分は、町としては大丈夫ですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）すこやかに従事する事業につきましては他の補助金を

充ててございます。そちらのほうで、100%ではないんですけれども国・府の補助金を、主に人件費でございますけれども、人件費については補助申請しているという状況でございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。疑いのある方の支援というのはしっかりしていただいているかなというふうに思いますので、次の4点目ですけれども、社会性の発達を評価する上で5歳児が適切な年齢とされています。5歳児健診の取り組みについてお聞きしたいんですが、これも平成27年9月の議会でも言わせていただきましたけれども、近年、発達障がいに関する研究が多く報告されております。子どもを取り巻く環境の変化や子どもをめぐる事件の増加を踏まえ、子どもの発達、特に対人関係や衝動統制といった社会性の発達について危機意識が強く、社会性の発達のためのよりよい環境やかかわりについてさまざまな提案がなされているかなというふうに思います。

3歳児健診で問題がなかった子どもでも、軽度発達障がいとして気づく場として5歳児健診が極めて有効であるかなというふうに思っているんですけれども、熊取町としては、相談事業をしているということでお聞きしたんです。その辺の方向性は変わらないですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）それでは、4点目の5歳児健康診査への取り組みについてご答弁させていただきます。

発達障がいの早期発見や早期の支援につきまして、次年度に就学を迎えるお子さんを対象に5歳児相談を月1回の相談事業であるすくすく相談時に実施しており、就学前健診や予防接種の個別通知にあわせて通知を行っております。また、心理士や理学療法士、作業療法士による町内保育所などへの巡回相談を定期的に行い、集団生活の中で気がかりのあるお子さんの状況確認や親子への支援の必要性を判断したり、親子の集いの場や子どもを持つ親の学習会など、各事業を通じて保育所及びNPO法人等を含めた地域の関係機関との連携により、早期発見と支援につなぐよう努めているところでございます。

さらには就学後も支援が必要なお子さんにつきましては、就学前に個別の支援計画でございますきずなシートを保護者、保健師、保育所等の3者で作成し、子どもの理解を深める機会としており、きずなシートを用いて学校への引き継ぎを行っております。

このように、発達障がいの早期発見は子育てに不安を持つ親に寄り添う支援であるとも考えており、今後も、保健師を中心とした地域の関係機関との連携の中で発達障がいの早期発見と支援に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）先ほど5歳児相談ということで、これ、健診で支援が必要になったお子様だけではなくて、皆さんに一応相談がありますよということで出されているということでしたか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）5歳児相談につきましては、就学前の健診の通知にあわせて、このような相談がありますよということで対象年齢の児童に通知をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。ということは、3歳6カ月で見つけられなかったら5歳児相談、就学前までは見つからないということですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）本町では、答弁申し上げた保育所の巡回も実施してございます。これは発達相談員、これは心理士の資格がある相談員でございますけれども、相談員、理学療法士、作業療法士、こういった方も含めて平成29年度で計35回の巡回を行っております。延

べ人数にしましたら約百五、六十人ぐらいのお子さんを巡回で見ているわけなんですけれども、その中で議員おっしゃるように社会性の発達というところ、1歳7カ月ではまだ集団での生活というのは当然行っていません。3歳6カ月というとはほぼほぼお子さんは集団の中で生活を行っておりますので、その中でやはり気になるお子さんというのを保育所の巡回の中で、例えば保育所でしたら保育士が状況を聞き、その様子を専門の相談員の方に見ていただく、そこで気がかりがあればそこから保護者ともお話をし、必要であれば支援につなげていくというふうな形をとっているところでございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）今、保育所だけですか。幼稚園に行かれています方は、じゃこれは町ではないので、そこは5歳児健診的なものはないということですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）幼稚園につきましても、2園ございますけれども、こちらから特に話をしたことがあるというふうに聞いておるんです。各幼稚園には、ちょっと名称は違うかもしれないんですけども、そういう専門の相談員というのを置かれているというふうに聞いておまして、そこで必要があれば町につながってくるのかなというふうに考えているところでございます。ですので、キンダーカウンセリングというような方を私立の幼稚園では配置しているというところがございますので、幼稚園を除く全ての民間認定こども園を巡回しているというところでございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。就学前の健診があるときに5歳児の相談を渡されているということなんですけれども、就学前健診では、発達に関するスクリーニングの項目というのは今含まれているんですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）スクリーニングという形ではなくて、要はもう本当に相談です。ちょっとこの面が気になるんだとかいうのが主でございます、スクリーニングの項目というのはそこからまた必要な支援につなげたときに実施している状況でございます。あくまでもこれは入り口の相談ですので、本町の場合は、そこには専門の医師等は入ってございません。主には保健師等が対応ということになってございますので、そこでちょっと気になるとか、保健師の目でも少しお話を聞いた上で気になるというのであれば、必要な専門のところにつなげていくというふうな形をとっております。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。じゃ就学前健診と乳幼児の健診の情報というのは共有されていて、そのまま学校にも伝わっていくというか、こういう経過で来ていますよという、そんなふうにされているんですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）就学前健診と5歳児相談、これはもう全く別でございます。ただ、先ほど答弁いたしましたきずなシートというのが個別の支援計画なんですけれども、こちらを町、保育所では保育士、保護者の方と3者でお子さんの状況であるとか、そういったことを記録いたしましたものでございます。それを学校に引き継いでいるという状況でございますので、就学前健診と5歳児の相談の連携というのは、申しわけございません、そこはしていないというところでご理解いただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。じゃ、お母さんが問題ないと思っておられる子どもであれば、学校に行くまではやはりわからないという場合もあるということですね。学校に入られて集団になったときに、ちょっと大変やなというふうな場合もあるんですね。就学前健診と乳幼児の健診とかと

共有されていないということはそういうことですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）そのあたりを3歳半から就学までに何もスクリーニングがないというところでのうちのフォローが、保育所巡回であるのかなというふうに考えております。これは、親御さんから何もなくても、例えば保育士でお子さんの様子が集団の中で行動が気になるというのであれば、そこから保護者の方にアプローチをして、必要であれば支援につなげているということをとってございますので、保護者からなくても、そういった巡回の中でちょっと気になるお子さんを発見することは、早期の支援につなげることは可能でございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

軽度な発達障がいの子どもというのは、できるだけ早い支援というのが必要になると思います。幼児期の課題としては感情のコントロールというのが一番かなというふうに思います。思春期への発達の土台づくりにもなってくる重要な時期でありますので、3歳半から5歳児までがやはりすごく大事な時期だなというふうに思っております。保健師はすごく見ていただいて、いろいろ支援をしていただいているかなと思うんですけども、漏れのないようにしっかりと、成長のステップに応じた切れ目のない支援をしていただきたいなというふうに思いますので、引き続き、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

そうしましたら、最後の質問になりますが、障がい者福祉について。

まず1点目、ヘルプマーク、ヘルプカードの配布状況というのはどのようになっていますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、障がい者福祉についてのご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目のヘルプマーク、ヘルプカードの配布状況はでございます。

ヘルプマークにつきましては、義足や人工関節を使用している方、内部障がい者や難病の方、妊娠初期の方など外見からはわからなくても援助や配慮が必要な方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくするためのものがございます。ヘルプマークを持つことで、支援を必要としていることを知らせる効果と、それを見た方に支援を促す効果があります。

大阪府域では、大阪府と一般財団法人大阪府地域福祉推進財団との協働事業としてオール大阪による啓発を進めており、平成29年6月から大阪府及び市町村での配布を行っております。なお、本年8月27日時点での本町の配布累計は107個となっております。

また、ヘルプカードにつきましては、カードに緊急連絡先や必要な支援などを記載して、障がいのある方などが緊急時や災害時などで困ったときや周囲に助けを求めたいときにヘルプカードを示すことにより、支援を得られるようにすることを目的として、同様に平成29年6月から配布を行っております。配布累計は本年8月27日時点で105枚となっております。なお、ヘルプカードにつきましては、町のホームページからもダウンロードしていただけるようになっているものがございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）これ、まだまだ知らない方というのはすごく多いんですけども、周知状況とかというのはどのようにされていますか。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）次に、2点目の周知はどのように行っているのかについてでございますが、本町におきましては、平成29年6月号並びに平成30年8月号広報及び町ホームページにおきまして広く住民の方に周知を行うとともに、新たに障害者手帳を取得された方には、窓口において町が作成した福祉のしおりでの周知を行っております。また、ふれあいセンターなどの公共施設においてもポスター掲示による周知を行ったところでございます。

また、ヘルプマークの周知啓発につきましては、府内44の全自治体と障がい者団体等で構成されております大阪ふれあいキャンペーン実行委員会でも取り組みを行っており、本町では昨年12月の障害者週間において、ヘルプマークの啓発グッズの配布等を行ったところでございます。

今後も引き続き、大阪府や府内市町村などと連携を図りながら、イベント等でのチラシの配布や駅などへのポスターの掲示など、周知啓発を行ってまいりたいと考えているところでございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）時間がないので3番にいきます。

災害時の要支援者にヘルプマーク、ヘルプカードを配布してはどうかと思うんですけども、そこら辺はどうですか。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）次に、3点目の災害時要支援者へのヘルプマーク、ヘルプカードの配布についてでございます。

まず、ヘルプマークにつきましては、大阪府のガイドラインに基づき、ご希望者に対しまして窓口においてヘルプマークの概要について説明を行い、先ほどご説明いたしました趣旨をご理解いただいた上で、リーフレットとともに配布をさせていただいております。また、ヘルプカードにつきましてもヘルプマークと同様に、カードの趣旨や利用方法についてご理解をいただいた上でご希望者に配布をさせていただいているところでございます。そのため、ご質問いただきました災害時要支援者の方などへの一律の配布につきましては、希望されない方へも配布することとなりますので現時点では考えておりませんが、今後は、ご質問にあります災害時要支援者の方には、避難行動要支援者の登録勸奨や名簿更新等のご案内にあわせましてチラシを配布するなどさらなる周知を行った上で、希望される方には配布を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。送っても要らない方もいらっしゃるという方もあるかもしれませんので、今、部長が言われたように、登録勸奨のときに一緒にこんなのありますよというのをしっかりと送っていただいて周知していただいて、希望者に届けていくというふうな形でやっていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

以上で会派の代表の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、熊取公明党、二見議員の質問を終わります。

議事の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

---

（「12時04分」から「13時00分」まで休憩）

---

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、未来を代表して、阪口議員。

4番（阪口均君）それでは、通告に従いまして、会派未来を代表しまして代表質問を行いたいと思います。

まず、永楽ゆめの森公園の利用状況についてということで、利用者数の推移についてお答えください。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西宏君）それでは、永楽ゆめの森公園の利用状況についての1点目、利用者数の推移についてご答弁申し上げます。

平成28年度の利用者数は年間21万8,495人、平成29年度は16万8,240人となってございまして、平成28年度の利用者数に対しまして平成29年度の利用者数は77%となっております。平成30年度の利用者数は4月から7月までの来園者数が5万7,604人となっております。平成29年度の同時

期6万5,238人の88%となっております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 2番目の指定管理にこの4月から移行したわけですがけれども、移行したことによって住民サービスがどのように変わったのか、収入は計画に対してどういうふうに変わっていったのか、あるいは今後導入する予定のサービスや施策はあるのかということについてお答えください。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君） それでは、2点目の指定管理に移行して住民サービスや収入は計画に対してどうか、今後導入する予定のサービスや施策はあるのかにつきましては、指定管理者より提出されました永楽ゆめの森公園平成30年度事業計画書に基づき、鋭意利用者サービスに努めているところでございます。

まず、利用者へのサービス及び今後の予定や施策につきましては、夏場の暑さをしのぐことができるようにミストシャワーを2カ所設置し、また、芝生ステージにおいて利用者に涼しんでいただけるように日陰を設置したところでございます。

各種イベントとしましては、夏季イベントとして8月12日に子どもを対象にウォークラリーとカブトムシイベントを開催し、約70名に参加していただきました。9月には園内冒険昆虫採集や野鳥の観察イベントを予定、10月にはスケートボード教室を2回予定してございます。また、クラフト教室を10月と12月に、健康イベントとしてノルディック・ウォーキング体験教室を10月から毎月1回3月まで予定し、ヨガ体験教室10月、11月、3月にそれぞれ予定してございます。また、ことしの11月で開園3周年を迎えることから、現在3周年記念イベントを検討しているところでございます。

各種サービスにつきましては、遊具の販売、雨具の無料貸し出し、商工会と連携したタオルなどの販売、露店店舗の出店等を実施しております。

また、子どもの健全育成事業として、各小学校に年賀状を寄贈し、子どもの言語力、表現力、コミュニケーション力の向上を図る事業も予定してございます。

次に、設備の充実につきましては、より一層の防犯・安全対策のため、監視カメラ2台を増設しました。来年度以降は、バリアフリーマップの作成や公園案内看板などのユニバーサル化などに取り組んでいく予定でございます。

次に、PRの実施につきましては、施設専用の永楽ゆめの森公園・墓苑のオフィシャルホームページを開設しPRに努めているところですが、今後は指定管理者運営の他施設とのリンク設定を検討し、一層の情報発信に取り組んでいく予定でございます。

次に、事業計画書による収入につきましては指定管理料、駐車場利用料、自主事業収入を見込んでおり、指定管理料につきましては1,500万円を計上しております。また、駐車場利用料につきましては年間356万2,000円を計上しておりますが、これは指定管理者募集時に想定しました駐車場利用料金の50%を計上しているもので、年度末には収入額をもって指定管理料と精算するものです。また、自主事業による収入につきましては85万円を計上しており、8月末時点での報告では、施設使用料、物販事業、イベント収入などにより26万4,800円の収入があるとのことでした。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 利用者が非常に減少してきているということで、以前からこういう場でかなり言われていますけれども、夏場対策です。それについては、30年の夏場対策というのは特に先ほど聞いたらウォークラリーとかカブトムシイベントとかですから、涼を求めたというような部分ではなかったということですね。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君） 以前からも議員から、夏場の集客対策ということで水遊び場の設置等い

ろいろご意見等をいただいているところではございますが、結果的には先ほど私、申し上げましたウオークラリーとカブトムシのイベントを実施したというのが1点。それとステージにおきます日陰の設置です、それを増設したというところでございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君）以前のこういった答弁の場で、泉谷部長からことしはぜひ何か1回ぐらいチャレンジしたいんやという話があったと思うんですけども、できなかった理由、どういうことをしたかったんかという、そういうところについてお聞かせいただけますか。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）以前もこの場で阪口議員からも、例えば水鉄砲であるとかそういった夏場の集客イベントについてご提案をいただいたところではございますが、近隣の例えば岸和田市の公園での実績等もうちも調査した中で、やはり経費的にかかなり高額になってまいりまして、その経費についても指定管理者とも協議した結果、非常に町としても財政が厳しい中で、規模的にもかなり人を集めるには相当大きい規模が必要になるだろうというところもございまして、結果的に実施できなかったというところでございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君）どういう催しをするかというのは指定管理者からその都度提案があるんですか。それとも年間もともと決まったものを実行しているだけということなのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）一定、年間を通じての提案は指定管理者からあるわけでございますけれども、先ほど申し上げました夏場の人を集めるイベント等にこういうのはどうかかという協議は、年度当初から役場も入った中で協議してきたところでございますが、結果的にそういうことになったということです。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君）町側から逆提案という、そういう場はあるんですか。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）月に1回指定管理者との協議の場というのを町は設けてございますので、その場でもこういうのはどうかということで町側からも提案は申し上げたところでございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君）町側の提案に対して乗っかってきて何かやったというのは、先ほどのこういうことをやった、あるいはやっついていこうということの中に含まれているものはありますか。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）まず、冒頭に申し上げた日陰の設置、これについては町主導で実施したところでございます。

先ほど申し上げました各種イベント等については、原則指定管理者から提案があつて、町と協議して決定していったというところでございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君）わかりました。

駐車場の収入については356万2,000円を予算計上しているということですが、一応これは予算分はクリアするんですね、先ほどの説明でいくと。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）現在の見込みではクリアできるかなと認識しています。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君）それ以外の収入で85万円を見込んで現在26万円ということですが、これについては見通しはどうなんですか。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。



都市整備部理事（大西 宏君）これにつきましては、公園の使用料並びに物販によって得た費用等を考慮してございます。今後の見込みでございますけれども、この状況でいけば少し厳しいところはあのかなと思いますけれども、今後、さらに先ほどのイベントを、より一層集客を目指しまして何とか達成したいなというところでございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）仮に予算85万円を達成できなかったとしても、今回の指定管理業者については、駐車場収入が当初の計画を上回るのので、それほど痛手にはならないというふうな理解でいいんですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）先ほど私、申し上げました85万円でございます。これはあくまで指定管理者の自主事業としての収入でございますので、これが達成できなくても指定管理委託料には響かないというところでございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）そこまでは結構です。

あと、先ほどの説明の中で指定管理業者の他施設とのリンクという言葉があったんですけども、これは、熊取町の他施設じゃなくて、指定管理業者が自分のところの関係ある他施設ということですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）そうでございます。現在、指定管理者が他府県で本町と同じように指定管理を行っている施設がございまして、その施設とのリンクというところでございます。

あと1点、現在、岸和田市の蜻蛉池公園ですか、ここの分のホームページには既に本町の永楽ゆめの森公園、これが既に掲載されているところでございまして、今後は他府県の2つの施設にリンクを行っていき、より一層PRに努めたいと思っているところでございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）わかりました。

大西理事の頭の中に、永楽ゆめの森公園をどんな公園にしていきたいのか、やはりにぎわいが物すごくある公園にしたいのか、今現状ぐらいのほどほどで温かみのあるような公園であればいいと考えているのか、そこら辺の思いはどんなのですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）当然、都市公園ではございますけれども、運営していく上ではやはりより多くの方が、子どもからお年寄りまで利用できる公園でございますので、にぎわっていただく、これはもう本来私も望むところではございます。

ただ、実質入園者が減ってきているということは、私にとっても非常に今後どうしていくかというところは指定管理者と真剣になって取り組んでいきたいなという思いは持っております。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）泉谷部長もやはり同じような考え方ですか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）ゆめの森公園が開園して3年たってきてございます。これまで、当初からでしたらかなり入園者が減ってございます。3割から4割程度、当初に比べれば減っているというところでございます。

昨日も実は私、うちの孫を連れて永楽ゆめの森公園に遊びに行ってきました。駐車場が満タンぐらい入っていましたので、ただ、渋滞がなかったものですから、正確な数字は持っておりませんが、2,000人弱ぐらいの方がまず来られているんじゃないかなと。2,000人を超えますと駐車場が渋滞になってきますので、2,000人弱ぐらいの方が来られている。ちょうどええぐらいの感じかなというところなんです。滑り台も、多くの子どもたちが一気に滑るわけでもなし、順番を守って滑っていると。芝生広場でもお父さんとお子さんがキャッチボールをするようなスペースが少し残ってい

るとかいうところで、安全に安心して遊べる雰囲気の良い公園じゃないかなと思います。

どこまで人を集めるのかということもございまして、渋滞がいつも発生していますとやはり人も減ってきますし、ある程度遊ぶスペースがなければごみごみしたような公園になってきています。

ですから、私としましては、今の気候の良い土日でしたら2,000人前後ぐらいの方々が来ていただけるような公園づくりが、安心して安全で親御さんが子どもの目配りができるような人の数程度かなと考えてございますので、この程度の人数をどうキープしていくかというのが今後の課題かなと考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 土日2,000人ということは年間で18ですか。それとも20ですか、16ですか。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） 29年度で今約16万8,000人、17万人ぐらいが来られています。この程度はやはり来ていただきたいと考えてございます。ただ、今年度もこの5カ月程度では、数字的にはやはり1割程度は減ってきています。

それで、今年度は特に天候に左右を公園はされますので、暑い日、1日1度でも高くなれば公園で遊ぶのを控える。雨が降れば次の日も公園で遊ぶのを控えるとかいうことで、今年度は特に天候が大きく影響しているのかなと思うんですけども、16万人、17万人、18万人というぐらいのところはどないかキープしていきたいと考えてございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） わかりました。

16万人から17万人が理想的な数字ということだと思いますけれども、今現状でいくと、おっしゃったように10%強減らしているわけです。これ以上来ていらんというふうな状況ではないし、やっぱり伸ばさんといかんという現状だと思いますので、ぜひそこら辺を目標に頑張っていただきたいというふうな思いがあります。

それであと、この公園が開園した当初に住民の方がいろいろおっしゃっている中で、住民参加型の公園をつくってくれというふうな意見をおっしゃる方も結構いらっしゃいました。具体的にどんなことかという、公園のどこかに花壇をつくってくれと、例えば5小学校ありますから、各小学校でその花壇をきれいに咲かせる競争をするような、畳2畳ぐらいのそんなスペースでいいんかもしれませんけれども、そういった学校教育の一環にもなるし、公園に足を運ぶというきっかけにもなるし、自分らがここに参画しているんやという意識の高まりということもあるし、そんなことをおっしゃる人も中にいらっしゃいました。

あと、例えば熊取町の花というたらヒマワリなんですけれども、ヒマワリの植木鉢をお一人参加で500円もらって、その開花の大きさをコンテスト、競争するとか、日ごろの水やりは公園管理の人が当然やるんですけども、時には自分が名前をつけたヒマワリがどれだけ育っているかというふうなことをちゃんと見に来たり自分で肥料を上げたりとかいうふうな、そういうことも来園の促進になるんかなと思いますし、そういった町民が参加して、自分がこの公園のこの部分に携わっているんやというふうな、そういうイベントというふうなことを指定管理業者の方とお話されて、そういう方向性をつけていただくと、より来園者もふえるし、そういうまた来園する気持ちというのも高まってくるん違うかなというふうな、そんな考えもしますので、ぜひそこら辺も検討してもらいたいなというふうに思います。これは、公園に関して1点目の要望です。

それと、公園のこの前アンケートがありましたよね。来園された人にいろいろアンケートしてもらっています。事細かにアンケート結果を書きいただいていますけれども、その中で、バーベキューの場所があつてほしいとかオートキャンプをしたいとかハイキングコースがあつたらいいとか、そういう希望を書く人がかなりいらっしゃったみたいです。

実は、町民ならばみんな知っているんですけども、こんな全部あるんですよ。自然公園も

そうですしふれあい何でしたか、バーベキューするそういう場所もありますよね。そこら辺があるということのアピールをもっとしてほしいなというふうに思います。

町のホームページを見たときに、野外活動ふれあい広場、これを見ていると建物が2つぐらい、バーベキューができます、宿泊ができますというふうな、そういうのが2つ写真が載っているだけだと思います。それを見ても、誰もここへ行きたいと思わないんですよ。やっぱりバーベキューセットがあったら、そこに人がいて親子で楽しくやっているような写真であってほしいし、宿泊施設やったら部屋の中、内容とかいうふうなのが一目瞭然でわかるような、そういうホームページをつくってほしいと思うんですけども、残念ながら全然そういう状況でないということ、これは、そういう人材は多分、町の中にいっぱいいると思います、上手にする人ね。そんな人を引っ張り出して、魅力あるホームページつくってくれと言うたらできるん違うかなと思いますので、ぜひ近々にそこら辺はトライしてほしいなというふうに思っています。

せっかく野外活動ふれあい広場というのは町の大きな財産でもありますし、人が集まる吸引力のある、そういう施設なわけです。にもかかわらずちょっとアピールが足らんなということをおもいますので、ぜひそこら辺をよろしくやっていただけますか、それは。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）貴重なご意見ありがとうございます。

アンケート調査結果からも、議員おっしゃるとおり、確かにゆめの森公園は知っているけれどもほかの施設は知らないという方がかなりございました。そういうところもございまして、今後、議員おっしゃるようにPRにより一層力を入れて、加えてホームページの充実というのを検討してまいりたいと考えております。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）よろしく申し上げます。

それでは、2番目に移ります。

奥山雨山自然公園ハイキングコースの利用状況ですけれども、これについて、もう1番から4番まで通しでご答弁いただけますか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、奥山雨山自然公園ハイキングコースの利用状況の1点目、利用者数の推移についてご答弁申し上げます。

ハイキングコースの利用者につきましては、永楽ゆめの森公園のような利用者数をはかるカウンターなどの設置が困難なことから、人数については把握してございません。

なお、先般実施いたしました永楽ダム周回道路を含むハイキングコースでのアンケート調査では144枚の回答をいただき、その中の利用頻度の項目におきましては、毎日利用されている方が49人、週2回程度の方が47人、週1回程度の方が11人、月2回程度の方が10人、月1回程度の方が8人、気候のよいときだけの方が18人との結果であったことから、約74%の方が週1回以上ご利用されている結果となっております。

2点目の現状の問題点と対策につきましては、奥山雨山自然公園は昭和59年7月に開園し既に34年が経過していることから、ハイキングコースの施設においては老朽化が進んでいると認識しております。ハイキングコースの整備につきましては、平成25年度に国の交付金を活用し、老朽化が著しかった展望台2基と芝生広場の休憩施設及びトイレの改修工事を実施しました。また、ハイキングコースの階段などの施設におきましては、国の交付金を活用すべく平成28年度に都市公園としての告示を行い、平成29年度に長寿命化計画を策定しましたので、今後、計画的にハイキングコースの整備を行ってまいりたいと考えております。

また、アンケート調査の結果から、景観が楽しめる場所の充実を望まれる利用者が多いことから、昨年度策定しました奥山雨山自然公園みどりの保全・活用計画に基づき、永楽ダム周辺の桜の保全に今年度から着手するとともに、ハイキングコースの一部においても、行政提案型の住民との協働

事業として、今年度からもみじなど紅葉樹の植栽を計画的に実施する予定でございます。

3点目の将来あるべき姿をどう描いているかにつきましては、奥山雨山自然公園は緑豊かな自然が残された町の貴重な財産であり、町の自然緑地拠点となっています。この貴重な財産を将来に継承していくことが私たちの責務であると考えており、今後におきましても、より多くの方に利用していただき、春には桜が咲き誇り、秋には美しい紅葉が楽しめ、季節の移ろいや変化を感じ取れる公園づくりが必要であると考えています。また、このような公園整備により、健康増進と世代を超えたコミュニティ活動の場、憩いの場としての広がり期待するものでございます。

最後に、4点目の町内利用者に限り駐車料を無料にできないかにつきましては、町内利用者に無料の駐車カードを交付する方法や後日領収書と引きかえに現金を還付する方法などが考えられますが、町内在住であるかの確認方法や本人以外の方の利用をどう防ぐのかなど難しい課題がございます。

また、受益者負担の考え方からも、今のところ町内利用者の無料化につきましては予定はございませんので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） ご説明をいろいろいただきました。

私がこの中で特にお願いしたいと思うのは、ホームページのことを書いていませんけれども、やはり認知度を高めるという意味では、もっとホームページを活用して雨山のハイキングコースをアピールしていただきたいということを思います。これが1点。

それと、駐車場の無償化、これはぜひ検討してほしいというふうに思っています、というのが、議会報告会でも出ましたし、ある年配の方としゃべっているときにそういう話も出てきたということで、私には最近だけで2件ほど続けてそういう話が入ってきています。

町民とそうでないという区別が難しいというのも、それはわからないでもないですけども、絶対できないのかというところでもないというふうに思いますし、これはもう永楽ゆめの森公園も一緒になりますよね、どっちみち。分けられませんから。だから、永楽ゆめの森公園に来ている約20%が町民なわけですから、それと奥山雨山自然公園のハイキングコースへ来ている、この方らは約7割ぐらいが町民ですか、町の方が多いいですね、こっちのほうは。そんなことで、ぜひとも考えてほしいというふうに思います。

アンケートにも、駐車料が高いとおっしゃる方が6件、それから駐車場の無料化というのを7件の方が希望されています。この現状を見て、なぜこうまで言うかということ、今ハイキングコースに行っている人、これをアンケートから拾い出すと60歳から69歳の方が32%、70歳以上が37%と、約7割の人が60歳以上の方なんです。34%の人が毎日行っていますという返答です。週2日ぐらい行きますというのは33%、これも約7割です。7割ぐらいの人が高齢の方で、毎日かほぼ週2回行っていますというふうな回答になるわけです。ということは、やはりここへ行って自然を楽しむのもそうでしょうけれども、自分の体を動かして健康を続けたいという、そういう意思が物すごく強い人たちだと思うんです、ここへ行っている人は。そういう人をやはり後押ししてほしいなど。

先ほど2名の方が私にそんな話があったと言っていたうち、公園、料金を取るようになってからもう行かへんねんという人がそのうちの1人でした。その人はどこへ行っているのかわかりませんが、でもせっかくの大事な熊取町の財産ですから、そういった人たちに使い続けていただくということは非常に大事なことかなというふうに思います。

今60歳を超えている人たちというのは、戦後の高度成長期をずっと支えてきて、熊取町にこの中で移住してこられた人も結構多いと思います。そういう意味では熊取町の町財政にも貢献されてきているでしょうし、それから先ほども言いましたけれども、健康維持に対して高い関心を持っている人、まさしく熊取町にずっと住み続けていって、なおかつそういった仲間を広げてほしいと思うような、そういう人たちの集まりなんです、この人たちは。だから、ぜひこの人たちが満足するような、そういう方向性に持っていただきたいと思いますというふうに思っております。

リタイアされて、さあこれからゆっくりと自分の趣味を生かして生活していこうというそういう人たちが、熊取町は何と自分たちに優しいまちなんやというふうに思えるような、そういうまちづくりの一つとして、こういった方々にいつまでも熊取町の自然を愛してもらって、こういうハイキングを続けてもらって健康を維持していただくというふうな土壌をつくっていただきたいということが、私の切なる願いです。どうでしょうか、泉谷部長、ちょっとは心が動きますか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）まず、駐車場の無償化につきましては今のところ考えてございません。先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

今おっしゃられているのは、60歳以上の方々が約70%来られていますし、確かに毎日来てくれる方が49人、週2回程度の方が47人と、これも約70%の方々が来られているというところで、高齢者の健康面での対策という観点からは、今後どこまでできるかは別として、一応検討はさせていただきたいとは考えてございます。

ただ、私どもの都市整備部のほうでは高齢者対策という観点で事業を推進することというのはなかなか難しいところもございますので、健康福祉部とも協議をしながら、どんな形でできるのか、またできないのかも含めまして、ちょっと検討させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）ぜひそこら辺の検討をお願いします。

こういう方たちが少ないよりも多いほうが熊取町の運営コストが当然低くなるわけですし、生産人口が減っている中で、高齢とはいえ熊取町に住んでいただける機会がまたふえてくると思います。リタイアして田舎に住みたいという人もいるし、都会に住みたいという人もいるんでしょうけれども、リタイアというのは、やっぱり60歳、65歳というのはある程度人を引っ張り込む機会の一つのチャンスなんです。そこら辺をうまく生かして行って熊取町をアピールして、熊取町の魅力をどんどん発信していただけたらというふうに思いますので、よろしくこの点をお願いします。

それでは、最後になります。今後の人件費についてということで、再任用の人数のことで、現在の再任用の人数と3年後どのように考えていくのかということについてお答えください。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、今後の人件費につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目のご質問の再任用職員の人数についてですが、平成30年9月1日現在11人でございます。

現在の職員再任用制度につきましては、60歳定年を迎えた定年退職者のうち希望者を対象に選考を行いまして、65歳になる年度末までの間、1年単位で任用を行う制度でございます。

今後の再任用職員の人数につきましては、対象職員の希望によって人数が異なることから正確な人数を算定することは困難でございますが、一定、本町では対象職員のうち8割程度の職員が再任用を希望するものと見込み、3年後である平成33年度には再任用職員は17人程度を想定しているところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）再任用を希望する方を選考するという言葉がありましたけれども、これはどういう選び方をするんですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）まず、本人に希望をお聞きします。要は再任用に登録するのかどうか、その中から選考といいますか、要は勤務状況に問題がないとか、そういったことを確認させていただいて、結果としては全員そのまま再任用になっていると。これまでの経過はそうでございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）再任用の働き方、フル勤務なのか週何日、あるいは週何時間、そこら辺は選べるのか、どういった形でそれを決めていっているんですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）勤務形態につきましても本人に選んでいただいております。いわゆる週4日、3日、2日という形で、時間でいきますと週4日は31時間、週3日は23時間15分、2日は15時間30分という形で、本人の選択によるものでございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）わかりました。もう全員がそしたらフル勤務はいないということですね。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）そのとおりでございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）給料の部分ですけれども、再任用している人は一律幾らという、そういう決め方ですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）再任用職員につきましては正規職員の給料級の3級を充ててございまして、いわゆる週3日だったら幾らか週4日だったら幾らということで、もう決まります。ちなみに申し上げるのは、週4日で年間で約310万円、週3日で年約230万円程度ということになります。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）310万円、230万円というのは、ボーナスは出ないということですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それも含んでのことでございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）それと、給料の3級をベースにしているということですが、やめた時点でのその人の等級というのは関係ないんですか。一律3級がベースということですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）いわゆる部長級であったり課長級であったりというところでは7級、6級のところなんですけれども、要は副主査級という扱いになりますので、いわゆるやめた時点での級というのは関係ございません。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）2番目の再任用のポストについてですけれども、これについてお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）2点目の再任用職員のポストに係るご質問ですが、本町では再任用職員の職階は、定年時の職階にかかわらず全員担当者クラスである副主査級とし、最大週4日までの短時間勤務としております。これは、人件費の抑制の観点に加えて、人材育成上必要なポスト数の確保を行うことや、再任用職員が持つ豊かな行政経験を直接住民サービスの向上につなげるとともに、若手を初めとした職員に日常的に助言等を行い、職員の人材育成へとつなげていくことを目的としたものでございまして、今後も継続して行っていく予定でございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）今現在ですと、最終自分がいた部署に再任用で残るというケースが多いんですか、それとも全く新しい職場がそのときにあるのか、それについてはどうですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）最終おった部署でいるというのは、ケースとしてはございますけれども、主に重きを置いてございますのは過去に経験のある部署というか、そういうところを鑑みまして、今いた部署でおる場合もございまして、経験ある部署で最前線に出ているというケースもさ

まざままでございます。ただし、職種はそのまま継続いたしますので、例えば土木職から一般事務にとかというケースはございません。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君）再任用というのは、私も仕事していたときに周りにいらっしゃった人もいますし、やっぱりモチベーションが物すごく低いです。我が町においてはどんな感じですか。

議長（坂上巳生男君） 林総務部長。

総務部長（林 利秀君）本町におきましては、そういったことは見受けられません。内々ではあるのかもしれないけれども、一定、若手職員のお手本となり、経験とスキルを人材育成に充てていただいているというような状況でございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君）なぜモチベーションが下がるかという、職種が変わればまた一から出直そうみたいな、そういう気持ちも芽生えるんでしょうけれども、同じ仕事をしていて収入がこれだけ減って、当然時間も減るかもしれないけれども、そういったところにモチベーション低下の原因があると思うんです。

ですから、あなたは何をしたいんですかみたいなそういうことというのは、再任用するに当たって職種を選べる、そういうチャンスはあるんですか。

議長（坂上巳生男君） 林総務部長。

総務部長（林 利秀君）一定、先ほども少し申し上げたんですが、本人の希望はできるだけお聞きします。ただ一般行政職であって土木職の仕事をしたいとか、そういったことはちょっと無理ですが、一定この部署でこういった仕事をしたいとかというご意見、ご希望はできるだけお聞きするような形で、そういうスタイルをとってございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君）今、一例がありました。事務職から土木職は難しいということですが、本人のたつての願いならばそれは通るんですか。

議長（坂上巳生男君） 林総務部長。

総務部長（林 利秀君）一定、設計書を見るとかそういった専門的なことはちょっと無理であってでも、その課で、要は土木に関しての例えば仕事をしたい、ぜひともこういうことをしたいということで、それが可能ということで判断できれば、そういった部署に配属というのは可能かと考えます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君）なぜ今こんな極端な話をしたかという、やはりモチベーションを高めるということがそういった人たちに対して一番大事なことだと思うし、結果的に町の行財政という部分においても、仕事をしてくれないのとしてくれるのではもう全然違いますから、週4日もおってくれる人ならば。だから、そういったところをよく吟味されて見きわめた上で、ひょっとしたら、今までずっと机に座っていたけれども俺は公園をこうしたいんやと、一日中体を動かしたいんやというふうな人がいるかもしれません。だから、そんな人にそういう場所に適材適所というふうな機会を与えるということは非常に大事な事かなと思うし、5年間再任用を続けて5年の週4日といったらやっぱり大きいですから、その人の働きぶりというのは。だからそこら辺をきちっと、これから人数もふえてきますし、ちょっと余談で笑い話になるんですけども、私の周りにおった人が、俺は会社へ行ったら9時半にもう仕事を終わっているんやという、そういう人がいたんです。メールを開いて、自分に来ている関係のあるメールをばっと見て、もうそれで終わってしまうようなね。

要するに、年金が当たるまでとりあえず座っているんや的な、そういう人、考え方というのを排除するように仕向けていただきたいというふうに思いますし、こういう方たちの働きぶりというのはほかにもやっぱり伝染しますので、あの人何もしてないのにというふうな、そういうことのないように、モチベーションが下がっている人はいませんと今、林部長がおっしゃったけれども、そういう職場であってほしいなというふうな思いでこんなことを言っております。

まだ行財政改革絡みの一般質問あるいは会派質問も多いので、とりあえず、さわりとしてこちらで終わっておきます。

3つ目、この前から国がこんなことを言い出したんで今話題になりましたけれども、これについて熊取町はどんな見解になりますか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）先ほどのちょっと追加で申しわけないんですが、モチベーションの話が出ました。再任用職員についても人事評価の対象ということにさせていただきますので、自分の目標とその評価という部分では年間を通じてやってございます。よろしく申し上げます。

次に、3点目の職員の定年延長に関するご質問についてですが、平成30年8月10日、人事院が国会及び内閣に対して、国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申し出を行いました。この中で、主な意見としましては、職員の定年を段階的に65歳まで引き上げること、そして、60歳に達した役職者に対する役職定年制を導入すること、60歳を超える職員の給与を60歳前の7割水準に設定することがございます。

これを受けた国の取り組みとしましては、現在、実現に向けた検討を行っているところであり、国家公務員の定年延長となる時期は未定とのことでございます。あわせて地方公務員の定年延長についても時期は未定であり、定年延長に伴うさまざまな懸念事項や意見等について各地方公共団体から意見を集約しているといったところでございます。

したがって、現時点、定年延長となる時期や制度内容が未確定の状況でございますので、議員ご質問の定年延長後の人件費の増加額について試算することは困難な状況ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

ただし、一般的なことを申し上げるとすれば、職員の定年が延長となれば人件費の増加は懸念されるところでございます。本町としましては、現在、国の動向を注視しているところでございまして、今後、さまざまな機会を捉えて、増加するであろう人件費を補填し、定年引き上げ後も新規採用を計画的に継続できるよう必要な財政措置など、国に対して意見、要望を行ってまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）この件については、公務員が先なのか民間が先なのかと、どっちかがやっぱり一歩を踏み出さないと65歳までの定年延長というのは難しいということで、非常に国から始めるというのは高いハードルかなというふうに思いますし、一方で民間にそんな力がある企業があるのかというところ、現状しんどいところのほうがはるかに多いんじゃないかなというふうに思います。

でも、年金の支給がいずれは70歳とかいうふうな、そんなことを言い出すときが来るといいますから、そのときには65までみんな働かんとあかんのやというふうなことで、一気に給料を下げるといっても無理がありますし、やっぱり7割程度の給料で推移していけるような、そういう環境であればということで一石を投じられたことだと思えます。回答は恐らくそんな具体的なことは出ないという想像はしてましたんで、今の説明でお聞きしておきます。

それでは、私の会派未来を代表しての質問、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、未来、阪口議員の質問を終わります。

次に、熊愛の会を代表して、重光議員。

2番（重光俊則君）それでは、議長のお許しが得られましたので、熊愛の会を代表して会派代表質問を行います。

その質問に入る前に、9月4日に台風第21号で熊取町内は非常に大きな被災を受けました。その中で、自分自身の家は1日停電で済みましたが、数日間の停電を余儀なくされた家もあったと。それから、すぐ近くでは屋根が飛んでしまって住めなくなった方もおられると、そういう状況



の中で、避難場所を指定したけれども電気の来ない避難場所は役に立たないというような状況もありましたよね。

そういうところで、本当に台風通過後一番よく感じたのは、自主防災組織が私たちの近くは組織されて訓練等もされているという状況がありまして、自主防災組織による区域内の被災状況の確認とか、ブルーシートの必要な場所の確認だとか、それから高齢者の安否確認とか、そういうのが非常にうまくいっているのがありまして、自主防災組織が39の自治会で整備されているというのは、これから災害が起こって、まず災害発生直後の支援が、自助、共助、公助といたしますけれども、本当に自助、共助の部分で機能したというのを身にしてみ感じました。

やはり公助の部分で、熊取町がブルーシートの面、それから被災者対応の面、いろんな面で問題があったことがあって、それはいずれの確に整理されて、また議会で議論することもあると思いますけれども、こういった状況の中で熊取町自体、熊取町という組織が本当に経験のない大きな災害が発生したときにどれだけ迅速、効率的に対応できるかというのは、今後、強靱な組織を少ない人でも動かせる効率的な組織を構築していくことというのは非常に重要なことであるということだと思います。それと、日常的に情報の連絡、それから安全、危機意識等を含めた各職員の意識というのが今後必要になってくると思います。

そういう意味で、いろんな会派代表質問、一般質問の代表等を含めて、今後とも熊取町がいろんな状況に対応できる、組織力の高い、そしてモラルの高い自治体となっていくよう、議員も研さんしていきたいと思います。

それでは、最初の質問ですけれども、ふるさと応援寄附金の実績と活用についてなんですけど、この質問を出すときには、熊取町のふるさと応援寄附金が去年から少しずつふえてきて、ことしはさらにふえていくやろうと、今後ますますふえていく可能性があるから、そのふるさと応援寄附金の管理とこれからそれをどう活用していくかということについて問題提起しようと思っていたんですが、この数日間、泉佐野市が平成29年度に135億円という寄附金を集めた。それが謝礼品の割合が高いということと、旅行券だとか地場品でないものを商品として出しているということで、総務省がやり玉に上げられているという状況になっています。

熊取町も、29年度、30年度、特に30年度はふるさと応援寄附金が増加する状況にあったと思うんですが、これによってふるさと応援寄附金が昨年よりもっとさらに下がってくるかもしれません。だけど、これはふるさと応援寄附金がどういう状況にあるべきかということについては、謝礼品については当然3割以下にするという国の指導を遵守するというのは非常に重要なことだと思いますけれども、じゃ、何をその土地のふるさと納税に対応できる物品に指定するかというのはいろいろな議論があるところだと思います。そういう状況の中で、今後ふるさと応援寄附金が30年度で最大のピークになるかもわかりませんが、それをどのように活用していくかということについて質問していきたいです。

まず、平成27年度、28年度、29年度、30年度のふるさと応援寄附金の実績ですが、使途指定と指定なしに区分して説明していただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、ご質問1点目の平成27年度から30年度の実績につきまして、ご提供させていただいております資料の表1、こちらに基づき答弁申し上げます。表をごらんになりながらご確認のほど、よろしく願いいたします。

まず、資料の冒頭、リードの文章を書かせていただいておりますが、記載のとおり、くまもりふるさと応援基金条例の改正によりまして、実績のうち協働については平成29年10月9日までの選択肢となりまして、子育て・教育につきましては同年10月10日以降の選択肢となります。また、30年度の実績につきましては本年7月31日時点というご理解でよろしく願いいたします。

それでは、初めに指定寄附のうち一番上の①協働の寄附実績でございますが、ごらんのとおり27年度が1,580万2,101円、28年度が7,637万3,440円、29年度が4,349万7,000円でございます。

次に、指定寄附の②の子育て・教育につきましては、29年度が7,156万6,000円、30年度が3億4,162万8,000円でございます。

次に、③のその他の指定寄附につきましては、27年度が283万円、28年度が7,404万円、29年度が1,115万5,000円、30年度が2,036万3,000円でございます。

次に、④の指定なしの寄附につきましては、27年度が1億284万425円、28年度が2億4,692万2,181円、29年度が2億1,231万487円、30年度が4億1,425万5,600円でございます。

最後に、下段の毎年度ごとの合計といたしまして、27年度が1億2,147万2,526円、28年度が3億9,733万5,621円、29年度が3億3,852万8,487円、30年度が7億7,624万6,600円でございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）この中で、30年度がまだ今からどんどんふえるんでしょうけれども、30年度急激に増加した原因といいますか、その辺を簡単に説明していただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）本年5月でございますが、より魅力的な謝礼品ということで、人気のあるおしゃれなデザインのお鍋を初めとしまして、家電メーカー、また家電取り扱い業者に積極的に営業をかけまして謝礼品にそろえることができて、ありがたいお話でございますが、全国から多くのご寄附をいただいたものではないかというふうに考えているところでございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）それらの寄附金の中で、使途指定というのは子育て・教育ということで明確ですが、その他というのはどのようなものが含まれていますか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）こちらは、表でいいますところの使途指定のうちの③番、その他というところでございますが、こちらは自由記載ということになってございます。自由記載の中で多いもの、主なものをご紹介しますと障がい者福祉や高齢者福祉関係。やはり子育て・教育、それから協働以外ということになりますと障がい者福祉、高齢者福祉関係、こちらが多く自由記載で記載されているところでございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）それでは、平成27年から28、29年度、その間における使用実績を使途指定と指定なしに分けて説明していただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、2点目のご質問、平成27年度から29年度の使用実績につきまして、こちらは資料の表2に基づきまして答弁申し上げます。

まず、一番上の①番の協働に使用した実績につきましては、27年度が60万7,549円、28年度が66万8,184円、29年度が112万2,617円でございます。住民提案協働事業に対する事業費の財源として活用したものでございます。

次に、②のその他につきましては、27年度が31万円、28年度が261万円、29年度が7,289万円でございます。主な使途については資料に記載のとおりでございます。

最後に、表3の27年度から29年度の経費実績でございます。こちらの表は、その他の寄附の使途としてくまとりふるさと応援寄附事業に係る謝礼品などの経費をお示しており、表1の寄附金額から各年度、ごらんの額を経費として充当させていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）29年度の使途指定の協働の112万円、これは具体的な使用目的は何だったんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）29年度の112万2,617円の協働事業の内容ですが、くまとり社会保障推進協議会のこどもレストラン、わんだふるくらぶによるわんわんパトロール、また大阪観光大学の泉州RUSHプロジェクトの協働バスツアー、そして大阪観光大学吹奏楽部のイベント盛り上げ隊の4事業の協働事業の合計額ということでございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）もう一つ、その他といいます保育所運営事業が子育て・教育のもらったものの中から使ったというか、それとも使途指定なしのその他なんですか。29年度の7,289万円ですね。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）29年度の7,289万円は、保育所運営事業費全般の29年度決算総額2億7,200万円の一部に充当させていただいたものということでございまして、議員ご指摘のとおり上段の額、子育て・教育7,156万6,000円と、それからその他の分、一部を加えて、主に、ですからご指摘のとおり29年度の子育て・教育の分、これを充当させていただいたという理解で結構でございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）それでは、29年度末で使途指定で協働の部分でもらったもの、あるいはその残高でも結構なんですけど、29年度末です。協働、それから子育て・教育、その他、それと指定なしというので分けた値というのはすぐ出ますか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、順番に申し上げます。

まず、使途指定の協働事業でございますが、こちらは27から29の3年間の合計ということになりますが、1億3,500万円程度というところでございます。続いて、②番の子育て・教育につきましては、4億1,300万円程度というところでございます。続いて、③番のその他自由記載のところにつきましては1億800万円程度というところになり、④番の指定なし、いわゆる町長お任せというところにつきましては9億7,600万円という、そういった内容となっております。

ですから、それぞれ下の表2の①番、協働は、上のうち3年間で293万円を活用させていただいております。次のその他の②番につきましては、7,580万円程度を活用しております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今後の30年以降の使用予定ですが、協働、子育てについてどういうものに使う予定にしていますか、あるいは30年度で計上していますか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）まず、1番目の協働につきましては、ごらんとおり1億3,500万円に対しまして240万円程度しかまだ活用していないというところで、まだたっぷりと枠が残ってございます。したがって、基本的にはまずは毎年行います住民提案協働事業、これの財源に一定置っておきたいというのが1点と、それとあわせて、額からいいますと協働事業の額が毎年、使っても100万程度、111万円ということでございますので、かなりの長期間になりますので、一定、幅広い意味の協働事業、例えば自治会で何か活動するという、これも協働のわかりやすい一つの取り組みかと思っておりますので、こういった事業にも活用していきたいなというふうに考えてございます。

それと、子育て・教育、こちらは指定の中では一番多く、4億1,300万円ということでございますが、まだそのうちの7,500万円ということになります。こちらについては、ことし活用させていただきましたような保育所運営事業、これは年間総額で2億7,000万円の決算規模があるわけなんですけれども、例えばそういったこれという事業の使い方もあるのはあるんですけれども、一定事業費に充当していくという使い方、これは幅広く、保育所の備品を買うというようなものも全て包括されております。かなりの額がございまして、そういった使い方を実施してまいりたいなというふうに考えているところでございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）子育て・教育で今から保育所運営等に使うということですが、これは一般財源として使用するというふうな形に見えますよね。ふるさと応援寄附金のこの部分を保育所運営事業で使わなアカンということにはならないというか、そういうふるさと応援基金を保育所運営の一般財源として使ってしまうということはどうなのでしょう。ふるさと応援寄附金で使って、もちろん子育て・教育に使うんだけど、これは一般財源として使うということはちょっとおかしいのかなという気がするんです。その辺はどう考えられますか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）寄附をしていただいた方のお気持ちから考えますと、一般財源にただ単に充当しているというふうな見え方をすれば確かに議員おっしゃるとおりかと思えます。

したがって、今後、活用なんですけれども、例えば子育て・教育でございますので、29年度は子育てに充当させていただきました。来年度あたりは教育のほうかなというふうに個人的には思っておったんですけど、ただ、その中でも自由記載、指定寄附の中でもちょっとコメントを入れてくださる方がいらっしゃいます。例えば教育施設の学校内の遊具の更新に使ってほしいであったりとか、そういった自由記載を書かれている方なんかもいらっしゃいますので、それらの意見も参考にしながら、寄附者のご意向に、より近い形で活用、充当してまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）子育て・教育の使途指定の金額と指定なしの金額、ほぼ近い額になっているんです。30年度に比べると3億円と4億円ですから、その割合で来るとそのまま大きくなりますよね。これを何に使っていくかというのは、やはりもっと議論して、その他の指定なしのほうはまだ基金として積み立て等をして、まだ使用目的は明確になっていませんが、このふるさと応援寄附金は一般会計の中の何らかの交付金がふえただとかというような、府の助成金がふえただとか、そういう位置づけのものではないわけですよ。明らかに今までの会計の中の出た収入源とは違う性質の収入源であって、それを今までのいわゆる一般会計として入れてしまうと、一般会計の財源としてそれはふえたものになると。

だから、全く一般財源は、ふるさと応援寄附金があったことによって、本当は赤字に近い状況なのにふるさと応援寄附金を使って一般的な経費に使ってしまったとしたら、今までの財源構成でふるさと応援寄附金はなくてもいけていた、町行政の運営はいけていたんですよ、それを、ふるさと応援寄附金を何億円という状況で使えるようになったというのを一般会計の中で薄めてしまうというのは非常に問題だと思うんです。

これは、やはり今までの一般会計でない歳入の額を特別に使用していくというものでなければ、ふるさと応援寄附金があったから、例えば本来なら町の財源は足りないけれどそれで埋めてしまうというのではなくて、今までの財源でふるさと応援寄附金がなくても町の行財政運営はできないといけないと、経常収支比率も99から95ぐらいで安定しているとしたら、その中で普通のほかの基金を使うのは今までどおりのやり方で使ってもいいでしょうけれども、ふるさと応援寄附金を同じように使うというのは、今まで町が行財政で圧縮して頑張って節約していかないかんという状況にあったものを、その意識を薄めてしまって悠々と使えるやんかというような状況になるほどの額になっているんです。

だから、それについて、協働は使用目的が明確になっていますが、子育て・教育と指定なしの寄附金をどう使っていくのか、それは非常に額の多いものになっているんです。もう20億円近くになってくる可能性があります。そういうものを何に使うのかというのは十分な議論をして、その目的に合って熊取町のためになるものに使っていくようにしないといけないと思うんですが、それはどう考えておられますか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）重光議員ご指摘のとおり、おっしゃるとおりかと思えます。本当にそのとおりだというふうに思います。本当に我々もふるさと納税寄附をいただくわけなんですけれども、当然、こちらは性質上でいいますと依存財源というものでございます。

ですので、依存財源であるふるさと寄附をこれがあるからといって経常経費、今回は7,300万円という額を充てさせていただいたことによりまして、結果として経常収支比率も95%ということで、非常に大改善につながった大きな一つの要因であることは間違いございませんので、議員ご指摘のとおり、今年度はこのような使い方を結果としていたしました。次年度以降につきましては全庁的に財政部局、また子育て・教育部局ともしっかりと膝を突き合わせながら、その活用、特別な要はお金なんだという認識、依存財源なんだという認識を持って、しっかりと寄附者の意向にも沿うような形で活用に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）ぜひその点を認識して今後の管理をしていただきたいと思うんですが、ふるさと応援寄附金の使用について、決算書の入と出についてですが、決算書の記載はどういう考え方でしているか、説明していただけますか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、ご質問3点目の決算書の記載について、29年度決算書に基づきまして答弁申し上げます。決算書をごらんになりながらご確認いただけたらというふうに思います。

ページが前後いたしますが、まず決算書の264ページ、265ページをごらんいただきますと、こちらは熊取町全体の基金の一覧を掲載しておりますが、その中ほど、くまもりふるさと応援基金の区分について、28年度末現在高3億8,465万7,390円に29年度中の増減高1億4,055万9,701円を加えた結果、29年度末現在高が5億2,521万7,091円と記載しております。

29年度中の増減高について詳しくご説明申し上げますと、まず、決算書の265ページの備考欄の増加要因であります一般会計からの積立金2億1,457万2,318円、こちらにつきましては、恐れ入りますが決算書の74ページ、75ページをお願いしたいと思います。

こちらは、款 総務費、項 総務管理費、目 企画費、節 積立金の03くまもりふるさと応援基金積立事業としまして、同額の2億1,457万2,318円を歳出予算として基金へ積む予算として記載しております。

次に、決算書の265ページにお戻りいただきまして、備考欄の減少要因であります基金取崩し7,401万2,617円につきましては、決算書の44ページ、45ページをごらんください。

こちらは、款 繰入金、項 基金繰入金、目 くまもりふるさと応援基金繰入金、節 くまもりふるさと応援基金繰入金のくまもりふるさと応援基金繰入金として、同額の7,401万2,617円を歳入予算として基金から一般会計へ繰り入れる予算として記載してございます。

以上が決算書におけるふるさと応援基金の出入りの記載ということになります。答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）先ほどの発言と似るんですけども、ふるさと応援寄附金をどういう財源としてどのように使っているかということは、いろんなところのページを開かないとどう使われたか、どう記載されたかわからないんです。ふるさと応援寄附金について、やはりこれは1枚、一つの表で、各区分で幾ら寄附金があって、そのうち幾ら使用して幾ら残っているというのは明確に示しておく必要があると思うんです。それを明確に示した上で使用していくということが希望なんですけれども、今後どのように管理していくかというのはそれと関連しますので、お答えください。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）熊愛の会からの決算審査の要望事項として先日、文野議員からもご要望をいただいたところで、次年度に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

ただし、ご承知のとおり、ふるさと納税制度自体が今後の動向というのもございます。その動向も視野に入れながら、また、この制度自体がいつまで継続されるかということもございますので、附属資料としてご提供するという形がいいのか、また、別葉でご提供するというのがあるのかも含めまして検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）その中で、ふるさと応援寄附金として入金があってそれを積み立てていくというのがあるんですが、謝礼品というのは別に総務の一般会計から出ていますよね。本当はふるさと応援基金の中で、入ってきたけれども謝礼品等に使った額はその必要経費であって、ふるさと応援寄附金として蓄えられたものではないということで、その処理もする必要があるんじゃないかと思うんです。だから、ふるさと応援寄附金として純粋に使用できるものは幾らいただいたのかというのを明確にして、それを使った残高とどういうものに使ったかというのは、やはり町民にわかるようにしていただきたいと思います。

特に、ふるさと応援寄附金が、30年度でピークかもわかりませんが、20億円以上のトータルの額が残るんじゃないかと思われまので、非常に多くの資本となります。それをいかに有効に使うかは十分に考えた上で、十分に住民の方の理解を得て使用するようにしていただきたいと要望しておきます。

じゃ、2番目の質問に入ります。

2番目は談合損害賠償金の回収状況についてですが、談合事件の損害賠償金の回収状況について、完納業者と回収実績、2番の分納納入業者と回収実績並びに完済予定時期、この2つをまとめてまずはお答えいただけますか。

議長（坂上巳生男君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、談合損害賠償金の回収状況についての質問の1点目、完納業者と回収実績については、配付しております資料①をごらんください。

こちらの表は、本年8月末日現在での損害賠償金の納付状況の一覧表です。上段は完納した10社、中段の表は分割納付中の3社、下段の表は未払い業者10社及び個人2者の状況です。住民訴訟で認定されました、表の一番下段になるんですが、損害賠償額3億7,474万9,725円に対して、遅延損害金を除く回収額は1億9,157万6,397円であり、回収率は51.12%でございます。

続きまして、2点目の分割納入業者と回収実績並びに完済予定時期につきましては、資料②をごらんください。

分割納付履行の3社につきましては、平成26年10月15日付の和解条項で、平成26年10月より7年84回の分割による分割納付とし、最終支払い月は平成33年9月であり、平成30年、31年、32年度につきましては3社で年額1,357万2,000円、平成33年度につきましては3社で641万8,260円、合計で4,713万4,260円の納付予定であります。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）じゃ、3番目で各未納業者と、それから各個人の損害賠償金元金と遅延損害金の額を説明してください。

議長（坂上巳生男君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）続きまして、3点目の各未納業者及び各個人の損害賠償金元金と遅延損害金の額につきましては、資料③をごらんください。

左の列より業者名及び個人名、債務額、遅延損害金、納付済額、債務残額計を表示しております。遅延損害金については、住民訴訟で平成21年6月6日から支払い済みまでの年5分の割合による金員と判決されていることから、平成21年6月6日より平成30年8月31日までの期間で計上しております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）未納者の業者名と債務額、損害遅延金を口頭で説明していただけますか。

議長（坂上巳生男君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）今勝建設、債務額が1,593万3,750円、阪南土木工業1,349万2,500円、成公建設506万4,150円、徳進建設4,513万3,950円、西貫社1,732万7,797円、株式会社山本組1,335万6,000円、日南建設1,697万4,517円、有限会社ヤマシン493万750円、株式会社クマトリ959万9,625円、川勝土木建設株式会社416万8,500円、あと個人、北川一彦5,000万円、西尾明治4,000万円。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今のが各完納業者、分割納付、それから未納者の損害賠償金の元金ですけども、分割納付については平成33年9月で納入は終わるといことです。これに関して、広報くまとり10月号で損害賠償金の回収状況という表が掲載されています。

それによりますと、「談合に基づく損害賠償金などについては、分割による納付を受けており、平成30年8月末日現在の回収状況は次のとおりです」ということで、「また、住民訴訟での遅延損害金を除く認定額に対する損害賠償金の回収率は、51.1%です」ということで、納付状況で損害賠償金と遅延損害金で合計2億4,195万円、それで住民訴訟認定額が3億7,474万円という表が記載されているんですが、これはどういう目的でつくられた表で、どういう目的で広報10月号に掲載されたんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）以前、何月議会か忘れたんですが、阪口議員からも要望がございまして、今どれだけ債権が残っているかという申し立てによりまして掲載しているものでございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）こういう数値等の掲載については非常に細心の注意を払っていただきたいと思うんですよ。これは、この表を見ると、損害賠償金が分割で納付を受けておるから、これからもどんどん回収できそうな表現なんです。これは分割納付業者3社だけしか残っていない、これは23業者と個人2名に対するもので、10業者が完納していて3業者は分割納入中で、10業者と個人2名は全く納入の意思表示をしていないという注意書きを添付して、初めてこの表が成り立つものなんですよ。これを読むとまだまだこれは回収ができるのかなという状況に読めますので、その辺はもうちょっと、損害賠償金は3億7,000万円のうち2億4,000万円しか返ってきてないんですよということを明確に表示する、住民の方に伝えないといけないですよ。やはり広報くまとりにそういうことを掲載する位置づけというのが不明確だと思うんです。

先ほど言われた未納者の債務額、これはどのような形で債務額が常にここに付加されているという状況になるんでしょうか、どういう手続とか。今これで債務額がこれだけありますよと、最高裁の認定で請求していますよね。今後、未納者については、この債務はずっと永遠について回るものですよというか、そういう手続とかはされているんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）債務名義というのは時効がとりあえず10年というのがございまして、10年ちょっと前ぐらいに新たに再度債務名義を取得したいと考えております。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）10年というのはいつになりますか。判決後ですか。37年ぐらい、36、7年。

議長（坂上巳生男君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）判決が27年1月16日でございますので、37年1月15日までということになると思います。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）その状況で、こういう回収できない状況にある債務が、未納業者10社と個人2名に対してこういうものが熊取町の債務として残っているということがあるわけですがけれども、この数値を持っているだけでは談合事件を現在の熊取町がどう考えているかということの住民への情報発信とはならないんです。

文野議員が一般質問等で質問されて、町長からの回答をいただいておりますけれども、広報くまとり平成30年8月号に債権回収プロジェクトチームからの報告及び町長コメントというものが発表されておりまして、それについて文野議員が質問されています。その中で、5人の弁護士がプロジェクトチームをつくって報告書を取りまとめたんですが、その中に「前町長としては、町の態度を変え、その時点で各業者に損害賠償請求を行う選択肢もあったと考えられ、その後の住民訴訟の経過からすれば、むしろ合理的であったと考えることができる」という指摘をされているということと、それとそれに対する町長コメントとして「現時点においては、当時の町長の対応は全く無責任で反省すべきものと考えております」ということと、無責任きわまりない対応の10社及び個人2名については未払いの状況にあり、今後の回収については逃げ得を許さない断固たる決意のもと、本町顧問弁護士の教示を得ながら引き続き取り組んでまいりたいと、こういう2つのことが書いてあるんです。

まず、下段のほうですが、今後とも逃げ得を許さない断固たる決意のもと、本町顧問弁護士の教示を受けながら引き続き取り組んでまいりますと書いてはありますがけれども、ここで今から回収できる額というのはもう本当にしれていますよね。だから、これはもうほとんど回収できないので、これを書いているだけということになって、これはもう回収できないのに回収しますと書いてることになるんですよ。

だから、今の実情を明確に把握して、先ほどの未納業者と未納業者の損害賠償金、債務額はもうほぼ回収できない状況にあると、そこについては10社と個人2名についての責任を追及すべき、これは町長がやるべきということを文野議員は言われています。

それと、当時の町長の対応が全く無責任であるということをおっしゃっています。これは4番目の質問ですが、未回収額に対する前町長の責任をどう考えるかについてお答えください。

議長（坂上巳生男君） 阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君） 4点目の未回収額に対する前町長の責任をどう考えるかについてですが、前町長の責任に関しましては、債権回収プロジェクトチーム作成の損害賠償債権の回収等に関する調査報告書において、前町長に法的責任を問うことは困難であるとされており、町といたしましても同様の考えであります。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 重光議員。

2番（重光俊則君） この2点につきましては、文野議員がまた一般質問で町長に回答を求めることになると思いますので、対応をよろしくお願ひしたいと思います。

そして、5番目ですが、完納者と未納者の不公平をどう考えていますか。

議長（坂上巳生男君） 阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君） 5点目の完納者と未納者の不公平はどう考えるかについては、損害賠償金の未納者は建設業者10社及び個人2名であり、業者間において不公平な状態であることは認識しております。不公平を解消するには債権の全額回収であります。これまでの債権調査の状況からすると損害賠償債権の回収はかなり厳しい状況にあり、債権回収プロジェクトチームからの損害賠償債権の回収等に関する調査報告書にも示されているように、確定判決により確定された債権であるため、さらなる財産が発見される可能性が皆無とまでは言えないため、定期的な監視は継続すべきであることを付言するとされていることを受けまして、今後も顧問弁護士の教示を得ながら取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いし、以上、答弁とします。

以上です。



議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今、顧問弁護士の方が言われている皆無とは言えない、じゃどれぐらい回収できるんかということも顧問弁護士の方も言っていないんですよ。ちょっとやったら、何か見ておったら何か運がよければ見つかるかもわかれへんというような書き方のものなんです。実際に、こういうことをしたらここは押さえられて回収できますよというようなコメントも出ていない。そういう状況だけれど、まだ未確定のところがあるからウオッチしましょうと。ただ、それは非常にささいなものになるのか、あるいは1人の個人の4,000万円の債務額に影響を与えるほどのものなのか、これは早急にどういう状況にあるのかということを明確に考え方を示していただきたいということと、そして、損害賠償金の回収において現在の熊取町長がどう考えているか、これは町長が考えて発言をしていただきたいと思うんです。文野議員の前の質問の中でもあったと思いますが、住民訴訟をした人たちへのお礼をまずは述べないといけないやろうと。それと完納した人、分割納入している業者の方々、これにも十分お礼を述べるべきであると思うんです。

そして、あと2つ、前の町長の対応が全く無責任で反省すべきものであるということと、無責任きわまりない10社と個人2人、これを強く追及するということがまだ全然明確に町民に示されていないんですよ。これは、広報の平成30年8月号では町長コメントということでこういうことを書いておりますけれども、これは報告書に対するコメントであって、そうじゃなくて、今、町長はこの報告書を受けて今の状況を分析して、どうこれをクロージングすると言うのはおかしいけれども、住民に今の状況を説明して、するのかということも明確にしていきたいと思うんです。

先ほど言った3点、これをどのように町民にどういう時期に説明するのか、これは明確にしていきたいと思うんです。8月号でこれは出ているわけですが、年内には恐らくこれに関して明確な終結の言葉が熊取町長から発せられると思いますけれども、その辺はいかがお考えですか。町長、一言いかがですか。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）報告書に関するコメントは出させていただいている中でありますけれども、これが行政から発する情報として広く住民の皆様方に周知できたかどうかというふうなことにしましては、まだまだ検討する必要があるのかなというふうな思いでございます。

情報発信のツール、いろいろあると思います。文野議員から言われているような記者会見なり、また広い意味での公共的なメディアへの発信というふうなことも、これはあってもいいのかなというふうに思っております。そういったことも含めて、年内に皆さん方の協力を得ながら進めていければなというふうに思っておりますので、ご了解のほどよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）これは、ぜひ年内に熊取町の立場を明確にするということで声明を出していただきたいと思います。

それでは、3番目の質問に移ります。

町行政事業に対するコスト意識について、町行政事業に対する職員人件費に関して、コスト意識についてどのように考えているかということで、1番目ですが、29年度決算で町の人件費をどう評価されているか、説明をお願いします。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、町行政事業に対するコスト意識についてご答弁申し上げます。

1点目のご質問の平成29年度決算に対する評価でございますが、平成29年度の全会計の特別職、正規職員、再任用職員の人件費の決算額は約26億3,300万円であり、平成28年度の約26億1,300万円と比較して約2,000万円の増額となりました。

この増額は、人事院勧告への対応や定期昇給などの結果、全体として増額となったものでございますが、行財政改革の取り組みとして、熊取町行政運営アクションプログラムに基づき、町長の給料20%カットの継続や特別職の期末手当支給率の据え置き、早期退職募集の実施、新規採用者の抑

制による職員数の削減、退職手当の支給水準の引き下げなど、人件費の抑制は継続して実施できたものと考えてございます。

今年度からは、第3次行財政構造改革プランアクションプログラムに基づきまして、引き続き町長を初めとする特別職の給料の削減、そして業務の見直しや事務の効率化を徹底し、業務量を精査した上で、新規採用者の抑制を実施し職員数の削減を行うことにより、人件費の削減を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）人件費の抑制ということで、職員数を減らしていくという単なるそれは数字的な結果としてそうなりますけれども、それだけでは、人件費を抑制するという位置づけをどう職員が理解して対応していけるかということにつながる可能性は少ないと思うんです。

それで、2番目の人件費についてのコスト認識を高める工夫というのはどのようなことをされていますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）2点目のご質問の人件費コストの認識を高める工夫についてですが、あらゆる事業に人件費のコストを要しているという人件費コストの認識につきましては、この厳しい財政状況下におきましては非常に重要であると受けとめております。このことは既に全ての職員が行革のもと認識しているところでございますが、さらにその認識を継続させるためにも、職員の人事評価制度の中で、職員の必要な資質としてコスト感覚を職員全員における評価要素の一つとして設定しており、評価者である上司が常日ごろから人材育成の一つとして、コスト感覚が部下職員に備わるよう指導育成を行っているところでございます。

また、今年度から部下から上司へ人事評価を行う多面評価制度を導入し、コスト感覚についても評価要素の一つとして設定しており、自分の上司からも部下からも職場内で評価を受けることとなり、その結果、より職員のコスト意識が高まるものとなっております。

このように、本町におきましては、厳しい財政状況下において人件費の削減が求められる中、増大する行政需要に的確に対応するとともに効率的な行政運営を実施していくため、引き続き、人事評価制度を活用し、職員の人件費コストの認識を高めるよう取り組んでいくことを申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）人事評価の中にコスト意識の項目を置いて、それをコスト意識の認識について評価していくというので、これは人事評価として重要なことだと思います。

私を感じますのは、決算書附属資料の12ページ、13ページに平成29年度目的別・性質別・節別経費決算調書というのがあります。この中には、縦方向には人件費、物件費、補助費等の性質があって、横方向には目的区分ですか、議会費、総務費、民生費、衛生費ということで、それぞれ人件費が幾らだった、物件費が幾らだったという表があるわけですが、ここの中で各部、商工費とか土木、それぞれ担当している部、部の課になるかもわかりませんが、そこがどれだけのトータルとして人件費を必要としているか、その中のグループや課がそれぞれ自分たちの事務事業あるいは実際に実施する事業についてどれだけの人件費が発生しているかを計算できる、あるいは算出できる事業管理、業務管理のやり方がないと、コスト意識というのは生まれないと思うんです。

自分ところで、土木で道路やら橋の工事をするための実際の現場の費用というのは容易に算出できることはありますが、その事務管理費としてどれだけの事務管理を行っているか、部としてどれだけかけているか、個々の事業でどれだけの人件費を使っているかというのが、なかなかそれが出てくる事業計画とかを見るチャンスが少ないんです。

そういうところで、それぞれ自分たちの人件費はどれぐらいかかっているのか、それは、例えば学校関係であっても教職員の方は給料とか決まっていますけれども、教育委員会の事務局について

は間接費用としてその中で定常的にどういう費用が発生しているか、それは改善できないかというのを意識していることがあるかどうかです。

それはどの分についてもそうですけれども、例えば水道事業部とか下水道事業部は非常にコンパクトな部になっているので、そんな中だけで自分たちのコスト意識は生まれていると思うんですが、やはりその他の部においてそういう意識が全部持たれているかどうか、その辺を十分に日常的な業務の中でそれが意識できるような事業計画の作成というのをたびたび言っているんですが、その辺について少しでもそういうものを取り入れていこうとかいうような計画はないでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）今、答弁でも申し上げましたように、1年を通じて人事評価制度の中でいろんな目標設定の項目であったりとか評価する項目等は複数ございます。その中でも、例えば細かい話でいくと超過勤務を抑えるであったりとか、それはやっぱり自分の1年間の業務を通じてどれだけ抑えられるかと、その工程の中で1つ、2つを削って、この分は先送りしてとかいろいろ方法はあると思うんですけれども、それぞれそういったことで組み合わせを行った中で削減していこうというような内容にもなっております。

今、議員がおっしゃられたような具体的なものは今現在ありませんけれども、そういった形の進め方を今やっているような状況でございます。

議長（坂上巳生男君）中尾副町長。

副町長（中尾清彦君）重光議員が指摘された点については、常々我々も予算要求のときには、直接予算にかかわる工事費であるとかそういったものについては、みんなこれは意識しております。ただ、今指摘のあったところの重要な部分というのは、そういう施策プラスそれにかかわっている人が必ずいるということ、いわゆるトータルコスト的なイメージをしっかりと職員が一名一名持っていくということが非常に重要でございます。

そういうことで、各職場では上司が部下に指導、研修をやっておるんですけれども、全ての職場においてそこのことについてどの程度まで掘り下げて話をしているかということのはつかめておりませんので、そういったこともポイントとして入れるように、部下の指導につながっていくようにしていきたいというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）副町長が終わりに言われましたけれども、予算請求、予算を積み立てるときにそういう意識を持って各事業、各部がどういう人件費が必要かということ認識した上でそれを積み重ねていく、そういうものをいろんなケースで具体的に表にして表に出して認識していくやり方をとっていただきたいと思います。

最後に、各自治体がどんなことに人件費を削減しているかというのは、なかなかいい答えはどこにも出ていないんです。けれども、民間企業のコスト意識を取り入れていくというのは非常に重要なことで、これは直接そういうことは書いていないんですが、熊谷市に求められる職員像というのがちょっと気になったんで、最後にこれを読んで、私の会派質問を終わりたいと思います。

職員像というのが4つありまして、1つは市民の目線に立って考えられる市民感覚を持った職員、これは熊谷市に求められる職員像ですが、要件は常に市民の立場に立ってものを考え行動できる職員、2、多様な市民ニーズを把握し、的確な対応を行う職員、3、常に質の高い市民サービスを心がけ、市民満足度を高める職員。

2番目、経営感覚を持った職員、その1つは、厳しい財政状況を把握し、コスト意識を持って職務遂行を心がける職員、2、スピード感覚を有し、効率的に職務を遂行する職員、3、危機管理意識を持って職務遂行に当たる職員。

3番目、チャレンジ精神を持った職員、その1つは、慣例、前例にとらわれず、常に改善・改革を心がけた職務遂行を行う職員、2番、時代の変化を敏感に捉え、独自の発想による企画・政策立案を行う職員、3番は高い目標を掲げ、新しい課題に積極果敢に取り組む職員。

4番目は、優しさに満ちあふれたハートフルな心を持った職員。その一つは、高い倫理観、人権意識を有し、公平・公正な行動をとる職員、2番目は、自身の人格形成、より高い教養を身につけることに努める職員、3番目は、心身ともに健康で、優しさ、思いやりを持ち、地域社会の担い手として行動する職員ということで、先ほどの人事評価もありましたけれども、ここにおられる部課長の方は常にこういうことを心がけて業務に取り組んでおられるということとっております。

そういうことで、より強靱な熊取町という行財政運営組織ができ上がることを願って、私の会派質問を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、熊愛の会、重光議員の質問を終わります。

議事の途中ですが、ただいまより3時10分まで休憩いたします。

---

（「14時55分」から「15時10分」まで休憩）

---

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）すみません。先ほどの重光議員の質問の中で、8月末現在の元金の残額という質問の中で4社ほど誤って答弁したことがありまして、訂正させていただきます。

配付しております資料3の4番目の徳進建設ですが、左のそのままの4,819万3,950円です。5番目の株式会社西貫社については2,106万2,203円、7番目の日南建設株式会社につきましては1,867万7,400円、8番目の株式会社ヤマシンにつきましては537万750円と訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

議長（坂上巳生男君）次に、新守クラブを代表して、佐古議員。

11番（佐古員規君）それでは、議長のお許しを得ましたので、新守クラブを代表して質問させていただきます。

まず、1つ目、行財政構造改革プランにおける庁内業務の効率化について、それから、大きく2番目として熊取町のまちづくりについてということでご質問させていただきます。

大きな1番目、どの自治体も、財政の厳しい中、さまざまな工夫による行財政構造改革の取り組みが急ピッチで行われております。本町においても、第3次行財政構造改革プランを立ち上げ、平成34年度までの計画を策定したところであります。今後の少子高齢化、労働人口の減少問題における本町の庁内業務の効率化は、財政的にも大変重要な課題の一つであります。

そこで、本町の庁内業務の効率化についてお聞きしたいと思います。先ほどの午後からの阪口議員初め重光議員からもこのことについて質問がなされておりました。それぐらいやはり皆さん一番関心どころかなというふうに感じております。

この件についてのまず1つ目、各課、各職員の事務分掌における現状の業務の洗い出し、業務の見える化についての進捗等はいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、行財政構造改革プランにおける庁内業務の効率化についてご答弁申し上げます。

1点目のご質問の各課、各職員の事務分掌における現状の業務の洗い出しについての進捗等についてでございますが、毎年度、各部署において、所管する事務分掌の翌年度の業務量を精査し、その上で人員の増員が必要となる場合は要望をいただき、その内容を確認・精査した後、翌年度、各部署へ必要に応じた人員の配置を行っております。その後、毎年度当初に各課におきまして、各課内の職員の中から事務分掌ごとに1年間担当する主担当者を選定しております。その中でも業務量が多い場合は、主担当者を中心に複数の職員が担当するほか、繁忙時にはグループ内での応援もしくは課を越えた応援を実施するなど、各課及び各職員が事務分掌の業務内容及び業務量を適切に把握し、日常から業務に従事しているところでございます。

そして、平成29年度に策定しました第3次行財政構造改革プランにおきましては、効率的な組

織・機構への見直しを位置づけており、現在は、より効率的な組織機構の構築のため、各部署に対して、現行の組織の構成や業務内容に対する意見集約を行ったところでございます。

今後は、各部署からの意見を踏まえ、よりよい組織機構の構築に向けて検討を行い、平成31年度から順次、組織機構の見直しを実施していく予定でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）主担当者を設けて、それからそれで応援体制もして、繁忙期にはそういう応援体制で賄っておりますということでした。それとあと、組織機構改革も今進めていく中でですけど、それをやる前にもっと大事なことがあるかなと思っております。

一般企業でも各それぞれ業務分掌がございます。それを洗い出しする際に、その人がどれだけの仕事をどの時間内でどういうふうになしているかというのが適切に図られる必要があります。だから、それができないと幾ら業務の効率化といっても今現在のボリュームというんですか、現状がわかってなければ削減すらできません。ですから、各それぞれ個人個人の業務内容というのが本当に分析できているのかどうか、その辺が少し疑問に思ったのでこの質問させていただいていますが、その辺については各上長がしっかり把握されているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）その部分につきましては、いわゆる課長なりが管理職として全課を通じてしっかりと把握してございます。その中では、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、通年の中で人事評価という部分がございますし、さまざまな個人の業務が複数ございます。その部分を把握して部下をマネジメントするというような役割の制度でもございますので、一定、年を通じてしっかりと把握して指導しているというような状況でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）その業務の中で効率化できるかできないかという判断は、本人自身では多分これはいっぱいいっぱいと思っていると思うんです。やはり第三者的な上長がそれをしっかりと把握して、これはちょっと無駄と違うかとか、これとこれ効率でけんかとか、そういったアドバイスというのが必要かと思えます。ですから報告を待つだけではなくて、その業務が本当に適切で無駄がなくやられているかどうかという上長の役割が大変重要というふうに感じています。しっかりそういう体制ができているのかどうか、それが、今お聞かせいただきましたけれども、まだ納得できるような回答ではなかったというふうに私自身は感じております。

例えば、自分自身の業務の中で各職員個人個人が業務の効率アップに向けた何か目標値みたいなものというものはあるんでしょうか。これをこなすのに例えば時間を2割カットしましたよとか、お金の2割削減できましたとか、そういった目標というのは何か持ってはるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）各個人個人で業務がさまざまでございますので、今先ほど申し上げた人事評価の中の個人の目標設定というものが各個人ごとでございます。それも、仕事がさまざまあるように内容もさまざまでございます。その中で、いわゆる今回なんかは行革のもとでございますので、事務の効率化、業務の見直し等々その項目の中で目標に設定しているのが、職員の約半分ぐらいは今年度の目標の中でございます。そういったこれまでももちろんコスト削減については項目もございましたし、内容についても目標を立てている職員も多くございました。その中で、超勤の削減であったりとか事務の効率化のもとで業務を縮小するというようなことの内容も個人個人で当然理解して目標を立ててございますし、上司もそれを理解した上で日々指導、マネジメントをしているというような状況でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）これ、このことがしっかりできていたら、2番目の業務削減による人件費抑制につながっていくのかなというふうに感じております。

まだ、1番のところの業務の見える化のところ辺で洗い出しについてで少しご質問したいことがございます。例えば、委託している業務遂行に際して、本当にそれが適正かどうか、無駄がないかどうか、ちゃんと行われているかどうかというのは、各部署でそれぞれそういう規定とかそういったものをチェックシートであったり自分みずからが確認しに行つてチェックするとか、そういった規定等々はあるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）例えばで、委託している業務ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

総務部長（林 利秀君）当然、委託業務ですので、それを検査する項目、チェックシートというものがございます。それについては、やっぱり1人ではだめですので、複数の職員でチェックをし、その内容を上司が確認をしということで、そういったもつで点検等を行っているというような状況でございます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）一つ例を挙げさせていただくと、私自身がよく質問させていただいている項目ですが、都市整備部でカーブミラーの点検というのがございます。ちゃんと点検しているよという割には下が腐っていて落ちたとかミラー部分が曇っていて全く見えなかったり、そういうのは住民からの苦情によってそれを交換していただいていると。そしたら、カーブミラーというのはどういふ点検をされているのかなというのはいつも疑問に思っていたわけですが、そういったものについても、業者から出てきた報告書をそのままのみにするのではなくて、ちゃんと本当にできているかどうか、もしそれがなされていなかったら何らかの方法でそれをちゃんと点検が有効に働くように、そういった仕組みができていふのかどうか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。カーブミラー、例えばです。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）今、手元に資料がないんですけども、チェックシートはつくつてございます。前回、議員からもご指摘いただきましたんで、もとのほうが見た目は腐つてはいないんですけども、内側からさびがきいているということで、その辺については打撃というようにして金づちでたたいて音を確認するという項目も今回ふやさせていただいております。今後、カーブミラー自体がいろんな形でこけたりする場合もございまして、その辺は経験を生かしつつ、いろんな項目をふやしていった中で、今後もチェックシートに基づいて業者にチェックをさせて、その報告を全てデータでいただいて経過も全部やっていくというようなことで、今、経過もまとめた中で、いつ修理をしたかとかいう修理経歴もわかるような形でデータで納品させまして、それを町でちゃんと管理をしているという状態になってございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）業者任せにせず、そういったチェックシートをもとに、それからそういうクレームがあったときには逐次更新をかけて、チェック体制をふやすように働きかけていますということですが、今、カーブミラーでたまたまご質問させていただきました。これは、清掃業務であったりもわかりです。きっちりなされているかどうかというそういうチェック、それがなされていなかったらこの値段はおかしいやろということで値段に反映するとか、そういった手だてもしないと、毎年同じ金額で同じことをやっているとなつたら、業者のほうももしかしたらバイトになれば手を抜いている可能性もなきにしもあらず。そういったところのチェック体制というのは、出した役所側がしっかり見なければいけないと思います。

常にお金出しているからもうそれできっちりやってもろうていると思つたら大間違いで、恐らく

今のところはきっちりされているんだろうと思いますけれども、いま一度そういった点検というのをしっかりやっていただいて、本当にそれだけ点検箇所が必要かどうか、もしくはもっと削減できないかということも含めて業務改善ということが必要なと思います。職員だけの業務改善のみならず、やはりそういう委託している業者の分とかそういったものも、よく阪口議員が伐採の件でいろいろ言われていますけれども、ああいったのも含めてどこかと抱き合わせでもっと安くないかとか、そういった知恵というのはもっと出す必要があるのではないかなというふうに感じております。

ですから、あと時間とか作業コースの削減とかそういうのをしようと考えた場合、今現在のベンチマークというのがないことにはどないもでけへんと思うんです。ですから業務の洗い出しであったり見直しというのが必要になってきますので、そういう見える化、数値化、定期的な見直しも含めてそういったことをする必要があるのでと思います。これはどなたに聞いたらいいいのかわかりませんが、そういう業務を遂行している多分、総務部でしょうか、そういった見直しの全庁的な規定的なものというのは何かないのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 林総務部長。

総務部長（林 利秀君） いろんな委託業務があつたりとか今、議員がいろいろおっしゃられた内容については、統一した見解というところ、特に統一したチェックシートであつたりとか決まったものというのは、それぞれ委託内容が変わってきますので特にはないんですけれども、一定、作業内容と時間と委託業者がしっかりできているかどうかという点検は、今、議員からもご意見いただいたとおりに、今、行革のもとでしっかりと点検をしてございます。

一つ申し上げれば、決算委員会で申し上げましたけれども、委託事務の一括発注であつたりとかそういったことの中でやはりスリム化して、業務も一定削減できているかなと思いますけれども、それは議員もおっしゃられた内容のとおり、しっかりと踏まえて今後もやっていきたいと考えてございます。

議長（坂上巳生男君） 佐古議員。

11番（佐古員規君） その辺も、抜けがないようにしっかりと見直ししていただけたらというふうに思います。小さなことの積み重ねが大きな成果になるのではないかなというふうに感じておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

同じような質問ですけれども、次、2番目で業務削減による人件費抑制についてということで、これ、具体案がもしあればお聞かせください。

議長（坂上巳生男君） 林総務部長。

総務部長（林 利秀君） 続きまして、2点目のご質問の業務削減による人件費抑制に係る具体案についてでございます。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、現在、各部署からの意見を集約したところでございまして、具体的な検討作業を行っているところでございます。したがって、現時点、業務削減の具体案を申し上げることは困難な状況ではございますが、本町では、従前より業務の委託化や広域化、指定管理者制度の導入などによりまして業務量を削減してきました。今回の行財政構造改革プランにおいても、各業務の民間委託、指定管理者制度の導入検討などは主要な改革項目に位置づけており、このような手法も含めて業務量の削減ができるよう検討を続けます。

また、一つ一つの業務について精査する中で、住民サービスの低下の懸念があるものについては慎重な議論が求められること、さらには、課内の複数の業務について少しずつ削減していくような形で、部署内の業務の全体量を削減していくことも考えられるところでございます。

いずれにいたしましても、業務内容については見直した上で、業務量を削減しながら組織のスリム化に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご意見申し上げ、答弁いたします。

議長（坂上巳生男君） 佐古議員。

11番（佐古員規君） 私が言っている業務量の見直しの中で業務量の削減とか、今言われている数値目標

で人件費の見直し、アクションプログラムに、事務の総点検を行い、業務を削減することによりと書かれておりますけれども、これで定年退職者のおおむね2分の1以内に、新規採用者をそれぐらいに抑制して人件費を削減すると書かれています。ですけれども、これサービスが著しく低下するようであってはまたならんわけであって、そういうことのないように、いかに無駄的なものとか効率が上がるような業務の改善を行うかとか、そういったことに尽力していただきたいというふうに感じております。

これも総務省からですか、2020年に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律ということで、それが平成32年4月1日から施行ということになっています。これは、2020年の施行に伴い、自治体が雇用する臨時・非常勤職員についても大幅な縮減もしくは大幅な人件費増が想定されております。それに向かって熊取町が今の間にやっておかなあかんことをきょう提案していきたいというふうに考えております。ですから、今の上の絡みでもあります。業務が見える化をもしできたならば、その次に今度は人でなくて、人間がやれること以外に機械がやれることはないかということ洗い出していきたいというふうに感じております。ですから、そこで初めてシステムにおける自動化とか、そういうことが叫ばれております。

これは、下のまた3番目の質問にもつながっていくんですけども、まず、公務員であればあるほどというか、一番単純作業が多い業種でもあるのではないかなど。一般的な会社であれば、いろんな一人一人がそれぞれ個々のお客さんに応じた対応をしたりとかするわけで、なかなか単純作業というのが現場、工場でない限り難しいのかもしれないかもしれませんが、片やこういう決まった業務を行っている役所とかであれば、機械的なことにかわる作業はお金を出せばこういったこともできるであろうということも想定しながら、ここの部分についてはもう毎回毎回同じ入力をしていますと。例えば住民に書いていただいた住民票とか、転入のときにいろんな作業をやっていただきますよね。窓口業務でそういった転入の際に氏名とか生年月日、性別、住所とかそういったのに加え、続柄、マイナンバー等、そういう住民に対する情報を一から入力されているんであると思いますけれども、そういったのがこういう業務を改善すれば、ここの部分って毎回同じやな、何とか効率でけんかなという、そういうアイデアが出てくるんかなと思います。

それがまた今度、次の質問に移っていくんですけども、そういった書類の簡素化であったり入力項目の見直しであったり定期報告、上司への報告をもっと簡素化するであるとか、そういったことができないのかなというふうに感じております。これもどこにご質問していいんかわかれへんですけれども、そういった書類の簡素化、入力項目の見直し、これは全庁的にやっていただかんとかかんと感じています。この辺、副町長、どういうふうにお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君）中尾副町長。

副町長（中尾清彦君）確認ですけれども、これは3番の項目の質問ではないんですか。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）いや、まだ2番目で、今の業務見直しという項目で。

議長（坂上巳生男君）中尾副町長。

副町長（中尾清彦君）先ほど来お話しいただいておりますけれども、特に委託料も含めたものなんですけれど、これは、我々は毎年似通った業務を繰り返しているという部分が非常に多うございます。同じ人間が同じことを同じ時間をかけてやるというのは、全然サービスの向上にもつながりませんし生産力の向上にもなりません。これは、やはり仕事の仕方であるとか、委託業務を出す場合にどの項目を何回どの範囲でやるんかというところを毎回違った目線で確認していくということが非常に重要やと思います。

個々の意識の持ち方なんですけれども、やはりそれは個々の自分の考え方が違うかもしれませんが、例えば一定時間、1日9時から5時半まで仕事です。これはやはりもう前倒しで3時まで全部けりをつけるんやというふうなやり方であるとか、完全完璧を求めないで適度なところの仕事にとどめておくとか、そういったところとかという形で、少しでも完成品を求めない、修正を加



えていくような感じで仕事を進めていくというふうなことで、締め切りであるとか精度の持ち方とか、そういったところはしっかり各自自覚していただいて、少しでも毎年やっている業務が効率的に行えるような意識を持つということが重要なかなと思っています。これは全ての仕事に通じることかなと思っています。

以上です。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。やはり職員が楽をするための業務改善であってはだめであって、住民が例えばそれをすることで待ち時間が今まで長かったけれどもそれが短縮されたとか、待ち時間の目安がいつになるのかわからん、それから要は目的の窓口がわかりにくいであったりとか、これについては大きな看板をつくっていただいたりで改善されてございますけれども、そういった役所ならではのいろんな項目というか、それがあと思います。いろんな自治体でこういったことを改善されている自治体も多うございますので、そういったのをしっかり勉強しながら1つつ改善していったらなというふうに感じております。我々もそういった提案をどんどんしていきたいと思っています。

3つ目の質問で、それを踏まえてですけれども、ITの活用についてどのように検討されているかについてご答弁願います。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、行財政構造改革プランにおける庁内業務の効率化について、3つ目、ITの活用についてどのように検討しているかについての質問にご答弁いたします。

現在、本町では、ITの活用に関してRPAの手法を活用することにより、業務の省力化、効率化の効果を検証する取り組みを進める和歌山県橋本市と広域連携する形の検討作業を開始したところでございます。

RPAとはロボティック・プロセス・オートメーションを簡略化した用語であり、ソフトウェアロボットにより、電算システムへの入力作業の自動化を行うものが一例で、業務の効率化を図ることが可能となるものでございます。

この取り組みは、橋本市と熊取町双方が同じベンダーの開発した同一システムを使用することから、RPAの導入について、効率的に実証実験を行うことができ、費用対効果の有効性が確認できれば横展開を目指すことが可能となるものです。

さらに、今般の取り組みは、総務省の業務改革モデルプロジェクトに提案し、本年度に全国で採択された7団体の一つとして事業が進められることとなり、橋本市側で検証業務の外部委託作業や国との受託契約、予算措置等の主要な事務手続を行っていただいております。また、本町側では、各業務プロセスの把握・分析のためのアンケートや、税務課において課税資料の入力業務の実証実験を進めていくことを現在予定してございます。

この作業は来年2月まで行い、橋本市から総務省に報告する予定となっておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）橋本市とのRPAの事業を導入されるということで、大変ありがたいと思います、まさにそれを提案しようとしていたところでしたので。

RPAというのは、サーバーを置いて一括でばあっと大きなところで自動化を順次プログラムを走らせてということをやっていくわけですがけれども、それ以外にもRDAといってロボティック・デスクトップ・オートメーション、これは各パソコンにそれぞれソフトを入れることで、今まで面倒くさかったエクセルからこっちへコピーしてどうのとか入力作業とか、そういったのを例えば住民が書いたものをスキャナーで取り込むだけで文字入力が勝手にできるようになるとか、そういったことができるようになります。だから、そういったのを含めてもっとどんどん研究していただけたらなというふうに思います。されると聞きましたので、大変なかなかやっているなという

ふうに感じております。

その中で、あとそのことを全庁的にやっぱり共有化しないと、一部の部署だけがRDA、RPAに取り組んでいるよというのではなくて、どこの部署でそういったのが一番発揮できるかというのを、まずは橋本市と共同でやっていく部署があるんでしょうけれども、そういったところ以外の部分でもいろんな活用が全国的にもされています。

ちなみに少しご紹介させていただくと、例えば電話催促システムというものにRPAを導入した沖縄県の南城市役所ですか、そこは、例えば受診率の向上、医療費抑制強化を促進とかそういったこと、要は普通にただ単に受診されていない対象者に電話をランダムにされるのは、データベースも自分からこうやって見つけていくのではなくて、それを電話交渉記録等をデータベース化することによって、つながりにくい時間帯は避けてつながりやすい時間帯にピックアップされて、ワンクリックでぺっと電話できると。その電話も、話し中やったら5分後に、留守やったら1時間後にシステムが勝手に電話をかけてくれるというような感じ、そういったものであります。

ですから、そういった自動化ということ視野に入れていかないと、今後、人間はどんどん減っていきます。ですから、そういったのをできるだけ自動化できる部分については自動化、ここは人間でないとだめですよと、何々相談であったりとかそういうものについては、ヒューマン対ヒューマンでないとだめなところについては自動化する必要はなくて、単純作業とかこういったものは人間がせんでもいいやろうなというところをどんどんこういう自動化していくことをぜひ期待申し上げます。それをするによって、いろんな各部署からこういったことも自動化できへんかなというようなアイデアがどんどん出てくれば、ますます導入する効果が得られるのではないかなというふうに思っています。それがひいては住民サービスの向上につながれば、なおいいです。ただ単に職員の作業が楽になるだけで住民サービスには何ら影響はないよと、ただその楽になった分、遊んでいたらこれはだめですから、そういうのではなくて、それをするによって今までしんどかった仕事がすぐにかかれるようになるとか、そういったことの取り組みを考えていただきたいなど。

世の中の企業は、いち早くRPAを導入していっています。IoTといって、いろんなところの機器とインターネット接続をして、わざわざ職員が見に行かなくてもその情報が既にここにいながらにして入る、もしくはこっち側から遠隔操作できるような、そんな時代です。最終的にはAIということも導入の一つであるかもしれませぬ。そういったことも踏まえて、今やれることを順番にやっていただけたらというふうに感じております。

長々しゃべりましたけれども、あと1個だけ提案しておきたいので、これは情報提供だけさせていただきます。

これに近いんですけれども、今、教育委員会の方にお聞きします。今後、またコンピュータープログラムというのが導入されてきます。その際に、やっぱりコンピューターが苦手な子というのは絶対出てきます。それ用にすごく簡単にできるようなプログラムのそういったツールが販売されておるんです。MESH、要はブロックみたいになったセンサーがあるわけです。それをタブレットのソフトを使うと簡単に人感センサーが来ました。それで次、自分の声を登録したやつを発信するツールがあります。電気がつきます。それをただ線で結べばこれがプログラムになって、例えばお店です。人が来ました、そしたら電気がついて声が発信します、いらっしやいませとか。そういうふうに余り知識のない人でも簡単にそういうプログラムが勉強できるというものが1万四、五千円からございます。そういったのを学校教材でも使われたらいいかなというのは、これはちょっと紹介でございます。それだけにしておいて、次の質問に移ります。

大きな2番、熊取町のまちづくりについてということで質問させていただきます。

この項目は、熊取町の近い将来から遠い未来に向かっての今やらなあかんことを今からやりませんかという内容です。未来の発展に向けたこれからの熊取町の取り組みについて、町民力が必要不可欠であります。若い力や、まだまだ元気で知恵と技術のある高齢者の活用も大変重要な課題です。また、現代の課題解決に向けて、さまざまな場所、場面で将来を担っていく多くの若者たちが活躍

しています。今回は、そのような柔軟な発想力と行動力のある若者の活用について、本町のお考えをお聞きしたいと思います。

1つ目で、若者、これは小学生から大学生等、それからまた若手職員も含めたそういった方のアイデアや意見など、活躍できる機会の創出などの仕組みづくりについて、今どういう取り組みをされているか、ご紹介ください。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、熊取町のまちづくりについての1点目、若者のアイデアや意見など、活躍できる機会の創出などのしくみづくりにつきまして答弁いたします。

議員ご指摘のとおり、若者の柔軟な発想力と行動力、これはまちづくりにおける重要な力であるというふうに認識しております。その認識のもと、これまでさまざまなまちづくりに関する取り組みにおいて、町内大学の学生に参画いただき、外から見た若者の視点で、さまざまなアイデアやご意見をいただくことはもとより、協働という枠組みですが、事業の企画立案及び実施に至るまで学生に活躍いただいているところでございます。

また、高校生以下の方々にも、まちづくりへの参画という観点では、熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に際しての住民アンケートにおきまして高校生も対象となるよう16歳以上の住民を対象に実施したこと、また、子ども・子育て支援計画において小・中学生へのアンケートを実施するなど、若者も含め多くの方々からの声を政策に反映できる仕組みづくりに取り組んできたところでございます。

一例を申し上げますと、議員にもご参画いただきました熊取町第4次総合計画の策定におきましても、まちづくり懇話会に町内大学の学生に参加いただき、また、総合計画審議会での議論においては、先述の総合戦略策定時のアンケートや小・中学生へのアンケート結果をお示しし、多くの若者の意見を計画に反映できるよう心がけてきたところでございます。

さらに、現在、熊取創生プロジェクトの一環で、町職員の若手という観点で政策研究チームというものを立ち上げ、若手職員ならではの自由な発想・アイデアによる本町のまちづくり・活性化に資する政策を検討するチームとして、毎月1回程度の会議を重ね、来年2月までにまとめることを目標として取り組みを進めているところでございます。

これら、これまでの取り組みのとおり、若者のまちづくりへの参画に関する枠組みにつきましては、常設型の仕組みを構築し取り組むのではなく、その施策や取り組み内容、またそのときの社会情勢などに応じて、随時、弾力的にご参画いただける形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

今後におきましても、議員ご指摘のとおり、若者の柔軟な発想力と行動力がまちづくりへの力につながるものであるとの認識のもとに、さまざまな取り組みにおいて若い方にもご協力いただきながら、積極的に若者の力を生かしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）大変頑張っておられるなどというのは今の答弁でわかりましたけれども、例えば今言われた政策研究チームですか、職員の若手職員によるということ、これは、テーマとか何かそういったものはあるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）こちらの政策研究チームですが、本年5月に立ち上げた新しい熊取創生プロジェクトチームということになっております。若手職員の発想、アイデアによる本町のまちづくり活性化に資する政策を検討するという、これを目的にいたしまして、若い柔軟な発想を政策の参考にするということでございます。今、チームは若手8人の職員で構成しておるんですけども、2月までで9回開催予定というふうに考えておまして、今現在までに3回会議を重ねておりますが、その中で政策目標として代表的なものでいきますと、町に対する愛着を持たせるような施策、

20代から30代までの定住を促進する施策、また町の収入を増加させるという施策、その他、合計7つの政策目標をチームの中で掲げられているというところで、その中で具体的な政策分野をさらに10項目掲げて具体案をこれからまとめていくというところがございますが、その政策分野におきましては、本当に具体的ににぎわいづくりの活性化ということで、駅前情報発信のソフト事業であったりとか健康寿命の延伸につながる健康づくり事業であったりとか観光振興の事業であったりとか、また職員労働環境の向上、働き方改革であったりとかということで、多岐にわたる政策分野についてこれから項目を絞り込んで具体案にまとめていくという、そういった内容でございます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）大変いいことをやっているなと思います。例えば、若手でもこういったことやれたらいいのになというので考えを持っていても、上長、上司がそんなもんおまえ無理に決まってるやろと、こうするよな環境であればこれはまた全然育たないわけであって、ですから、それをいかに組み込めるかという、そういった風土にうちの熊取町はあってほしいと願っております。ですから、若手チームで編成されたそういう意見とかは、否定することなくこれを組み入れていただきたいなど。

若手の場合は、成功するだけが成長ではなくて、失敗させることも成長の一つであります。ですから、そういったことで痛手をこうむったらちょっとぐあいが悪いですけれども、そうじゃない部分については一回やってみると。やって失敗するとわかっていても一回、自分で頭を打つというのも一つの勉強かもしれません。そういったことをしっかりやらせられる環境づくりをしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、もう一点ご提案は、その政策チームは役所の中だけでつくるわけですが、そうではなくて、たまには学生との交流とかそういったことをできる柔軟なチームであってほしいというふうに思っておりますので、その辺についていかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）もともと、熊取創生プロジェクトチームなんですけれども、外部人材の登用ができるという、そういうつくりになってございますので、必要に応じて、例えばこれから先、具体的に検討項目が決まってまいろうかと思ひます。その中で、先ほど申し上げました一例で、例えば駅前の情報発信活性化というところでちょっと専門家の意見が必要であったりとか、あるいは次の質問でもございます地元若手企業家の意見が聞きたいとかということがありましたら、当然このプロジェクトチームの柔軟な外部人材の登用ができるという枠も活用しながら入れていきたいなど。おもしろい化学反応というんでしょうか、また何かが見られるというようなものは私自身もおもしろそうやなというふうに個人的にも思ひますので、そういったところも必要に応じて検討してまいりたいというふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。

ちょっとご紹介します。世田谷区の子ども・青少年協議会というところの報告書がたまたまございまして、そこでは若者の参加、参画を推進するための地域拠点づくりについてという報告書がございました。その中で若者という観点を、今まで若者というのは次代を担うとか未来を担うというふうに例えられていたことが多いんですけど、そうではなくて、それも含めてですけど、若者というのはこの社会を生きる主体であり、大人とともに社会をつくる存在、いわゆる社会を担うパートナーとしての若者ということで、そういう若者感を我々も持たんとあかんと。片や若者だけで考えて走らせてしまうと、これもまたとんでもないところに行ってしまうりするので、そういうところで大人の制御があったりとか、そういう相互でお互いパートナーとして認めつつ、もちろん若者のする失敗、これも大いに受け入れて、そういったやれる社会というのが本当に大事かというふうに感じております。ですから、そういった意味で若者の意見というのが反映できる仕組みづくりのぜひ構築をお願ひしたいと思ひます。

もう言われていたかもしれませんが、2つ目の質問に入りたいと思います。若手経営者と熊取町との地域活性化に向けた取り組みの検討についてはいかがでしょう。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）それでは、熊取町のまちづくりについてのご質問のうち、2点目、若手経営者と熊取町との地域活性化に向けた取り組みの検討についてご答弁いたします。

地域活性化に係る取り組みといたしましては、商工会初め若手経営者を中心に組織された商工会青年部、くまとりにぎわい観光協会等と連携を図りながら、さまざまな事業に取り組んでいます。

商工会、商工会青年部を中心に取り組んでいる具体的な地域活性化事業といたしましては、従前よりアナログにより制作していたクーポンつきくまとりうまいものガイドブックのデジタル化などのウェブ活用販路開拓事業、駅下にぎわい館における町内商工業の製品や商品、企業PRなどを行う駅下情報発信事業、本町が策定している創業支援事業計画に基づく創業支援セミナー事業、農業祭と同時開催しているわいわいフェアによるくまとり産業フェア事業など、さまざまな地域活性化事業を町と連携しながら進めていただいております。

次に、今後の新たな取り組みといたしましては、ことし6月に、町内事業者のもとに生み出され、熊取らしい魅力を備えたすぐれた産品を「くまとりやもん」として認定し、情報発信や販売促進を推進するとともに、熊取町の知名度を図り、地域経済の活性化につなげることを目的として創設した熊取ブランド創造会議に商工会青年部長を委員としてご参画いただき、商品のブランド認定に際して若手経営者ならではの柔軟な発想でのご意見を拝聴し、事業の推進を図っていきたく考えているところでございます。

さらに、平成31年4月から駅下にぎわい館の熊取駅前観光案内所の機能強化を図るためのリニューアルを予定しており、その運営方針等に関しても意見を頂戴したいと考えております。

また、駅下にぎわい館の運営については、くまとりにぎわい観光協会を委託するとともに、くまとりにぎわい観光協会の自立化に向けた取り組みもあわせて行っていく予定としております。

地域活性化の一翼を担っているくまとりにぎわい観光協会の自立化に向けても、商工会や若手経営者の連携は必要不可欠であり、そのような方々が協会へ参画いただけることも期待しているところでございます。

現状や今後の取り組みなど、るる述べさせていただきましたが、いずれにいたしましても、商工会初め商工会青年部の積極的な参画なくして満足な地域活性化を図ることはできません。今後も、商工会青年部を初めとする若手経営者の方々には、一過性のイベントのみならず、販路拡大など事業者の具体的な成果につながるような取り組みなどの新たな提案もいただきたく期待しております。町といたしましても、可能な限り支援し、くまとりにぎわい観光協会も連携し、3者により地域活性化事業のさらなる推進を図っていければと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。るるいろいろお聞かせいただきましたけれども、そういった内容で要は若手経営者も参画されているということ、実際にいろんなイベントについてのそういう会議に出てきていただいたりというのはありで、それも一つ大事ですけれども、実際に何もないうち、要は今の若手経営者の本音を聞き出すような何かそういう、例えば何が課題なのか、今後熊取町に何を望むのかとか、今現在何に困っているのかとか、そういったことを聞ける場というのをぜひ持っていただきたいなと思います。我々も、友好議員で商工会青年部15名と会合、意見交換したこともございます。そしたら、いろんな意見がやっぱり出てきます。ですから、そういったことを聞き出せる場というんですか、そしたらそれで何かアイデアが生まれて、もしかしたらそれができるん違うかなと。青年部のみんなも、何も全てを町に任せるというつもりは毛頭なくて、我々で何かできることはないかというのも模索しております。ですから、そういうアイデア勝負じゃないですけれども、いろんなアイデアを形にできる、具現化できるものを具現化するためにも、そうい

う会合というのはぜひ何かの機会に持っていたらと思います。

恐らく、担当者は商工会に足を運んでいたり、よく町長も来られます。それで青年部と会合を持っているみたいなことも、座談的な話かもしれませんが、そういった意味では、いろんな若手経営者が今何に悩んでいるのかというのをしっかりと把握していただいて、本町で何かすべきものがあるのであれば、それを支援するような取り組みをぜひ考えていただきたいというふうに考えています。ぜひよろしく願いいたします。

そしたら、3つ目へいきます。高校生の意見集約の場づくりについてはということで、ご答弁願います。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）それでは、熊取町のまちづくりについての3点目、高校生の意見集約の場づくりについて、例として高校生版サマースクールの検討をご提示いただいておりますが、生涯学習の立場から答弁いたします。

例示いただいた高校生を対象とするサマースクールやサマーキャンプと呼ばれる学校外でのプログラムの中には、一般的にみずからのキャリアの形成や語学力の向上のために開催されているものに加え、まちづくりへの参画を通じて地域社会への関心を高めるとともに、社会や行政に対する若者からの意見を聞く場となっているものも見受けられます。こうした校外プログラムは、行政により開催されるもののほか民間団体によるものもあり、高校生が多様なバックグラウンドを持つ大学生、社会人などと寝食をともに学び合うことを通じて未来を切り開く力を身につけていくことができる体験を提供し、一方で、これら若者のみずみずしい意見を取り入れることにもつながっていくことを期待するものでございます。

本町におきましては、熊取町第4次生涯学習推進計画に町内大学との連携による学習活動機会の充実、町内大学と連携したイベント等の開催を掲げ、町内に3大学1研究所が立地するという強みを生かし、くまとり元気広場の運営、夏休みに開催する小学生向けのサマーキャンプや科学実験教室などを町内大学生等の参画を得ながら実施しているところでございます。

本町といたしましては、こうした町内大学と培ってきた連携を生かし、若い柔軟な発想、活力を取り入れ、サマーキャンプ等の生涯学習の枠組みから地域に愛着を持つすぐれた人材を育成し、まちをよりよいものにしていく取り組みは有意義なものと認識しております。

いずれにいたしましても、ご質問の高校生からのさまざまなまちづくりについての意見集約の場や機会の創出に関し、より幅広い年齢層からの意向の把握も念頭に置きながら、情報収集に努めつつ種々研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いし、答弁いたします。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）すみません、ちょっと聞き取れなかったところがありまして、高校生版の大学生に協力いただいて、そういったものを今現在やっていますよということによろしいんですか。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）現在のところ、高校生に限定してといいますか、特にその対象として何かいわゆるサマーキャンプ等について取り組んでいるという状況ではございません。ただ、申し上げたのは、これまで町内大学との連携を培ってきた中で、サマーキャンプ等に関しては大学の方々のご参画を得ながら進めてきているというところでございまして、そういった生涯学習の枠組みの中で若い皆様のご意見も参考にさせていただいているということでございます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）1つ目の質問のときに、小学生、中学生、大学生、若手職員ということで、わざと高校生を外しているわけです。私の中でのキーワードというのは高校生なんです。要するに、高校生の居場所が今現在ないわけなんです。例えば今高校生が何を考えているかと。生涯学習でも、小学校、中学校は学校の先生が把握されています。大学は町内大学があるから、そこから意見集約と

いうのはありでしょう。ですけれども、町内に住む高校生であったりとかそういった方々がどのように考えてどういうふうに思って行動、何を欲しているんかとか、そういったことを集約する場というのがないわけです。この質問をするに当たって、会派で視察に長野県の小布施町へ行ってきました。そこでは、若者の流れをつくるということで大変若者を重要視して取り組んでおられます。サマースクールというのも、これは一例ですけれども、6泊7日で高校生向けのサマースクール、これは、ハーバード大学生を初めとする海外大学生による少人数セミナーということでやってございます。それで本音で大学生とトークを、高校生が実は大学生になったらこんな夢があんねん、いやほんなら大学生のほうがちよっと一歩進んでいて、いや世間はこうやぞとかいう話を近い世代で交換ができるというので、すごくこれはいいことをしているなというふうに思っていました。

これにはいろんなお金がかかったりするんですけれども、そういった意味で、今、高校生というのが結構居場所というか、話の聞ける場所もしくは何か集える場所というのがないわけなんです。案外、若者といえば大学生というふうになるんですけれども、実は今、若者に対する支援というのがぜひ必要かなというふうに考えたので、この質問をさせていただいています。今後の若者支援施策として、今、生きづらさを抱えた若者がたくさんいます。もう不登校やって、そのまま年齢だけいってしまっていて就職先もないとか、そういったふうに結構困っている若者、そういった方々にどこが手を差し伸べるのか、そんな支援も必要であろうと。それから若者交流と活動の推進、若者が何かしたいなと思っても、やれる場所がない。若者が集い交流できる場が欲しいというふうに若者も訴えています。それから、若者のアイデアをいろいろなところで取り入れてほしい、これも若者からの意見としてそういったことがあります。そういったのを生かされる場というのがなかなかないわけなんです。これは、スポーツを通じてそういったところを情報発信する、そういう場をつくるのも一つありかなと思います。

それから、文化的なものでいうと、岬町でもそうですけれども、あいている公民館、2階か3階かが体育館か何かになっていましたか、バスケットのゴールがあります。そこでバスケットボールを貸してあげてバスケットをする、そこに若者が集まっているとか、1階は音楽を何を弾いてもいいというような、そういった場所があるわけなので、そこへは若者がどんどん集まってきます。そういったところからやっぱり行政が何か差し伸べて、こういったことをしたいんやったらそういう場をつくらうかというのがあれば一番いいなと思って、この質問をさせていただいています。

ぜひ、そういう若者の意見というか、これからはその方たちがこの世の中を担っていくわけなので、それをいかに大人がサポートするかというのを考えていっていただけたらというふうに考えています。これはもう要望ということで終わっておきますので、これで私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、新守クラブ、佐古議員の質問を終わります。

次に、日本共産党熊取町会議員団を代表して、江川議員。

13番（江川慶子君）通告に従いまして、私から日本共産党熊取町会議員団を代表しまして主要施策の成果、決算に関する会派代表質問を行います。

まず、1つ目は第3次行革アクションプログラムについて質問いたします。

無駄をなくし、住民の暮らし、福祉の充実をモットーに考えておりますが、平成28年度決算については特別な年であり、歳入では町税、利子割交付金や配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金等が減額し、経常収支比率が99.9%と大変厳しい年でありました。今後も同じようにこのような財政が続くと計画されたのが行革アクションプログラムであります。平成28年度決算をもとに、同じ状況が平成29年からも続くと考えられてつくられた計画です。

平成29年度決算では、財政の硬直化をはかる経常収支比率が95.8%に改善されています。資料に熊取町第3次行革財政構造改革プラン、取り組み前と後の収支推計を用意しましたが、取り組み前の数字が決算と大きく改善されております。アクションプログラム、一度見直すべきではないでしょうか、いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、第3次行革アクションプログラムについてのご質問に関しご答弁いたします。

平成29年度の一般会計の決算は、ご質問いただきましたとおり、28年度決算と比べ収支が改善いたしました。その要因は、歳入面では町税、各種税の交付金、地方交付税交付金等の経常一般財源が大きく増加したことや、歳出面で人件費や扶助費といった義務的経費が増加したものの、公債費や投資的経費の減少が増加分を上回ったことにより、歳出決算額全体としましては28年度と比べ1.1%減少したことによるものでございます。加えて申し上げますと、第3次行革に位置づけた起債の活用や公債費の削減等の取り組みを前倒し実施した影響もでございます。

第3次行革が28年度決算を基礎としているのは議員ご指摘のとおりでございますが、28年度決算は第3次行革作成時の直近決算であることから、向こう5年間の財政見通しを作成する基礎とすることについては一定の合理性があるものと考えております。

第3次行革が目指すものは、収支が均衡し、基金繰入れに依存しない持続可能な行財政運営であります。第3次行革では、アクションプログラムに位置づけた取り組み項目だけでは取り組みが不十分なきを想定し、取り組みを随時追加するなど進行管理上の修正規定を設けておりますが、アクションプログラム自体が本年3月に策定して半年も経過していないこと、依存財源の比率が大きい本町の財政構造や老朽化する公共施設の維持管理、さらに人口減少、少子高齢化社会への対応など地方財政を取り巻く状況が今後も厳しさを増すことが予測される現状におきましては、29年度1年だけの決算状況を捉えて第3次アクションプログラムをこのタイミングで見直すことは現在考えておりませんので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁いたします。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）まだ3月に策定したばかりだから、ここで見直す必要は今では考えられないというような答弁だったと思います。タウンミーティングだとかいろんなところへ行って熊取町の財政を聞いてきた方々は、熊取町は財政が厳しいんやなと、これからいろんなことを協力していかなあかな、我慢せなあかなというようなこともいっぱいお話で出てきています。第4次の総合計画では、熊取町に「住みたい 住んでよかった ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち」という言葉でこれからのまちづくりが進められていくわけですが、公的責任を保ちながら住民サービスをよくしていく取り組みというのは、やはり守るところは守り、進めていくところは進めていかなければいけないと思うんです。無駄はなくし住民の暮らしと福祉の充実という点で、このアクションプログラムの中には町民会館、公民館、図書館の指定管理者導入が含まれていますよね。こういったものは、同じ業務を淡々と貸し館的にやるだけではなくて、住民とのつながりの中で行事をつくり、人間関係もつくりながらそういう文化をつくり上げていく窓口なんです。そういった部分では、やはりここも今検討段階なんで、これは導入していかないように望んでいるわけですが、あと保育所の民営化、この後にまた保育所の分は質問を入れております。3者選定で今回は見送るみたいな形だったんですが、その点についても後ほどの質問で聞きたいなと思っております。

就学援助費の見直しについてもこの後の質問で聞きますが、そのほかにもごみ袋の値上げだとか金婚式の廃止、ことしでもうなくなるんですよ。それから窓口業務の委託など、そういったものが含まれています。それは、あくまでもアクションプログラムの中に入っているから必ずするものではないということは理解しています。今、財政の状況を見てこれから判断して、最終的な結果はこれから出るということなんです。それを理解しておりますが、ぜひとも、無駄をなくしながら住民の暮らし、福祉の部分を守るという方向で行っていただきたいなと思います。

きょう出した資料、これは3月に策定された行財政改革プランの取り組み前の収支推計を出しました。先ほど担当課からご説明がありましたが、町税、地方交付税、地方税は上がっていると、改善していると。扶助費と繰出金は上がっているけれども公債費と投資的経費が下がっているから、この辺でちょっと安定しているということなんです。下の表の基金のところ、ここの中の決算見



込みの金額というものが全体的にこの3項目にしてみたら全て改善していますね、今回の決算では、そこにふるさと応援基金が入っているということで、基金残高もここに書いていないのも含めば39億4,786万3,000円あると。平成29年度の今回の行政報告の中で熊取町の財政健全化判断比率というのが出されまして、監査委員の報告からも特に指摘すべき事項はないと。公的責任を民間に任せたり、財政難をあおって住民の負担増を課していくような状況ではないと思いますので、ぜひその辺も慎重に検討していただきたいなと思います。その点いかがですか。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）今の「あおって」という言葉については異論を唱えたいと思います。現状報告をさせていただいている中で、将来的な予測をすれば、熊取町の人口減少が避けられない中で財政状況は厳しくなりますよと、これでもって住民の皆さんをあおっているという言葉についてはいささか抵抗感を覚えますので、その辺は異議を唱えたいと思います。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）こういった財政状況の中で、町長としてはこれからの将来のことも考えて財政難をそれはあおっているんじゃないということを申しているんですね。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）そのとおりです。今の現状、将来予測を考えていただきたいという、そういう皆さん方への今の考え方を理解していただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。各担当課でいろんな住民サービスについてはどのようにするかということも含めて、あわせて考えていただきたいなと思います。

それでは、2つ目の質問に入ります。

2つ目には、先ほどのアクションプログラムにもかかわるんですが、就学援助制度についてお聞きします。

来年度から認定所得基準の見直しにより、制度を受けられる子育て世帯の対象が減ることになりますが、現在のまま認定所得基準を維持できないでしょうか。これは前にも質問していることなんですが、ご回答をお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）就学援助制度の認定基準の見直しに関するご質問につきまして答弁いたします。

本件につきましては、本年5月に30年度における同制度の取り扱いに関し事前に各議員にご通知申し上げましたほか、6月定例会では、江川議員の一般質問の機会に説明させていただくとともに関係資料の配付を行うなど、ご理解、ご協力をお願いしてきたところでございます。

ご承知のとおり、就学援助制度につきましては、第3次行財政構造改革プランに基づき、平成30年度から認定基準を見直す内容での予算案を上程し、3月定例会においてご可決賜ったところでございます。しかしながら同時に、平成31年4月に入学予定の児童・生徒に対して30年度内に支給する新入学用品費以外の就学援助費の支給を従来の認定基準により行うことや、6月定例会で関連経費を補正予算措置することなどを柱とする内容の附帯決議が、江川議員を含め町議会の総意として採択されたところでございます。

本町といたしましては、附帯決議の内容を重く受けとめ、認定基準の見直し時期を平成31年3月に支給を予定する新入学用品費の認定分からまで延長することとし、これに伴う予算は6月定例会の補正予算として議決いただいたところでございます。

就学援助制度の本来の目的は、学校教育法第19条に規定されているように、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対する支援であります。本町では、この趣旨に沿って、本町の現下の財政状況や近隣市町の状況等も勘案し慎重に検討した結果として今回の認定基準の見直しを行うものであり、予定どおり進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、住民の皆様にご理解を賜りながら実施してまいりたいと存じますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）これ、とても残念なことだとか、とても悲しいことだとかと議員団は思っております。「ほほえみ 子育て 熊取町！」ということで、子育て支援をとても重視してきた熊取町の魅力が近隣と同じようになってしまうということは、魅力がなくなってしまうということですよね。こういうことを考えると、やはりこれはとても残念としか言いようがありません。

文部科学省の資料から見ますと、要保護者に対しては生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、準要保護者については市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者、認定基準は各市町村が規定するというものであります。各市町村が規定するものを今回の行革で削減、対象者を減らすということであるので、これを受けられない児童がふえるということでありますよね。要保護者にかかわる支援として、ここには補助の概要だとか補助対象費目、国庫補助費、補助率、国庫補助対象、平成29年度の予算額では新入学児童・生徒学用品等の単価引き上げ、これはすぐに熊取町は対応してくれましたね。これはすばらしいなと思えました。それから、29年度から3月支給の実現もしていただいたと。これも私、熊取町のすばらしいところだと思います。とても評価しています。ただ、31年度から対象者を減らすということは、やはりまだ納得できません。

文部科学省が出している文書の中には、生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないように、平成25年度当初に要保護者として就学援助を受けていた者等については、生活扶助基準の見直し以降も引き続き国による補助の対象、平成29年度以降についても適切に対応と書かれています。

それから、子どもの貧困対策に関する大綱というのが平成26年8月29日の閣議決定の中で、「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して」ということで文章が書かれています。子どもの貧困に関する指標ということで、その中に就学援助制度に関する周知状況というものがありまして、毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合61.9%、これは平成25年度ですが、入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合61%、平成25年、こういう取り組みがおくれているところがあるんです。熊取町はちゃんと全児童に配布し周知しているということですが、この後、指標の改善に向けた当面の重点施策ということで、子どもの貧困対策に関する当面の重点施策として以下の事項に取り組むこととするという中に、就学援助、就学支援の充実ということで義務教育段階の就学支援の充実ということが書かれています。

義務教育に関しては、学校教育法第19条の規定に基づき市町村が就学援助を実施している。就学援助については、国庫補助事業の実施や市町村が行う就学援助の取り組みの参考となるよう、国として就学援助の実施状況等を定期的に調査し公表するとともに、就学援助ポータルサイトを整備するなど、就学援助の適正な運用、きめ細やかな広報等の取り組みを促し、各市町村における就学援助の活用、充実を図る。さらに、義務教育段階における子どもの貧困対策として、引き続き必要な経済的支援を行うとともに、研修会の実施による子どもの貧困問題に関する教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度をつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図るというようなことで、子どもの貧困問題に関してからも就学援助の充実というものが求められています。

アクションプログラムの中では「少子高齢化の進行や人口減少社会に対応した、持続可能かつ、身の丈に合った行財政運営を実現していくことを目指して、住民・議会・行政が一丸となって行革を断行してまいります」と書かれているんですが、就学援助をもっと慎重に、熊取町のよさが薄れるのではないかと。藤原町長の時代にこれを縮小する、ハードルを高くして受けられなくなるという

ようなことはいかがなものかと思っております。再度ご答弁をお願いしたいんです。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）るるご指摘いただきましてありがとうございます。

議員の本件に関する熱い思い、使命感は十分に私自身感じ取っておるところでございます。しかしながら、先ほどの行革の1点目のご質問のところでも、あるいは議員みずからおっしゃられましたように、熊取町のまちづくりが身の丈に合った持続可能な形で進めていく必要があること、あるいは教育分野に関してでも、例えばエアコンであったり今、校務用パソコンの充実であったりとか、かなりそれ以外の教育分野での需要が高まりつつあるところがございます、やはり一定の判断をしまる必要があると。そういったことで今回、答弁の中で方針としてはこのまま議員にも可決に賛同いただいたような形で、基本的には附帯決議を遵守する形で進めさせていただいております。

ただ、見直し後も、前回繰り返し申し上げていますように、やはり近隣でも熊取町としては高い水準でおすることは事実です。率のみで申し上げましたら、多くは旧基準であればそのまま1.0倍であったり新基準であれば1.1倍とかが多い中で、本町は新基準1.3倍まで上げた形で、高い基準をできるだけ堅持していこうという強い思いがあるところはぜひともご理解いただきたいところでございます。

いずれにいたしましても、進めていく中で住民の皆様への周知、先ほど来、ポータルサイト等々までは難しいかなと思っておりますけれども、ただ、十分に広報等にはホームページであったりチラシであったりとか、そういった形でご理解賜るように努めてまいる所存でございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）なかなか理解はできないんですが、子どもたちのために、いい制度は残すという立場で検討してもらいたいなど。もう決まったことではありますが、検討していただきたいなと思います。

それから、就学援助制度は年度途中でも窓口、受け付けてくれるんですよね。そのことも、最初の学校で配られた分には締め切り日が書かれていましたが、年度途中からでも申し込みできるんだと、そういうことも周知をお願いしたいなと思います。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）理解いたしました。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

それでは、3つ目の町職員の障がい者雇用についてお伺いします。

国が障がい者雇用について数を水増ししていたニュースが報道されていましたが、熊取町の状況はいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、国が障がい者雇用について水増ししていたニュースが報道されている。熊取町の状況はという質問についてご答弁いたします。

現在、国が示す障がい者の法定雇用率は、民間企業は2.2%、国や地方公共団体は2.5%とされております。本町においては、従前より法定雇用率は達成してございまして、平成30年6月1日現在における障がい者雇用率においても4.14%となっているところでございます。

また、障がい者の人数においては、全て障がい者手帳等による確認を行った上で集計しており、水増しということは一切ございませんので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。企業には、障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の

提供義務についてとして厚生労働大臣から事業主に対し助言、指導または勧告を実施とありますが、今回の官公庁の水増しについてはあってはならないことです。町はきちんと対応しているということで安心しました。

働きやすい環境づくりには引き続き努力されたいと思いますが、今現在4.14%ということですが、新しい枠の募集というのは今現在どのようになっているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）現時点のところ、とりあえずその枠というのは考えてございません。ただ、雇用率云々にかかわらず、本町としても今後も障がい者の方の雇用の安定と社会参加の促進ということの視点に立ちまして、法に基づいた雇用を基本に継続していくという所存でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。ことし4月1日に引き上げられたばかりで、国と地方自治体は2.3%から2.5%に、民間企業は2.0%から2.2%になりました。熊取町は平成30年1月1日で4.14%ということで、高水準を保っているんだなということを理解しました。憲法第27条第1項は、障がい者を含む全ての国民に働く権利があり、働く意思と能力を持つ人が働く機会を得られるよう対策を講じることを国に義務づけています。障がい者の場合、働く機会を得にくいのが現状です。そこで、障がい者の働く権利を守り、働く機会を広げる制度として、国は法定雇用率の仕組みを設けています。水増し問題は、この仕組みで国や地方自治体が障がい者の働く権利を侵してきた重大な問題であります。

差別の具体的な例というところの中で、賃金を引き下げること、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用などで、障がい者であることを理由として不当な差別的取り扱いを行うことは禁止されているんですが、賃金を引き下げること、低い賃金を設定すること、昇級をさせないこと、研修や現場実習を受けさせないこと、食堂や休憩室の利用を認めないなど例が出ているんです。その辺はいかがですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）今、議員がおっしゃられたことは一切ございません。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）一切ないということですね。もう少し具体的に答弁いただけたらありがたいんですが。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）賃金面についても、いわゆる1級から7級までということで国と同じ給料表を使ってございますが、障がい者の方についても同じ給料表でございますし、職についても、職の内容というのは、やはり身体障がいの中身については一定区別といたしますか、そういう区分けは若干ございますけれども、賃金体制も全く同じでございますので、よろしく申し上げます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。障がいを持っているところでは一定配慮が要りますので、周りもやはり温かい目で配慮をして、障がいを乗り越えて仕事ができるような環境づくりというのをぜひともしていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

それでは、4つ目の国民健康保険についてお伺いします。よろしく申し上げます。

町事業としては、平成29年度は最後の国民健康保険事業となりました。国保料の引き下げを今回行いながら黒字決算となりましたね。評価はいかがですか。それから、統一化後の相談内容と問い合わせ件数、対応をお伺いします。また、子どもの保険証について現在の取り扱いと状況を確認させていただきます。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、国民健康保険についてのご質問にご答弁申し上げます。

まず、国民健康保険の平成29年度決算についてでございます。

今回の黒字決算の主な要因をごく簡単に申し上げますと、歳入では本町で予測できない全国の医療保険を集計して交付される前期高齢者交付金の2年後の精算が大きく伸びたことなどにより、保険料率の引き下げや被保険者数の減少などにより保険料収入が大きく減少したものの、歳入総額では対前年度比2.1%の減にとどまったことに対しまして、歳出でも同様に、制度改正等により被保険者数が約5%、525人の減少となったことを受けまして医療費が約3%減少したこと、また、赤字補填である前年度繰上充用金がなくなったことなどにより、歳出総額で3.4%の減少となり、歳入の減少を上回り、結果、今回黒字額となったものでございます。

また、熊取町国保の平成29年度決算のまとめにつきましては、決算審査意見書15ページにもありますように、保険料率の引き下げを実施し、被保険者数も減少したにもかかわらず、実質収支が1億4,139万9,000円の黒字となったことは評価できると、こういったご意見をいただいております、本町国保の地道ないわゆる健全経営をご評価いただけたものと考えております。

平成30年4月より都道府県化が実施され、国民健康保険の財政運営の責任主体は都道府県となっておりますが、個別の賦課徴収は引き続き市町村の役割であり、今後も持続可能な制度の構築を目指し、今までと同様健全運営に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

続きまして、統一化後の相談内容と問い合わせ件数についてでございますが、ご心配いただいた国民健康保険の都道府県化は、ご承知のとおり、被保険者の方々には大きな影響が及ばないように十分配慮させていただいております。直接的な制度上の影響は仮算定の廃止などに限られ、また、その内容変更につきましても事前に可能な限り丁寧に周知をさせていただいております。

その結果、新制度が開始され最初となる本算定保険料決定通知の発送後約2週間でのご相談・問い合わせ件数は130件となっております、1日10件程度ということで、例年の保険料決定通知発送後のお問い合わせの状況と変わりなく、また、それ以降は特にお問い合わせをいただいております。このように、国保の都道府県化初年度を無事に迎えることができているものというふうと考えております。

それから、最後のご質問ですが、子どもの保険証についてでございます。

子どもの被保険者証につきましては、国民健康保険法第9条に高校生世代以下の被保険者には6カ月以上の有効期限とすることが定められており、本町の対応としては、被保険者証更新時における短期証世帯、資格証世帯においても該当高校生世代以下の被保険者の被保険者証の有効期限を6カ月として更新を行っております。また、窓口で更新の手続のない世帯につきましては、被保険者証を簡易書留郵便で郵送し、本証世帯と変わらず医療を受けていただけるよう対応しております。

今後におきましても、適正に被保険者証の更新を行うよう努めてまいります。ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。国保料については、今回は29年度が最終年度として、28年度がちょっと大きな保険料の値上げがあったので赤字もなく、それで繰り越しができたということですね。その分でもた30年度に移行して激変緩和措置に使っているということなんですが、相談件数も日常と同じぐらいであった。今回、仮算定がないということで、保険料の請求が来ないものやから使い込んで、置いておかなあかんねやけれどもちょっと使ってしまったと、ほかのことで。仮算定がない中で今、本算定が10カ月の中で計算されたものは、去年のものに比べたら1カ月ごとに払う料金が低いということで、支払えなくなる世帯が出てくるのではないかなとちょっと危惧を感じているんです。そういった状態はまだ始まった当初なんで出ていないかと思われませんが、それによる納付のおくれだとかいうことがあればきちんと相談をしていただきたいと思います。その辺はいかがですか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）今ご指摘のとおり、12回で分割というか終わっておったものを10回という形で、仮算定を廃止するというにさせていただきます。この制度の改正がかなり影響があるかということ、実は29年7月、本算定の通知を送らせていただく際にも同封させていただき、また29年10月の保険証の更新の際にも、このように制度改正がなされます、そして30年度4月頭にも仮算定の制度がなくなります、4月、5月は徴収はストップします、また6月から本算定で10カ月のお支払いになりますというご案内を同時にさせていただいております。かなり前から、こういった制度改正がありますのでご注意を願いたいということをご案内させていただいた、こういったこともございまして、窓口でのそういった、確かに問い合わせはございますけれども、混乱は全くないというような状況でございます。

また、どうしてもというような場合につきましては、納付に関しましてはこの件に限らずご相談に随時乗らせていただいておりますので、もし何かございましたら窓口のほうにご相談にお伺いいただければ相談させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。よろしくお願ひしたいなと思ひます。

賦課徴収は町の事業として仕事として残っているんで、これから滞納者に対する徴収だとか差し押さえとか、そういったことも含めた部分もあろうかと思ひます。その点については、また時間を経過して質問を再度させていただきたいなと思ひます。生活を苦しめるようなそういったものはやめるべきだということとずっとお話ししてはいますが、相談を充実していただきますようよろしくお願ひしておきます。

子どもの保険証については、高校生も含めて全員、親の事情で保険料が払えないところに対して子どもたちには保険証を窓口に来られない方は郵送できちんと送っているということですね。わかりました。ありがとうございます。この財源はどういうことになっていきますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）財源と申しますのは、これはもう皆さん保険料でカバーということになります。国民健康保険財政の中でそれらを全て集計して、それでもって歳入歳出を合わせるということになります。特にこれに対しての財源というのは、別途措置されるものではございません。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

それでは、次の質問に入ります。

5つ目です。保育と保育料無償化についてお伺ひします。

子育て環境についてお聞きするんですが、町立保育所4カ所は0歳児からの保育や保育時間など統一されて拡充されました。来年10月からは保育料の無償化が政府により閣議決定されています。これから新年度の募集が始まりますが、どのように保育料の無償化を進めていくのでしょうか。まずそこをお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）それでは、保育と保育料無償化につきましてのご質問にご答弁申し上げます。

まず、新年度の募集の進め方についてでございますけれども、例年、11月中旬に入所申し込み書類を配布し、12月上旬の受け付け期間にお申し込みいただいております。その後、申し込み書類をもとに審査した上で、各保育所等の施設規模や保育士人数を踏まえ、必要に応じて入所先の調整を行っているところであり、新年度募集につきましても従来どおりのスケジュールで準備を進めていく予定でございます。

また、来年4月からフレンド幼稚園が認定こども園に移行する予定であることから、保育認定児

童、いわゆる2号及び3号認定児童の入所受け付けなどの事務につきましては町が主体的に実施することになりますので、これらの対応等につきまして現在、フレンド幼稚園と調整を行っているところでございます。

なお、来年10月に保育料の無償化が実施される予定であり、保育需要がさらに増加することも考えられるところでございますけれども、本町におきましては、入所の申し込み状況やフレンド幼稚園での受け入れ状況などを踏まえ、入所希望児童の受け入れが可能となるよう保育士の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員の会派代表質問の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。江川議員。

13番（江川慶子君）11月中旬申し込みで新年度に向けて作業というか、募集の事務をされるということなのですが、具体的に無償化について話というのは、今回の募集については行わないということでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）議員も申し上げられていましたとおり、我々としても今、情報といたしましては、もう既に議員ご承知のことかと思えます。無償化の対象範囲といたしましては3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化ということがまず1点、あと0歳から2歳につきましても当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めるということとなっております。当然、これ地方消費税の10%増税に合わせてということが言われてございますので、まだ若干その辺も流動的な部分もあるのかなという気もしますので、現時点の募集におきましてはそういったことは一切盛り込まずに、先ほど答弁申しました従来どおりのスケジュールで進めていきたいというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。とても若いお母さんたちにとっては関心事であるんですね、本当になるのかなというところで。それで、子どもは幼児教育・保育の無償化は全ての子どもを対象に実施し、規制緩和せずに公平な税制による財源確保で行うように求めています。

政府が閣議決定した新しい政策パッケージで打ち出した幼児教育の無償化などについて、子どもの発達権を保障する観点で欠落して、消費税10%への引き上げによる財源の活用については税の応能負担の原則に反すると思っています。その上で、無償化は子どもの権利を保障する観点で全ての子どもたちを対象に行うこと、無償化の財源は、消費税増税ではなく公平な税制で確保、そして無償化による保育需要増加には、無償化になるとふえますので、需要が。保育需要増加には、規制緩和ではなく認可保育所の増設で対応、そして保育労働者の賃金、労働環境の改善を求めています。

ご存じだと思いますが、田尻町が前倒しで今、保育料の無償化を行っておりますよね。保護者にとっては本当に関心が高まっているんですが、田尻町が先行してやっているという部分も含めて、熊取町の対応というのは、今回も同じような状況で募集して、特にしないということなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）幼児教育無償化につきましては、ご存じのとおり、先ほど議員もおっしゃられましたように平成26年度以降段階的に進められてきたところでございます。そういった中で、例えば非課税世帯であれば第2子以降が無償化とされているとか、そういったところが段階的に拡充されてきたと。今までも、そういった国の制度改正を含め、子どもは保育料につきましては大体8月、9月、この時期に各保護者の皆様にこういった制度改正が行われたということで通知を行って、新たに9月分の保育料に反映させてきたという経過がございます。そういったことも含めて、今回ももう少し詳細がわかれば、必要に応じて保護者の皆様にご案内させていただきたいというふうに考えているところでございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。対応についてこれからいろいろ考えていかなければいけないことがたくさんあるなど感じています。無償化自体は国の流れで行われるものでありますし、国際的に見れば当然進めていかなければならない事業だということなのですが、無償化が実施されればさらに保育需要がふえて、このままでは待機児童がもっとふえることとなります。そこを政府は施設整備と保育士不足解消という2つの課題を解決する道筋を示していただかないと、これはうまくいかなないと私も思っているところです。

それでは、次の現在の待機児童の状況をお伺いします。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）そうしましたら、次に待機児童の状況につきましてご答弁申し上げます。

待機児童の状況につきましては、年度当初では待機児童は発生しておりませんでした。9月1日時点での状況で申し上げますと1歳児で5人が待機という状況でございました。10月1日の入所の時点では待機児童はゼロとなる見込みでございます。

待機児童が発生する要因といたしましては、入所希望児童数が年々増加している状況に加え、年度途中の入所希望児童の年齢につきましては、0歳児から2歳児といった低年齢児が占める割合が高く、国基準では低年齢児ほど保育士の配置基準が厳しく設定されていることから、保育士、とりわけクラス担当として長時間ご勤務いただける方の確保が非常に困難な状況となっているためでございます。そのため、本町といたしましては、待機児童の早期の削減に向け、継続して保育士の確保に努めているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。決算のときには5名と聞いて驚いたんですが、対応されてゼロになる見込みだということですね。ありがとうございます。

やはり年度途中で保育を希望する方がふえるわけですよ。それが0歳から2歳の低年齢の方で、できればお兄ちゃんとお姉ちゃんと一緒に保育所に入れたいということで待機児童が生まれるわけなんです。小さい子どもは家庭的保育に値するような需要だと思うんです。そういう部分では、臨時的に家庭的保育を責任を持って町がするというのも、必要なときに開設するみたいな形で準備するというのも一つ、いい方法ではないかなと思うんです。それはそのように思うんで、一度検討していただければと思います。

それから、西保育所について民間委託について、引き出しの中にも入っていたんですが、進捗状況について通告しておりますので、答弁をお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）それでは、町立西保育所の民営化に向けた進捗状況についてご答弁申し上げます。

進捗状況についてでございますけれども、7月26日から8月8日までの申し込み受け付け期間において3法人からの申し込みがあり、町立保育所民営化移管先事業者選定委員会におきまして9月17日に各法人から提出された書類やプレゼンテーションの実施に基づく審査を行い、移管先事業者としての基準を満たす法人につきましては、先日、議員各位にお知らせさせていただきましたとおり、該当なしという結果に至ったところでございます。

なお、今後の対応につきましては現在検討を行っているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。法人名A、B、Cということで書かれているんですが、500点には至らなかったということです。この法人名というのは教えていただけますか。



議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）法人名につきましては、本町の情報公開条例に基づきまして、やはり公開することによりまして法人の正当な利益を侵害するおそれがあるということで非公開という形をとらせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）非公開ということなんですね、わかりました。

今後については検討するという事しか今は答えようがないんでしょうか。今後子どもたちがどうなるのか、親御さんたちも心配だと思いますし、このまま西保育所でいくのか、1年待ってまた募集するのか、保護者の説明はどうされるのか、とても気になる場所なんです。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）議員ご指摘のとおり、まず先週、同じく議員各位のお知らせと同時に西保育所保護者の皆様方につきましても、書面ではありますけれども、今回の結果につきましても取り急ぎ結果だけはお知らせさせていただいたところでございます。今後につきましても、検討中だという内容になってございます。

ただ、おっしゃるように、今まで私ども再々申し上げてきたとおり、やはり民営化につきましても慎重、また保護者の方々への丁寧な対応を心がけながら進めていくということをお願いしてまいりましたので、今後につきましてもこの点を十分認識しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

また、保護者の皆様には、先ほどご答弁申し上げましたけれども、次年度の保育所の入所案内、そのタイミングまでにはある程度、説明会になるのかどうなるかわかりませんが、方向性というのはお示ししたいというふうには現在の時点では考えているところでございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）今回の選定結果というのは、どこでもいいということではなく、きちんと選定委員による評価で判断されたということは、守るところは守って取り組んでいるということがよくわかりました。できれば、これから無償化に向かっていくとするならば、もっと保育需要がふえてまいります。そういうことも含めて、西保育所は今のままで、現状で維持していただきたいということをお願いいたします。

以上で、日本共産党熊取町会議員団の会派代表質問といたします。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、日本共産党熊取町会議員団、江川議員の質問を終わります。

これをもちまして、会派代表質問を終わります。

---

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

それでは、本日はこれにて延会いたします。

---

（「17時07分」延会）

---

9 月熊取町議会定例会（第 4 号）

## 平成30年9月定例会会議録（第4号）

月 日 平成30年9月27日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	南 和仁
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	東野 秀毅
企 画 部 理 事	北川 裕一	兼 財 政 課 長	
総 務 部 理 事	阪上 章	総 務 部 長	林 利秀
住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔	住 民 部 長	藤原 伸彦
健 康 福 祉 部 長	小山 高宏	住 民 部 理 事	田中 耕二
健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
都 市 整 備 部 長	泉谷 徹	健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義
都 市 整 備 部 理 事	大西 宏	兼 子 育 て 支 援 課 長	
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	都 市 整 備 部 理 事	阪上 敦司
教 育 委 員 会 事 務 局	吉田 茂昭	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
統 括 理 事		教 育 次 長	貝口 良夫
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	野津 恵	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	林 栄津子

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第55号 手数料条例の一部を改正する条例  
議案第56号 税条例等の一部を改正する条例  
議案第60号 工事請負契約の締結について（向田橋橋梁修繕工事）  
議案第61号 町立小・中学校の校務用パソコンの購入について  
議案第63号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第6号）  
議案第57号 印鑑登録条例の一部を改正する条例  
議案第58号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
議案第64号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第65号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第66号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第67号 平成29年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第68号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第69号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第70号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第71号 平成29年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第72号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第73号 平成29年度熊取町水道事業会計決算認定について  
一 般 質 問

追加付議議案

- 議案第74号 災害見舞金等支給条例  
議案第75号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第7号）  
議員提出議案第5号 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書  
議員提出議案第6号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書  
議員提出議案第7号 地方消費者行政に対する財政支援の継続・強化を求める意見書  
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について

---

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年9月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

なお、説明や答弁等の終わられた皆様は会議の途中でも退出していただいて結構ですので、申し添えておきます。

---

（「10時00分」開会）

---

議長（坂上巳生男君）それでは、本日の日程に入ります。

日程第2 議案第55号 手数料条例の一部を改正する条例の件、日程第3 議案第56号 税条例等の一部を改正する条例の件、日程第4 議案第60号 工事請負契約の締結について（向田橋橋梁修繕工事）の件、日程第5 議案第61号 町立小・中学校の校務用パソコンの購入についての件及び日程第6 議案第63号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の件、以上5件を一括議題といたします。

本件は、9月6日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。佐古総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（佐古員規君）それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る9月6日の本会議において本委員会に付託されました議案5件の審査を行うため、9月12日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席のもとに総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第55号 手数料条例の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号 税条例等の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号 工事請負契約の締結について（向田橋橋梁修繕工事）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号 町立小・中学校の校務用パソコンの購入についての件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第55号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第55号 手数料条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議案第56号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第56号 税条例等の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議案第60号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第60号 工事請負契約の締結について（向田橋橋梁修繕工事）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議案第61号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第61号 町立小・中学校の校務用パソコンの購入についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議案第63号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これ

にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第63号 平成30年度熊取町一般会計補正予算(第6号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(坂上巳生男君)次に、日程第7 議案第57号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第58号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第64号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件、日程第10 議案第65号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件及び日程第11 議案第66号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件、以上5件を一括議題といたします。

本5件は、9月6日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。事業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。阪口事業厚生常任委員会委員長。事業厚生常任委員会委員長(阪口 均君)それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る9月6日の本会議において本委員会に付託されました議案5件の審査を行うため、9月11日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもと、事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第57号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長(坂上巳生男君)以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第57号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第57号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(坂上巳生男君)次に、議案第58号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第58号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(坂上巳生男君)次に、議案第64号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第64号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(坂上巳生男君)次に、議案第65号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第65号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(坂上巳生男君)次に、議案第66号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第66号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第12 議案第67号 平成29年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第13 議案第68号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第14 議案第69号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第15 議案第70号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第16 議案第71号 平成29年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第17 議案第72号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第18 議案第73号 平成29年度熊取町水道事業会計決算認定についての件、以上7件を一括議題といたします。

本7件は、9月6日の本会議で決算審査特別委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。本7件に関し、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。坂上昌史決算審査特別委員会委員長。

決算審査特別委員会委員長（坂上昌史君）それでは、決算審査特別委員会報告をいたします。

去る9月6日の本会議において本委員会に付託されました議案第67号 平成29年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件ほか6件の審査を行うため、9月14日及び20日の2日間にわたり、町長ほか関係職員の出席を求め、決算審査特別委員会を開催いたしました。

その審査の中で出された意見、要望及び審査の結果について報告いたします。

まず、議案第67号 平成29年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、歳入、歳出を総務文教常任委員会及び事業厚生常任委員会の所管事項におおよそ区分し、それぞれ2班ずつ、計4班に分けて審査を行いました。

その審査においては、活発な質疑応答があり、質疑終了後に出された意見・要望を申し上げます。

まず、日本共産党熊取町会議員団代表からは、1、「行革アクションプログラム」の見直しについて、西保育所の民営化、可燃ごみ袋の値上げ、就学援助の認定所得基準の引き下げ等、行政の責任を明確にし、住民に負担をかける財源確保はやめるべき。

2、「職員関係」について、平成30年度は行革アクションプログラムの前倒しで正職員7名が削減されている。職員の業務実態を把握し、一部に過重負担にならないよう配慮すること。大規模災害に備え、技術職などをふやし、職員体制を充実させること。

3、「収納関係」について、徴収向上は必要ではあるが、滞納に至った経過を調査し、差し押さえで生活困窮に陥らないよう配慮されたい。

4、「学校教育」について、小・中学校のトイレの洋式化を進められたい。また介助員の減少が気になる。必要な児童には介助員を配置すること。行革による削減はしないこと。

5、学童保育の大規模化に対応した施設整備、指導員の待遇改善を求める。

6、ごみの不法投棄対策を強め、小型不燃ごみの定期収集を実現されたい。

7、安全第一の道路整備、交差点改良、歩道確保に努め、路面標示など交通安全施設の適正管理に努められたい。台風によるミラー等交通安全施設の早期復旧に努められたい。

8、大規模災害に備え、防災訓練は住民の参加型で行うよう工夫し強められたい。今回の台風21号への教訓を今後生かすよう取り組まれたい。

9、地元業者の育成と定住促進を進めるリフォーム助成の復活を求める。

次に、熊取公明党代表からは、1、徹底した自主財源の確保について、一般会計歳入の約3分の1を占めている町税は自主財源の柱。さらなる転入促進策の検討、転入増に取り組まれたい。また、広告収入、観光プロモーション事業やにぎわい創出につながるイベントの開催、イベント時の熊取町の魅力の発信等、あらゆる施策の拡充による収入増に積極的に取り組まれたい。

2、安全・安心で良好な教育環境づくりとして、避難所となる学校の洋式トイレの設備など、国の補助金などを積極的に活用し、整備を図られたい。

3、児童福祉の充実について、子育て世代包括支援センター等による、妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポート体制、産後ケアを広域でできる体制のさらなる充実。また、育児支援ヘル



パー派遣事業の導入、産後ケアを担う人材の育成等の取り組みも検討されたい。障がい児対策として5歳児健診の導入も図られたい。

4、学校教育の充実について、児童虐待やいじめを断じて許さない環境づくり、他人を思いやる環境づくりを推進し、きめ細やかな相談体制に積極的に取り組まれ、児童虐待ゼロ、いじめゼロ、不登校ゼロを目指されたい。スクールソーシャルワーカーの小・中学校全校配置も検討されたい。また、放課後の子どもの安全な居場所づくりとして、放課後学習が全ての小学校で取り組まれるように支援されたい。

5、防災・減災対策の充実について、「避難行動要支援者」への避難支援体制の整備、木造住宅の耐震化の推進、防災行政無線の適正なる管理、指定避難所となる小・中学校の自家発電設備の確保と備蓄物資に液体ミルクの導入を図られたい。また、今回の台風21号の被災を通じ、ブルーシート等の防災備品の配布については、自主防災組織と連携して取り組むなど、地域防災力の向上を積極的に進められたい。

6、健康づくりの充実について、がん検診の受診率の向上に積極的に取り組み、胃がんリスク検診の導入を図られたい。児童へのがん教育についても取り組まれたい。

7、障がい者福祉の充実について、精神障がい者の方が障がいの有無に関係なく、お互いに人格と個性と尊重し合える取り組みとして、地域での交流が展開できるよう、支援されたい。

8、町営斎場について、平成27年から故障し、現在まで修繕せず、放置していたことの危機管理がないこと。また、町長への報告もしなかったこと。そして、決算特別委員会での質問に対する虚偽の答弁をしたことは、まことに遺憾でゆゆしき問題である。今後、このようなことがないように一層の危機管理意識を持って取り組むことを強く要望する。

次に、未来代表からは、1、「主要施策成果等一覧表」の決算額の数値を事業内容ごとに分け、かつ前年数値の欄をつくってほしい。

2、「一般会計決算附属資料」にふるさと納税を説明する一表を追加してほしい。

3、委託料の契約においては縦割りではなく、各部署横断的に取り組み最高の効率を求めてもらいたい。

4、ひまわりバスは利用者の利便性に配慮し、ますます利用者がふえるよう努めてもらいたい。

5、くまとりロードレースは参加者が減少傾向にあるが、町が主導権を持つてはっきりした方向性を示すようにしてもらいたい。

6、学童保育所児童の熱中症対策として、エアコンの買い換え等整備をしてもらいたい。

7、永楽ゆめの森公園の来園者増に向けた対策をしっかりと検討してもらいたい。

8、シニア世代の健康増進、雇用の推進等生きがいづくり施策にも注力してもらいたい。

9、熊取図書館の利用者増に向けた対策として、カフェの導入を推進してもらいたい。

10、町内事業者の活性化を促進するための取り組みを検討してもらいたい。

11、学校教育について、目標と成果を数値であらわしてもらいたい。

次に、新政クラブ・新守クラブ代表からは、1、「家庭教育・学校教育支援」。放課後学習及び自習室の拡充と、増員予定のスクールソーシャルワーカーの効率的な配置の工夫や、スマホやSNSに関するさまざまな問題への指導対応強化。部活動支援として外部指導員など積極活用の拡充。次期学習指導要領実施に向けた人員及び研修会等の充実など、引き続き「教育のまち・熊取町」の確立を目指す。

2、「スポーツ推進」。熊取町の恵まれたスポーツ環境から、子どもの体力の底上げや将来のアスリート創出、高齢者の介護予防、スポーツツーリズムの視点で地域活性化などを目的として、大阪体育大学初め各大学や各種団体、機関との連携をより密にし、合宿施設誘致や国際規格に沿った施設導入等、思い切った施策の実施。

3、「スポーツ」を核とした首長部局での「仮称：スポーツ健康推進室」の新設による業務の統合化の検討を。また、スポーツ推進大使の新設検討をお願いします。

4、「防災対策」。自主防災組織の情報共有、意見交換の場として協議会の拡充支援と、避難所へのWi-Fi設置とバリアフリーのトイレの配置をお願いしたい。

5、「ベンチャー企業誘致」。空き家バンクを有効に活用した、サテライトオフィスの設置によるベンチャー企業等の誘致支援の充実をお願いしたい。

6、「ホテル誘致に伴い駅前活性化推進」。ホテル誘致に伴い、飲食店等開業支援など駅前活性化に特化した支援の充実をお願いしたい。

次に、熊愛の会代表からは、1、平成29年度の町税徴収に関して、町税徴収率は28年度と比べ0.6ポイント増加し、滞納繰越分は前年度より12.6ポイント増加したことは、納付コールセンターやコンビニエンスストア収納の活用、訪問催促や早期に財産調査着手と積極的な滞納処分の執行、並びに大阪府域地方税徴収機構への参加など税務担当課の多大な努力のたまものであり、大きな称賛に値するものである。

2、転入促進策の成果でもある納税義務者の増加や家屋の課税軽減措置完了による固定資産税の増加などにより町税が28年度に比べ2.2ポイント増加したことも非常にすばらしい成果であると評価できる。

3、このように多くの町民の方が真面目に納税されているのに反して、平成26年12月に最高裁判決で確定した談合損害賠償金は、23の業者に対して約3億7,500万円、個人2名に対して9,000万円が認定されているが、29年度末で納付済み損害賠償金は約半分の1億9,000万円しか納入されていない。個人2名は損害賠償金を全く納付していない。納付意思のない10の業者と2名の個人は大きな損害を熊取町に与えたままであることを大いに反省し、町民に謝罪すべきと考えるが、非常に嘆かわしい事態であることを、町職員及び町議会議員は改めて再認識する必要がある。

4、平成29年度決算において、地方交付税や臨時財政対策債が増加し、地方消費税交付金等が増加し経常収支比率が28年度より4.1ポイント低下し95.8%となったことで表面的には財政指数は改善されているが財政硬直化は否定できず、歳入や歳出において「ふるさと納税」への依存度が小さくないことから、さらなる行財政改革を進めて、無駄をなくし、より効率的に事務事業を運営し、人口減少や高齢化に対応できる町政運営組織を早急に構築していただきたい。そのためにも町職員の人件費に関してのコスト意識の強化が不可欠である。

5、熊取町は東西約4キロ、南北約7キロで地形上まさにコンパクトな町であるが、活力があり住みやすい理想的な「コンパクトシティ」を実現するために、老人福祉センターと公民館を統合して、500人収容できるホールと多くのサークルや団体が使用できる熊取町の文化・体育の中核施設を新築すべきである。それにより、汚くて少ないトイレを快適で行列をつくらなくてもいいトイレにし、立ち見やホール外での待機をすることなく演芸などを楽しめる空間を構築して、小・中学生などの文化活動も多くの人に発信でき、熊取町民が将来にわたって自慢できる施設を早急に建設・整備すべきである。

6、タピオステーションなど高齢者の健康増進が進められているが、町内各地域内での健康教室の開催や自治会や福祉の行事開催継続が必要であり、そのためにも各地域の老人憩いの家の耐震補強を早期に実現するべきである。

7、障がい者福祉の充実のため、相談窓口の充実と就労支援に関する具体的活動を計画し早期に実行していくべきである。

8、奥山雨山自然公園エリアのアンケート調査結果で、永楽ゆめの森公園利用者の4分の1が町内の人で4分の3は町外からの人たちであるが、ハイキングコース利用者は約70%が町内の人であった。景色のいい安全なハイキングコースの希望が多いことから、歩きやすいハイキングコースの整備と永楽ダム周辺を中心として紅葉や桜による熊取ブランドの自然の色彩を創出するために、長期的な植樹計画を早期にかつ広範囲に展開していただきたい。また、防災情報の確保のため、ハイキングコースの携帯電話受信不能地域の対策を進めること。

9、食品での熊取ブランド創生への道は険しいと思われるが、自立した事業として実行される方

を見つけて、実行責任者を含め事業化までの支援策を明確に示すようにしていただきたい。

10、図書館を中心とした新たなにぎわいづくりを促進するために、子育て支援世代や高齢者の来場をふやすために、図書館入り口周辺を改修し、喫茶やくつろぎスペースの新設を早期に実現していただきたい。

11、小学校及び学童保育へのエアコン設置促進は高く評価できる。学校のトイレについても洋式化率75%を早期に実現すること。

12、台風21号により熊取町内で50メートルを超える最大風速が計測され、多くの家が被災し、長期停電となった世帯も多い。この台風による災害と復旧・支援対応で多くの問題を体験し、貴重な教訓を学んだが、近い将来発生が予測される大地震に備えて、早急に整備すべき資機材の確保と復旧支援チームの編成等の早期見直しを要望する。また、防災無線放送の聞こえない地域は、もう一度詳細な調査を行い、早急に改善策を講じること。

13、台風21号で町民グラウンドの道路側のフェンスの大部分が倒壊したが、早急に応急措置を施すとともに、つばさが丘及び高田・上高田地区からの通学路の拡幅工事を早期に実現していただきたい。

14、公民館の建てかえを含め、老朽化した多くの施設の改修や建てかえについて、最も効率的で効果的な投資ができるよう、全町で技術的に高度な検討ができる専門家を含めた「ファシリティマネジメントチーム」を早急に設置し、将来計画の見直し・策定をすること。

15、ふるさと納税については、使途指定の有無、寄附金額、謝礼品額、基金繰入額、使用額を決算時に表にまとめて公表すること。

以上の意見・要望が出されました。

その後、採決いたしました結果、議案第67号 平成29年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第69号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第70号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第71号 平成29年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第72号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び議案第73号 平成29年度熊取町水道事業会計決算認定についての件、以上6件の審査を順次行った結果、質疑応答があり、その後に出された意見・要望を申し上げます。

まず、熊取公明党代表から、下水道事業特別会計については、実質収支4,812万8,000円の黒字、下水道整備は7.3ヘクタールの整備、人口普及率80.4%、水洗化率93.9%となりました。平成30年度から適用された公営企業会計の運営が滞りなく実施され、計画的かつ効率的な下水道建設事業の推進、下水道使用料の受益者負担の適正化など下水道事業の健全かつ持続可能な経営に取り組まれるよう要望する。

国民健康保険事業特別会計については、実質収支1億4,139万9,000円の黒字となりました。保険料率の引き下げを実施し、被保険者数は昨年より減少しているが、実質収支が黒字となったことは評価できる。平成30年度より本町独自で取り組む健康づくり推進奨励事業「めざせ！がっちり健康」によって、さらに特定健診の受診率が推進されることを大いに期待するものです。今後も引き続き、特定健診、特定保健指導の受診率の向上、ジェネリック医薬品の普及啓発等、医療費抑制に積極的に取り組まれます。

次に、日本共産党熊取町会議員団代表から、国民健康保険事業特別会計については、熊取町が行う国民健康保険事業は最後の年となりました。大阪府の統一化により国民健康保険事業が大きく変わりました。激変緩和措置を有効活用し保険料の値上げは行わないこと。引き続き、資格証明書、短期証の発行は極力抑え、きめ細かい納付相談をされたい。生活に影響を及ぼす差し押さえはやめられたい。均等割第3子以降の免除や、単身、低所得世帯への減免制度等、大阪府が補助制度の拡

充を行うよう働きかけを求めます。

介護保険特別会計については、国の制度改正などにより必要なサービスが受けられなくなるおそれがあります。一人一人の実情をよく聞き、高齢者が尊厳を持ちながら熊取町で住み続けられる介護事業を推進していただきたい。地域包括支援センターと連携をとり、町の公的責任で安心できる運営を維持されたい。保険料減免制度の周知に努め、利用料減免も検討されたい。

墓地事業特別会計は、指定管理者制度の移行により利便性の向上を期待するが、町としても共同墓地の設置などを引き続き検討されたい。

水道事業会計、下水道事業会計については、低所得者などへの減免制度を検討されたい。水道水の安全性のPRに努め、引き続き老朽管の耐震化に努められたい。

また、下水道整備完了地区における水洗化推進に努め、未整備地区については国の交付金を活用しながら整備促進に努められたい。

以上の意見・要望が出されました。

その後、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号及び議案第73号について順次採決した結果、議案第68号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号 平成29年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号 平成29年度熊取町水道事業会計決算認定についての件は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、決算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、討論を行います。

お諮りいたします。議案第67号から議案第73号までの7件について、一括して討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第67号から議案第73号までの7件について、一括して討論を行います。

初めに、本7件について原案に反対の方の発言を許します。江川議員。

13番（江川慶子君）日本共産党熊取町会議員団を代表して、熊取町平成29年度決算一般会計及び国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計に対し、反対の立場で意見を述べます。

平成29年度一般会計決算は、前年度の平成28年度決算に比べ収支が大きく改善されました。財政調整基金の実質取り崩しは800万円、その他の主要基金は取り崩しがなく、ふるさと応援基金の取り崩しはあったものの積立額が上回り、1億4,000万円をふやして、ふるさと応援基金は5億2,000万円を超えました。

収支改善の主な原因は、町税収入が約9,000万円伸び、同時に地方交付税が1億3,000万円増、地方消費税交付金その他の税交付金で5,000万円を超える増収があるなど、平成28年度決算とは逆に

町税収入と国からの経常一般財源とが同時に増加するという好条件の歳入環境にあったこと、同時に、ふるさと応援寄附を有効活用し、主要基金の取り崩しを最小限に抑えることができたことも大きな要因です。

また、歳出面では、人件費や扶助費の増加があったものの、公債費や投資的経費の減少により、歳出総額は前年度比1.1%の減少となっています。中学1、2年の普通教室及び特別教室へのエアコン設置、北保育所での0、1歳児保育及び保育時間の延長、消防分団庫の耐震化などの成果もありました。

しかしながら、一般会計決算において、改めるべき重要な問題点があります。それは、昨年12月議会に提案され可決された熊取町第3次行財政構造改革プラン及びそれを具体化した第3次行革アクションプログラムにおいて、平成28年度決算を土台にした厳し過ぎる行革目標を掲げたということであり、具体的には、1、退職者の半数しか補充しないという職員削減案、2、子育て支援と逆行する就学援助の所得基準の見直し、3、待機児童が生じている中での西保育所民営化の一方的な提案など、安心できる住民サービスに逆行する計画が次々に書き込まれました。

貧困と格差が広がり、大規模災害の不安が増大している中でこそ、安心できる行政サービスを保障しなければなりません。以上の理由から一般会計決算に反対します。

国民健康保険特別会計は黒字決算となったものの、これまで指摘してきた保険料軽減のための一般会計からの繰り入れを認めない姿勢は変わっていません。また、資格証明書や短期証の発行も問題です。

介護保険特別会計は、認知予防での努力は認めるものの、利用料が高くて利用を控える方がたくさんおられます。安心して介護サービスが受けられるよう、利用料減免など制度の改善を求めます。以上です。

議長（坂上巳生男君）次に、本7件について原案に賛成の方の発言を許します。二見議員。

7番（二見裕子君）私は、熊取公明党を代表して、議案第67号から議案第73号までの平成29年度熊取町一般会計、各特別会計歳入歳出決算認定及び水道事業会計決算認定につきまして、総括的に賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、平成29年度の一般会計におきまして、実質収支は5,191万5,000円の黒字となり、経常収支比率は95.8%と、前年度より4.1ポイント改善しました。しかし、依然として財政の硬直化を示しており、第3次行財政構造改革プランの着実な実施による行財政改革を望むものです。

歳入において、一般会計歳入の約3分の1を占めている町税が、納税義務者数の増加や町内業者数の収益増加、また家屋の課税軽減措置終了などによる固定資産税の増加により前年度に比べ2.2%増加している。町税の徴収率は平成29年度97%となり、前年度より0.6ポイントの上昇となり、平成17年度以降13年連続して徴収率が向上し続けていることは評価するものです。今後においても、さらなる自主財源確保の推進に取り組まれることを望むものです。

歳出面では、町道小谷穴釜線整備事業費や公園整備事業費の減少等投資的経費が減少したものの、義務的経費の人件費や扶助費が増加しており、今後の行政改革を望むものです。

施策の取り組みについては、「住んでみたい・住んでよかったまち“くまとり”」を実現するため、まず子育て支援の充実については、町立北保育所において0歳、1歳児保育を開始し、朝7時から夜7時まで保育時間を拡充、ホームスタート事業については、対象家庭に妊婦のいる家庭を新たに加え、支援を充実されました。

教育については、教育環境の充実として、昨年に引き続き、全ての中学校1、2年普通教室へ空調設備を整備されたことに加え、就学援助制度については、新入学児童に対する新入学学用品費の支給時期を入学前の3月支給に見直したことは評価するものです。今後は、国の補助金等を活用し、全小・中学校のトイレの洋式化にも積極的に取り組まれることを望むものです。

健康づくりについては、住民運営のタピオステーションの支援、高齢者見守りネットワークの立ち上げ、熊取びんぴん元気！ポイントアップ事業の拡充、また50歳以上の男性を対象とした前立腺

がん検診の開始は評価できるものです。今後は、がん検診の受診率の向上に積極的に取り組み、胃がんリスク検診の導入も図られたい。そして、大阪体育大学との協働協定のDASHプロジェクトのスタートは、運動、スポーツを通じて住民の健康増進、長く楽しく元気で暮らせるまちづくりを協働で推進、また、将来空き家の抑制、まちの活性化の推進のための熊取町空き家バンクの創設は評価できるものです。

道路整備については、町道小谷穴釜線道路改良事業や町道貝塚日根野線交差点改良事業、熊取町道路橋梁長寿命化修繕計画に基づき老朽化対策を実施、路面の陥没等を未然に防ぐための路面下空洞調査の実施など、道路施設の長寿命化に向けた取り組みは評価できるものです。

このほか、各自治会内に1カ所、計38台の防犯カメラを設置、全自主防災組織及び自治会による自主防災組織連絡協議会の設置、全消防団の分団器具庫の耐震改修工事及び改築工事を実施し、安心・安全なまちづくりの推進の取り組みをされました。いつ起きるかわからない災害に、常に危機管理意識を持つての取り組みをお願いします。

なお、今後につきましても、厳しい財政状況ではありますが、持続可能な行財政運営のため、さらなる転入・定住促進の拡充に全力で取り組んでいただきたいと思います。

次に、下水道事業会計についてであります。

平成29年度実質収支は4,812万8,000円の黒字、下水道は7.3ヘクタールが整備され、人口普及率は80.4%となりました。国の補助金を活用し、長寿命化にも取り組まれています。平成30年度から適用された公営企業会計の運営が滞りなく実施され、計画的かつ効率的な下水道建設事業の推進、下水道使用料の受益者負担の適正化など、下水道事業の健全かつ持続可能な経営に取り組むことを望むものです。

次に、国民健康保険事業特別会計についてであります。

平成29年度実質収支は1億4,139万9,000円の黒字です。保険料率の引き下げを実施し、被保険者数は昨年より減少しているが、実質収支が黒字となったことは評価できる。30年度より本町独自で取り組む健康づくり推進奨励事業「めざせ！がっちり健幸」によって、さらに特定健診の受診率が推進されることを大いに期待するものです。今後も引き続き、特定健診・特定保健指導の受診率の向上、ジェネリック医薬品の普及啓発等、医療費抑制に積極的に取り組むことを望むものです。

そのほかの特別会計、水道事業会計についても、全て黒字で適切に運営されており、賛成するものです。

最後に、このたびの台風21号の被災を通じ、災害対応における数々の課題に直面しました。職員の皆様が一生懸命に対応してくれており感謝するものですが、今後において、より一層災害に強いまちづくりの構築に取り組んでいただきたいと思いますことを強く要望し、賛成討論といたします。

議長（坂上巳生男君）次に、本7件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本7件について原案に賛成の方の発言を許します。河合議員。

12番（河合弘樹君）私は、新守クラブ、新生クラブを代表して、議案第67号 平成29年度熊取町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして賛成の立場で討論させていただきます。

今回、決算の特徴としまして、財政健全化の指標である実質公債費比率が6.8%、将来負担比率は将来負担額がマイナスとなり、ともに健全化の判断基準値を大きく下回り、安全な数値となっているものの、財源不足により財政調整基金から4年連続で繰り入れるなど、厳しい決算となりました。このように厳しい財政状況ではあるものの、平成29年度におきましても、住民の皆様安心して暮らしていただけるまちづくりを進めるべく、事業、施策を実施、推進されました。

まず、子育て支援の充実については、町立北保育所における0、1歳児保育の開始や、朝7時から夜7時までの保育時間の拡充とともに、ホームスタート事業の対象家庭に妊婦のいる家庭を新たに加えるなど、妊娠、出産期からの切れ目のない支援を充実されました。

また、教育については、教育環境の充実として、28年度の中学3年生に続き、中学1、2年生普

通教室及び特別教室へ空調設備を整備されたことに加え、就学援助制度については、新入学児童・生徒に対する新入学学用品費の入学前支給を実施されました。

また、まちの活性化については、熊取駅北自転車駐車場跡地に宿泊施設の誘致を実現させるとともに、熊取町と大阪体育大学でDASHプロジェクトをスタートさせるなど、積極的に取り組まれました。

さらには、社会基盤の整備として、引き続き町道小谷穴釜線道路改良事業や町道貝塚日根野線交差点改良事業を推進する一方、熊取町道路橋梁長寿命化修繕計画に基づき老朽化対策を実施するなど、道路施設の長寿命化に向けた取り組みを積極的に進められました。

公園につきましても、公園施設長寿命化計画に基づき、まちなか公園の遊具更新などに取り組まれました。

このほか、38台の防犯カメラを設置したことに加え、全消防団の分団器具庫の耐震化及び改築工事を実施するなど、安全・安心なまちづくりの推進にも積極的に取り組まれました。

今後においては、第3次行財政構造改革プランに基づき、持続可能な行財政運営の実現に向け、全力を挙げて取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

以上、賛成討論とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）次に、本7件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本7件について原案に賛成の方の発言を許します。阪口議員。

4番（阪口 均君）平成29年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定ほか6つの決算認定に関して、会派未来を代表して賛成の立場で討論いたします。

一般会計においては、経常収支比率が改善され、約5,200万円の黒字を計上したことを評価いたします。取り組んだ主要施策の中で、特に以下の6つを高く評価したいと思います。

1、熊取町第4次総合計画の策定と熊取町第3次行財政構造改革プラン及び同アクションプログラムの策定、これらはいずれも今後の熊取町の方向性を示すものであり、正しく今後実行されていくことを望みます。

2つ目、健康寿命を延ばし、高齢者の元気な生活を支援するタピオステーションの立ち上げ。

3つ目、ALTの増員、これについては、熊取町が他市町と比べても明らかに英語教育の面ですぐれているという成果が出ることを今後期待したいと思います。

4つ目、就学援助金の支給時期を保護者が一番必要な時期に合わせてくれたこと。

5つ目、インフラ整備においては、都市計画道路大阪岸和田南海線及び泉州山手線の整備に向けた手続を進めるための要望活動を行ったこと。さらに、今後望みたいことは、外環状線の渋滞緩和を早期に解決してもらいたい。

6つ目、町税の徴収強化を進め、徴収率を0.6ポイント上げ、現年、滞納繰越合計徴収率を97.0%としたこと。

以上6点については高く評価したいと思います。

その他、下水道事業特別会計では、順調に下水道整備事業が拡大している。今後も交付金の獲得に努め、下水道普及率を高めることを期待する。

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計については、これからますますそれぞれの事業が大きくなっていくが、国・府への働きかけや住民の医療依存度が下がるような事業の拡充及び健康意識が高まるような啓蒙活動を進めることを望む。

墓地事業特別会計及び水道事業会計においても、適正に事業が行われていた。

以上で、未来の賛成討論を終わります。

議長（坂上巳生男君）次に、本7件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本7件について原案に賛成の方の発言を許します。文野議員。

1番（文野慎治君）それでは、熊愛の会を代表しまして、平成29年度の一般会計及び特別会計決算に関して賛成の立場で討論を行います。

去る9月4日に台風21号が襲来し、多くの家が被災して、長期停電となった世帯も多くございました。この台風による災害と復旧支援対応で、私たちは多くの問題を体験し、貴重な教訓を学びました。その中で、29年に自主防災組織連絡協議会が設立され、茨城県東海村との災害時相互応援協定が締結されたことは評価されるべきことで、熊取町で不足したブルーシートの提供を受けたことは大きな成果でありました。しかしながら、近い将来大地震が発生すると、より大きな損害と多大な被災者が予測され、町内各地域の災害状況の把握、ライフラインの確保、安全な避難所の設置、復旧支援チームやボランティアとの連携した支援活動などの熊取町の災害発生時対応マニュアルを早急に整備していただきたいと思います。また、防災無線放送の聞こえない区域はもう一度詳細な調査を行い、早急に改善策を講じていただきたいです。

平成29年度決算において、地方交付税や臨時財政対策債が増加し、地方消費税交付金等が増加し、経常収支比率が28年度より4.1ポイント低下し、95.8%となりました。表面的には財政指数は改善されていますが、財政硬直化は否定できず、歳入や歳出においてふるさと納税への依存度が小さくないことから、さらなる行財政改革を進め、より無駄をなくし、効率的な事務事業を運営し、人口減少や高齢化に対応できる町政運営組織を早急に構築していただきたいと思います。そのためにも町職員の人件費に関してのコスト意識の強化が不可欠であります。

町税徴収に関しては、町税徴収率は28年度と比べ0.6ポイント増加し、滞納繰越分は前年度より12.6ポイント増加しました。納付コールセンターやコンビニエンスストア収納の活用、訪問催促や早期に財産調査着手と積極的な滞納処分執行並びに大阪府域地方税徴収機構への参加など、税務担当課の多大な努力のたまものと評価するものであります。転入促進策の成果でもある納税義務者の増加、家屋の課税軽減措置完了による固定資産税の増加などにより、町税が28年度に比べ2.2ポイント増加したことも評価に値します。

しかし、このような多くの町民が真面目に納税されている状況に反し、平成26年12月に最高裁判決で確定した談合損害賠償金は23の業者に対して約3億7,500万円、個人2名に対して9,000万円が認定されていますが、29年度末で納付済み損害賠償金は約半分の1億9,000万円しか納入されていません。個人2名は損害賠償金を全く納付していない。納付意思のない10の業者と2名の個人は大きな損害を熊取町に与えたままです。このことを彼らは大いに反省し、町民に謝罪すべきと考えます。非常に嘆かわしい事態であることを町職員及び私たち町議会議員も改めて再認識する必要があります。

活力があり住みやすい理想的なコンパクトシティを実現するため、老人福祉センターと公民館を統合して、500人収容できるホールと多くのサークルや団体が使用できる熊取町の文化、体育の中核施設の新築を検討していただきたい。老朽化した多くの施設の改修や建てかえについて、最も効率的で効果的な投資ができるよう、全庁で技術的に高度な検討ができる専門課を含めたファシリテーターマネジメントチームを早急に設置し、将来計画の見直し、策定を図っていただきたいと思います。

タピオステーションなどの高齢化の健康増進施策が進められています。町内各地域での健康教室の開催や、自治会や福祉の行事開催継続が必要であり、地域活動の拠点である老人憩いの家の耐震補強を早期に実施していただきたいと思います。奥山雨山自然公園エリアに歩きやすいハイキングコースの整備と永楽ダムを中心としたもみじや桜による熊取ブランドの自然の色彩を創出するため、長期的な植樹計画を早期にかつ広範囲に展開していただきたい。図書館を中心とした新たなにぎわいづくりを促進し、子育て支援世代や高齢者の来場をふやすため、図書館入り口周辺を改修し、喫茶やくつろぎスペースの新設を早期に実現していただきたい。小学校及び学童保育へのエアコン設置促進は高く評価できます。学校のトイレについても、洋式化率75%を早期に実現させていただきたいと思います。

下水道事業特別会計に関しては、これまで計画的に整備が推進されてきたことは評価できるが、



今後のさらなる整備拡充の加速を要望するものであります。

国民健康保険事業特別会計に関しては、平成29年度に保険料率の引き下げを実施したことで実質収支が1億4,000万円の黒字となったことは評価できます。また、30年度から都道府県化が導入され、保険料率の選定において熊取町独自の激変緩和措置を講じて被保険者の負担軽減を行ったことも評価できます。今後とも、被保険者の負担軽減努力を要望いたします。

後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計に関しては、国保とともに保険料の徴収率が低下しないよう努力をしていただくとともに、高齢者の増加に対応して健康寿命延長のための施策を充実させていただきたいです。

墓地事業特別会計に関しては、平成30年度から指定管理者制度が導入されましたが、利用者のサービス向上に努めていただきたい。特に、高齢者のためにも、ひまわりバス停留所を墓園入り口に移行することを早期に実現していただきたいです。

最後に、決算審査特別委員会で発覚した私の質問に対する理事者側の虚偽答弁問題は、決してあってはならないゆゆしき事態であります。昨年の決算審査特別委員会の私の質問にも意図して虚偽答弁を行い、本件問題の発生から4年間もの間表面化しなかった事実は、一個人のミスではなく町組織全体で責めを負うべきものと考えます。上司にミスを報告しにくい職場の雰囲気、本庁と出先機関との意思疎通欠如、同じ業務、ポストに長過ぎる配置、人事交流の停滞などさまざまな原因が考えられますが、二度とこのような事態が起こらないための検証を強く求めたいと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）次に、本7件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本7件について原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、議案第67号から議案第73号までの7件について、順次採決を行います。

まず、議案第67号 平成29年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 11名）

起立多数であります。よって、議案第67号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議案第68号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、議案第68号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議案第69号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 11名)

起立多数であります。よって、議案第69号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議案第70号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 13名)

起立全員であります。よって、議案第70号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議案第71号 平成29年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 11名)

起立多数であります。よって、議案第71号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議案第72号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 13名)

起立全員であります。よって、議案第72号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議案第73号 平成29年度熊取町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 13名)

起立全員であります。よって、議案第73号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。この際、日程の順序を変更し、一般質問を最後の日程とするために、追加議事日程第1から第6を先に審議することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、この際、日程の順序を変更し、追加議事日程第1から第6を先に審議することに決定しました。

---

議長（坂上巳生男君）追加議事日程第1 議案第74号 災害見舞金等支給条例の件を議題といたします。本件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君） それでは、議案第74号 災害見舞金等支給条例についてご説明申し上げます。

追加議案書追－1 ページをごらんください。

この条例の提案理由としては、風水害等の災害を受けた者またはその遺族に対し、見舞金等を支給し、もって住民生活の安定と福祉の増進を図るため、この条例案を提出するものでございます。

まず、この理由を少しだけ補足させていただきます。

現在、本町において整備されております災害見舞金、弔慰金に関する条例は災害弔慰金条例が存在します。これは、国において制定されております災害弔慰金の支給等に関する法律に規定された弔慰金等を支給するために設けられたもので、全国の市町村において同様に整備されております。この現有の条例により、被災した住民の方には死亡した場合は災害弔慰金を、精神または身体に著しい障がいを受けた町民の方には災害障害見舞金を支給するとともに、被害を受けた世帯に対して災害援護資金の貸し付けを行うものとされております。なお、この場合の対象となる災害は、一市町村において住居が5世帯以上滅失した場合など災害が広範囲で甚大な災害を想定したものとなっており、今回の台風21号による被害には現時点、この条例は適用できません。しかし、現有の条例の災害要件には該当しないものの、本町でも受け付けを始めております罹災証明の状況などを見ると、やはり過去に例のないほど大きな災害であったことは間違いございません。

そこで、今回のような自然災害等であって国の定めた災害弔慰金の支給等に関する法律の定めた災害の要件には該当しない場合であっても、居住する家屋が全壊、半壊という大きな被害を受けている住民の方々がいらっしゃることから、この国の制度とは重複しないように整理しつつ、本町独自の制度を設ける必要があると判断したものでございます。

それでは、本件条例の内容につきましては、追加議案書追－2及び追－3 ページをお開きください。

第1条、目的でございますが、本件条例の提案理由と同様でございます。

第2条では、本件条例の用語の定義を行っております。まず、対象となる災害ですが、暴風、豪雨、洪水、地震、津波その他異常な自然現象または火災により生じる被害としております。なお、第8条には支給制限として、その災害がその本人もしくはその者が属する世帯もしくはその者の遺族の故意もしくは重大な過失によるものである場合などは、支給しないとしております。

次は、対象者でございますが、居住者として現に本町に居住し、かつ本町の住民基本台帳に記録されている方となります。

続いて、第3条は見舞金等の種類ですが、災害見舞金と災害弔慰金となります。

第4条は、災害見舞金の支給要件及びその支給額を定めております。

追－3 ページの中ほどの別表（第4条、第5条関係）をあわせてごらんください。

町は、居住者が現に居住する住宅に災害を受け、別表中、区分で住宅が全焼、全壊、流失したときは1世帯につき10万円を支給することとなります。同じく住宅が半焼、大規模半壊、半壊したときは、1世帯につき5万円支給することとなります。同じく床上浸水したときは、1世帯につき3万円を支給することとなります。なお、ご注意くださいのは、別表備考のとおり、1戸または1住戸につき2以上の世帯が現に居住する住宅に災害があったときは、その住宅に居住する世帯の数は1世帯とみなすとするものでございます。また、この条例は、対象家屋は生活の本拠である住居に限定しております。したがって、店舗等事業用家屋は対象外となります。次に、賃貸物件である場合もこの条例の対象者を居住者としておることから、借入人が対象となります。また、全焼、全壊の判定は、消防署あるいは町が発行する罹災証明の程度区分によることとしております。

そして、もう一つの見舞金として、第4条第1項の後段で、災害により入院期間が30日以上傷害を受けたときは、別表下の2段目、傷害の段で、1人につき3万円の見舞金を支給することとなります。

続いて、第5条、災害弔慰金の支給要件及びその額でございます。

同じく追一3ページの別表をあわせてごらんください。

町は、居住者が災害を受け、その直接の結果として災害を受けた日から180日以内に死亡したときは、そのご遺族に対し、別表一番下の死亡の段で1人につき10万円を支給するものとします。なお、冒頭説明いたしました国の法律に基づく災害弔慰金条例に該当する場合は、制度の重複を避けるため、第7条の規定により適用除外としているものでございます。

続きまして、第6条、申請期限でございます。見舞金等の支給を受けようとする者は、災害を受けた日から1年以内に申請していただくこととなります。

第7条、適用除外は第5条での重複整理を、そして第8条、支給の制限は、第2条での災害の定義でそれぞれ説明のとおりでございます。

続いて、第9条、給付の返還ですが、偽りその他不正の手段により支給を受けた者があるときは、全部または一部を返還させるというものでございます。

第10条は、条例施行に必要な事項は規則で定めるもので、申請様式等を別途定めているものでございます。

そして、附則でございますが、施行期日につきましては、今回の台風21号の被害から適用させるため、発生した9月4日から適用するというものでございます。

以上で、議案第74号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議していただきます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありますか。重光議員。

2番（重光俊則君）先ほど見舞金の区分と金額が説明されましたが、今回の台風21号により、これに該当する人がどれぐらいいるかというのはどう把握されているか、各区分ごとに説明をお願いします。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）先ほどご説明させていただいた中で罹災証明ということを説明させていただいたと思います。この罹災証明の区分に従いまして、そして先ほどの追一3ページの別表の区分に当てはめて、それぞれの金額ということになるものでございます。

まず、今回の罹災の状況でございますが、大変な被害になっておるといのはもうご存じのとおりでございます。罹災証明は、現時点で総件数ではございますが、1,200件程度受け付け作業を今現在鋭意しているという状況でございます。その中で、罹災証明は瓦1枚が飛んでも対象となるものでございまして、そのうちの大部分がいわゆる一部損壊という形になってございます。

そして、今回の見舞金の対象となりますのは、いわゆる本当に住居にお住まいが継続しづらいというような状況に至ったということで、全壊あるいは半壊、こういったことを対象としておるものでございます。今時点、また後で補正予算でごらんいただくこととなりますけれども、そこで計上させていただいておりますのは、想定の間数としてでございますが、全壊に関しましては5件を想定してございます。1件当たり10万円ということになります。それから、半壊は同じく50件、これを想定してございます。合わせて250万円。全壊と半壊を合わせて予算額といたしますと300万円を想定しておるといような状況でございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今の説明で、見舞金自体が全壊と半壊で、半壊が50件ということをおっしゃるけれども、熊取町がこの災害に対してやろうとしていることは災害見舞金が発表されただけです。もう一つは仮設住宅の入居者募集をされております。今、罹災証明が出ないから明確にわかってい

ないということをおっしゃっていますけれども、台風21号が発生して熊取町は全壊となった家、大規模半壊となった家、半壊となった家等は現地を見て確認しているはずなんです。その辺、罹災証明がないから説明できないのじゃなくて、どれだけ町が把握しているかと言われると、町は当然把握しているはずなんです。それを今、明確には5件ぐらいと50件ぐらいだろうと言っているのはおかしくて、大規模半壊が幾らで半壊が幾らでというのはもう出ているはずなんです。情報は持っていて、罹災証明が出ていないだけのはずだと思うんですよ。

これと絡んで、みなし仮設住宅の入居者に対して何件、これは全壊と大規模半壊だけで入れるということしか書いていないですよ。55件ぐらいが入れるぐらい用意はしていないと思うんですが、この中で、災害見舞金はそうだけれども、災害により住居に被害が発生し、住み続けることができなくなった方にはみなし仮設住宅を提供しますということが同時にあるわけですよ。それについて、熊取町が全壊者、大規模半壊者、半壊者でそれが何件あるのか、あるいはみなし仮設住宅に入居しないといけない状況にある人は何件あるのか、これ誰もつかめていないんですか。どういう状況なんですか。

議長（坂上巳生男君） 阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君） 前段のほうなんです。9月4日から昨日26日まで申請を受け付けておまして、合計で1,295件受け付けております。その中で一部損壊が1,170件、全壊、大規模半壊、半壊に該当するであろうという件数が11件、なお、この証明書については、一部損壊の1,170件についてはもう既に発行しているわけですが、11件についてはまだ詳細な資料整備とか調査とかが必要でありますので、もうしばらくお待ちいただくこととしております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 重光議員。

2番（重光俊則君） 見舞金のほうはそれで確定してもいいと思うんですけど、仮設住宅に入る人に対して募集が出ているんですよ。9月26日から10月15日に募集します。熊取町は仮設住宅に入らないといけない人をもう把握しているにもかかわらず、今から15日まで募集して、それから決定するというようなことを通達しているんですよ。仮設住宅に入らないといけない人なんかはすぐ入らないかんのに、こんなものを出して、まだ今からその人たちが書類を持ってきて罹災証明を出さないとそういうのは認められへん、事務手続が進まないというようなことを担当課は言っておられますよ。そんなおかしな状態でいいんですか。

4日に台風が来て、もう20日以上たっているんですよ。そういう状況の中で、住居が必要な人を把握してその人たちと個別でやらないといけないのに、罹災証明が出ていないからできないです、あるいは罹災証明を受けていないかもわかれへんと、そういうことを平気で言っている担当課があるわけですよ。こういう状況で、被災が出た状況で熊取町が見舞金をこれやろうとしているけれど、見舞金はすぐには出ない。それよりさらに、今住む家がない人に対してどうするんやというところをどう把握しているんですか。

これは町長、どうなんですか。今に対して見舞金は出ますよ。被災者で家に住めない人に対して、今から2週間かけて募集して、それから判定して17日から入居しますよと、こんな状況の対応がありますか。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） みなし住宅につきましては、町営住宅が1軒、府営住宅等協力を得まして、先週初めて府営住宅から軒数が出ました。それが合わせて5軒でございます。5軒につきまして現在、全壊と大規模半壊の方、一番困っている方々に公募をやっているところでございます。空き家が5軒しかございませんので、先着順で受け付けるということがなかなか難しゅうございます。これが20軒、30軒あるならば順番に入っていただくというようなことも可能なんですけれども。

それともう一つが、今、理事から説明がありましたように罹災証明、これがなければ、やはりどの段階の被災状況なのかというのを私どもがつかめませんので、その辺は税と連携をとりながら対

応はしたいと考えてございますけれども、一定の期間をもちまして公募しまして、その中で困っている方々に今あいている町営住宅、また府営住宅に入っていただくということで、これも早急に大阪府等の協力を得まして進めているものでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）それは、今罹災証明で確定しないと出せないということじゃなくて、この20日間熊取町は何をしていたんですか。実際に、被災しているいろんなところを、現地を確認されていますよね。どの部の人か知らんけれど、総務部の人もほかの都市整備部なんかも、いろいろ現地へ出向いて写真を撮ったりして確認しているはずですよ。そういう情報はどこに集まっています、今11件が出ているけれども、これは罹災証明を出してきているだけで、まだ出てくるかもわかれへんということに対して11件も全壊、大規模半壊、半壊になっていると。半壊というのは、これは恐らくもう住めない状況になっているんですよ。それに対して5軒しか用意していませんけれど、今から5軒に対して、先着順じゃないから今から申し込みを聞いてやりますと、こんなばかげた災害対応がありますか。もう今住む家に困っている、仕方なく親戚等に住んでいますというような人もいますけれども、そういう人たちをすぐにでも住めるようにするという意味で、みなし仮設住宅をとりあえず今5軒確保している。じゃ5軒以外の6軒の人は、住めない状態になっているのは我慢してくださいってどうするんですか。この辺の議論は庁内でされていないんですか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）まず、公営住宅につきましては、本町内には府営住宅、町営住宅、それと公社がございまして、今のところ公社と府営住宅とは2軒ずつの空き家があるというところで聞いてございます。町営住宅については、今空き家は1軒しかございません。それで府営住宅については、今後募集される方が多ければどんどん協議にはのっていくということですが、住宅の中というのは急に入れるような状態ではございません。やはり以前の方が住まれている状態の中で補修も必要ですし、今回の場合は府営住宅、公社についてはお風呂も個人が、まず借りられた方がつけることになっていきますけれども、今回、府のほうでそれらの整備も踏まえた中で被災された方にお貸しするというようなことで進めてございますので、今後数がふえれば、その辺も含めてまた大阪府とも協議を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）数がふえればですけども、これは来られた方が申し込みをするという状況です。例えば高齢者とか、あるいは平日は仕事をしていると、そういう人もおって、すぐ来られない人もたくさんいますよね。そういう人に対して熊取町がどう対応していくのか。申し込み書類をちゃんとそろえて持ってきてくれたら審査してあげて罹災証明を出しますよというような立場で今やられているんですよ、窓口は。だから、窓口がないんですよ。こういう方たちがすぐ住むようにしてよと、じゃどうすんねんと、それは書類をちゃんと持ってきてくれたらやりますという立場で堂々とやられているんです、事務を。そういう状況じゃなくて、今ある被災した人たちに、直ちにもう熊取町に来て相談してください、ちゃんと何とかします、相談をします。今5軒しか入れないでしょう。じゃ、それ以外はどうかはどうか考えるんですか。別の住宅をこの5軒の人が仮設住宅を借りられて、ほかの6軒の人は借りられないとしたら、その借りられない人は熊取町としてはどう責任をとるんですか。

公平に被災者に対して対応せなあかんけれど、半壊といっても住めない状況が恐らくほとんどだと思うんです。それをわざわざ、大規模半壊の人しか住宅は貸せません、じゃ半壊で住めない人は勝手に自分たちで住みかを探してくださいと言っていますけれども、見舞金のところでは同じ区分にしていますやん。そういうところで、非常に矛盾した住民サービスを提供しようとしていると、非常時に仮設住宅をどんな基準で出すのかということも、今時点でもこれで募集がかかっているん

やったら、もう考えておられないといけないはずですよ。これはどうされるんですか。このままいくんですか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）本来の仮設住宅につきましては、国の指導からでしたら全壊が対象となっております。今回、国も緩和ということで大規模半壊まで、今までいろんな災害が多く日本の中で起きてきてございます。そんな中で、大規模半壊までの方々を対象に本来の仮設住宅に住んでいただくというところは緩和しましょうということで文書の通達は来てございます。その中で、大阪北部地震のときに初めて多分、半壊まで緩和したと聞いてございます。

本来、半壊まで本町も対応したいとは考えていますけれど、今のところ5軒しかございませんので、今後大阪府とも協議をしながら、戸数をふやしていきたいと考えてございます。ただ、今5軒ございます。この5軒をできるだけ早く困っている方々に一定使っていただきたいと考えてございますので、現段階ではこの5軒に対してまずは全壊、大規模半壊をされている方々の対応をしていきたいと考えています。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今、住めない人、熊取町は避難所を開設して、避難所で生活されている方はおられますか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）避難所に来られている方はいらっしゃいません。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）本来なら、被災を受けて、もとの家が住めなくなった状態であれば避難所生活をされる方が多いですよ。たまたまどこかに親戚がいるとか近くに親戚がいるとかいうことで親戚に行っている人もいるし、あるいは空き家があったからたまたまそれを借りている人もおられますよ。だから、本来ならそれは避難所というのを設置して、生活できる避難所を提供してあげるのが筋でしょう。だから、住宅に住めなくなったのに、それは各住民に任せておいて、半壊で住めなくなった人もそれはもう仕方ないんやと言っていますけれども、半壊の人もどうやって住めるようにするのかというのは、やはり災害に対して町はどう対応するのか。見舞金を出すんだったら、半壊と大規模半壊は同じ分類になっていますやん。それを仮設住宅だけは半壊の人はだめやで、半壊というのはほとんど住めない状態が大部分なんですよ、今まで聞いたところによると。これをどうするのかが明確になっていないというのは非常におかしいと思うんです。

本来なら生活できる避難所を提供するという事は、熊取町は今回何もしていないですよ。その辺に対して、それも矛盾ですよ。住めない、だから家を提供せなあかん、だけれど生活できる避難所を開設していない。どこかの避難所、場所を提供して、住めない方たちは1年間でもそこで生活できるようにしてあげるとか、その辺を考えるとか考えないとか、その辺はどうなんですか。とにかく自分たちで自活しろという考え方でいくのですか。その辺は、早急にでも熊取町で考えてその対応策を出されるんですか。その辺はどうなんですか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）防災総括を担当している者から総括的にご答弁させていただきます。

先ほど来から仮設住宅の件でいろいろとるご意見等いただいているところでございますが、避難所につきましては、まず1週間ほどやはり避難所でおられた方はおられます。それで、しっかりと停電も解消されたということで、通常の生活に戻られるということで、避難所には今現在は当然のことながら避難される方はおられないという状況でございます。

仮設住宅の件については、都市整備のほうでしっかりと制度の中で対応するという事で、これまで進めてきたというところではございます。

総括的なそういった情報の共有であるとかというものにつきましては、現在も災害警戒本部とい

うものを継続して設置している状況でございます。その中で情報収集もしておりますし、総合的な今回の課題点、反省するところ、また改善しなければならないところもしっかりと意見共有していきたいというように考えてございます。

何せ今回の台風21号の災害、被災状況というのは、私たちもしっかり言って想像していなかったほど大きなものでございました。その中でしっかりと問題点、課題点、重光議員がおっしゃられるところが一番、本来は現状確認をしっかりして、一番スピード感を持って対応せないかんとところやと私どもも思っております。そういったところも一丁目一番地の反省点やと思っております。そういったことも含めて今後もしっかりと対応していきたいと思っておりますし、それに係るところの個々のマニュアルをつくらないかんように考えているところでございますので、そういったところを一定ご理解いただきたいというように考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）いろいろなルールとかいろんな対応策についての検討が不十分だったということになるんだと思うんですけども、今確保されている5軒で全ての本当に困っている方が入居できるのかどうか。そうでない人がおられるのかどうかというのを、来られるまで調査せえへんというのはおかしいでしょう。11件出ている11軒が住める家なのか住めない家なのか、半壊でも台風では住居を提供するように大阪府でも今やっているわけですから、そこをどうするのかというのを早急に対応して、個別にこれは11件回るぐらいすぐやらないですか。きょうあすにでもすぐ2、3件回って、この人たちはどう対応してあげたらええのかなというのを早急に、罹災証明が出ている出ていないは、いつ出すかだけの話でしょう。罹災証明が出せないから動けないんじゃないで、罹災証明がもう困っている人たち、全壊、大規模半壊、半壊ですよ、その人たちは早急に個別に訪問する、個別連絡する、この週末、土日は役所が休みやからせえへんというのはおかしいんで、早急に土日でも、特に土日しか会えない人もいるはずですよ、多分勤務で。そういう人たちに対してどうするのかを含めて、全壊、大規模半壊、半壊の人たちで、見舞金はいいですけれども、家が住めない人たちに対してどうするのかというのを早急に、この週末、時間かけて、人をかけてやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）9月の初旬からということで、台風の対応ということで、その間、土日月の3連休が2回あったと思います。その中でも受け付けはしないといけないということで、全てあけさせていただいて受け付けもさせていただきました。この間の3連休も調査にも、1日当たりの件数は多くは行けませんけれども、精いっぱいさせていただいた中で、今のところは11件という答えですけれども、まだまだ行けていない調査の部分もありますが、一定窓口ではお話を伺い、1次調査を行い、2次調査ということで、もっと詳細な調査も必要であればそれを行います。そんな中で、今、議員がご心配されているような次の住居を探しているとか住むところがないとか、そういうお話もお聞きします。そんな中で、都市整備の募集の内容も啓発させていただいて、必要な方にもちらん案内はさせていただいてございます。

今のところ早急に住むところをというようなことはないんですけども、今後、調査、申請もまだこれからあるでしょうしということで、議員のおっしゃっていることも踏まえてしっかりやっていきたいと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）窓口対応としましては、これまで数件の方々、住む住宅がないかなというご相談は受けてございます。その方々につきましても、現在仮設住宅等の検討をしているということで、その方々につきましても連絡先をお聞きしてございますので、直接昨日からその方々に対して順次連絡をさせていただいて、内容をきっちりと説明させていただいているところでござい



す。ですから、本当に住むところがなくてこの住宅を活用したいという方につきましては、相談は窓口に来ていただけるものやと考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）その窓口に来てもらうという姿勢がおかしいんです。窓口に来てもらわな役所は仕事をせえへんのじゃなくて、11件ぐらいだったら出向いてでも情報をとってお話をして、どうされるのかというのは、その人たちもずっと考えておられるはずなんですよ。今、じゃ早急にどういう選択をするかというところがあるわけですから、それを窓口に来てもらわなというのが、皆さん本当にどの部門もそうですけれども、窓口に来てもらえたらということばかりおっしゃっている。災害発生時に、住むところもなくして熊取町内におられないかもわからないしという方もおられると思うんですよ。そういう人たちに直接こちらから働きかけて連絡をとってやっていく、それができるのが土日だと思うんですよ。そういうところで、窓口をあけていますから来てもらったら対応しますじゃなくて、それは呼びかけて自分のほうから状況を確認して、今15日まで待たなくても結論が出るような状況に、少しでも早くから決定したら入っていただくようにしなければおかしいんじゃないですか。その辺を含めてこの週末の対応をきちっとしていただきたいんですが、熊取町長、藤原町長、週末対応をちゃんとやっていただけますか。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）この週末だけではなくて、台風被害が発生した以降、もう土日対応して開庁している中で、そういった被災された方々への対応についてはやっているのが事実でございます。中に少し積極性というものが欠けているようなところが感じられるかもしれませんが、罹災証明の中で、皆さん方との現場確認はなかなか時間がかかります。これだけではない対応をする部署もでございます。全庁挙げてごみの回収、そして道路のそういったものの改修、保全、いろんなところで対応しているのが事実でございます。部署部署でできるだけの皆様方への対応はできているというふうに思いますけれども、中には、見る観点からすればちょっと欠けている部分があるかなと思います。またそういったものについては、きょうもこういう形で意見をいただきましたので、見落としのないようにこれからも進めていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）緊急で早急に対応すべき人たちの実情をできるだけ早急に把握していただきたいということ、今24号が迫っていますよね、30日に来ると。24号が来たら、今ブルーシート等をかけているところが大部分飛んでしまうかもわからへん。その後またそれに対して対応は、これまでは全部自治区とか個人個人におんぶしてまいりましたけれど、今回建設関係業者との協定がされて、災害発生時に協力することの一応協定が結ばれましたよね。それがあれば、24号が来た後、3チームぐらいが今のブルーシートの状況とか屋根の状況とかを把握して動けるようなチームを今にでもつくっていかなあかんと思うんですよ。

そしてまた、必要だったらボランティアの募集がありますけれど、まずは建築関係の専門家が今21号で受けた後、24号が来たらさらにやられる可能性がある。さらにブルーシートが飛んでしまう可能性もある。その辺について対応チームを早急につくってもらうとか、その辺を早急にお願いしたいと思います。これは本当に早急に、土日をずっとかけて勤務していただいている方も非常に多いと思うんですが、災害発生時の対応として、やはり全庁挙げてそれに対応できるようにしていただきたいと要望しておきます。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）以前から意見として案として思っていることが、各自治会長へ担当の職員を1人連絡係として配置する、そういう考えを持ってございます。今回の被害の後処理に関しまして、こちらから情報を確認する間もなく、自治会長みずからが役員と一緒にその自治会内の被害状況

を確認して、報告を受けた自治会もごさいます。こういうことも踏まえまして、こちらから積極的に自治会長へのアプローチ、そして情報確認、これの仕組みを早急に立ち上げていきたいなというふうに思っております。何につけても状況確認、これが一番の基本だと思いますので、そういったものの取り組み方も進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）災害見舞金条例についてなんですが、今、重光議員からみなし仮設住宅についてのご意見もありましたのでお聞きしたいんですけども、今、町と府営とで5軒だけというふうになりました。みなし仮設住宅、大阪府におきましては民間の賃貸住宅についても対象というふうになっておりまして、大阪府が半分家賃も補助するという形になっています。町と協議して民間の賃貸住宅も対象だというふうに聞いております。ですので、今11軒が半壊以上という形で対象になっておりますが、公営住宅、公共住宅が5軒ですけれども、あと6軒はどうするんだということですが、民間住宅につきましても対応というものも検討できるかと思うんです。その辺の検討はされておられるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）今後、その辺も含めて戸数が足らなければ検討はしていきたいと考えてございます。現に貝塚市が、3カ月の期間として無償で市営住宅を3戸でしたか、公募してございます。今のところ一切応募がないという状態も聞いてございます、一方では。そんな状態ですので、まず公営住宅のあいているところを提供していきたいと考えてございます。

それで、5軒で足りない場合は、府営住宅もまだまだ協力はするというで返答もいただいておりますので、その辺も含めて、どの段階でどうなるのかも含めまして、タイミングも含めた中で、民間の住宅等についても検討としては頭の中にはしっかりと置いてございますので、その辺も含めてまた検討を進めていきたいと考えてございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）先ほど答弁の中に民間住宅のことをいっつも触れておられませんでしたので、確認をさせていただきました。民間住宅についても、協力していただける民間住宅にしっかりと当たっていただきたいと思いますので、早急をお願いしておきます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第74号 災害見舞金等支給条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、追加議事日程第2 議案第75号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、議案第75号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算の補正内容は、平成30年7月豪雨により被災した施設の復旧に係る経費、条例に基づく災害見舞金、加えて予備費の増額補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

追加議案書の1ページをお開きください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億668万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ132億5,530万3,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

次に、第2条につきましては地方債の補正でございますので、順次説明させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正でございます。

1の追加でございますが、林業施設災害復旧事業債550万円につきましては、林道松尾線の復旧事業に係る財源として借り入れるものでございます。充当率につきましては、補助裏の90%でございます。

次に、2の変更でございますが、河川災害復旧事業債9,410万円の増額につきましては、普通河川雨山川災害復旧事業のほか、3事業の財源として借り入れるもので、補助事業分が3,860万円で充当率は補助裏の100%となり、単独事業分が5,550万円で、充当率は起債対象事業費の100%でございます。いずれも、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

5ページ、6ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをごらんになってください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 災害復旧費国庫負担金の河川災害復旧費負担金7,720万8,000円の増額につきましては、普通河川雨山川災害復旧事業費ほか3事業分に対する負担金でございます。

次に、款 府支出金、項 府補助金、目 災害復旧費府補助金の林業施設災害復旧費補助金615万5,000円の増額につきましては、林道松尾線災害復旧事業費に対する補助金でございます。

次の款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金2,372万2,000円の増額につきましては、今回の補正による財源調整分でございます。

最後に、款 町債につきましては、第2表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉費の災害援護事業、町災害見舞金等300万円の増額につきましては、先ほどの議案第74号の災害見舞金等支給条例に規定する災害見舞金の予算でございます。

次に、款 災害復旧費、項 農林水産施設災害復旧費、目 林業施設災害復旧費の林業施設災害復旧事業、災害復旧工事費1,242万8,000円の増額につきましては、林道松尾線の災害復旧に係る経費でございます。

次に、項 公共土木施設災害復旧費、目 河川災害復旧費の河川災害復旧事業、災害復旧工事費1億7,125万7,000円の増額につきましては、普通河川雨山川復旧工事ほか3事業に係る経費でございます。

最後に、款 予備費、項 予備費、目 予備費の予備費2,000万円の増額につきましては、災害の発生に伴う所要見込み額の増によるものでございます。

以上で、議案第75号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議して

いただきます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。重光議員。

2番(重光俊則君) 災害復旧ということで補正がされているということで、早急に補正がされて、これはありがたかったと思います。特に河川関係の災害で美熊台、小垣内、成合、和田、広域にわたってありますけれども、美熊台の河川復旧工事費約1億5,000万円、これにつきまして、前の豪雨のときに崩れた雨山川の法面の補修ということで、いろいろ調査して設計されたと思うんですが、これは設計図面はでき上がって、どれだけこの部分を工事するかということは決まったんでしょうか。それから、大阪府土木が関係する川の底の部分の改良工事といいますか、その辺も含めて設計内容が確定したと考えてよろしいんでしょうか。

議長(坂上巳生男君) 大西都市整備部理事。

都市整備部理事(大西 宏君) ご指摘の美熊台地区の災害部分でございますけれども、一定、土質調査が終わりまして、それをもとに今回の金額をはじくに当たって設計をしてございます。現時点で考えております工法でございますけれども、一応一番下の段の砂防ブロック、これは大阪府の管理になるわけでございます。この部分も含めまして、一応この部分は既設のコンクリートブロック積みを行うと。その上には本町管理のブロック積み及び河川法面がございますけれども、この部分には大型ブロック積みを約7メートルの高さで設置するということで、あと、その上の法面につきましては整正して、もとの法面に復旧するという工法で一応考えてございます。

これに加えまして、被災箇所両側、被災箇所から町道側あるいはテニスコート側、この区間につきましても一部、下のブロック積みにクラックが入っているところもございますので、これらも今後、被災が進まないようにということで、現時点で想定しておりますのが、この部分には抑止ぐいを設置して、これをとめていきたいというふうに現在考えてございます。

ただ、現時点ではこう想定しておりますけれども、さらにこれを解析を進めて、工法の変更というのは現在逐一検討して、より効果的な工法はないかとかいうのは検討しておりますので、まだこの工法が確定という部分ではないという状況でございます。

以上です。

議長(坂上巳生男君) 重光議員。

2番(重光俊則君) 今の状況では、国の災害の補助金等を確保するためにこういう基本的な設計をされたということで、これから詳細に実施設計については今からという理解でよろしいですね。じゃ、それは美熊台の該当されている住宅の方もおられますし、その周辺もかなり気にして、町の方ともこれまでにいろいろ打ち合わせさせていただいておりますけれども、どういう詳細設計になるのか、その見込みができた時点では、情報交換をぜひしていただきたいと思います。

議長(坂上巳生男君) 大西都市整備部理事。

都市整備部理事(大西 宏君) 一定、設計が固まった時点で、こういった工法を考えているというご説明は地元自治会長を通じて行いたいと思います。

議長(坂上巳生男君) 重光議員。

2番(重光俊則君) もう一件、ちなみにどれぐらいで設計が固まって発注行為ができるか、その辺はいつごろを考えられておりますでしょうか。

議長(坂上巳生男君) 大西都市整備部理事。

都市整備部理事(大西 宏君) できるだけ早期の発注を見込んでおりますので、10月の中旬ぐらいには当然設計を固めて施工の伺いという決裁を契約担当課へ書類を届ける必要がございますので、10月の中旬までには設計も固めて地元へご説明というふうに今のところ考えております。

議長(坂上巳生男君) 重光議員。

2番(重光俊則君) ぜひ、詳細設計を進めていただいて、実施していただきたいと思います。

私個人としては、非常に早い時期に国の補助金が確定したというのは非常に素晴らしいことやったと思います。非常に努力されたんだと思いますし、それは感謝したいと思います。今後、さらなる災害が起こらないような詳細設計をよろしくお願いします。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第75号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議事の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時10分まで休憩といたします。

---

（「12時10分」から「13時10分」まで休憩）

---

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、追加議事日程第3 議員提出議案第5号 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書、追加議事日程第4 議員提出議案第6号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書及び追加議事日程第5 議員提出議案第7号 地方消費者行政に対する財政支援の継続・強化を求める意見書、以上の3件を一括議題といたします。

本件について説明を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議員提出議案第5号 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追－4ページをお開きください。

議員提出議案第5号 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	浦川	佳浩
同じく		文野	慎治
同じく		鱧谷	陽子
同じく		二見	裕子
同じく		矢野	正憲
同じく		佐古	員規

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをごらんください。

学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書。

本年6月18日午前7時58分に大阪北部で震度6弱を観測した地震では、児童を含む5名が亡くなり、400名以上が負傷した。特に、学校関係では、158人に及ぶ児童生徒が重軽傷を負い、1200を超える学校で校舎等の天井・ガラス等の破損、壁のひび割れ、断水等の物的被害を受けた。

なかでも、学校施設のブロック塀が倒壊して下敷きになって児童が死亡したことは大変痛ましく、二度とこのようなことがあってはならない。熊取町においても学校施設の耐震化は進められている

が、通学路等のブロック塀は盲点になっている可能性があり、同様の惨事が起こらないよう早急な対策を行うべきである。文部科学省は6月19日に学校施設における塀の緊急点検を要請したが、学校施設の点検、安全性確保はもとより、児童生徒が利用する通学路についても速やかに点検した上で、安全性確保に向けて改善を図ることが必要である。

については、国が引き続き通学路のブロック塀等の緊急総点検と安全対策を行うことが重要であり、下記の事項について積極的な対策を求めるものである。

#### 記

1. 今回被災した地域においては、二次被害も想定されることから、通学路のブロック塀等の総点検・調査を緊急に実施し、危険が認められる箇所については、通学路の変更や立ち入り禁止等の措置を含めた対応を徹底すること。

2. 全国の通学路も緊急総点検・調査を実施し、工事が必要な場合は、民間事業者とも連携しつつ速やかに実施し、地方自治体に対する技術的・財政的支援を行うこと。その際、一般家庭の塀であっても倒壊の可能性があるなどの場合に支援出来る制度を検討すること。また、国土交通省の社会資本整備総合交付金および防災・安全交付金の効果促進事業の積極的な活用を図ること。

3. 学校施設の安全対策に要する費用については、塀の修繕など小規模工事に対する補助制度、法定点検やそれに伴う修繕への補助制度の創設等を検討すること。その際、400万円と定められている文部科学省の公立学校施設の防災機能強化事業の補助対象事業の下限額について、広域での申請を認めるなど弾力的に運用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月27日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第6号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追-6ページをお開きください。

議員提出議案第6号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	浦川	佳浩
同じく		文野	慎治
同じく		鱧谷	陽子
同じく		二見	裕子
同じく		矢野	正憲
同じく		佐古	員規

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをごらんください。

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書。

今般、東京都目黒区で両親から虐待を受け女兒が死亡するという痛ましい事件が発生した。このような虐待事案は、近年、急増しており、平成28年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は12万件を超え、5年前と比べると倍増している。

こうした事態を重く受け止め、政府は平成28、29年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきた。しかし、今回の事案は、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができなかった。

虐待から子どもの命を守るためには、子どもの異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

よって政府においては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも、児童虐待防止対策のさらなる強化に向け、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

1. 平成28年度に政府が策定した「児童相談所強化プラン」を拡充し、市町村における児童虐待防止体制の強化や中核市・特別区への児童相談所の設置も加えた児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含めた必要な財源を速やかに講ずること。

2. 子どもの問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。具体的には、児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするとともに、施設やNPO等民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化して役割分担・協働を加速する「児童相談体制改革」を行うこと。

3. 児童相談所間および児童相談所と市町村の情報共有については、仮に転居があったとしても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう、引き継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的に情報共有できるシステムを新たに構築すること。

4. 全国共通ダイヤル「189」を児童虐待通告に限定し、児童相談所の相談できる窓口につながるまでの間に未だ半数以上の電話が切れている実態を速やかに検証・分析し、その結果を踏まえ、児童相談所への通告の無料化の検討を含め、運用の改善に努めること。

5. 保育所や幼稚園・学校と情報共有を図ること。いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、SSWを中心とした学校における虐待対応体制を整備すること。

6. 児童虐待の原因・背景にある児童の経済的貧困の対策として、雇用の充実、保育所の待機児童の解消や子育て支援等を強めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月27日

大阪府泉南郡熊取町議会

最後に、議員提出議案第7号 地方消費者行政に対する財政支援の継続・強化を求める意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追－9ページをお開きください。

議員提出議案第7号 地方消費者行政に対する財政支援の継続・強化を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	浦川	佳浩
同じく		文野	慎治
同じく		鱧谷	陽子
同じく		二見	裕子
同じく		矢野	正憲
同じく		佐古	員規

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをごらんください。

地方消費者行政に対する財政支援の継続・強化を求める意見書。

高齢化の進展やインターネットの普及など、社会情勢を背景として消費者問題が複雑化多様化する中、消費者の安全・安心の確保は重要な課題である。

この間、地方自治体の消費者行政の取組は、国による地方消費者行政活性化基金・地方消費者行政推進交付金の措置によって一定の前進が図られてきた。しかし、この交付金措置が2017年度で一区切りを迎え、その活用期限が段階的に到来する中、地方自治体における消費者行政の取組の後退

が懸念されている。今年度の地方消費者行政強化交付金の当初予算24億円は2014～2017年度の年間の交付金予算合計額の5～6割以下の水準にとどまっている。

地方自治体が行う行政処分や国への重大事故情報の提供などは、その地域における消費者被害の防止や悪質事業者対策のみならず、我が国全体の利益に資するものであることを踏まえると、国は、地方自治体に自主的な財源確保を求めるだけでなく、恒久的な財政支援を行う必要がある。

加えて、成人年齢引き下げにも対応した若い世代への消費者教育の展開や、高齢者等の消費者被害を防止するための消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置など、新たな課題に対応する必要性が強まっているが、地方自治体では消費者行政を担当する職員はほとんど増えていない。消費者の安全・安心な暮らしを確保するためには、人員の確保や資質の向上等の体制強化が重要である。

よって、国においては、下記事項について特段の措置を講じられることを強く求める。

1. 現行の消費者行政強化交付金を継続・拡充し、我が国全体の利益に資する取組については、恒久的な財政支援を行うこと。

2. 地方自治体における消費者生活相談員などの専門人材や消費者行政を担当する職員を確保するための支援を行うとともに、その資質の向上のための研修を向上させるなど、体制強化に向けた施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月27日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上3件について、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

本3件については、議会議事規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、本3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、順次採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

まず、議員提出議案第5号 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議員提出議案第6号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議員提出議案第7号 地方消費者行政に対する財政支援の継続・強化を求める意見書の件を採決いたします。



本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

議長(坂上巳生男君)次に、追加議事日程第6 議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、次期議会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む。)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、平成30年9月定例会閉会から平成30年12月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、平成30年9月定例会閉会から平成30年12月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長(坂上巳生男君)次に、日程第19 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)質問に先立ちまして、このたび台風21号で被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、台風21号を通しまして数々の課題に直面しました。その中で、被災者でもあるにもかかわらず休日を返上して災害対応に一生懸命取り組んでくださいました職員の皆様に、この場をおかりし、心から感謝申し上げます。

とりわけ、今回の台風で停電が長引いた地域がございました。大原住宅、町営住宅でございますが、そこは停電でエレベーターもとまりました。そして、ポンプアップできないということで水道も断水しました。その中で、高齢者の方が住まれているお宅ですので、一軒一軒訪問されて、職員の方がポリタンクを提げて水の供給のお手伝いをされている姿を見させていただきまして、本当に感動させていただきました。

また、その中で、送電されたときには本当にその住宅の方、1棟も2棟も3棟の方も全て皆さんが拍手されていた、そういった場面に遭遇させていただきましたが、本当に感動する思いでした。本当に心に残るそういった場面がございました。そういった中で災害ごみの収集、また罹災証明の受け付け等いろいろあったわけですが、本当に職員の皆様がみずから被災者であるにもかかわらず休日を返上してそのように対応していただいたことに、心から感謝するものでございます。

また、その中で今度また台風24号が襲来してくるようでございますが、町民、行政、また議会が本当に一丸となって、いかなる災害にも負けない、そういった熊取町を構築していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ちょっと前段が長くなりましたが、一般質問をさせていただきます。

議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

まず、1項目めは食品ロス削減についてであります。

本来はまだ食べられる状態の食べ物が廃棄されてしまう食品ロス、日本で発生する量は2015年度推計で年間646万トンと試算されております。その量は、国連の世界食糧計画が発展途上国に食料を援助する量が約320万トンなので、その2倍に匹敵いたします。そして、その食品ロスのうち半分は一般家庭からのもので、具体的には日本人1人当たりが毎日茶碗1杯分の食べ物を捨てている計算になるそうです。一人一人がもったいないを意識して、日ごろの生活を見直すことが重要かと思えます。

食品ロス削減については、平成28年6月議会でも質問をさせていただきました。その後の状況についてお伺いいたします。

まず、1点目は学校給食現場における残食の状況ですが、どうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）食品ロス削減に関し、1点目の学校給食残食の状況について答弁いたします。

学校給食における残食については、季節やその日のメニューによって差が大きく、また、新学期が始まる1学期には大おかずや米飯の残食が多く、冬場の3学期には牛乳の残食が多くなる傾向が見受けられるところですが、残食の状況に関しては、大阪府等への報告事項には入っていないため、本町において統計的に詳細な数字は把握しておりません。そのため、学校給食の残食については、一定の目安として算出しました一昨年のご質問での平成27年度における全小・中学校の残食状況では、全体で8%を上回る残食が発生していたところであり、また、直近の29年度の全小・中学校の状況について算出いたしましたところ、同様に全体で8%近くの残食が発生しており、学校給食の残食には、若干の改善は見られるものの、大きな進展が図られていない結果となっております。

このような状況の中ではありますが、各学校現場での食育の推進について、栄養教諭を中心に給食時及び家庭科や保健学習等の各教科の時間を利用して、同教諭や学級担任から学年ごとに食べ物の大切さ、栄養素の働きやバランスのよい食事などを理解してもらうための指導を行うとともに、各小・中学校内の給食委員会や生徒会厚生委員会の取り組みとして、毎日の給食献立などの栄養黒板や給食放送での紹介、児童朝会や厚生委員会での給食残量調査の実施や残食を減らす声かけなどの取り組みを継続して行っており、また、29年度からは、米飯における熊取町産米での供給日数を大幅に増加し、3学期の間には熊取産ヒノヒカリでの米飯を供給するなど、地産地消の取り組みも進めているところでございます。

今後におきましても、栄養のバランスのとれたおいしい給食の提供に努めるとともに、子どもたちには、食生活が地域や自然の恩恵の上に成り立つものであることや、食の大切さを感じてもらい、給食を楽しく残さず食べてもらえるよう、より一層尽力してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いいたします、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）丁寧なご説明ありがとうございます。

残食につきましては余り変わっていないというところのご報告だったんですが、昨年度、中学校にエアコンが整備されました。前回質問したときにはやっぱりそういった食べる環境が悪いというご答弁があったと思うんですが、エアコンが整備されることによりまして牛乳等の残食はどういう状態になったのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）27年度と昨年度の比較になりますけれども、約0.8%残が減った、少なくなっております。27年度は全体で8.2%残っておったものが、7.4%までに減りました。そういうエアコン等も多少なりとも影響があったのかというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。ちゃんと食べられる環境もつくってあげることも大切かと思います。牛乳については、冬場は冷たい教室の中で冷たい牛乳はなかなか飲めないというものだったと思うんですが、エアコンが整備されることによりまして暖かい教室で冷たい牛乳も飲めるかなというふうに思っておりますので、またしっかりと給食指導をしていただきたいと思います。

2点目へいきます。

2点目ですが、食品ロスの残り半分の事業者から排出される食品についてです。フードバンクに寄贈し、フードバンクはその食べ物を福祉施設や被災地へ食料支援を行う活動をいたしております。未利用の備蓄食品をフードバンクに提供し、災害時にはフードバンクからも支援をしていただけるように、フードバンクとの連携についても検討してはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、災害備蓄食料の処理に当たってのフードバンク等の連携につきまして答弁申し上げます。

本ご質問につきましては、平成28年6月の一般質問の際にも同様の質問をいただいたところでございます。その際に、近隣市町の状況及び大阪府の状況について確認調査していく旨、答弁させていただいております。

まず、本町の備蓄食料の取り扱い等につきましては、アルファ化米や乾パンなど5年保存のものを中心に備蓄しており、保存期限が到来するものを計画的に更新してございます。また更新に当たっては、消費期限を残しながら入れかえることで、入れかえた備蓄食料等を消防出初め式等のイベントにおいて防災啓発品として配布したり、各自主防災組織における防災訓練において訓練参加者に配布し試食をしていただいたり、また炊き出し訓練に活用するなど、全ての備蓄食料をこのような方法で活用してございます。

近隣自治体の状況でございますが、今回ご質問いただき、再度岸和田市以南の5市2町に確認いたしましたところ、いずれの自治体も消費期限前に入れかえを行い、本町と同様に訓練や行事等において住民の方々に配布するなど活用しており、本町同様、全ての備蓄食料を活用するとのことでございますので、フードバンクと連携している自治体はございませんでした。

次に、多くの備蓄食料を抱える大阪府におきましては、府内市町村に配付し防災訓練や学校での防災授業等で活用しているものの、やはり市町村への配付だけでは処理できない備蓄食料もあり、一部をフードバンクに提供し、有効に活用しているとのことでございます。

本町におきましては、今後も備蓄食料を計画的に更新し、組織率が100%となりました各地区の自主防災組織及び自主防災組織連絡協議会と連携の上、各地区での防災訓練等で有効に活用していきたいというように考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。自主防災組織と連携しながら備蓄物資を有効活用されることはいいことかと思えます。ただ、フードバンクというものがある中で、災害協定をフードバンクとすることによって、本町の方で災害物資として備蓄物資が足らなくなったときにそういうフードバンクから提供してもらえるという、そういったことも考えられるということで提案をさせていただきました。そこまで、足りないというところまではいっていないというところかと思えますが、そういった有効活用についても、また今後検討していただきたいと思います。

今回、台風の関係で停電等ありましたので、私自身も訓練でいただきましたアルファ化米を食べさせていただきました。泉佐野市はそういった物資を市民の方に提供していたということもございましたが、そういうこともしっかりとまた今後対応していただけたらというふうに思います。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）ありがとうございます、ご提案いただきまして。

ちなみに、私どもも避難所には備蓄のものを置いて、避難者の方に召し上がっていただいたという現状もございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。

次に、3点目へいきます。

3点目は、28年6月議会でも、各市町村が目標を掲げて取り組んでいるところの事例として、3010運動や賞味期限と消費期限の違いの啓発とかドギーバッグ運動とかを紹介させていただきました。そして本町の食品ロス削減に向けての取り組みについても要望いただきましたが、その後の取り組み状況についてお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）食品ロス削減についての3点目、食品ロス削減についての取り組み状況についてご答弁いたします。

本町では、食品ロスの問題に関しまして、平成28年6月議会で渡辺議員からご質問があったことを契機としまして、各家庭に対して食品ロス削減や生ごみの水切り徹底を促すため、町ホームページにて食品ロスに関する記事を掲載するほか、町広報紙にも食品ロスに関する記事を毎年掲載しております。また、さまざまな環境問題を啓発することを目的として例年開催している環境フェスティバルにおいても、おとしから食品ロス啓発パネルの展示を行っております。

それに加え、毎年7月に小学4年生を対象に実施している環境教育セミナーの中でも、これまでは4Rの一つ、リデュースとして食品食べ切りの啓発を行うのみでしたが、今年度からは食品ロスという言葉を用い、1人1日当たりの食品ロス量がカップラーメン2個分であることを教材として具体的に示すなど、小学生にもわかりやすい説明を新たに追加し、食品ロスの削減に関する啓発を行っているところでございます。

さらに、平成26年度から平成35年度までの10年間を計画期間とし、ごみの排出量の減量化の推進や適正な一般廃棄物を処理する方法などを定めた第2期熊取町一般廃棄物処理基本計画の中間見直しを今年度行っておりますが、ごみの排出量が横ばいとなっている現状において、一般廃棄物の減量に有効な手段の一つとして食品ロスの削減を捉え、当該計画に明記するとともに、事業者に対しては、食品リサイクル法に基づく魚あらの再生利用、再資源化を図ることについてもあわせて同計画に位置づけるべく、8月23日に開催しました第1回廃棄物減量等推進審議会でご提案申し上げ、現在ご審議いただいているところでございます。

今後におきましても、継続して食品ロスの削減PRを行い、廃棄物の減量に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上で、食品ロス削減についての3点目、食品ロスについての取り組み状況についての答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）ありがとうございます。いろいろホームページ、また広報紙等でPRしていただいているということで、資料もつけさせていただきました。

まず、1ページ目は、やっぱりそれぞれお一人お一人が食品ロスの意識を持たないといけないということで、消費者庁から出ているもの、チラシがあります。2ページ目につきましては、それぞれの家庭編、また宴会編ということで、各家庭でできる食品ロスについての紹介も資料で載せさせていただいております、消費者庁からの分ですが。また、宴会編につきましては、前回も言いましたが、3010運動ということとかそういったものもあります。こういったものもしっかりと、消費者庁のチラシですが、また引用しながらPRをしていただけたらというふうに思います。

次に、4点目ですが、枚方市では、お一人お一人への意識を啓発するために、日曜日は食べのこサンデー運動を展開しております。資料をごらんください。資料3ページ目に載っております。日曜日は冷蔵庫の中に残っている食材を確認するなど、食品ロス削減を意識し行動する日としております。

そこで提案ですが、熊取町は月曜日を食品ロス削減の日と設定し、冷蔵庫にある残り物や、また消費期限等を確認して食品を無駄にしないように全部食べる食べマンデー運動を推進してはどうかと提案いたしますが、どうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）食品ロス削減についての4点目、月曜日を食品ロス削減の日と設定し、食べマンデー運動を推進してはどうかについてご答弁いたします。

先ほどの質問でもお答えしましたとおり、ごみの排出量が横ばいとなっている現状において、食品ロスの削減は一般廃棄物の減量に有効な手段の一つとして認識しているところでございます。

議員ご提案の食べマンデー運動につきましては、食品ロスを削減するに当たり、各家庭での気づきのきっかけづくりとして効果的な提案であると考えております。

本町としましても、今後食品ロスの削減を推進するに当たりまして、次回10月に開催予定の第2回廃棄物減量等推進審議会において、各家庭での食品ロスの削減に取り組む仕掛けづくりの試みとしてこの提案内容を紹介し、ご意見を頂戴しながら、前向きに進めてまいりたいと考えます。

以上で、食品ロス削減についての4点目、月曜日を食品ロス削減の日と設定し、食べマンデー運動を推進してはどうかについての答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） ありがとうございます。

まず、意識啓発ということで、日曜日は外食すると思うんです。ですので、月曜日は冷蔵庫にあるものをしっかり食べるぞと、みんな食べるぞ、全員家族みんなで残っているものを食べるぞという感じで、月曜日を食べマンデー、食べることを意識する食品ロスの曜日ということで決めて、推進をしていただけたらというふうに思います。また、いろんな環境展とかそういったところでも啓発しやすいことかと思えます。

枚方市も日曜日をそういうふうに決めて、それぞれの環境フェア、ごみ減量フェアとかそういったイベントでそういったことをPRしているようでございます。ですので熊取町は、「がちりマンデー！！」ではありませんが、食べマンデーということで推進をしていただけたらというふうに思います。

また、学校給食も先ほども言うてましたが、学校でも子どもたちに啓発できると思います。月曜日は食べマンデーやから給食全部食べましょうということで啓発をしていただけたらというふうに思いますので、前向きにご対応をよろしくお願いいたします。

では次、続きまして2項目めへいきます。

2項目めは防災・減災対策についてです。

今回、この通告は大阪北部地震を受けて台風21号前に通告しておりましたので、北部地震を受けての防災・減災対策が主点になっております。

1点目、6月18日に発生した大阪北部地震で、高槻市の小学校プールのブロック塀が倒壊し、女子児童が亡くなるという事故が発生いたしました。そのような事故を踏まえ、本町でも学校施設や通学路の緊急点検を行い、安全対策への対応を行って来ていますが、その現状報告をお聞かせください。

議長（坂上巳生男君） 貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君） 大阪北部地震による学校施設や通学路の緊急点検等の対応に関し、その現状報告についてのご質問ですが、答弁いたします。

本件の対応につきましては、去る7月6日の議員総会においてその時点での取り組み内容をご説明させていただいたところですが、その後の対応を含め、報告いたします。

本町教育委員会におきましては、6月18日の地震発生後、速やかに各小・中学校や町建築担当部局との連携のもと、緊急的に学校施設のブロック塀について、施設図面の確認や目視による安全点検を行い、各学校施設について一定の安全性を確認したところでございます。

しかしながら、北小学校及び熊取北中学校の学校の周囲に設置されているプールブロック塀については一定の安全性が確認できたものの、これらの小・中学校の開校時期が昭和55年度から56年度と古く、今後も劣化が進行するものと考えられることから、良好な教育環境の整備や安全・安心なまちづくりを念頭に万全を期するため、当該ブロック塀を撤去し、その後軽量の目隠しフェンスに更新することといたしました。

この具体的なスケジュールについては、既に改修業者を決定し改修工事に入っており、両校のブロック塀の撤去は8月13日から8月20日にかけて既に完了し、軽量の目隠しフェンスについては製作後に設置することとしており、工期は11月7日までとなっております。

このほか、中央小学校、南小学校及び熊取北中学校の学校敷地内にも高さが1.2メートル未満のブロック塀があり、これらのブロック塀については専門業者による内部点検を必要としたため、この8月中旬に点検を実施した結果、南小学校内の一部補修の必要な箇所を除いて安全性が確認されたところでございます。今後は、この部分的な補修を速やかに行うとともに、北小学校及び熊取北中学校のプールブロック塀の改修工事を完了させるなど、学校施設の一層の安全性の確保に努めてまいります。

また、通学路のブロック塀等の緊急点検については、6月21日付で大阪府から府内市町村に依頼があり、教育委員会と小・中学校の連携のもとに通学路のブロック塀等について点検確認を行ったところでございます。各小・中学校においては、通学路沿いにあるブロック塀について塀の高さや傾き、ひび割れ等を中心に点検し、その点検結果として、検討を要する85件を教育委員会に報告いただくとともに、地震発生後速やかに児童・生徒に対して、通学の際にブロック塀や看板などに注意して歩行するなどの指導を行ったところです。また、これを受け、教育委員会事務局において、その報告箇所を中心として約100カ所を巡回点検し、最終的に危険箇所と考えられる39カ所のブロック塀について既に大阪府教育委員会へ報告したところであり、その対応等については大阪府の教育委員会及び住宅まちづくり部とも協議調整中ですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。ご丁寧な説明ありがとうございます。

北小、北中につきましては11月7日までに軽量のフェンスを設置するということのご答弁だったんですが、見直し、点検した中で39カ所等もあるということです。通学路自体を見直すというところはあるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君） まだ最終的には確定ということではないんですけれども、基本的には、各通学路については各小学校で危険箇所等を主体的に決めておりますので、そういった動きの中では、今見直しという、特段そういう話は聞いてはおりません。

ただ、あわせて緊急点検という意味で、ちょうどきょう行っておるんですけれども、新潟市の児童のあいつた殺傷の事件がありまして、あれを受けてきょう、さらに1人になる場所であったりとか防犯カメラを新たにつけるべき箇所がないかと、別の視点で、これはブロック塀に関しての点検ですけれども、それにあわせて今、きょうも含めて警察等と回っておりまして、最終、各小学校ごとにマップを今年度更新を予定しております。そういったところに反映できるものもあればなど。一丸となって、ブロック塀に限らず進めておるところでございます。

ご質問の通学路については、そういった中で必要に応じてそういう議論は出るかと考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 今、子どもたちの安全マップを作成しているということですね。わかりました。通学路の見直しにつきましても、また随時各学校区単位で検討していただきたいなというふうに思います。

では次、2点目へいきます。

民間が所有するブロック塀についてですが、撤去、新設に対する補助制度を創設し、安全対策への対応を行ってくれています。今回補正予算等でも上がっておりましたが、申請状況と現状報告についてお聞かせください。

議長（坂上巳生男君） 阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君） それでは、ご質問の防災・減災対策についての2点目、民間ブロック塀の撤去・新設に対する補助制度の現状報告についてご答弁申し上げます。

本町におけるブロック塀等の撤去、新設に対する補助金制度につきましては、従来の民間住宅の耐震化に係る交付金制度を活用いたしまして、耐震化メニューの拡充ということで国の支援を受けるものであり、先月8月1日から受け付けを開始いたしました。具体的には、国・府・町が管理する道路等に面して設置されたブロック塀等で道路からの高さが60センチメートル以上のものを対象とし、ブロック塀等の撤去と、それに引き続き軽量のフェンス等を設置する工事について上限額20万円まで補助するというものであり、平成30年度末まで実施するものでございます。

現状につきましては、8月号広報で住民の皆様にお知らせして以降多くのお問い合わせをいただいております。8月31日現在、先月末現在で8件についての交付決定を行っております。それ以後、9月につきましても申請いただいております。きのう現在で13件の交付決定を行っているところでございます。また、申請には至っていない相談事案についても数十件ご相談をいただいております。

制度開始後、窓口や電話で多くのお問い合わせをいただいておりますが、引き続き制度の周知に努め、町内の危険なブロック塀等の撤去を促進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。本町におきましては早期にその補助について紹介し、そういった制度を創設していただいたことを感謝いたします。

今、申請が13件というところで、補正予算では20件とっていたと思うんですけども、13件ということで、これは一応今年度中になっておりますよね。その後、今回も先ほど上げました意見書の中で国に対して意見、要望させていただきました。来年度につきましては国の補助メニューがあるのかどうかにかかわってくるかと思うんですが、本町としてはどうするおつもりなのか、教えていただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君） 阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君） 国につきましても、いろんな形で来年度以降の補助制度の創設という部分について現在検討されているというふうに聞いてございます。ただ、中身については上限がどうか対象がどうかというところがわからないので、その辺も含めて来年度以降、国の制度との整合を図りながら実施をしたいなというふうに考えてございます。当面、今年度限りと。国の制度の状況が、当然これから国の予算も固まってくるので、その中で情報がもちろん出てきますので、それに合わせた形で見直しをさせていただきたいなというふうに考えてございます。

ただ、国の制度内容、大阪府も一定何か考えているような情報もいただいておりますので、その辺を含めて対応をまた検討してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。住民の命を守る安全対策ですので、町がまずは大阪府の中でも早期に補助制度を創設されたことは本当によかったかと思えますし、国も、私たち議会としても意見書を出しておりますので、補助としてそういった対応を検討していただければかと思えます。来年度の事業継続もよろしくお願いしたいと思います。

では、3点目にいきます。

3点目は、大阪北部地震で茨木市では高齢者の方が本棚の下敷きになり、亡くなられました。そういった事案に備え、吹田市では、地震の際に家具などの転倒による被害を軽減するために、家具等転倒防止器具を自力で設置できない高齢者の方や障がいのある方に器具の設置費用を助成しております。また、埼玉県小川町や千葉県野田市では、たんすや本棚、食器棚などの木製家具に市や町が用意した家具転倒防止器具を無償で取りつけまで行っています。防災・減災対策として家具転倒防止器具の設置助成を行ってはどうかと思えますが、いかがお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君） それでは、ご質問の3点目、家具転倒防止器具の設置助成についてご答弁申し上げます。

議員からご紹介ありましたように、大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況については、7月5日現在の内閣府の情報によりますと、死者4名のうちお一人、85歳の男性が本棚の下敷きになり亡くなったとのことです。

内閣府で設置されている中央防災会議における東日本大震災などのデータを受けた報告によりますと、家具等の転倒・落下防止対策をすることにより、家具等の転倒による死者数が約70%減少するという推計結果があり、本町においても以前から出前講座やパンフレットなどでのPR、啓発を行っており、先月実施しました耐震セミナーにおいても、耐震化の事例の一つとして紹介したところでございます。

家具類の転倒・落下防止対策については、家具類を金具で壁や床に固定するなどの方法があり、個人でも簡単に設置することが可能なことに加え、多額の費用をかけることなく大きな効果が見込めますので、引き続き啓発活動に努めてまいります。

議員ご質問の家具転倒防止器具の設置助成については、一定の効果は認められるとは考えられますが、当面はご負担が大きく被害が甚大となる建物の耐震化の補助制度を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。家具等転倒につきましては、先ほどご答弁の中に、それをすることによって70%も被害を減少させたということも理事みずから言っていましたので、効果はあるかと思えます。

今回、資料の中に吹田市の分と小川町の分を載せさせていただきました。また見ていただきまして検討していただきたいんですが、ただ単に費用だけを助成するのでは、なかなか高齢者の方は自分で取りつけたりできません。ですので小川町ではシルバー人材センターが取り付けをしているという、そういったことも本当に大変有効のかなというふうに思いますので、今後検討していただきたいというふうに思います。

高齢者の老人日常生活用具給付事業がありますよね、65歳以上の方の。その中のメニューに火災警報器や自動消火器、電磁調理器、福祉電話等があるんですが、その中の一つに家具転倒防止器具を入れてはどうかというふうに提案するんですが、いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 今提案いただいたということで、またしっかり持ち帰って検討はしていきたいと思えます。

現段階ではそういった制度はないんですけれども、高齢者の方々の安全・安心を守るために、生活支援の介護予防サービス協議会の中でそういったことをいろんな側面から話し合う場もありますので、そういったところで議論を深めていきたいというふうにも考えますし、また、シルバー人材センターの話が議員からもありましたけれども、ワンコインサービスとか30分以内で500円で取り付け、器具等は自己負担になりますが、そういったことも対応できるかなと。あと、現場の確認が必要なんですけれども、1時間当たりで1,000円から1,500円、業務の内容によるんですけれども、安価でシルバー人材センターが対応できるということで聞いておりますので、そういったところも当面は有効に活用していただきたいと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。まずは家具転倒器具を町が準備するということにつきましても、あわせて検討をお願いしたいと思います。老人生活給付事業の一つとして含められるかどうかも含めて、また検討をお願いいたします。

では、次にいきます。



3項目めは地域公共交通についてです。

いきいきくまとり高齢者計画2018によりますと、2015年度末の本町の高齢化率は26.0%、人口4人に1人が65歳以上とのこと、2025年には30%に達する見込みとあります。約3人に1人が高齢者ということです。計画書策定に当たり、町内の高齢者の方を対象に行ったアンケート調査によりますと、ふだんの生活で困っていることに、通院や外出といった移送に関するニーズが高いとの結果が出ております。高齢化に伴い、高齢者の移手段の確保がまちづくりの重要課題であり、フレイル防止、いわゆる虚弱体質防止のまちづくりを推進する上でも重要かと考えます。

国においても、そういった状況を踏まえ、改正地域公共交通活性化再生法が平成26年5月に成立しました。地域公共交通網形成計画等の作成を通じ、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を図る取り組みを支援してくれるようであります。本町は、その計画策定についてどのように取り組まれておられますか。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） それでは、ご質問の1点目の地域公共交通網形成計画策定についての取り組み状況についてご答弁申し上げます。

全国的に少子高齢化の進展、自家用車の普及等によりバス、鉄道等の地域公共交通の維持が困難になっていることを踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生のために地域における主体的な取り組み及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的として、平成19年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が施行されました。また、平成26年11月20日には法改正が施行され、新たに地域公共交通網形成計画が法定計画となったものでございます。

地域公共交通網形成計画につきましては、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすもので、国が定める基本方針に基づき、まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業等について記載するもので、地方公共団体が開催する公共交通事業者、利用者、学識経験者等が構成員となる協議会において協議の上で策定するものでございます。

大阪府下での策定状況につきましては、平成30年6月末現在で3市が当該計画を策定しており、策定に至った理由といたしましては、路線バスの撤退に伴う対策や路線バスとコミュニティバスの運行ルート役割分担、既存公共交通機関の支援などの理由により策定されたものとのことでございます。

現在、本町におきましては、路線バスとひまわりバスの役割分担は一定できており、路線バスの撤退についても事業者からの相談もなく、本年5月に実施しましたひまわりバスのアンケート調査においても「満足」「やや満足」「普通」と回答された方が80%という結果であったことから、取り急ぎ地域公共交通網形成計画を策定する必要はないものと考えてございます。

今後におきましては、地域公共交通の持続可能な運営ができるよう、路線バス事業者と協議を行ってまいりたいと考えてございます。また、計画策定につきましては必要に応じ検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。河内長野市と岸和田市と貝塚市、その3市が策定をしたというふう聞いております。地域公共交通に関してどれだけの問題意識を持っているかというところで、近畿運輸局と連携してそういった計画を立ててほしいということを国土交通省の交通計画課の方からお話を聞きまして、今回ちょっと提案というか、状況を聞かせていただきました。本町については必要ないというふうに思っているということがよくわかりました。

本当は次のほうを聞きたいので、そっちにいきます。

ひまわりバスについてですが、本町の主要な地域公共交通となるひまわりバスについて、先般利

用者アンケートを行っていただきました。そのアンケート調査結果から、今後、地域公共交通として利便性向上にどのように取り組みを検討されているのか、お聞かせください。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） それでは、ご質問の2点目のひまわりバスアンケート調査結果から、今後の地域公共交通の利便性向上のための取り組みについてご答弁申し上げます。

今年度実施いたしましたアンケートにつきましては、今後、より一層のサービス向上に資するため、ひまわりバスの利用者の属性、利用状況、運行内容に係る意見等の把握を目的に5月14日から5月31日までの18日間実施し、調査票275枚のご回答をいただいたところでございます。

調査結果といたしましては、年齢及び職業につきましては60歳以上の年齢層及び主婦または無職の職業層がともに8割程度を占めていることから、主な利用者は定年を迎えた年齢層であると推測されます。

また、主な目的地につきましては、上位から役場が18%、病院等が15%、商業施設が15%、熊取駅が13%となっておりまして、役場での手続や公民館等でのクラブ活動、通院・買い物・外出等日常生活に関係する利用が主な利用目的と考えられております。

また、満足度につきましては、「満足・やや満足」と回答された方が56%、「不満・やや不満」と回答された方が14%という結果になっており、前回実施いたしました25年度の結果と比較しますと、「満足・やや満足」が14ポイント上昇し、「不満・やや不満」が18ポイント下降していることから、ひまわりバスに対する満足度は上昇しているものと考えています。

また、料金設定につきましては「適正」が74%という結果となっておりまして、駅への乗り入れにつきましては、「駅乗り入れを要望する」が32%に対しまして「駅乗り入れを要望しない」が49%となっており、17ポイント上回る結果となっておりますことから、現行の路線バスとひまわりバスの役割分担について一定のご理解を得られているものと考えております。

ご質問の今後の利便性向上策の取り組みにつきましては、利用者の日常生活に関係する利便性向上策として、まずは利用目的の2位でもある商業施設付近へのバス停の設置等の検討を進めてまいりたいと考えてございます。また、路線バスとひまわりバスの役割分担につきましても、路線バス事業者と引き続き協議を行い、路線バス並びにひまわりバスが地域の公共交通としていつまでも継続して運行でき、利用者の利便性が向上するよう相互に協力してまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） ありがとうございます。アンケートの中身につきましては、私が一番聞きたかった利便性向上については1点だけ、商業施設という感じの答えだけだったんですけども、駅の乗り入れについて、今回これを私は言いたいんです。このアンケートを見ました。アンケートのとり方ですが、熊取駅乗り入れについてどうお考えですかというのに、まず、路線バスが衰退するとしてもひまわりバスの乗り入れを要望する、2、路線バスが衰退すると困るのでひまわりバスの乗り入れを要望しない、こんな書き方したら、それは皆さん、衰退すると困るからというのがふえて当たり前です。何でこんな駅乗り入れを要望する人が32%で要望しない人が49%かなというふうに思いましたら、このアンケートのとり方はちょっと問題ありませんか。まずは路線バスが衰退するということを前提にアンケートをとっている、それはおかしくないですか。住民の本意を聞こうと思ったら前段、こんなの要らないん違いますか。ひまわりバスで乗り入れしてほしいのか、してほしくないのか、それを聞くのが住民アンケートじゃないかと思うんですが、こんな聞き方をしたら、それは誰も困るというふうになるんじゃないですか。このアンケートのとり方はちょっといかがなものかと。住民本位じゃなくて南海バス本位のアンケートのとり方になっていませんか。その辺、このアンケートのとり方についてご説明お願いします。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） 今、議員がおっしゃられるように、単純に駅への乗り入れの可否について

アンケートを求めますと、利便性は向上いたします。歩く距離も減ります。100%とは申しませんが、皆さん駅乗り入れをやはり望んでおられるというのは私どもも実感しております。ただ、それを単純に聞くことによって、かなりの方々、半数以上の方々が多分駅乗り入れを望んでおられる。ただ、それに対して、なぜ駅乗り入れができないかという説明を次またしていかななくてはなりません。

ただ、今、近隣市町村の現状を聞いてございますと、ひまわりバスが駅に乗り入れることによって路線バスが衰退している、それはもう現実の話であって、各市町村からもそのような話を担当者から私どもも聞いてございます。南海からも、駅に乗り入れることによって収入が減れば、やはり衰退せざるを得ないということも聞いてございます。そんな中で、今回このような質問の形式となったものでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 私、この間、9月2日に4コース、ひまわりバスに試乗させていただきました。その中で自由が丘の方ですけれども、高齢のご夫婦が駅へ行くために、自由が丘なんで七山方面コースのバスに乗られて、一緒にバスの中でお話しさせてもらったんです。その方は駅へ行くというので、そのバスに乗って役場でおりて、そして青葉台コースに乗りかえて防災コミュニティ公園でおりて、駅まで歩いて7、8分、乗って利用しているんです。乗り継ぎをして歩いていっているんです。

でも、そのバスというのは、青年会場前でそのまま真っすぐ行ったら駅へ行くのに、青年会場前で左折するんです。左折して、そして大久保の交差点で右折して防災コミュニティ公園でおりるんです。そのバスが真っすぐ駅へ行って防災コミュニティ公園へ行ったら、その高齢者の方は歩かなくて、バスを駅前でおられるんですよ。そんな町民に利便性の向上、利便性の一番いい駅を回るといこと、住民はわざわざ乗りかえてまで利用しているんです。ですので、別に私は全てのコースが駅に乗り入れしなくていいと思うんです。ただ、駅に近い青葉台コースだけを駅に乗り入れするようにすれば、住民はそれを工夫して駅に行くようにします。そういうことがなぜできないのかなというふうに思うわけです。

そして、南海バスが撤退するとか言っていますけれども、路線バス、南海バスを利用している人の通勤や通学で利用している人と、また昼間の高齢者の方が駅を利用する人と、また利用者の層が違うんです。ですので、私はそれで南海バスが撤退するなんて考えられません。本当に乗る人が違うんで、時間調節すれば競合しなくて済む。お互いに利用しやすい、住民にとって利用しやすい南海路線バスとひまわりバスの体制ができるんじゃないかなというふうに思っておりますので、住民の本当の声、生の声を聞いて一度試行的にやってみて、それでもやっぱりちょっと南海がしんどいなというんやったらやめておくとか、何かそういう本当に住民の目線に立ったひまわりバスの運行を考えたらどうかと。

住民がわざわざそんな、何でそのバス、青年会場前から左折して大久保から回ってコミュニティ公園へ行くんですけれども、その間に別にバス停はないんですよ。ただそこへ行くだけなんです。それやったら駅前を通ったら行けますやん。何でそういうわざわざ駅を避けたコースを組んでいるのかなというふうに私は乗っていて高齢者の方とお話を聞きながらそんなふうに感じましたので、今回はその分につきまして、アンケートのとり方もちょっと納得いかないので意見を言わせていただきました。

もう少し利便性の向上について、今、地域公共交通網形成計画等考えていないということでしたが、それであるならばちゃんと民間バスとひまわりバスとがともにやっていけるような設定を考えていただきたいということを要望し、5分前になりましたので次へいかせてください。要望だけお願いします。

じゃ次、4項目めは医療用ウィッグ等購入費助成事業についてです。

さて、皆さんご存じでしょうか。今静かな広がりを見せているのがヘアドネーションです。髪を寄附する活動のことです。一定の長さに伸びた髪を美容院でカットしてもらい、医療用ウィッグをつくるために寄附をする活動です。完成したウィッグは、抗がん剤治療で髪を失った子どもに無償提供されます。年齢や性別、髪質を問わず活動に参加できるそうですが、一つのウィッグをつくるのに30人分の寄附が必要になるので、希望者全員に行き渡らないのが現状です。

子どもに限らず、抗がん剤治療等で医療用ウィッグを希望する人はたくさんいます。医療用ウィッグは一般のウィッグと違います。治療中は脱毛がありますが、治療がある程度終わった段階で髪の毛が生えてくるので通気性のあるもの、また、生えてくる髪の毛を傷つけないように頭皮を守るようなものでないといけません。価格はピンキリで、一番安くて2万円ぐらい、高いので15万円から30万円するそうです。医療保険や医療費控除の対象にもなっておりません。そのようなことに鑑み、がん患者の方が治療と就労の両立及び社会参加により、療養生活がよりよいものとなるように、がん治療に伴う脱毛など外見の変化に対する補正具の購入費の一部を助成する自治体がふえてきております。

河内長野市は、本年4月より助成事業をスタートいたしました。本町も、がん患者サポート事業として医療用ウィッグ等購入費助成事業を行ってはいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、医療用ウィッグ等購入費助成事業につきましてご答弁申し上げます。

まず、当該事業についてでございますが、がんの闘病中に抗がん剤治療などによって脱毛が生じるなど外見の変化があった方において、社会参加や就労との両立を促し、療養生活の質の向上を目的とした医療用ウィッグ等の補正具購入に対する費用の一部を助成する事業となっております。府内では唯一、河内長野市が医療用ウィッグ購入に対する助成を実施しておりますが、利用者は数名であると聞いております。

現段階におきましては、府内での導入状況が1自治体であること、本町におけるニーズがどれくらいあるのか不明であるということ、また町単費での実施となり、行革による事務事業の見直しを行っている中で新たな助成事業の導入については慎重にならざるを得ないことから、当該事業の実施は考えていないところでございますが、今後におきましては、府内の状況を見守っていくとともに当該制度について研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。資料に河内長野市の助成事業につきましての内容をつけさせていただきました。理事も調べていただいているかと思いますが、府内では今、河内長野市だけですけども、それをやるということで当初、予算を10万円ということであってほしいんですが、結構皆さん申請に来る方がおられまして、今現在6人の方が申請をされているということで、結構口コミで、そういうことをやってくれているということで応募されている方があるというふうに関内長野市から聞きました。需要があるということで、増額補正も検討しているというふうなことを聞いております。

それぞれ、秋田県や山形県、福井県、鳥取県、島根県とか県レベルでやって取り組んでおられますので、一行政がやっているところは少ないかと思いますが、ウィッグだけではなくて乳がんとかの補正具、そういったものも全然保険とかもきかないんで助成するというのも、そういうところにつきまして考えていただくことも、本当ががん患者というか、そういう方たちの生きる希望というか、そういったものになるかと思いますが、そういった助成事業につきまして、まだまだ余裕がないというところですが、そういう人たちが活躍できる場を提供するためにもまた今後検討していただけたらなということで、ちょっと提案をさせていただきました。

何とぞ、また情勢を見ながら、熊取町はこういうことをやっているんやというPRになりますの

で、検討していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。早く終わりたいんですが、ありがとうございました。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）以上で、渡辺議員の質問を終わります。

次に、文野議員。

1番（文野慎治君）それでは、2番バッターでよろしくお願ひをいたします。

今回の質問は、6月議会で町長とPTの問題につきまして、かなり2人で討論をする時間があったんですけども、相談してくださいねというような形で別れたんですが、8月の広報でコメント的なものが出ていまして、それで一般質問の通告のときにはかなり私なりにええっと思って、一方的にこれが出たなと思うことと、それで9月4日に備えて燃えていたんですけども、災害の関係で議会日程が変わってくる中で最終日にこういう機会になりました。若干熱が冷めていたんですが、先ほどの渡辺議員のひまわりバスに対する熱い思いで心揺さぶられまして、私ももう一回ファイトが燃えてきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、8月の広報くまどり掲載文の位置づけと真意についてお答えいただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、債権回収PTからの報告及び町長コメントについての1点目の広報くまどり掲載文の位置づけ、真意はについて答弁します。

8月号広報に債権回収プロジェクトチームからの報告として掲載したのは、債権回収プロジェクトチームは、平成28年12月議会定例会において2件の請願を賛成全員で採択されたことを受け、平成29年3月に町顧問弁護士を初めとする行政訴訟に精通する5名の弁護士による債権回収プロジェクトチームを設置したことについて平成29年4月号広報に掲載しており、本年3月に債権回収プロジェクトチームから損害賠償債権の回収等に関する調査報告書が取りまとめられたことについて住民皆様に周知するため、広報くまどり8月号に掲載したものです。

また、広報紙の掲載にあわせ、債権回収プロジェクトチームからの調査報告書において、談合事件から住民訴訟、損害賠償請求訴訟に至る検証の結果を受け、町長としての思いを町長コメントとして掲載したものであります。

以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。位置づけと真意、町長コメントということでありました。

まず、順番としてですけども、町長、私は6月の議会の中で町長に数々の提言という部分、後段部分にさせていただきました。この位置づけというのは、今お言葉があったように、住民の皆さんに知らせていく、PTの報告書が出た、そしてそのことについて町長のコメントとして書いたと、そういうことなんですけれども、そして、例えば6月議会でかなり受けとめていただいたかなという期待はしていました。結論的に言うたら年内にきっちり総括しようよということを、町長も私の幾つかの提言の中でかなりの部分は同じ思いやという思いがあったんです。その中でこのコメントが出てきたんです。これはやはりおかしいなど。それも広報くまどりなんですよ、出してきたのが。見開いて2ページ目の下ですよ。

広報くまどりについては、全然また別の機会のときに私も提案をさせていただきました。平成29年3月議会で一般質問をさせていただきました。そのときの要約をすれば、広報くまどりというのは広報紙だけれども、住民の皆さん方がきっちりそれによって情報、あるいは町長の、先ほど答弁ありましたけれども、コメント、このことについて町民の皆様には知らせるための広報媒体とすれば、それはふさわしいのかという提起を、広報くまどりの現状を変えていきたいと思いますという提案をさせていただきました。近隣市町の広報紙を私は全部その議会のときに集めまして、こういう折ってしまっただけならもう終わりという熊取町の広報に対して苦言を申し上げました。私はちょっとサービスのつもりで、町長これは発行してから賞味期限3日ですよといったら、町長答弁で、

いや1日やおっしやっただですよ。

こういう形だけれども、しかしこれも大切な町税を使ってやっている広報の媒体です。同じお金を使うんならもっと見やすい、保管してもらいたい、そして町の行政なりそういう町の動きが全部わかるような広報に変えていきましょうねという形で、検討しますというような形、今考えているんやということがあって、きょうの趣旨とは違いますが、何を検討したかなと思ったら、年に4回だけ表紙と裏のページはちょっと写真はカラーにします、その予算は変えていません、紙の質を悪くして同じ予算で広報を発行します、これが、29年3月議会で一般質問させていただいたときの広報くまりの現状までの変更点なんですよ。いっこもまだ変わっていない、賞味期限1日やという広報くまりの、それも1枚めくった2面の下に書いているんですよ。

私のきょうの質問資料、なかなかこの字の大きさでは見えないと思ひまして、拡大したやつを配らせていただいています。これをよくよく見ていくと、先ほどご答弁ありましたが、町長コメントというのは、真ん中ぐらいからちょっと一つの囲みを入れているんですが、その上は債権回収プロジェクトチームからの報告及び町長コメントということで、報告というような形で前段の経過が書いているんです。

問題は町長コメントなんです。これは、私なりに何行かの囲みのコメントを読ませていただきましたけれども、大きく分けて、損害賠償請求額の決定までに皆様に多大な負担をかけ、当時の町長の対応は全く無責任で反省すべきものと強く感じております、これが一つ、要旨は。次の行です。

「当該報告書は」、この報告書のことについて「貴重な検証結果」でありということで、一応きれいな文面になっているんです。3点目に、「損害賠償債権の回収については」ということで、回収についてどういふかなと思った文章が「完納した業者」云々と書いていて、その後に結び的に「今後の回収については逃げ得を許さない断固たる決意のもと、調査報告書での付言を真摯に受けとめ、債権回収プロジェクトチーム委員でもありました本町顧問弁護士の教示を得ながら引き続き取り組んでまいります」ということなんです。

これは、例えば6月に1時間かけて町長とこの話題で話をさせていただいて、提言というような形で問題点、もうずっとこれをやらせてもらっているから言わせていただいたけれども、町長のコメント、6月の議事録をよくよく読んでおって、これは当初は皆さん方がつくった理事者側の答弁としてはこういう言葉があったけれども、町長の後の答弁の中ではこういうことを一歩踏み込んだ答弁を実はされているんです。

そこで、もう2点目も一緒に聞いてみます。こういう形で出しはりましたけれども、今後のこの問題についてどのような形で考えておられるのか、町長の生のお声で聞きたいなというふうに思っています。いかがですか。

議長（坂上巳生男君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 今後の考え方についてでございます。広報紙にコメントとして掲載いたしておりますが、債権回収プロジェクトチームからの報告書は今後の熊取町行政にとって貴重な検証結果であります。これからの公共事業全般において、住民の皆様にも多大な損害を与える談合は断固として許さない決意のもと、公共事業の全般において二度とこのような事象が起きることがないように、入札制度については適宜検証を行いながら適切に対応することとし、損害賠償債権の回収につきましてはかなり厳しいというふうな状況にはありますが、顧問弁護士の教示を得ながら取り組んでまいりたいと、そのように考えてございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君） 文野議員。

1番（文野慎治君） 6月議会が全くなかったような感じの今のお答えなんですよ。なぜあのとき踏み込まれた感情をもう少し入れられた形が町長の答弁としてできないかな。今思うと、町長は調査報告書を見て、残念だと。残念で悔しい思いもあるから残念なんだろう、前町長、元町長の責任のことも言われていましたから。そういう思いの中で町長として何ができるか、そのことを申し上げたんですよ。ある意味、PTの調査報告書の限界の部分を超えて、藤原町長として、政治家藤原敏

司さんとして何をするかということ私は提言させていただいたように思っているんです。言葉的には物すごくダウンしているんです。

それと、もっと言うと、ここに書いてありますよね。今後逃げ得を許さない断固たる決意のもと、これは半年前もそう言うてはりますよ。逃げ得を許さない断固たる決意というのは何なんですか。何をするんですか。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）行政が業者に対するそういった談合を許さないというふうな意識を持つ中での、当時の関係者についての毅然とした態度を図っていくというふうなことで、業者に対応していきたいというふうなことを考えた次第でございます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）ちょっと意味不明です。逃げ得を許さないということは、逃げて得をしている者、住民の血税を奪った業者に対して逃げ得を許さないという態度は、政治家藤原さんとしてはどういう態度をとるんですか。そのことを聞いておるんです。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）思いは6月議会と変わりございません。本当に当時の関係者の皆さん方への対応については憤りを感じているというのが現状でございます。

この間、岩本弁護士といろいろな対応のあり方について、方法について、その旨、私の胸の内を明かしながら、そういったことについて何ができるか、こういったこともできないのかというふうなことを相談をかけた結果ではございますが、その中で顧問弁護士からは、答えとしては肯定できないというふうな、肯定したところでこれは無駄に終わる、そういう公算が大きいであろうと。無駄なお金をかけて職員に仕事の量をふやしながら進めていくのも、これは住民サービスを行う上で、かえって皆さん方から不評を買うのではないかと等々のご意見がございましたので、担当顧問弁護士の意見に従ったというふうなことでございます。

気持ちは6月議会で文野議員にお伝えしたとおりでございまして、当初から前町長を訴えることはできないかみたいなことも申し上げてきましたけれども、それはなかなか難しいやろうというふうなことを延々と説明を受ける中での判断でございます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）町長、何かどこかで勘違いされています。6月も言ったけれど、PTのプロジェクトの報告書はもう限界なんです。それはお互い認めせざるを得ないんですよ、法的にどうであったかということ。だから町長を初め、正直に残念や、悔しい、夜も寝れへんということがあったんですよ。

でも町長、先ほど町長コメントを3つに分けました。町長の「私」という言葉の主語の部分でいえば、平成29年9月の一般質問で、先ほどの話ですよ。中西前町長に対し、業者に対する債権を過去に回収を怠り、町及び住民に多大な損害を与えたとして、藤原町長から訴訟の提起をすべきやと私は言うたんです。そのことに関しての答えとして、現状は私の正義感においても認められない、判決文を公にしないなど、情報操作があった、あつてはならないこと、早期にやるべきことを実行すれば長い時間はかからなかった、行政に対する不信任は払拭されていない、社会的、道義的に中西前町長の責任は重い、熊取町議会の本会議の中の町長の答弁としてお答えになっているんです。それはわかりますよね。事実ですよ。そういうことを、このコメントで載せているだけでももう終わりなんですかということをおっしゃっているんです。

ですから、プロジェクトチームは、その後で私らの会派がもうずっと談合問題を言い続けている中で、PTを設置するという英断を下された議会があったんですよ。そのことについては本当に評価しています。その中でできることとできんことが報告書の中で出てきて、もうできへんなどということになったんですよ。ですから、町長の政治家としての言葉として、いつまでもこの問題をずるずるじゃなくて、6月も言わせてもらったけれども、年内に熊取町としてこの状況はもうピリオド

を打ちましよう、宣言ましよう、こういうことを言わせていただいたんです。

しかし、おかしいんですよ。このコメントが載って、そして10月の広報、今度は真ん中ぐらいの6ページです。「損害賠償金などの回収状況」というのが出てきているんですよ。議会の日程が変わった中で、当初一般質問させていただいて、重光議員から会派質問の中で資料をとということで、さきにきのう討論させていただいて数字も出ています。この表についても物すごく違和感を感じるんです。数字、これの意図は何なんですか。

きょう皆さん方には、先ほどの拡大したもののプラス裏に表をつけさせていただいています。これを見ていただいたらわかるんですが、これは7月の時点の数字なんです、最終的に34年9月に回収見込みというのが2億7,800万円、58%、表の真ん中を見ていただいたら、7月末で2億4,200万円、50.5%、一番上に書いています現状、3社が分割払いで賠償中、毎月113万円なんですよ。これが平成34年9月には終わるが、回収率は58%にとどまるんですよ。

先ほどの町長コメントの中の逃げ得を許さない断固たる決意のもとで、回収プロジェクトチームからあった教示を得ながら引き続き取り組んでまいります、この中身は6月も言ったかどうかかわらないですけれども、要は半年に1回ぐらい、滞納している業者のつかんでいる口座について銀行に照会をするぐらいの話ですよ。結局、113万円34年9月まで毎月毎月入ってくるだけなんです。51%から58%にあと、なるだけなんですよ。なのにこのことを載せる。

そして、10月の表のけしからんのは、2億4,195万円、それで住民訴訟認定額3億7,474万円と書いてあるけれども、これの今入っているパーセンテージは65%になるんですよ。遅延損害金を抜かしているんですよ。個人のそういうふうなものは抜かして確定額だけ書いてあるんですよ。これはもう悪質な情報操作としか言えないですよ。今までそういう指摘もやらせていただいたことがあると思いますが、今回、8月で町長の一応締めみたいなコメントが出て、そして10月にこの表が出て、あっ続いて取ってんねんなど、これはこのままで割り算したら65%になるんですよ。そうじゃないでしょう。この表にあるように、個人の人は2人で9,000万円あるんですよ。そういうふうな形で、そやから、そういうことは、今こういうスペースがあったらこういう形で回収率はここまで来ますというのはいいいでしょう。しかし、6月に討論して、そして8月の広報でこういう町長コメントを載せて、何かこの問題に関心のない人から見たら、ああまだこれからお金が入ってくるんやな、町は頑張ってるんやなというふうな思いを持たせたらだめなんですよ。でないと組織も、町長おっしゃるように、このことを経験として次の時代へ行けないんですよ。だから決着を年内につけましよう。

会派質問でも、きのう重光議員の中からもありましたように、議会にも相談してくださいと。きょうの29年の決算に関しての賛成の中でも言いましたけれども、やはりこれは議会もちゃんと腹を据えて検証して、ある意味コメントを出さなあかんと思います。だから、僕が言わせていただいたのは、町長とそこは腹を割って相談してください。これは個人的に話をしたときに、こういう問題で記者会見と言うたけれど、そんなんで集まってくれるかなという話じゃないんですよ。やらないかんのですよ。だから、町民が誤った期待とか、まだこの問題は進んでるんやなというふうな思い、これは年内でやはり決着をつけないかん、このように私は思います。そのことについて町長、どうですか。

議長（坂上巳生男君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 広報への掲載につきましては、これはもう支払いを行っていない当事者への警鐘というふうな意味も含めてのことだと一つは理解していただければありがたいなと思います。

あと、このことにつきましては、いろんな私が今まで情報公開をもとにということを行った中で、このことに関しましては、このコメントを含むこれらの情報につきましては、まだまだ情報発信についてのツールを探す中では不十分かなと、そういうことを考えた次第でございます。

文野議員がおっしゃっているような記者会見、これも当然このことに関しての発信の一つのツールになるであろうかなと思います。そうした中で、また再度住民の皆様方に関心を持っていただい



て、こういう業者も町内にはおるよというふうなことも意識をしていただく中で、行政、議会の皆さん方にもそういったこと責任を共有してもらい、そういった住民からの監視ですか、言葉がいか悪いかどうかわかりませんが、そういったものに役立てていきたいというふうに思います。文野議員がおっしゃっているように、記者会見もこれは当然必要なと思います。それに向けて議会の皆さん方と協議しながら進めていきたいというのが私の本音でございます。

もう一つ言わせていただければ、これはちょっと余談になるんですけども、行政だけではなくてその当時の議会の中にも問題があったということがある中で、このことについてはその協議の中でまた申し述べたいと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 文野議員。

1 番（文野慎治君） 町長、もう本音でやりましょう。住民の方が、ちゃんとしてお金を使うてやっている広報やから、何でもほかの情報皆さん欲しいんです。その中で、たまたま一番大事なけじめをつけようというときにこういうところで2ページの裏にこそっととか、あるいは2カ月たったら回収、電卓をたたいたら65が出るわ、ああ入ってるやんというような誤解があるような、そんな形はもうやめましょうよ。もうこれは、今3社払ってくれている方がずっと約束を守ってくれてやってくれる、そのこと、それと完納してくれた人への思い、その人たちにもやっぱりけじめをつけるということは6月に言いましたよね。

しかし、一番大事なことは、住民の人が町長と同じように、我々議会と同じように怒りを持って、熊取町でそういう談合、何か工事があるとか、何かそんなときにはいつもそういうことを思ってもらえるバリアを、町の顧問弁護士をかえてくださいと言ったときは、業者を守るバリアを張っていた町の顧問弁護士やったらだめやったんです。だから町長にお願いして英断を下していただいて、町の、町民の財産を守ってくれる、バリアを張ってくれる今顧問弁護士になっているんですよ。だから、そういうことも町の皆さん方には発信する機会なんです。今おっしゃっているように、もう二度と熊取町ではそういう不正な、社会正義に反するようなそういうことはできないんだということを、町長の口からやはり発信していただきたいというふうに思っています。

時間もあるんで、町長、もう提言という意味で言わせていただきました。先ほども言うたように、現町長の職につく政治家が法的にはどうしようもない、前町長、元町長の責任なんかに対して、やはりあるまじき態度だったということと言える、そして2つ目は組織の意識改革をしてください。そして、これはそういう一番初めの事件の発端になった、ボーリングに町に行ってという判決文の中に、検察調書なんかを読んだ我々と、町長も読んでいますよね、議員のときに。その者からしたら、そういう雰囲気をつくっていたやっぱり組織なんです、熊取町は当時。それは絶対だめなんだということをもう一度今おる現職の職員に徹底していただいて、組織を意識改革していただきたい。それと、完納業者への感謝のメッセージ、完納業者も被害者や、公平・公正の観点からやってくれ、それともう一つは、PT報告書の資産状況の塗り、マスクしているところは、やはりこれは町長、出しましょうよ。そこは業者が、弁護士はこんなやったらひよっとしたら訴えられるかわかりませんよと来たら、訴えてもろうたらいいじゃないですか。町をそうやって訴える、言うたら自分がそういう悪いことをして町に払わないかん賠償金も払わんと逃げようとしている、その人が、うちの会社の名前、個人の名前を出したからけしからんと言うて訴えてきたら、訴えてもろうたらいいじゃないですか。弁護士を雇うお金があるんですよ、そこは。そういうようなことも、もう腹をくくってください。それと債権時効の停止手続、これも並行してやりましょう。きのう会派質問の中で時効の話がありましたけれども、先に先に手を打っていきましょう。

そして最後に、二度と談合事件を起こさない談合決別宣言、これを町長の政治家としての正義感を持って議会と一緒にやりましょう。今、町長、議会のほうの問題もありました。議会に対して情報操作、書類を出さない、あるいは一人の弁護士の見解をもって、ほかには在野の弁護士の意見を聞いたらいやこういう道もあるということがあったか知らんけれど、しかし当時のこの間の議会の中

でも、きょう配っている議会の中の一番下段の中で、順調に賠償金が入っていたのが急にとまった、それは何があったかというたら、町の債権者破産の請願が否決されたら足元を見て、逃げる業者は逃げた。やっぱり議会の議決一つがこのパーセンテージに、今こういう低空飛行やということの原因であるということも、議員も皆わかると思うんですよ。そういったことも、12月議会をめぐって議会の中でも議論したいなというふうに思っています。

町長、今おっしゃったようなこと、余計なコメントを出すというのはもう終わりにして、8月号でいいですよ。きっちり年内に、町長の歩調に議会も合わせますから、相談しながらやっていくということを明言していただけませんか。記者会見でも何でもやりましょうよ。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）記者会見は行方中で、熊取町の談合決別宣言も含めたそういったもろもろのことについて住民の皆様に周知を図ってまいりたいと考えておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。それでやっていきましょう。お互い、重たい荷物ですよ。でも、やっていきましょう。

そしたら、2点目です。

町長は身の丈に合った行財政運営ということをよくおっしゃいます。今の町組織の問題点について、平成29年9月あるいは12月議会で問題点の指摘を、9月は会派代表質問、同じく9月に決算審査特別委員会、そういう中で意見を申し上げて、これの議論のきっかけになればなということと言わせていただいております。特に決算審査特別委員会で言わせていただいたのは、議会対応の理事者が余りにも多過ぎるんじゃないですか、これは実は本筋じゃなかったんです。やっぱり機構を変えていこうと思う今の現状の機構だからこそ、26人も27人もずっと理事者の方が議会でその席に座っておられることを指摘させていただきました。

熊取町は議員が14人に対して理事者数が27人、岬町は議員が13人で理事者15人、堺市は政令都市で議員48人で理事者23人、こういう形でやっているから、これは決算審査特別委員会の中で言わせていただいて、それこそ本会議、そのときの最終日では意を酌んでいただいて、町長もずっと思っておったことやったということを副町長からもあったんですが、今みたいな体制になっています。どんどん質問に関係ない人は、答弁しても後関係なかったら席を離れていただいている、これはいいことだと思います。

しかし、私がこれを指摘した心の問題は、実はやはり町政規模に合った職員数あるいは任用、こういったことが熊取町はどうもできてへんのと違うかなと、頭が余りにも大き過ぎているからそういう担当割をしているから、答弁は誰それ担当、誰それ担当ということで27人も寄ってたかって答弁する、そういうふうな形になっていたのと違うかなと思うことがきっかけやったんです。

そこで、町長はよく身の丈に合った行財政運営と言われますので、議論が進んでいると思うんですが、職員数の財政規模、熊取町に合った職員数の議論あるいは任用のあり方についての議論、2つに分けて書いていますけれども、一括で答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、町組織の問題点についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の財政規模に合った職員数の議論についてでございますが、平成29年12月議会でもご答弁申し上げましたとおり、本町では厳しい財政状況等を踏まえ、従前より行財政改革のもと人件費の削減に取り組んでおり、職員数につきましても、新規採用者数の抑制などにより削減を進めてまいりました。

そして、平成29年度策定の第3次行財政構造改革プランアクションプログラムにおきましては、職員数の削減を位置づけ、事務の総点検を行い業務を削減することにより、平成30年度から新規採用者を定年退職者のおおむね2分の1以内に抑制するものとしているところでございます。

さらに本町では、今回の行革の取り組みを前倒しにし、平成29年度から新規採用者の抑制を行い、その結果、平成28年4月1日時点の職員数は334人でございましたが、今年度、平成30年4月1日時点で321人であり、既に13人の削減を行ったところでございます。

このように、職員数につきましては、既にアクションプログラムで位置づけておりますとおり、まずは業務の見直しや事務の効率化を徹底し、業務量を精査した上で着実に削減を進めているところでございますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

続きまして、2点目の任用のあり方についての議論についてでございますが、こちらも、平成29年12月議会でご答弁申し上げましたとおり、部長級を初めとする各職員につきましては、多種多様な行政上の課題などに迅速かつ的確に対応するため、その業務量や重要度に応じて配置しているものでございます。

1点目のご質問と関連いたしますが、今後は業務量の削減を行いながら業務量に見合った人員数を考えていくことを基本とし、特に管理職職員のポスト数については、必要性を精査しながら最低限にとどめてまいります。

なお、既に一部の部におきましては取り組みを実施し、平成29年度には部長級を4名配置しておりましたが、平成30年度には部長と理事1名の2名配置へと削減を行ったところでございます。

厳しい財政状況の中で、行政サービスを低下させることなく限りある職員数を削減していくには、何よりも全職員一人一人が事務の効率化を行い、最大の効果生み出すことも必要不可欠でございます。その実践のため、組織の見直しを行いつつ、職員研修や人事評価などを通じて職員の人材育成に努めてまいりたいと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）今、部長からご答弁いただきましたが、これは船長である町長の指示のもとでそういう形で進んでいるのでしょうか。今の答弁を聞いていただいて、町長、私はもっとこう思っただけで、ねんとか、そやけどまだ遅々として進めへんものがあるんやとか、そういうふうなことがあったら、町長の悩みとか、そんなのがあったら一回聞かせていただいただけませんか。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）部長と理事級、こういった関係が今の状態でいいのか、これはもう議員のときからずっと思いながら考えていた部分もでございます。担当に分かれて、より皆さん方への説明を丁寧、間違いのない答弁をするという意味ではそれも必要かなというふうに思った時期もありましたけれども、それは言いわけに近いような感じもするわけです。やればできる、そういった形で行財政改革を進めていく中で、職員の皆さん方、それぞれ担当の中で1.1倍、1.2倍のそういった仕事をやってもらう以上、部長の皆さんにもやっぱり1.1倍、1.2倍、より以上、1.5倍ぐらいの仕事をしてもらって部長というポジションが高くなるのではないかなと思います。

日々の判断をしていくのが部長であるというふうに思いますので、それなりの経験を積んだ方が部長になっているはずなんです。その部長へ向けての理事がおられるということでもありますけれども、これは別に課長の中でしっかりと研さんを積んで仕事を把握しておいてくれれば課長から部長へというふうな昇級も可能はずなんで、それをさらに進めていきたいというふうに思います。

今の段階では既にごらんのような人数になっていますので、これもちょっと時間をかけて、そういった私の思うようなところへ任期の間にいけたらいいんですけども、そういうところへ持っていきたいなというふうに考えている次第でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）もうわかってはるから、これはもう言わんでいいことかもわかりませんが、くれぐれもここでおる人数が減ったらええという話と違いますから、それだけは間違わんといてくださいね。それで満足せんといてくださいね。

前回この問題を言わせていただいたときに時間もなくて、それとその後、ことし30年2月14日、15日と、熊愛の会と未来の合同で熊取町とよく似た自治体を視察させていただいたんです。どこかといえば福岡県なんです。福岡空港のすぐそば。昔は炭鉱のまちで、ボタ山がもうすっかり木々が緑になって山になって、しかし福岡市のベッドタウンなんです。そこは合併せずに、熊取町と同じように町で皆頑張っているんです。4万人弱であったり4万3,000人であったり、そこを実は見に行ってみりました。

1つ、3万7,603人、当時の資料なんです。糟屋郡宇美町というところへ行きました。そこは、これも何かのときに発言したんですが、部制ではないんです。何々部がなくて課と係で構成されていて、課は19、熊取町の課は37。係は39、熊取町は56グループ。したがって、課長以上の管理職は熊取町の約半分で、係も約3分の2。福岡県全体は町村に7級職を置くことを規制しているらしいです。そういうふうな形でありました。

もう一つの志免町というところは、人口は4万5,420人、ここも課と係で構成されていて、課は16、熊取町は37。係は39、熊取町は56。課長以上の管理職27人で、熊取町と比べると非常に少ない。こういう状況で、いろいろ向こうの方とお話をする機会、いろんな資料もいただいてまいりました。

糟屋郡の町は、大体財政規模、人口は熊取町とほぼよく似ているんです、どこも。視察としてお話を伺ったのは2つなんです。あと3つ4つ固まって町がありまして、町役場へ言っているいろんな統計の資料なんかをもらってきたんですが、ほぼ同じでありますけれども、職員数は熊取町に比べてどこも30%は少ないです。部がなく、課長が熊取町の部長の仕事をしている。係は熊取町のグループに相当するが、その数も熊取町に比べ30%少ない。熊取町の組織図を持っていったんです。どことも、その方は非常にうらやましいと言われました。熊取町は、仕事を分散化した小さな業務のグループを多く設けて、グループ内の業務の柔軟性が逆になくなってきておいて、福岡県の糟屋郡の自治体と比べると多くの人数をかけて業務をこなしているのではないかという、これは視察の感想に述べています。

熊取町は、課長以上の管理職、課長、理事、部長の人数が糟屋郡の自治体と比べると非常に多く、各管理職の守備範囲が非常に狭くなっている。そのことが、我々が指摘している熊取町議会の理事者側の人数の多さにも端的にあらわれている。これらの自治体の組織と職員数を比較して、よりスリムな組織で現在と同じ業務がこなせるようにしていなければならないなということ視察に行き感じるところです。熊取町の部長と理事の人数がこれらの自治体と比べると非常に多く、1人当たりの業務価値は非常に低いのではないかと思います。

そういったことで、当時、これは2月に行きましたので、第3次行財政構造改革プランアクションプログラム、業務が効率よくスリムな組織を構築するということでの時期でありましたので、継続性がある行財政運営ができるようにしなければならないという、これは議会のホームページにアップしていますし、今2つの町の例を言いましたけれども、資料も全部添付しておりますので、ほかの周辺の町のものも持っていますので、ぜひ、今言うてすぐできるような話ではないですけども、そういうやはり意識を持ってスリム化を図っていかなければいけないというふうに思うんです。

町長がいつもおっしゃっているように、身の丈が大きくなる時代じゃないんです。もう4万人も切るやろうということも数字上は出てきている。その中で頭でっかちな組織に弊害が出てきているんじゃないかなと思うんです。よく役所は縦割り縦割りと言われますけれども、縦割りした部の中でまた縦割りしているんですよ、よくよく言えば。だから、これをもっと、うちやったら今、部長やから、部長の守備範囲をフィールドを広げて、いろんな情報は部長に集まってくるというような形、そして現場へ行く、出先へ行くそういう人、今、退職者の半分は若い人を入れている、これは、総体を何も減らせという話はしていないんです、人件費ということでは言っていますので。やはり団塊の世代の人ががばっと抜けて、その抜けた人の半分以上を埋めていくというだけではだめやと思います。やっぱりそのときそのときの行政需要に応じて若い人もきっちり確保し、いい人材を確保

し、その人が経験を積んで、いずれ熊取町のそういう部長になっていただかないかんわけなんですよ。

ですから、そういう中長期的な仕掛け、議論を、思っているだけじゃなくて町長、始めていきましょよ。やはりこれは、ある意味合意形成というのは、みんな今ポストについている人の中の会議では決まっていきません。ですから、やはり町長みずからリーダーシップを発揮して、そういう号令のもとで住民の行政サービスは今以上にやっていただいて、今以上に職員も仕事をして、楽しく明るく伸び伸びと、息が詰まるようなんじゃないなくて意思疎通もきっちり通って、そういうふうなぜひ職場を目指していただきたいなど、こういうふうに思います。町長、いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）中尾副町長。

副町長（中尾清彦君）九州のほうの視察のお話、以前にお聞きしたんですけども、今までやっているというのは、うちの人数がどうかということについては、一つは類似団体というのが全国で幾つかありますので、そういう団体と比較してどうかというところは客観的に抑えてきたつもりでございます。ただし、同じ組織の中で見ているのと外部から見ているのとは違うと思います。今おっしゃったようなことを、要するに他市町村のよい部分はしっかり見ていきつつ、まねできるところは十分吸収していきたいというふうに考えております。これは、内部ではおりますけれども、外部からの視点というところを非常に大事にしながらやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）私の考えは、自治体経営という概念で熊取町を住民の皆さんに納得してもらえる、そういった熊取町でありたいなというふうに思っております。自治体経営です。部長の皆さん方には、経営者としての感覚を持った人に部長として就任していただきたいというのが思いであります。その中で、それぞれの担当部署のまた経営というふうなことも当然これはありますので、そういった中での組織をつくり上げていく。

その一番下でありますグループ制ですか、平成20年に導入したということでもありますけれども、このグループ制は、よくよく見るとグループという名前をかりているだけで何らグループ制の利点を生み出せていない、そういう思いが本当に切実としてあります。細分化したグループにグループ制という名前をつけただけのまやかしの対処方法ではなかったかなと。これは、前政権を批判するわけではありませんけれども、見識の違いでそうなるのかなと思います。私的には、グループ制の見直しを早急にやるように、そういった指示も出しております。その中での身の丈に合った職員体制、組織を一応平成31年4月からの目標として掲げております。その中で、できる範囲の組織再編、改編、そして体制を組んでいきたいというふうに考えてございますので、また皆さん方のご意見なりもあればいただけたら幸いです。よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）31年4月という話が出たんですが、例えばそういう構想があるんだとか、あるいは皆さん方の意見という話がありましたけれども、今こういうことを考えているんやとかいうような情報公開というか町長のお考えを、こういう場ではなくて議員にも聞かせていただけるような場というのはあるんですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）31年4月にまず一段階として編成するということに向けては、12月の議会でのわゆる組織の中身について条例改正が必要になる場合もあるかなと思います。恐らくそうなると思います。そういった場合は、その会期前の議員全員協議会の中で報告させていただいて、ご意見もいただきたいと考えてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）町長も我々もそうなんですが、町長のほうがまだ長いんですけど、任期というの

がありますよね。せっかく藤原町長は議員出身で、変えていこうということで町長になられたんですから、31年4月、この12月でどういうお考えかというのはまた聞かせてもらいますけれども、そのときに完成形ではなくても、やっぱり町長が1期4年やられる中で、後ほど阪口議員の一般質問でも出てくるから聞けると思うんですけども、やはりやっておかなければいけないこと、そういうことの中の大きな一つが、行政にどれだけコストをかけるか、かけたものがちゃんと住民に一人一人公平に行き渡るかというような観点で、いみじくも経営というお言葉がありましたように、経営戦略をぶれずに一本筋を通して、ここの場所をまたこっちへ呼んで部屋が変わったとかそんな機構改革ではなくて、本当に身の丈に合って、そして熊取町がどんどんやっぱり財政もしんどくなって、その中で人件費は下がるけれども住民に対する行政サービスはそれでも向上して、熊取町の役場の職員の人は生き生き、にこにこ頑張っているなというふうな姿が生まれるきっかけが今のこの時期やと思うんです。

どういふものを提案してくるか、それに12月は期待をしておりますし、また意見を言わせていただいて、4月にそれをどう反映していただくか、そういったこともまた12月の議論を楽しみにしておりますので、ぜひよろしく願いをいたします。

それでは、私の一般質問をこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、文野議員の質問を終わります。

議事の途中ですが、ただいまより3時40分まで休憩いたします。

---

（「15時25分」から「15時40分」まで休憩）

---

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、阪口議員。

4番（阪口均君）通告に従いまして私の一般質問をさせていただきます。

先ほどから文野議員の一般質問に町長、大活躍されましたけれども、私も町長にお聞きすることが幾つかありますので、またよろしくお願ひします。

まず、早いもので、我々の議員任期というのもほぼ3年半ほどこれでたつことになります。町長も、あと残任期間というのは1年と5カ月ぐらいのところまで来られています。町長が立候補されるときに、マニフェストとってこれを配られていますね。私も大事に持っているんですけども、いつか使うときがあるかなと思って、きょうがそのときになりましたんで、このことについて幾つか質問させていただきたいなというふうに思います。

このときに町長が、1番目の行財政改革として7つの項目、それと2番目に熊取町成長戦略として7つの項目、それと3つ目、福祉教育改革というところで14の項目を挙げられています。これを4年間に達成する、もしくは次の足がかりをつけていくというふうな意味合いで書かれているんだというふうに理解しているんですけども、中にはもう絶対無理みたいなやつもありますので、これは町長の責任じゃないんですけども、誰がしたって無理そうなやつも中であったりします。そういう今現在道半ば、今から最後、追い込みの部分にかけて、ご自身のマニフェストに対してのたまかな2年7カ月の評価、何点ぐらいまでいっているんでしょうか。点数で言っていたのが一番わかりやすいかなと思います。あと、残りの残任期で何点までいくんやと、もちろん100点なんでしょうけれど、現状、自己評価としてどういうことなのかというのをお聞かせいただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、すみません、ご指名ではございませんが、まずは事務方から答弁させていただきます。

（「わかるんやったら町長に」の声あり）

企画部理事（明松大介君）はい、真打ちで後ほど答弁させていただきます。

それでは、藤原町政の取り組みについての1点目のご質問、自身のマニフェストについての大きな評価につきまして、町長答弁を求められておりますが、まずは私のほうからマニフェストなどに対する実績につきまして答弁申し上げます。

町長が立候補するに当たりまして示されましたマニフェスト事項でございますが、町長報酬2割削減、町長の退職金制度廃止や宿泊施設誘致など30項目ございました。こちらの30項目といたしますのは、先ほど議員が持たれていたチラシですけれども、これを足しますと28になるんですが、詳細版というのがもう一つございまして、そちらにプラスもうあと2項目ございまして、それで30というご理解をしていただけたらと思います。

町長に就任された直後から財政状況等を勘案しながら詳細な検証・検討作業を行いまして、平成28年3月議会におきましてマニフェスト30項目の中から所信表明として17項目をまずは示させていただいたところでございます。その17項目のうち16項目、94%を達成しているという状況でございます。

なお、マニフェスト30項目の中で所信表明に示さなかった項目につきましても、この2年半の町政運営の中で取り組んだ結果、先ほどの所信表明の達成の16項目を含め、30項目中22項目の73%の達成状況となっておりますところでございます。

私からは以上でございます。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）私からは、ただいま明松理事が答弁しましたとおり、マニフェストの30項目では73%、マニフェストからさらに絞った所信表明の17項目では94%の達成率ということでございます。

大まかな自己評価ということでございますが、数字的には100%には達しておりませんが、マニフェスト項目以外にも、住民の皆様が安全に、そして安心して暮らせるまちづくりを中心として、タウンミーティングや自治会との直接対話などにより、対話を大切にしながら、適時適切に実施することができたのではないかと評価してございます。

これらの実績は、言うまでもなく私一人の力でなし遂げられたものではございません。職員一丸となった取り組みを初め、ここにおられます議会議員皆様方や自治会連合会を初めとした各種団体様など、まちづくりにご参画いただきました全ての皆様によります温かいご理解とご協力のたまものであるものと考えてございます。今後、残された任期1年5カ月でございますが、やらなければならない仕事はまだございますので、手綱を緩めることなく任期満了までしっかりと務めてまいる所存でございます。皆様方の一層のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）達成度合いというところで、パーセンテージで示していただきました。

次、②に移っていきます。

先ほどの文野議員の一般質問にも、町長がよく身の丈に合った行財政というのをあちこちで使われるんです。当然、人口が減少、歳入が少なくなる、それに合った町運営をいうのをやっていかんといかんという、そういう内容になると思うんですけれども、先ほど林部長が正職員の人数、平成30年が321人になったと。その前が324人と。これ、29年でしたか28年でしたか、324とおっしゃったのは。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）平成29年が328、平成30年4月が321、28年が334です。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）正職員の人数だけで財政をコントロールしているというのもなかなかはかりづらい部分がありまして、当然、再任用の方がいらっしゃって嘱託の方がいらっしゃって臨時職の方もいらっしゃって、総トータルでどれだけの仕事をしたかということだと思ってしまうんですけれども、そういう意味合いでいくと、正職員というのは大体決まった仕事量をしていると思いますので、人数でず

っと比較していけばいいと思うんです。それ以外の3つの職種の方、これは人数だけでははかり知れないところがあると思うんです。当然労働時間数でいくのが一番いいのかなと思うんですけれど、そういう基準で毎年の推移というのは捉えられていますか。

議長（坂上巳生男君） 林総務部長。

総務部長（林 利秀君） 先ほどおっしゃいました人数はもちろん把握させていただいて、その人数を決めるときには当然時間数もわかってございます。ただ、多くの部署に配属という形で、その前に各部署と人事部局が必要性を協議して、何時間どうのこうのという話はするんですけれども、ちょっと今まとまった統計的なものというのは今はないんです。すみません。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） こういった町行政ですから、外部に委託するものがあつたり、あとは指定管理で外に出してしまう仕事があつたりとかしますから、どこかで基準をつくって、例えば30年の頭を4月1日を起点にして31年に、例えば正職数が減るかもしれませんけれども、指定管理に出したから減っているとかいろいろ条件が変わってくると思うんですよ、臨時職をふやしたから正職が減りましたみたいなね。そういう意味では、さっき言った3つの職種の方というのは、単純に人数でもだめ、出勤日数だけでもやはり把握しづらい、やっぱり労働時間数という把握の仕方というのが必要になってくるんじゃないかなというふうに、そのことは当然、私が今言っていることは林部長、ご理解いただけますよね。だから、そういう捉え方をぜひしてほしいなというふうに思います。

もっと昔から言うたら、消防署の職員が一気に20数名減った、そういう時代もありましたよね。だから、そこら辺から比べたら、今321人ですと言ったって、あつ頑張ってるなということが全然妥当性のあるものなのかないものなのかというのがわかりづらいんで、そういったどこでどういう変遷の経緯があつたかということをつかみながら人数もしくは時間、そこら辺の把握というのはぜひしてほしいなと。

我々もこういった形で行財政改革ということに対しては今敏感になっていますので、いろんなことで人数の確認とかすると思いますので、そのような把握の仕方をぜひお願いしたいなというふうに思います。これはよろしいですか。やっていただけますということで理解しておきます。

その次の②のぼつ2の成長戦略をまとめ実行するための熊取創生プロジェクトチームをつくるというのを、ここで藤原町長がマニフェストの中の、私はこれ、物すごく大きな目標だったんやろうなというふうに思っているんですけれども、これを一つ掲げられています。これについて、今現状どういうふうになっているのかということをご説明いただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 北川企画部理事。

企画部理事（北川裕一君） それでは、熊取創生プロジェクトチームの進捗状況につきまして答弁いたします。

熊取創生プロジェクトチームは、本町におきます戦略的なまちづくりを強力に進め、もってまちの活力やにぎわいの維持創出を図るために、副町長、企画部長及び総務部長をもって構成される本部と推進チームから組織されるプロジェクトチームでございます。

プロジェクトチームの取り組み状況でございますが、まず推進チームとしまして、平成28年5月、宿泊施設誘致推進チームと公有財産を活用した地域活性化推進チームの立ち上げを皮切りに、平成29年11月には大阪体育大学との協働プロジェクトでありますDASHプロジェクト推進チーム、本年5月には若手職員で構成します政策研究チームをおのおの立ち上げ、現在、4つの推進チームによりまず取り組みを進めているところでございます。

また、これらの推進チームの取り組みに加えまして、平成28年6月には、推進チームという枠組みではなく、本部からの都市整備部を担当部局直轄とします「地域の魅力づくりプロジェクト〈熊取〉推進協議会」の協力によりまして、ご存じのとおり、華やかで美しい駅前に生まれ変わるという成果に結びついております。

それでは、各推進チーム、それぞれの進捗状況と成果でございますが、まず宿泊施設誘致推進チ



ームにつきましては、宿泊施設誘致条例を制定しまして、議員の皆様にもご協力をいただきながら、さまざまな機会を捉えまして町長のトップセールスを初め精力的に誘致活動を進めました。加えまして、折しも廃止となりました熊取駅北自転車駐車場跡地を有効活用することで株式会社スーパーホテルの誘致に結びつけ、本年4月1日付で事業用定期借地権設定契約を締結したところでございます。今後の予定としましては、平成32年春ごろの営業開始予定と伺っております。

次に、公有財産を活用した地域活性化推進チームにつきましては、まず永楽浄水場跡地の有効な利活用を目指した具体的な方策を検討しましたが、民間主導によりますビジネスモデルを構築する上で多額の先行投資が必要となることなどから、事業化が困難であるとの結論に至りました。現在は熊取図書館周辺の遊休地を活用した活性化方策に係る検討を進めており、民間事業者への提案等を行ったところでございますが、現時点、具体的な事業化には至っていない状況でございます。

次に、DASHプロジェクト推進チームにつきましては、本年3月に、大阪体育大学と協働で、運動・スポーツを通じて長く楽しく元気に暮らせるまちづくりを推進することを基本方針としました「“熊取町×大阪体育大学”DASHプロジェクトに関する協働協定」を締結いたしました。協定項目のうち、運動・スポーツの推進と健康寿命延伸や医療費等削減に向けた取り組みにつきましては、具体的な事業化に向けた協議を行っているところでございます。例えば健康分野におきましては、大学の協力を得まして、地域が主体的に健康づくりに取り組むタピオステーションのリーダー養成を初め、当該タピオステーションを含めた各種健康づくりにおきます体力測定を効果的に行えるようにすることなど、本9月議会におきまして事業進捗に必要な予算を計上しているところでございます。

次に、政策研究チームにつきましては、若手職員の発想、アイデアによります本町のまちづくり、活性化に資する政策を検討するチームとして本年度新たに立ち上げたものであり、毎月1回程度開催、来年2月をめどに町長へ報告することを目標として取り組んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 今、4つの事業ですか、細分化してそれに取り組んでいるということでしたけれども、私の印象としては、ホテルと公共施設というのとDASHプロジェクトというのはテーマがあって、それに取り組むメンバーを決めてこれを推進していくチームをつくったというふうな、そういう流れの中での3つだと思うんです。ですから、プロジェクトチームというのは無から、何も無いところから何かを生み出すアイデア集団とか、そういうイメージが物すごくあるんですけども、そういう意味では4つ目の若手職員の政策研究チームというのがそれに属するのかなというふうに思います。ですから、熊取創生プロジェクトチームという名前があるからさっきのホテル誘致のことをプロジェクトチームという部類の中にはめ込んでしまっている、ただそれだけのような気がしてならないんです。

プロジェクトチームで熊取を成長させていくというそういう考え方を打ち上げたということについては、ここら辺はプロジェクトチームの範疇じゃないような気がしてこのことを言うんですけども、それについてはどうですか、考え方としては。

議長（坂上巳生男君） 明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君） 議員ご指摘のとおり、熊取創生プロジェクトチームという名称から受け取る内容というのは、先ほど議員もご指摘のとおり4つ目の若手の政策研究チームと、何も無い無のところから生み出すという、名称にはこれが想起されるころかなというのは一定そのとおりかなと思うところもございしますが、平成28年5月の議員全員協議会でご説明させていただきましたとおり、まずこちらのチームなんですけれども、今、看板はそういう熊取創生プロジェクトチームという名前をつけさせていただいておりますけれども、本当に熊取を地域再生させていくんだと、それの一つずつの取り組み、例えば宿泊施設誘致に関しましたら、今までですと一つの部署を決めますとどうしても一つの部署が集中して行うということで非常に非効率的であったのが、想定され

る担当職員、企画部であったりとか産業振興であったりとか都市整備部であったりとかというのが最初から参画していただいて非常に機能的に回していきるといった、そういったところで、町長から指示のある内容、これを要は全庁的に取り組んでいくというよな、そういったたてつけでご説明のとおり立ち上げたというところでございます。

一定、名称的にはそういったところで、無から生み出すというのも一つ、今回若手の分をつくりましたけれども、一定、今後そういった無からつくり上げる、これは、町長からは企画部がそれをしっかり担っていくセクションやということは常日ごろから私もいただいているところなんで、そこはこの枠で使っていくのか、あるいは企画部の中でまたそういったことを検討していくのかというのは、ご意見として承りたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

議長（坂上巳生男君）中尾副町長。

副町長（中尾清彦君）阪口議員からお尋ねの部分については、まさに我々が狙っていたところでございます。3つについてはご指摘のとおり、テーマがあって、これをある期間の中にかかわっていく職員が決まっているということがありましたけれども、少し政策研究チームの立ち上げの入り口で議論した点については、先ほども理事からありましたように、町長から若手の自由な発想で何とか熊取町の政策ができないかということから始まりました。せんだって会派の質問でも佐古議員から若手のというお尋ねがありましたけれども、まさに今、私たちが職員の中で、幹部は部長級という組織の中で定期的に集まっているような意見交換、情報交換をしておりますけれども、やはりそこに入っておらない若手の職員の発想なり意見というものを聞く場を設けようじゃないかということで、このチームをつくりました。

そして、チーム員を各部から出してもらって、その中で、じゃチームにいる方は何をやるんやという話がありましたけれども、これは若手から見た目線でどういった課題であるとか夢とかそういったものがおのおの違うだろうという中で、それを自分たちで見出して、それを解決するための手段をいろいろ考えていってほしいということで、立ち上げのときに話をさせていただいてつくったチームでございます。

年度の途中からできましたけれども、この年度中には何らかの発想なり意見なりをもらう予定になっておりますので、非常に楽しみにしております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）まさにプロジェクトチームという名にふさわしい集団だと思います。どういった成果を残してくれるかは別としまして、ぜひこれはみんなで後押しして、このチームに頑張ってもらいたいというふうな気持ちが強いです。

一昨日かに説明を受けたときに若手8名で構成しているというふうに答弁されていたんですけども、この8名というのはどういう選び方で決定したんですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）こちらは、入庁1年目から10年目というところで、各部から部長が入庁1年目から10年目までの職員を選んでいただくということで、結果として2年目の職員から8年目までの職員で構成されているといったところでございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）部長推薦ということになると総合的によくできる人というふうなことで選抜されているんだと思いますけれども、こういう何もないところからものを生み出すというのは、やっぱり発想が豊かでないとできないんですよ。答弁が受け答えがうまいとか交渉能力があるとか、そういう人が一概にそういう役割をして高い成果を出すことができるのかというと、またそれは別の問題やというふうに思いますので、その見きわめというのは物すごく難しいと思います。誰が適しているかというのはやってみないとわからないようなところもあるんです。

ぜひ新しい発想、例えば我々に熊取町をどうしたら発展するかと言われたら、もうろくな意見が

出てこないんです、もう脳みそがどんどん死んでいっていますから。だから、自然豊かな熊取とか教育のまち熊取とか子育てのまち熊取とか、ありふれたことしかやっぱり出てこないんですけれども、こういう若手もしくは私は町外の人、民間の人、そんな人にも熊取町をぐるぐると回ってもらって、熊取町の売りってこれありますやんみたいなそういう発見と、それを育てていったら大きな収入源になるとか、そういったことに取り組んでいただくような人をここに入れていただくということも、物すごく成果の上がる貴重なことかなというふうに思っているんです。

そういう民間から登用してというのはテレビで見たことがあるんですけども、そういったことで成功させている自治体というふうなものもありますから、ぜひそういった検討もしていただけたらなと思うんですけども、そこら辺についてはどうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）こちらのプロジェクトチーム、28年5月に設置いたしましたときに外部登用の人材というものを柔軟に行うことができるというふうに設計しておりまして、実際、今のところ4つの要はプロジェクトを立ち上げましたが、外部の方に直接入っていただいたという実績はございません。ただ、いろんな形で外部のご意見、地方創生のコンシェルジュということで農水省の方のご意見を確認しに行ったりとかというような実績もございますが、若手チームのほう、これからそういった場面、組み立てていく内容によっては外部職員、きのう佐古議員からも若手の経営者なんかを入れたらというようなご意見もございました。そういったところで、外部の方を若手の政策研究チームにつきましても必要に応じて入れていけたらなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）今までのイメージを引きずっていると新しいものが生まれないと思います。全く熊取って何やというところから入ってくるような人たちが、ひょっとしたら物すごいものを提案してくれるかもしれないですね。そういったところを期待して取り組んでいただけたらというふうに思ってこのことは言っていますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

それと、8名に与えているテーマ、おとといおっしゃっていた分には、町民の方に愛着を持たせるにはどういうことがあるのか、20代、30代の人口をふやすためにどういう策が考えられるのか、町の収入アップがどうかとか、いろいろ書きとめられへんほど言われていたんです。余りにもテーマが多過ぎるん違うかなというふうに感じました、それを聞いたときに。もうちょっと絞り込んでするか、あるいは8名のうちの分科会的な2名・2名・2名で、あんたはこれとこれ一生懸命やると。当然、ほかは知らんじゃないんですけども、そういったことでもっと特化していくような、そういう人員構成にしていくほうがええんと違うかなと気が私はしました。朝起きて寝るまでおまえは町の収入が上がることばかり考えとけと言うぐらいの、そういったやり方のほうが、短い期間ですだからきっと成果が出てくるはずなんです。余りにテーマが大きいと何かそのテーマに負けてしまいそうな気がするんで、これは私の思い込みだけかもしれませんが、恐らくそういったほうがいいと思います。それは、もし思うことがあれば。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）きのう私申し上げました政策目標7つ、それに対する政策分野が10出ているわけなんですけれども、これにつきましては彼らの、要は何でもいいからという白紙のところから出てきた8人の7つの政策目標と十の政策分野というところでもございまして、実はきのう、まさにこの会議が開催されたんですけども、今ちょうど絞り込みの段階に入っております。具体的なテーマに、最終的には時間的にも2つぐらいに絞っていくのかなというようなきのうの会議の雰囲気、あえて我々が入らないで自由にさせて、それをちょっと横から盗み聞き、我々の顔がありますと余りいい影響もないかなということもありまして、その雰囲気では最終的に2つ3つに絞っていくというような、そんなイメージで確認しております。また2月に最終まとめが上がってきますので、成果は別としてお楽しみにいただけたらと思います。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） びっくりするようないい成果ができてくることを期待したいと思いますし、万一出なかったとしてもこれはこれでしょうがないことで、何もしないよりも取り組むことにこれは意義があると思いますから、しっかりと皆さんで後押しもしてあげてほしいなというふうに思います。

それでは3つ目、町長にこれもお聞きしたいと思います。マニフェストには書かれていないけれども、この2年7カ月町長をされてこられて、あとこのことは絶対せなあかんというふうな、そういったことで今思っていることはございますか。

議長（坂上巳生男君） 明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君） すみません、こちらも町長答弁を求められてございますが、まずは私から、ご質問、将来のために取り組もうとしていることについて答弁申し上げます。

現在、本町では、人口減少を見越した計画的、効果的なまちづくりの総合指標としまして、熊取町第4次総合計画に基づいたまちづくりを進めることとしております。また同時に、持続可能かつ身の丈に合った行財政運営の実現のための熊取町第3次行財政構造改革プラン及び同アクションプログラムを策定し、不断の行財政改革にも引き続き取り組んでいるところでございます。

そのような中、本年3月に国立社会保障・人口問題研究所が新たな人口推計を公表いたしました。5年前の推計では2040年に人口4万人を割り込む見込みであったものが、今回の推計では2030年に4万人を割り込むといった、つまり10年前倒しで減少するといった見通しが示されたところでございます。

ご質問の将来のために取り組もうとしていることとございますが、具体的な取り組みといたしましては、健康寿命の延伸につながるタピオ体操プラス及びタピオステーションの普及・拡大や新たな熊取ブランドの創出などが挙げられますが、まずは、人口減少社会という厳しい状況を乗り切るために、計画的かつ効果的に身の丈に合った持続可能なまちづくりを進める必要があるものと認識してございます。

ただし、そのような中でも、まちの将来を担う子どもたちへの投資など、夢を持ち続けられるまちづくりも並行して推進し、「住みたい 住んでよかった」ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまちの実現につながる施策を着実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 町長のほうはよろしいですか。

議長（坂上巳生男君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 変わりばえのないような答弁になるとは思いますけれども、明松理事から将来のために取り組もうとしていることについて、今後における全般的な方向性を答弁させていただきましたが、将来に向けての取り組みの方向性としては答弁のとおりでございます。

今後、熊取町を含む日本全体が少子高齢化、超少子高齢化、人口減少時代に突入していく中、身の丈に合った行政運営を行うべく行政改革を推進していく一方で、将来に向けて夢を持ち続けられるような施策も展開していくべき、また展開していきたいという気持ちは、阪口議員と同じではないかと推察いたします。

ただし、これら夢の持てる施策を展開するには少なからず財源が必要となってございますので、私自身も、就任以来極力お金のかからない方法で、民間の力を活用してまちの活性化につなげられないかという視点で、ご質問にもありました熊取創生プロジェクトチームをまず立ち上げ、宿泊施設の誘致や町有地に人気のある雰囲気のない飲食店の誘致検討や、あるいは元気な高齢者の方などの生きがいにつながる新たなブランド構築の検討、また本町の貴重な資源である大学との連携事業などに取り組んでまいりました。

今後は、これまでの取り組みに加えまして、住民ニーズの高い道路渋滞解消に向けた都市計画道

路の早期実現につながるさらなる要望活動による将来への利便性の向上に向けた取り組みや、一方では、これまで先人たちが作り上げてきた本町の個性と魅力を継承しながら、子どもから高齢者までの各世代が生き生きと長く楽しく住み続けられるまちづくりにつながる施策について、ふるさと納税の寄附金も有効に活用しながら、また熊取創生プロジェクトチームの枠組みも効率的に活用し、日々検討し続けてまいりたいと考えてございます。

永楽という言葉があります。永く楽しく生活してほしいという斎静斎がつけた永楽池、この永く楽しくというふうな思いを込めて、次なる熊取町の創生方針というんですか、方向性を見出していけば、住民の皆さんに住んでよかったなと思えるようなまちになるのではないかなというふうに思っております。永く楽しく生活できる、その中身について、若手チームにも、まだこれは私からは言っていないけれども、その理念にたどり着いて、そういったまちの方向性なんかを具体的に項目として挙げてもらえればありがたいなというふうに思っております。

私なりに、住民の皆さんが楽しく生活できる、そういう思いを持っていただけるようなものについて1つ2つまた案をこの間から、プロジェクトチームではございませんけれども、そこに投げかけておりますので、これをまた実現する中で、ひとつお子さんから高齢者までが楽しんでもらえるものになるかなというふうに思っております。また皆さん方に提示できるような時期が来れば、これも提案させていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 今、胸に秘められている部分があるとおっしゃいましたけれども、大いに期待をしておりますので、よろしくお願ひします。

議長（坂上巳生男君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 余り大きく期待されると後で期待を裏切ることになるかもわかりませんので、そこよろしくお願ひいたします。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 冒頭、町長も2年7カ月と言いましたけれども、フルマラソンで例えるならばちょうど30キロぐらいやと思うんです。ここで後ろから来るやつを置き去りにして一人突っ走るのが、集団を構成しながら行くのか、これは大きな判断だと思いますし、どっちが優勝するかというのはなかなかこれも難しいかもしれませんけれども、私としては、もうぶっちぎってほしいと思っております。あと12.195キロですか、それをぶっちぎってトップを走ってほしいなというふうに思っておりますので、当然、町の住民の方も藤原町長に1票を投じた人たちはそういうことを願っていると思っております。ぜひ泉州に熊取ありみたいなのぐらいの気概を持ってトップを走ってほしいなというふうに思っております。途中で力尽きて死んでもしやあないというぐらいの、そういった思いでお願いできたらなというふうに思っております。

次に、2点目の質問で、2022年4月から成人年齢が18歳になるということになっておりますけれども、これについて質問をします。1番、2番、もう両方答えてください。

成人式のやり方、国からあせえこうせえがあるのか、熊取町はどうしようとしているのか、お答え願ひします。

議長（坂上巳生男君） 野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君） それでは、2022年4月から成人年齢が20歳から18歳に変わることについての1点目、成人式のやり方について国からの指針はあるのかについて答弁申し上げます。

成人式につきましては、国民の祝日に関する法律において、大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝い励ます国民の祝日として1月の第2月曜日が成人の日と定められており、本町におきましても、成人の日の前日の日曜日に新成人をお招きし、希望ある未来に期待し祝福する行事として例年成人式を開催しており、本年も391人の参加のもと、1月7日にひまわりドームにおいて開催したところです。

ご質問の成人年齢引き下げに伴う成人式の実施方法に係る国からの指針につきましては、平成30年7月23日付で文部科学省から成年年齢引下げ等を見据えた環境整備についての通知が発出されており、その中で成人式について必要な情報を発信するなど、関係府省庁が連携して取り組んでいくとの方針が示されております。

また、当該通知の発出に先立ち、成年年齢の引き下げの影響は複数の省庁にまたがり相互に関連するとして、本年4月16日に法務大臣を議長とする第1回成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議が開催され、同会議において成人式の時期やあり方について問題が報告されたところであり、今後、国において関係者との意見交換を行い、当該意見を取りまとめ、平成32年度に国から地方公共団体に向けての情報発信を行う予定とされております。

次に、2点目、熊取町はどうするのかについてでございますが、平成34年4月1日から施行される成年年齢の引き下げに伴い、平成14年4月2日から平成16年4月1日の間に生まれた方は施行日である平成34年4月1日にそれぞれ満18歳、満19歳で、同時に成人となるため、成人式の対象とすべき年齢の考え方に整理が必要であることや、開催時期を1月とすれば高校生の就職、また進学準備等の時期と重なることなど、引き下げに向けて整理、検討すべき事柄が想定されています。

本町といたしましては、これらの整理に向け、現時点においては平成32年度に予定されている国からの情報提供や近隣市町の動向などを注視しつつ、新たに成人となる方を祝い励ますという成人の日の趣旨を踏まえるとともに住民の皆様のご意見をいただきながら、より適切な成人式の実施について検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君）わかりました。熊取町はドームでやっています、毎年400人ぐらいの参加者がいると。今回、ある年に3学年一遍にやるとなると、1,200人の招待客とそれについて来られる保護者の方、約1,000人か1,200人ぐらいいらっしゃるんでしょうけれども、恐らくできますよね。開催はできる。幸いに熊取町はそういう場所があるということで、余り場所のことは心配なさそうな気がするんですけども、ただ、さっきおっしゃっていましたように高校3年生の受験のときあるいは就職で3月後半ぐらいに延ばしたとしたときに、今度は就職する人たちが参加できなくなるとか、いろんな問題が今後考えられてくると思います。場合によったら参加者が激減するような、大学受験を控えていて、1月のそんなとき恐らく出てこないじゃないかなというふうに思ったりもするんですけども、それは住民の方の意見も多く聞きながらこれから対応されると思うんです。ぜひ、一番いい方法を選択されて、できるだけ早くにそういった案内ができるような形に持っていっていただけたらなというふうに思います。

これはもう答弁要りませんので、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君） 以上で、阪口議員の質問を終わります。

次に、坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目のペーパーレス化について質問させていただきます。

社会全体としてペーパーレス化が進んでいるが、本町はその取り組みがおくれているように感じられます。今後の取り組みについて質問いたします。

昨年の決算特別委員会で阪口議員がペーパーレス化について質問していたと思うんですけども、その後、検討は進んでいますでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 林総務部長。

総務部長（林 利秀君） それでは、ペーパーレス化の検討状況についてご答弁申し上げます。

ペーパーレス化につきましては、紙や印刷などの費用の削減はもとより、情報検索の効率化や文書保管場所の減少による職場環境の改善、また情報漏えいのリスクも軽減できるなどの効果が期待できるものでございます。

ペーパーレス化の効果を最大限に発揮するためには、文書を電子文書として保管できる電子決裁の機能を備えた文書管理システムと現行の財務会計システムを一体的に整備することが必要でございます。しかし、そのシステムの整備につきましては、多額の費用が必要になるとともに、現行事務事業の見直しを初め、資料等の紙文書を電子決裁するためのデータ取り込み作業やパソコンにおける見読性の確保、また收受した請求書や契約書、公印文書や冊子などについては一部原本保管の必要性が生じるなどの課題も残されるところでございます。

こうした状況を踏まえ、システム導入を見据えたペーパーレス化につきましては、今後も継続して関係部局と十分に協議調整を行いながら検討を重ねていく必要があると考えているところでございます。

冒頭に申しましたとおり、ペーパーレス化につきましては大きな効果が期待できるところでございますので、全庁的な大きな目標として捉えながら、現時点におきましてはこれまで取り組んできた個人配付パソコンを活用した部長会の開催や職員向け周知案内文書のパソコン上での閲覧などを継続するとともに、今後、現行の事務事業においても新たにさまざまなアイデアを出し合いながら、ペーパーレス化に向けた紙の使用量減量化に取り組むよう全庁的に発信していくなど、その幅を広げてまいりたいと考えているところでございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君） 昨年の阪口議員の決算委員会での質問の中で、たしか町長から指示も出ていますので検討していきますというような答弁やったと思うんですけども、結局、去年から今までどれくらい進んでいますか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君） 答弁で少し申し上げましたけれども、検討内容ですが、まずは大きな電子決裁を目標としたシステムの導入、これに対して費用が幾らかかるのか、他市町村の状況はどうか、それと今の紙代とシステム導入費の比較であったりとか、そういうところを分析させていただきましたと同時に、これまでも続けてまいりました細かな、パソコンを21年に全職員に配付してございますので、そういったところでの文書の削減、ペーパーの削減等々をやりながら、そちらのシステムの関係の調査をしてございました。ただ、今も申し上げましたように、やはり多額の費用がかかるということがわかりまして、そこで大きな壁となっております。

今できることをやはり積み重ねていこうじゃないかということで、一定、決算委員会とかでも紹介させていただきましたけれども、各部署においての委託料の一括発注であったりとか、あとは総務課ではいろんな切手であったりとか消耗品であったりとかの請求の際には文書を使ってしてもらうんですが、そういったことの削減であったりとか、そういったもろもろのできることをやってみましょうよということで、これまで進めてまいりました。

それは今後も当然進めてまいりますけれども、そういったことで、いろいろ言いますと、監査委員の方からも7月に定期監査の中で、なるべく費用のかからない方法でペーパーレス化を検討しなさいというご提言もいただいておりますので、そういったことを踏まえまして、今言ったことを今後も続けていく予定でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君） いろいろ障害はあるんだろうなと思うんですけども、実際、去年から今までの紙の使用量というのはどれくらい減っていますか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君） 一定、紙の使用というか、金額でこちらは把握しているんですが、中身については残念ながら少しふえているといったような状況でございます。

少し金額を紹介させていただきますと、28年度でいきますと130万円ほどかかってございます。

平成29年度については150万円ほどかかっています。これを単純にA4用紙で枚数で換算しますと、192万枚かかっていたのが平成29年度は225万枚というような状況でございます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）ペーパーレス化を進めてくださいと言うつもりやったんですけども、使用量がふえているということで、いろいろ考えていて、できひん理由がいろいろ出てきているかと思えますけれども、費用対効果とかあると思うんですが、できることからと言わずに、どこかからばさっとやっっていかなと進まないと思うんです。

僕、今、議員をやらせていただいて、これほど議会で紙を使っているんかというぐらい、一つの議会でファイル2個分ぐらい、ばんばんになるぐらい紙が配られますけれども、議会で1回ペーパーレス化をばさっとやってみるということは可能かなと思うんです。いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）やり方とすれば可能かなと思います。ただ、今も申し上げたように、システムを導入すればできるんでしょうけれども、一足飛びにそこまでやろうと思えば多額の費用がかかってまいります。

例えば、これは民間とかでいろんな事例を探していると、いわゆるタブレット、そういったものを使ってやっているとありますから、そういったことが可能になってくれば、今、議員がおっしゃったような多量な紙というのが1枚の画面で見られるのかなというふうなこともございます。ただ、そういったことでも費用というのは必ずかかってまいりますので、そういったことも研究しながらやっていきたいと思えます。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）私どもから、システムを用いたペーパーレス化ということで、どうしてもシステムというのは多額の費用、保守等がかなりかさんできますので、本町ぐらいのスケールであればシステムを入れてペーパーレスというのはスケールメリットはほとんど出ないような状況になっております。

ただ、うちのほうから提案を総務といろいろやっておるんですけども、今、ゼロックスとプリンターが一緒になった複合機があるんです。そのゼロックスをプリンターのかわりに使えば確実にペーパーレスが図れるという結果も実証実験で出ているということもありますので、今後、そういった部分でのシステムじゃない設備の部分での施策を進めて、結果、ペーパーレス化に進めていきたいというのも一つの方策としては持っておるところでございます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。私から林部長がおっしゃられたタブレットというような提案をしようかなと思っていたんですけども、部長からもそういったシステムを導入したらスケールメリットが得られないということなんであれば、どうやったらその辺のコストを押されられるか考えていただいて、28年度から29年度はふえているということなんで、今年度はぜひこの点で28年度よりも減るように取り組んでいただきたいなと思えます。

続いて、2つ目の学校教育の成果についての質問に移らせていただきます。

平成27年度事業対象の教育委員会活動の点検及び評価に対する意見書には、学校教育に関して成果を数値で表現等工夫してほしいという意見がありました。その後、教育委員会についての取り組みを質問しますということで、1つ目、学校教育の成果に関して数値であらわすことを検討しましたかということで、ご答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）平成27年度事業対象の教育委員会活動の点検・評価報告書の取りまとめの際に評価委員会委員から提出のあった意見書を踏まえての、その後の検討状況についてのご質問ですが、答弁いたします。

平成28年度における前年度の平成27年度事業対象の教育委員会活動の点検評価報告書を作成する



に当たり、2名で構成される評価委員会の各委員から当該報告書に対する意見を種々賜り、その一つに、学校教育に関しては、数値として評価を示すことが難しいところであるが、教育委員会の活動によって行動変容が起きたということが理解できるよう、できる範囲で数値を示す等、成果の表現を工夫してほしいというご指摘がありました。これを受けまして、教育委員会におきましては鋭意検討を進め、今般、本定例会でご報告いたしました平成29年度事業対象の教育委員会活動の点検評価報告書において一定の改善を図るとともに、評価報告書の構成についてもご理解いただきやすいよう大きく見直したところでございます。

具体的には、対象事業を教育委員会主体による事業中心に集約整理するとともに、各事業に係る直近3年間の事業費の推移等をできる限り明記し、また、介助員やスクールソーシャルワーカーの配置人数の推移など数値で表現すべきものはできるだけ数値化して掲載するなど、わかりやすさを主眼に改善を施して作成したところでございます。

この取り組みに対して評価委員会委員からは、本年度の意見書において、学校教育部分では、教育委員会がさまざまな取り組みを進め、着実にその成果を上げていることが理解できる。今後は取り組み結果をさらに数値化することにより、成果が明確になり、努力した取り組みの成果が説得力を持つので、今後の課題、方向性の整理のためにもこのような工夫をされたいとのご意見をいただいているところでございます。

いずれにいたしましても、教育委員会では学校教育の成果に関し、引き続き、現状と課題を見据えつつ、それぞれの事業の成果を現状にとどまることなく次の事業展開に適切に反映し、教育委員会活動の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）数値であらわすことを検討したかということなのですが、またことしも結果はさらに数値化したらどうかというような教育評価委員の意見があるんですけども、今回で改善したといっても教育評価委員からまたさらに数値化してくださいねというようなご意見があったのは、その辺はどう捉えていますか。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）最終の締めくくりがこのような工夫をされたいということで、このようなというのは今回の30年度まとめたことに対する評価というふうな表現でございまして、我々としては、今回で最終ということではなくさらに改善等、きょうの議員からのご意見等も頂戴して、さらにわかりやすい点検評価の結果が住民の公表の対象となっておりますので、わかりやすい表現に変えてまいるように努力してまいりたいと思います。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。ぜひよろしくお願いします。

続いて②の、これも数値でわかりにくかったんで質問するんですけども、外国青年英語指導助手招致事業の重要業績評価指標、KPIの自己評価Aとなっているんです。KPIはどのような目標に向けて設定されているのか、ご答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）坂上議員の外国教育の成果の2つ目、外国青年英語指導助手招致事業のKPIはどのような目標に向けて設定されているのかについてご答弁申し上げます。

本町では、熊取創生戦略の子育て世代の希望を実現するまちづくりにおいて、ALT配置人数をKPIとしております。平成28年度末実績は5名で、平成31年度の目標を6名としております。平成32年度から本格実施される小学校英語教科化に対応するため、平成30年9月には小学校専属ALTをさらに1名増員し、各小学校の配置回数を週2回から週3回にふやしております。

また、中学校には各校に1名ずつALTを配置しております。ALT配置をふやすことにより、児童・生徒がネイティブスピーカーと触れ合う機会や、実際に英語を使う場面がふえ、英語学習へ

の大きな動機づけになり、児童・生徒が、ALTと話せるようになりたい、外国の文化について学びたい、外国に行ってみたい、より英語を学びたいとみずから感じることができると考えております。

このようなことから、KPIにつきましては、児童・生徒みずからが学びたいと感じる機会を十分に提供すること、すなわちALTの配置等、教育環境の充実を図ることを目標として設定しております。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）KPIに対して目標にはどの程度到達されていますか、現在は。

議長（坂上巳生男君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）目標につきましては配置人数ということでさせていただいておりますので、6名というALTを配置して授業の中で十分活用したり、また英語村でALTを活用したり、あるいは先生方の英語力の向上というところで研修をやっていただいたりということで、人数以外にもそういったところでALTは大きく活躍しているというふうに思っております。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）非常にわかりにくいですが、どこまでいっているのかなというところ。

要は目標がはっきりしないということなんですけれども、次に、アクションプログラムの平成29年度の実績報告についてというところで、外国青年英語指導助手招致事業のところで中学生対象の全国学力・学習状況調査の生徒質問用紙というところで、将来外国へ留学したり国際的な仕事についてみたいと思いますかという問いに対する肯定的な回答は、熊取町が41%、全国が32.9%で8%なんです。これは8%高いというので、ALT配置した結果なんでいいと思うんですけれども、これは配置して、この時点で5人やったんですか。人数はこのアンケートをとった時点で何人配置していたか僕、把握していないんですけれども、配置した人数に対して8ポイントという結果はどの程度やと評価していますか。

議長（坂上巳生男君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）他市町村でどんな状況であるのかというのは少し把握しておりませんので、8%が高いのか低いのかというのは何ともこちらとしても言えないな、わからないなというふうに思っています。

ただ、これは昨年度の全国学力・学習状況調査の質問紙の中の質問の一つでして、その中で、昨年はALTは5名配置、ただ、中学校はずっと各校1名の配置をしておりました。2年前から小学校専属のALTも配置していただいているというところから、中3の段階で子どもたちがこのように考えるというのは、当然英語の授業の充実、英語の先生も頑張ってくさっている、あるいは小学校の英語の授業も充実しているということもあるという成果の一つであるというふうに思っておりますし、当然、ALTを他市町村よりもたくさん配置していただいている、その成果でもあるのかなというふうに思っているんです。その成果を明確にというところ、あるいはなぜそうなったかという根拠については、なかなか十分に分析するのは難しいかなというふうに思っています。ただ、ALTの成果の一つであるかなというふうに感じております。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）さっきから言っているように、これも非常にわかりにくいですが、僕、外国青年英語指導助手、いっぱい配置していただいていることに対しては非常にありがたいなと思っておりますけれども、やっていただいていることに対しての教育委員会の評価の仕方がいまいち、今8ポイント全国よりも高いということに対してコストパフォーマンスはあるのかなとか、多く配置したら配置したでそれがまた10%になるのかとかかわからないんですけれども、それは今、KPIをせっかく設定しているんやから、どの程度達成しているのかが結局このKPIではわからないです。ゴールもいまいちはっきり答えてくれないんで、KPIが達成されたらゴールに対してどこまで進んでいるのか、この事業は。わからないです。誰もわからない状態でいっているのがどうもだ

めなんじゃないかなと思うんですけども、その辺に対してはどう思われますか。

議長（坂上巳生男君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）当然、学校教育の中で英語教育も大事です。ただ、学校教育の中で小・中学校の段階では、豊かな環境のもと、子どもたちがいろんな経験をして、将来の子どもたちの夢であつたりとか可能性を十分広げていきたいというふうに思っています。

子どもはそれぞれ、したいこと、頑張りたいことというのはなかなか違うので、英語のことだけにとするのはちょっと難しいなというふうな気はしています。やはり小・中学校段階では子どもたちはいろんな経験をして、子どもたちがその中で自分がこのことを頑張りたいとか将来こんな仕事になりたいということを豊かな環境の中で子どもたち自身が見出して、それぞれの目標を持って努力する、そんな子どもに学校教育の中で育てたいなというふうに感じているので、そのためにALTという豊かな環境を整えていきたい、その中で子どもたちが目標を自分でつかみ取って、将来をより広げていけるようにしてほしいというふうに感じております。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）子どもたち一人一人が自分の目標を見出していくというところはそうやと思うんですけども、お金を使ってやっている事業に対して目標を設定していない、していないことはないんですけども、非常に何が目標なんかわかりにくいというのが問題やと思います。

次の③の目標の設定方法を変えてはどうかという質問に対して、ご答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）2つ目の目標を変えてはどうかについてでございますが、全ての児童・生徒が自立した人に成長できるようまず教育環境の充実を図ることが、教育委員会の大切な使命であると考えており、目標については適切であるというふうに考えております。

今後も、子どもたちが英語でコミュニケーションを図りたいという意欲を一層高めていけるよう、豊かな教育環境の充実に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）さっきから言っていますように、ゴールがわからないんですよ。毎年毎年児童・生徒は変わって行って、どこがゴールなのかというのが一定見えにくいというのは、いつもこういう質問をしたときにご答弁いただくんですけども、決算委員会でも、ALTじゃないですけども学校図書館司書のことについて質問させていただきました。そのときも同じような感じで終わったんですけども、結局、どこかでゴールを決めないと、この事業がどれくらい達成しているんかとか、それと今後の課題も見つけにくいですよ。ほかから見てどの程度進んでいて効果的なのかとかわかりにくいんで、これは僕からの提案で、やるかやらないかは自由なんですけれども、小学校1年生から中学校3年生までですよ、熊取町教育委員会の管轄というのは。だから、学年ごとで中学校3年生で一旦切って、その子たちが1年生から3年生の間にどれくらい学力が伸びたのかとか、そこでゴールを切ったらどうなのかと思うんです。毎年毎年児童・生徒が変わっていくのでやれば、もう延々といつまでたってもその議論は終わらないんで、1年生から中学校3年生まで一旦、学年ごとの評価をしていったらどうか。

例えば、今質問に取り上げたように、ALTを配置したけれども、その子たちが中学校3年生になったときに、さっきのアクションプログラムのところで全国より8ポイント上回っていたところが、今1年生の子たちが中学校3年生になったときに全国より20ポイント外国で仕事したいとかそういうところを上回っていたのなら、それは20ポイントという目標を達成していれば達成値100%やし、15%やったらだめだったね、どこか悪かったねということになると思うんです。

今のまま、このまま、大変いい事業やと思うんですけども、この目標はどこですかと聞かれて、何か聞いていてもよくわからない、教育のプロですからそこは安心しているんですけども、聞いてよくわかれへん目標よりも一定どこかで切って、その数値に対して達成したか達成していな

いかという評価は大事かなと思いますので、ぜひ熊取町教育委員会としてどこかで区切って評価していくという考えが僕はあるんですけども、その辺いかがですか。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）まず、教育の最終の達成目標は何かと言われたときに、例えば子ども一人一人をとって、子どもが教育を受けていく、その将来達成する目標は何ですかと言われたときに、我々が今子どもたちの目標は何かといえば、本当にじっくりとした社会的な自立なんです。子どもたちがいろんなことを学んで、自分が将来なりたいものを目指して、そこへ向けて頑張っていく、ひとり立ちし、社会的に自立し、社会に貢献するという、そういう生活をすることが子どもたちの最終の目標になる、そこへ向けて我々は教育しているのかなというふうに思っています。

そんな中で、じゃ子どもたちはその目標を誰に強制されるのではなく、当然、親の影響であるとか周りの大人の影響、さまざまあろうかと思いますが、しかし子どもたち自身がいろんな経験をする中で、ああでもないこうでもない、壁に当たっているようなことを悩む中で、やっぱり自分の方向性というものを見つけていくものだろうなというふうに思っています。

ですから、小学校1年のとき、小学校3年のとき、中学校に入ったとき、高校、大学とそれぞれ当然子どもの感じるものが違ってきますので、子どもの持つ目標も変わってくる可能性だってあるかと思っています。でも私は、子ども自身がそう思い、そんなふうな方向で取り組みたいと思えば、それも一つ大切なことかなと思っています。

そんな中で、例えば小学校1年生から3年生で区切って得点が上がったか上がっていないか、ただ、得点が上がったか上がっていないかという我々の得点というのは、あくまで平均点のことを言っているんです。ですから、熊取町のどここの学校、熊取町全体の平均をおしなべて何点になって、3年になったら何点になった、でもそれを比較することの意味がどこまであるのかなというのは、やっぱり我々は常々考えていることで、先ほど申し上げたように、子ども自身がこうなりたいと思って努力して得点が上がった、あるいは得点が下がってしまった、でも、下がったとしても子どもが、下がったね、何が悪かったのかな、次頑張るねと思う気持ちを持つことは、僕はすごく大事なんだと思うんです。そのときに、例えば英語の点が下がった、英語がしゃべりたい、誰かと話がしたい、じゃ、そのときに身近にALTがいてることによってALTと話をしてみよう、ALTとこんな会話ができて、もっと英語を頑張ろうと思ったと思えることが大事。それこそが環境整備なのではないかなというふうに思っています。

ですから、坂上議員がおっしゃっていること、非常に得点ですればわかりやすいというのは非常によくわかるんですけども、ただ、それを一概に得点が平均が上がった下がったで評価してしまうこと、だから、上がったから教育委員会は頑張りましたというのが果たしてそれでいいのかなというのは常々我々が持っている疑問であり、そこがはっきりとした数値を出しにくいところなんだという根拠になっておりますので、そのあたりをご理解いただければありがたいかなと。

ただ、我々は子ども一人一人が頑張る点を上げたいと思ってくれる子どもをつくることは大事だというふうに思っておりますので、そのような気持ちで日ごろ教育にかかわっておるということでございます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。そういう現場レベル、一人一人の子どもたちについて成績が上がった下がったという話を僕はしているのではなくて、この事業に対してどれだけコストパフォーマンスを上げられるかというところの話をしていたつもりです。

子どもたち一人一人が勉強できるようになればそれはそれで一番いいし、中学校を卒業してすぐ仕事したいと思う子はそうすればいいしということで、目標は人それぞれであると思うんですけども、一つ一つ教育委員会がやっている事業に対してどういった評価を下していくのかというのは、教育委員会としては大事なんではないかなとずっと思っています。

学級の担任の先生がそれをすればだめだと思うんですけども、やはりお金をかけてこういった

外国人を呼んだり学校図書館司書を配置したり、例えば今回であればクーラーを設置したことによってどれだけ授業の効率が上がったのか、そういうのを評価していくことは教育委員会としては非常に大事やと思いますので、平均をとってどうやこうやというところはきっとあるんでしょうけれども、一定どこかでわかりやすい評価を出していくことは非常に大事やと思いますので、今後考えていってください。

議長（坂上巳生男君）一般質問の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

5番（坂上昌史君）続いて、3つ目の保育所待機児童について質問をさせていただきます。

これは決算委員会で出ちゃいましたけれども、平成29年度末時点、K P Iの実績等調査において待機児童はゼロ人で評価はAとなっていますが、課題には、かろうじて待機児童が出なかった、人材確保の方策の検討が今後の課題となるとしています。

①保育ニーズの予想はということで、答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）それでは、保育所待機児童についてのご質問の1点目、保育ニーズの予想につきましてご答弁申し上げます。

熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標の2、子育て世代の希望を実現するまちづくりにおいて、保育所待機児童数を重要業績評価指標、いわゆるK P Iとしており、平成27年度実績は4人、平成28年度実績は2人、平成29年度実績はゼロ人となっており、平成31年度の目標はゼロ人としております。

さて、待機児童の全国的な動向といたしましては、厚生労働省の公表資料によりますと、平成29年4月1日時点における待機児童数は約2万6,000人で、平成28年4月1日と比べ約10%増加しており、そのうち0から2歳児の割合が約88%を占めているところでございます。

一方、本町におきましては、これまで年度当初での待機児童ゼロは継続しているものの、年々保育需要は増加しており、年度途中の新規入所の申し込みについては、保育士不足により0歳児及び1歳児の入所のご希望にお応えできない場合が生じております。

このような状況を踏まえ、議員ご質問の本町における将来の入所児童数の見込みについてでございますが、来年10月の幼児教育・保育の無償化による影響も含め、さらに保育需要が増加していくことが見込まれるところでございます。そのため、本町としましては、より効果的な対策を講じられるよう、平成29年度に国が定める子育て安心プランに参画しているところでありまして、当該プランへの参画に際して見込んだ数値で申し上げますと、本年4月1日の入所児童数1,113人と比べ、2021年、平成33年でございます、4月1日では1,290人程度と、約16%の増加を見込んでいるところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

それでは、16%伸びるという見込みなんですけれども、それに対して今後の方策をご答弁お願いします。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）続きまして、2点目の今後の方策についてご答弁申し上げます。

保育士確保に関する取り組みといたしましては、今年度からクラス担任の臨時職員保育士の時給を1,190円から1,250円に引き上げたところであり、町ホームページや広報紙はもちろんのこと、新聞折り込み広告やインターネット広告、ハローワークを活用した求人、またポスター掲示等により、継続的に募集を行っております。

さらに、正規職員及び臨時職員の保育士O Bに対するご協力や、職員のご家族等に保育士がいる

場合はご紹介いただけるよう積極的に声かけを行うとともに、町内の私立幼稚園や近隣市町の保育担当課を通じて保育士のあっせんをお願いすることなどにより、クラス担任の臨時職員保育士については昨年度と比べ4月1日時点で5人の増員が図られたところでございます。

また、保育の受け皿をさらに拡充すべく、1点目のご質問でもご答弁申し上げました子育て安心プランに基づき、フレンド幼稚園との連携のもとに幼稚園での2歳児の定期的な保育事業を本年7月から新たに開始したところでございます。

なお、当該プランにつきましては、遅くとも2020年度末までには全国の待機児童を解消すべく、保育の受け皿の整備や保育人材の確保等に積極的な取り組みを行う自治体に対し、国が財政上の支援を行うことなどが盛り込まれており、また、それらの支援を受けられるためには同プランへの参画が必須条件となっており、先ほど申し上げました幼稚園での2歳児保育事業につきましても、このプランに基づく事業となつてございます。

このほか、来年4月からフレンド幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行することから、受け入れ定員について現在協議を進めるとともに、引き続き、民間保育所等とも連携・協力し保育士確保に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）この9月に5人待機児童が出て10月にはゼロ人になるという、決算委員会のところであったんですけども、これも昨年度事業のKPIのところであらうじてというところで、ことしも同じようなあらうじて回避できたみたいなことになると思うんです。来年度は、この辺については解消されると考えておられますか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）答弁申し上げますように、やはり保育士の人材確保というところが非常な課題になってございます。KPIの実績のところの分でも記載させていただいてございます、やはり保育士の登録は依然として厳しい状況であるということで書かせていただいて、人材確保、ここは今後の課題ということで記載させていただいております。

答弁でも取り組みにつきましては今申し上げたところなんですけれども、一つ、新たな取り組みといたしまして、先ほど答弁ではさせてもらわなかったんですけども、先週、初の取り組みといたしまして、民間保育所でも当然同じような状況が生じてございます、保育士不足ということで。そういった声もお聞きしている中で、ハローワーク泉佐野との共催を得まして、本町のふれあいセンターになるんですけども、そちらで保育士の就職相談会みたいなものを開催させていただきました。ハローワークに登録してくれてはる保育士を希望されている方にダイレクトメール、ハローワークのほうから文書を発信いただきまして、当日は13名の方がお越しいただいて、各民間保育所、その中には学童保育所もあったんですけども、民間保育所、また認定こども園の方が来て、各ブースを設けて、保育士とはどうなのか、こういう内容の事業ということでご説明をさせていただきました。その結果も、またこれも継続的に進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

それとあと、さきの答弁で申し上げました来年4月からのフレンド幼稚園の認定こども園、これによりまして当然保育部分の受け皿、定員がふえるわけでございます。その枠につきましても今、フレンド幼稚園とは継続して協議を進めているところでございます。そこも当初、うちでは、まだ具体的な数字はまだちょっと申し上げられないんですけども、数十人という形での新たな受け皿が保育部分で可能になるというところでございます。

当面のところは、今のところはもうとにかく保育士確保が最重要課題かなというふうに考えているところでございます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。これについても全国的な問題で、熊取町も例に漏れず同じような状況やということなんですけれども、子育てのまち熊取町ということでやっていますので、いろいろ

頑張られておられると思います。ここで一つ他市町に向けてぬきんでればブランド力も上がってく  
ると思いますので、今後、何か起死回生のアイデアを期待しています。よろしくお願いします。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）以上で、坂上昌史議員の質問を終わります。

議事の途中ですが、ただいまより5時20分まで休憩いたします。

---

（「17時05分」から「17時20分」まで休憩）

---

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、重光議員。

2番（重光俊則君）それでは、議長のお許しが出ましたので、一般質問を行います。

台風も近づいてきておりますので、できるだけ手短に、要点だけについて質問するよう努力して  
いきます。

まず、1番目ですが、老人福祉センターのあり方についてということで、老人福祉センターの過  
去5年間の利用者数を個人と団体に区分してまとめて説明してください。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、ご質問の老人福祉センターのあり方につきましてご答弁申し  
上げます。

まず、1点目の過去5年間の利用者数につきまして、事前に提出させていただきました資料に基づき説明させていただきます。

老人福祉センターにおきましては、平成25年度までは利用者数の詳細な内訳を把握しておらず、  
平成26年度以降、個人と団体を区分して詳細に集計していることから、平成26年度以降の4年間分  
をお示しさせていただいております。

まず、一番上の個人利用分につきまして申し上げますと、利用者数は年間1万2,000人から1万  
3,000人程度で、また、その下の団体利用につきましては、利用団体数が約40団体、利用者数は  
3,500人前後で推移しております。総利用者数は1万7,000人前後となっており、これを1日当たり  
の利用者数に換算いたしますと、平均して約70人の方々が利用されている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）表を見ますと非常に多くの方が利用されているということで、利用団体数42とい  
うのは42種類の組織の方が利用されているということですか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）そうです。いろんな種目の団体の方々利用されております。また次の  
答弁でいろんな活動の紹介をさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今の団体数というのが42種類の団体の方がというのは、1団体当たり大体約7、8  
人程度の団体の方が使用されているということですね。

では、2番目の質問の回答の中にもその情報があるということですので、2番目、現時点での老  
人福祉センターの役割と効果についての評価を聞かせてください。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）そしたら、2点目の現時点での老人福祉センターの役割と効果に対する  
評価についてでございますが、まず役割につきましては、老人福祉センターは老人福祉法に基づき、  
高齢者に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するこ  
とを目的として設置しております。現在は、主に長生会連合会の拠点であることを初め、大正琴や  
三味線などの文化系グループによる活動、また手話などの福祉系グループの活動のほか、指定管理

者であるシルバー人材センターが主催で週1回タピオ体操プラスとカフェを開催し、1回当たりの参加者数も20人から30人とにぎわっており、施設の活性化が図られています。

このように、当該センターにつきましては多種多様に利用されている状況であり、法が求めているセンターの役割を一定果たしているとともに、その効果につきましても、介護予防の観点からの閉じこもりの防止を初め、高齢者における健康づくりや仲間づくりにもつながっている施設であると評価しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）高齢者の方が外に出ていろんな多くの人と交流し合うというのは、非常に健康増進のためにいいということですね。老化防止にもなります。そういう意味で、老人福祉センターは2階はヘルストロンというような機械があるけれども、あとは、仕切りがカーテンというので椅子があって広場があつてというので、なかなか複数の団体が同時に使うのは非常ににくい状況であるけれども、非常にたくさんの団体の方が使用されているということであれば、ますます重要な組織になっていますよね。もう少し空間になっていると思います。

ただ、本来の老人福祉センターといえば、生活相談、健康相談とか就労指導とか老人クラブ、老人クラブの援助はあるんですが、機能回復訓練とか、そういうのが決められていますけれども、その辺はどう考えられておられますか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）議員おっしゃるとおり、老人福祉センターの機能の一つとして相談業務みたいなものも入れていく必要があるかと思えます。その点につきましても、これも3つ目の答弁で回答させていただき予定だったんですけども、やはり議員ご指摘のとおり、そこら辺のことは意識しながら今後も取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）じゃ、次につながっているということですので3番目です。

今後の老人福祉センターのあり方についての考えをお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）申しわけございません。そしたら、3つ目の今後の老人福祉センターのあり方についてでございますが、今後も高齢者人口の増加が続く中、当該センターのさらなる活用を検討していく必要があると考えております。

具体的には、これまでの取り組みに加え、高齢者が気軽に介護や健康づくりについて相談できる機会を創設することや、現在、来年度からの5年間における指定管理を行っていただく候補者の選定作業を進めておりますが、その中で、指定管理者の候補者から提案のあった取り組みも考慮しながら活用の幅を広げ、引き続き、本町における高齢者福祉サービスの拠点施設としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今、老人福祉センターは、センター長と1人の臨時職の方がおられて2人で運営されているように思うんですが、先ほど言われた相談窓口とか相談等を設置するとなると、今健康福祉部がやっている業務をそちらへ持ってくるようにするとかふれあいセンターの中でやるとか、そういうところになると思うんですが、その辺はどういうお考えなんですか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）現在、老人福祉センターはシルバー人材センターに指定管理として委託しております。シルバー人材センターが2名体制で運営しているような状況であるということです。



あと、相談業務なんですけれども、以前は健康相談ということで、相談の業務なんかも老人福祉センターでやっていた経緯もあるんですけれども、今は残念ながら、そういったところというのはちょっと薄くなっているような状態です。ただ、やはりそこら辺は老人福祉センターを高齢者人口がふえていく中で活用していくということで、我々は相談業務の充実というところを考えております。その一つとして、これはまだこれから指定管理の受託した事業所といろいろ話し合っただけで進めていくことになろうかと思っておりますけれども、一応事務局で考えているのは、地域包括支援センターの相談を例えば週1回、2回の時間を決めてその窓口を、地域包括支援センターのあるところがやはりちょっと行きにくいというようなご意見をいただいたりも以前したものですから、そういったところを時間を決めて来ていただけないかなとか、そういったところでいろいろ我々は工夫しながら考えているところです。それを実現するために、また今後交渉をやっていきたいなと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）管理運営面で、指定管理者に委託しているいろんな内容を充実させていくという考え方は理解できます。

第4次総合計画の第1次実施計画の中に、老人福祉センターの維持管理事業というのは健康・いきいき高齢課が出していますよね。その中で31年度は耐震化を行うと。それから32年度、耐震工事を行うと書いておりますけれども、これはどういう内容のことを考えておられますか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）老人福祉センターにつきましては、耐震診断を平成29年度で実施させていただきました。その中で一定の資産価値ありといいたまいますか、まだ少し手を入れなければいけないんですけれども、一定耐震されているというところの判定をいただいている中で、今後は設計工事という形で進んでいくわけなんです。こちらは、それほど大きな額ではないんですけれども、長寿命化もひっくるめて熊取町の財政状況も勘案しながら進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）それで、先ほど言われた老人福祉センターの建物があるから老人福祉センターの役割をその中で果たしていくというふうな考え方がまだずっと続いてきていると思うんです。それは、当初老人福祉センター自体の設置の目的から考えてそうです。

しかし、老人福祉センターの利用者、これは今こういう状況ですけれども、あそこの中が例えば区切られた部屋があったり、より快適なくつろぎの場所があったりすると、より利用者はふえるし、高齢者はここだけ利用しているんじゃなくてふれあいセンターも使っている、煉瓦館も使っているし、今、熊取町内で元気で動き回っているのは、60代から70代の高齢者ばかりが非常に多くの施設を使用しているんです。

だから、老人福祉センターがここにあるから老人福祉センターの役割を果たさなあかんのじゃなくて、生活相談とか健康相談は健康福祉部のどこかであればいい、先ほど言われた地域包括の方がどこかに来てやればいいと、そういうものもあって、いわゆるバウンダリーをフレキシブルに考えて、本来の目的である老人福祉センターの活動目的であればいいと。ただ、それを入れる建物については今あるものを継続して使用していくというのが、担当課としては当然それをやらないとあかんわけですが、やはり、これは今、ふれあいセンターともいろんなものが一緒にやられているし、煉瓦館でもいろんなことを、長生会は会議は煉瓦館でやっていますよね。あるいは行事とかは公民館でやっていると。そういうことを含めて、今第4次総合計画の中で書かれているのは、今の現状の施設はこうやって維持していくよということで計画されていると思うんです。

それについて、今後、例えば隣にある公民館とどうリンクするかとか、そういうことについて、

例えば公民館はエレベーターがないんですよ。だから、公民館の部屋の使い勝手は物すごく悪いわけですけども、そういうことについて、今は第4次総合計画の中は建物を維持管理していくという計画ですけども、先ほど来から、前ごろから言っている施設を統合して複合的な施設にして活用しやすいものにしていくということについては、何かお考えですか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それぞれの団体が使用目的に合ったふれあいセンターであり煉瓦館であり公民館であり町民会館ホールであり、また老人福祉センターでありというふうに、活用内容に応じて活用していただいているのが現状です。

老人福祉センターにつきましては、これも非常に議員ご指摘のとおり施設の内容なんですけれども、1階がテレビがあって和室があって、転がれるような場所になっております。これは非常に緩く、ぬるく、ゆったりとくつろげるような、高齢者にはうってつけの場所になっているかなと。また2階はヘルストロンであったりとかということで、健康維持のための機器を置いていて、その先に広くあるんですけれども、これは畳を敷き詰めていたりとか、あと長机を置けたりとかということで、使用目的に合ったように活用できるような、そこも一定、長い歴史の中でそれぞれの団体が活用しやすいようにしていただいているのかなと思っております。

今の老人福祉センターは資産価値ありと先ほど私が申し上げましたけれども、これは一定、そこを踏まえて、その資産価値ありということで、町民の財産でありますので大事にしていきたいなというふうに考えておりますが、大きな熊取町の政策の中で考えていかなければならない場面があったならば、それはやはり町の施設全体の中で考えていく必要があるかと思えます。

現時点で申し上げられるのは、やはり価値ありというところを大事に活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）管理担当部門としてはそういう発言が出て当然だと思います。

一つだけ要望は、個人の利用、あれ1階利用がくつろげる場所だと言っていますけれども、あそこは事前申し込みをしていないと使用したらいかんと書いてあるんです、機器は。例えばマッサージ機器があいていたりヘルストロンがあいていたとしても、事前申し込みをしていないと使用したらいけませんと書いてあるんです。どんな利用申し込みになっているかというたら、約40人ぐらいの個人の名前が書いてあって、来たら丸をするというというような状況ですけども、それでもそこに書いてなかったらいけない、僕が行ったときは、大体1階は機械はあいているんですけども座れないというのがあって、使用禁止とまでは書いていませんけれども、そんなことを書いていますよね。だから、もっともっとそういう機械がふえてもっと自由に使えるようなことも、その部門は、今の施設の状況でもそうですけれども、あいていれば使えますよということは必要かなと。細かいことで1点だけ要望はそれなんです、その辺は何かありますか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）2階にある健康機器につきましては非常に人気があるのでそういった表示になったかと思えますけれども、そこは議員ご指摘のとおり、臨機応変に対応していく必要があるのかなと思えますので、事務局からもそこら辺は臨機応変にお願いしますねということでお伝えしておきます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）ぜひ、その辺は緩やかな管理をお願いして、利用者がふえるようにしていただきたいと思えます。

これは、私の質問の目的としては公民館との統合、組織的なものを考えていただきたいということです。

2番目の質問に入ります。

2番目は、公民館の活用について、熊取町の文化振興活動の推進を念頭に、今後の公民館のあり方について幾つか質問をさせていただきます。

1番、ホールの過去5年間の利用者数とホール以外の施設の利用者数を表にまとめて説明してくださいという質問ですが、回答をお願いします。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）それでは、公民館の活用についての1点目、ホールの過去5年間の利用者数と館内のホール以外の施設の利用者数につきまして、事前にお配りした表に沿って答弁申し上げます。

町民会館ホール利用者数につきましては、平成25年度2万7,121人、26年度2万6,205人、27年度2万6,923人、28年度3万1,757人、29年度2万7,131人でございます。

次に、町民会館ホール以外の公民館・町民会館の利用者数につきましては、平成25年度3万7,175人、26年度3万7,401人、27年度3万5,796人、28年度3万5,527人、29年度3万2,611人でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）この中で、28年から29年にかけて両方ともホールとホール以外の利用者数が減っているんですが、この辺は何か理由がありますか。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）これにつきましては、具体的なデータにつきましてはただいま持ち合わせていないんですが、こちらの施設については一定、毎週のように使われている団体が重なって、延べ回数でかなりの人数に至っているということもございまして、その中で、よくお使いいただいている文化振興連絡協議会の団体がたくさんいらっしゃる中で、寄る高齢化の波で幾つか団体が閉じられたりとかということもございまして、こういう数につながっているものと思われま

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）それで、2番目を先に質問します。

平成28年度と29年度にホールで開催された文化イベントと参加者数を表にまとめて説明してください。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）では、2点目の28年度と29年度にホールで開催された文化イベントと参加者数につきまして、こちらもお配りした表に沿ってご説明いたします。

まず、教育委員会主催の文化事業といたしましては、公民館文化事業が平成28年度313人、29年度377人、ファミリーサマーコンサートが28年度567人、29年度400人、町民文化祭の舞台発表が28年度489人、29年度438人となっております。

次に、教育委員会主催以外のその他の文化事業（コンサート等）につきまして、学校関係が28年度11件7,178人、29年度7件2,880人、個人・団体が28年度4件992人、29年度2件750人でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）多くのイベントが開催されております。それで、一つは小・中学生の利用とホールとの関係ということも含めてお聞きしたいので、3番目ですが、小・中学生と住民のきずなを深める観点で、小・中学校でホールを利用したイベントの開催が計画または検討されているか、あるいは実施されているか、その辺をお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）続きまして、3点目の小・中学生と住民のきずなを深める観点で、小・中学校でホールを利用したイベントの開催が計画または検討されているかにつきまして答弁申し上げます。

小・中学校で町民会館ホールを利用するイベントといたしましては、毎年7月に、熊取中学校吹奏楽部及び熊取南中学校吹奏楽部による卒業演奏会の企画としてサマーコンサートと題した演奏会がそれぞれ実施され、広く住民の方々もごらんいただいております、当該学校と住民との継続的な交流が行われているところでございます。

また、教育委員会主催のイベントといたしまして、毎年8月にはファミリーサマーコンサートを開催しており、同コンサートは、熊取中学校吹奏楽部、熊取北中学校合唱部を初め、町内で音楽活動をしている団体が集い自主的に企画運営いただいておりますので、住民や学校関係者など多くの方が来場されており、音楽を通じた活発な交流が行われております。

このほか、本年8月25日には、町主催の熊取町安全なまちづくり大会に熊取中学校吹奏楽部が出演し、大会に花を添えていただいたところで、今後とも、こうしたさまざまな機会を通じて、小・中学校に積極的に町民会館ホール等を活用いただくとともに、ファミリーサマーコンサートで奏功しているような学校と住民の協働による事業を継続・発展させてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）これ、サマーコンサートは、大体中学校の吹奏楽部を主体としたものと合唱もあると言われましたか。じゃ、これは年それぞれ1回ずつですよ、今の答弁ですと。1回ずつあるということですね。

それ以外で、その他の文化事業ということで学校関係が29年度7回になっていますけれども、これはどういうあれでしょうか。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）学校関係で、表でも示しておりますとおり、29年度でいきますと7件2,880人ということでご報告させてもらっているんですが、これにつきましては申し上げたものの以外にも、各学校は先ほど申し上げたんですが、熊取みどり幼稚園が生活発表会をなさったりとかというところを含めたものでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）学校関係の行事でやっぱり中学生と町民の接触機会というのをできるだけふやしていただきたいということで、中学生のクラブ活動、吹奏楽部あるいは合唱部があるところとかそういうものの、今ファミリーサマーコンサートが1回ですけども、それ以外に例えば3中学校の共同のイベントとか、あるいは小・中学校との連携したイベントとか、その辺の検討とか企画とかというのはございますか。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）ただいまこの場で具体的にご報告できる企画というのは特にはないんですけども、答弁でも申し上げたとおり、せっかくあるホールでございますので有効に活用いただきたいというのはもとより考えているところでございまして、また、これ以外にも小・中学校ということであれば、先ほど安全なまちづくり大会ということでご報告申し上げましたけれども、それ以外にも婦人会の大会なんかでも花を添えていただく形でご出演いただいたりということもございまして。これは当然、学校のクラブ活動に影響するものでございまして、当然学校の活動を第一、優先としながら、ご協力いただけるところ、積極的に参加いただけるところを丁寧に拾ってご利用いただきたいということで認識しております。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）それで、教育委員会がイベントとして主催したいと考えているのはファミリーコン

サートなんですか。あるいは学校の中のクラブ活動の発表会の場としてホールを使用するという目的で教育委員会がそういうことを検討しているか、そういうものはございますか。位置づけとしてはどんなものなんですか。

例えば、婦人会に来てもらいたいとか、あるいは安全大会で発表してもらいたいとか、外の組織からの呼びかけはいろいろありますよね。学校自体が子どもたちのクラブ活動の一つを、ホールを利用して住民の方に披露して発表の場を与える、あるいは弁論大会にしてもそういう場を与えるとか、その辺を教育委員会としてそういうものを積極的にホールを活用しようというような考え方はあるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）先ほどのちょっと繰り返しの部分もございますけれども、答弁でも申し上げたとおり、熊取中学校の吹奏楽部並びに南中学校の吹奏楽部については、これは自主的に学校のほうから卒業演奏会という形でご活用いただいていると。さらに、ほかにも熊取中学校などがクラブとして自主的に演奏活動という形でご利用いただいているというところはございます。

これにさらに活用を進めていくという意味では、公民館を所管している私どもとしては積極的にご活用いただきたいというのはもとより思っているところでもございますので、各クラブ活動において積極的にご活用いただけるようなところは、また機会を捉えてアナウンスしてまいりたいと考えてございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）中学生は、特に町民の前に自分たちの活動の成果を見ていただける場所、これを積極的に教育委員会でも計画していただきたいのと、いろいろ話を聞いていますと、小学校で合唱コンクールを1年生から6年生までやると、物すごくすばらしい歌を歌っているというのは言葉で聞くんです。実物を聞いたことがないんですよ。学校の中で行われている合唱コンクールはすばらしくハーモニーができて、すばらしい歌を各学校で歌っているのを聞くんですが、そういうのを全てじゃないとしても、各学校からの選抜チームでもいいし、年々変わっても結構ですけども、そういう子どもたちがすごくいいパフォーマンスをしているものを町民に見ていただける場所、この辺をぜひ教育委員会として企画、検討していただきたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今現在、重光議員お話しがありましたいわゆるみんなが集まって発表する場ということで、実は泉南郡の音楽会というのが実際に開催されております。これは、泉南郡の各学校の代表チームが集まって、一堂に会して保護者あるいは地域の方々等が集まっての音楽会というのは実際に行っております。あとは、各学校で保護者に披露するというので、全学年がそれぞれ練習しながら発表している。ただ、町民会館等で行うということについては、実際、現段階では行われておりません。ただ、そういった機会をどうするかということについては、当然ながら学校とも相談もさせていただきたい。

ただ、やはり練習するのにかなり音楽の時間をとってやっておりますので、なかなか全体のカリキュラムの中でそれをどの辺で位置づけられるかという難しさもなかなかあるかなと思っておりますので、そういったご意見もあるということについては当然学校にもお伝えさせていただきながら、進めてまいりたいなというふうには思っております。ただ、できるかどうかということについては、当然学校等の調整ということも必要になってきようかと思っております。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）学校自体は校長先生の管理下にあるというのは前から言われていますけれども、熊取町内にある学校としてやはりそういうこと、町民と小学生、中学生との触れ合いの機会をつくり出すというのは、いろんな会がありますけれども、せっかくなかなかいいパフォーマンスをしている子どもたちが町民の皆さんにいろんなものを披露できる場が欲しいと思うんです。ところが、残念ながら

公民館のホールというのは300人入るか入らないかなんですよ。非常に狭いホールで、大勢の人に聞かすことができない。長生会の行事でも500人ぐらいが集まるんですけども、その半分ぐらいしか中で聞けない。そういう狭いホールでは、せっかくいいパフォーマーが来てもオーディエンスがちょこっとしか来ない。500人ぐらい入ってくれば、泉の森の小さなホールぐらいへ行けばそれぐらいのものがありますけれども、聞く側にしても、狭いホールの中で席をとるのを争っていかないと座れないようなものが、長生会の場合はそういう席のとり合いのような状態にもなるわけです。

そういう公民館ホール自体を推進していくためには、今のホールでは物理的に無理なところがあると私は考えていますけれども、4番目の質問で、ホールを利用した文化振興活動推進の検討はどのようにしているか、お聞かせください。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）それでは、4点目のホールを利用した文化振興活動の推進の検討について答弁申し上げます。

文化振興活動につきましては、昨年度に策定いたしました第4次生涯学習推進計画に基づき各事業を推進しており、同計画ではとりわけ、文化・芸術の情報の発信、住民との協働による事業の実施及び住民の文化・芸術活動の支援などに取り組んでいく旨を掲げているところでございます。

各事業の内容につきましては、社会教育委員会議において年度ごとに事業計画をお示しし、社会教育委員の意見をいただいた上で実施しているものでございます。

各事業の実施に当たっては、公民館が中心となって行う文化事業におきまして、平成23年度から一般公募により集まった住民の方を委員とする住民協働企画会議を設置し、事業の企画のみならず当日の運営にも協力いただいております。30年度は同会議の企画により、7月にジャズコンサートを実施したところでございます。

また、3点目のご質問でも述べました毎年8月に実施しておりますファミリーサマーコンサートにつきましても、音楽を通じた地域の交流を目的に、出演者が演奏順や曲目などの調整会議を行い、準備から当日の舞台設営にわたり運営の全てを協働で行っております。

加えて、毎年11月に行われる町民文化祭につきましても、自治会連合会、文化振興連絡協議会、婦人会、長生会連合会、町内大学連絡会代表の各団体で実行委員会を組織して、自主的に企画運営しております。

以上のように、文化振興活動の推進に当たっては、町民会館ホールなどの施設を有効に活用することを勘案しながら住民との協働を基本に取り組みを進めており、今後ともこうした方針により検討を進めてまいり所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）住民との協働でホールを利活用した文化振興活動を推進するというのは非常にすばらしいことだと思いますので、次の5番目、熊取町内における今後の公民館（ホールを含む）位置づけ（ビジョン）と施設の構想は誰がこれから検討していくのか、その具体的な計画案はいつ誰が作成しようとしているのか、その辺をお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）続きまして、5点目の熊取町内における今後の公民館（ホールを含む）の位置づけ（ビジョン）と施設の構想は誰が検討するのか、その具体的な計画案はいつ誰が作成するのかについて答弁申し上げます。

公民館は、昭和45年に開館し、築後47年が経過した施設であり、平成29年2月策定の熊取町公共施設等総合管理計画におきまして、施設や設備面が老朽化しており、耐震化や設備等の改修が必要であるとして、必要な機能・規模を検討し、類似機能を有する他の施設との間で適正に機能分担が図れるよう、集約化・効率化の検討を進めているところでございます。

こうした方針に基づきまして、今年度におきまして公民館・町民会館等の整備方針について重要

施策の一つとして位置づけ、教育委員会を初め関係各部が連携の上進行管理を行う仕組みを整え、財源も含め検討に取り組んでいるところでございます。当該方針の案につきましては、今年度末までには取りまとめを行い、一定の方向をお示しする予定としております。

なお、これらの検討を進めるに当たり、施設整備の構想につきましては、これまで施設を利用された住民の皆様からお寄せいただいている意見を勘案するほか、公民館を利用されている関係団体や社会教育委員、教育委員会を初め、町議会のご意見も拝聴し適宜適切に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今ご説明があったように、昭和45年に設置されたという、非常にその当時の人口から見たら大きな施設だったと思いますけれども、今、人口自体4万数千人です。利用者というのは、先ほど老人福祉センターもそうですけれども、町民会館ホール、それから町民会館ホール以外の公民館の利用者、これはすごくふえてきている。これは、高齢者がふえているということももちろんあるわけですが、町民会館ホールと公民館のところはエレベーターがないから、階段で3階まで上がりおりせなあかんというところもあって、利用者としては非常に利用しにくいと。それから例えば、長生会の行事ばかりで申しわけない。長生会の行事をやろうとしたら、敬老会でも五、六百人が来るんだけど300人ぐらいしか座れない。それと、舞台のために出るための着がえは老人福祉センターに行かなあかんとか、そういう場所自体もとり切れない、それから舞台のための準備もできないような施設なんです。

そこで、昭和45年の施設をみんながこれしかないからというので一生懸命我慢して使っているわけですが、今先ほど野津理事が説明された今後の計画につきましては、公民館、町民会館を使って熊取町としてどういう施設が必要かということの検討においては、先ほど言いました老人福祉センターも含めてどういう施設が必要なのかと。

それから、何回も言っておりますけれども、熊取町というのは4キロ・7キロで非常にコンパクトなシティで、その中の中心的な施設であって、それも昭和45年の施設がど真ん中であって、それで我慢して使っているという状況です。耐震設計で何億円とかかかるんであって建てかえで幾らかかるというのであれば、熊取町のシンボルとして、あるいは今からどんどん利用者がふえる、高齢者は特に一番来やすい場所にあるんで、今、いろんな老人憩の家でいろいろ楽しんでいますけれども、中央に場所があったらどんどん参加者はふえるわけです。だから、五、六百人の収容人数があればさらにイベント等集まる人もふえると思いますので、その辺をぜひ、教育委員会だけの考えじゃなくて、福祉部とか、それからほかの都市整備部等を踏まえて、どういう施設にすべきかということ今年度中に検討するのであれば、教育委員会だけで検討するんじゃなくて、全部で熊取町としてどういう施設にすべきかということを検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）答弁申し上げます取り組みとしましては、当然、これは関係各課と申し上げますけれども、我々教育委員会だけではなくて各部、企画部、総務部を含めて入った組織で取り組んでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）各部のいろんな知恵を集めていただいて、熊取町としてどんな施設を今持つべきかということは早急に考えていただきたいと思います。

これからますますいろんな施設の建てかえとかで費用が必要になってきますけれども、この5年間あたりはその部分の発生が余りない時期でもあるんです。一番いい時期でもありますので、その辺を含めてどういう施設を幾らのお金をかけてつくるかというのは、ぜひ多くの住民が満足できる、また熊取町として住民が誇れる施設をつくっていただきたいと思います。

次、3番目の質問ですが、熊取交流センター（煉瓦館）の運営について。

熊取交流センター（煉瓦館）の運営は今後どのように見直していくのか、それはいつ誰がいつまでに行うのかということで、いろんなこれまでの一般質問や決算委員会等で質問等がありましたけれども、それをまとめて説明していただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）それでは、熊取交流センター（煉瓦館）の運営の見直しにつきまして答弁申し上げます。

熊取交流センターは、住民の教養、芸術及び文化の発展並びにコミュニティの醸成や地場産業の振興を図るため平成17年11月に開館したもので、これまで煉瓦館交流ホールコンサート等のさまざまな文化事業を初め、人材バンク事業や井戸端セミナー事業など多様な取り組みを住民や住民団体との連携など密接なかかわりの中で進めてきており、住民の交流促進の拠点施設として教育委員会による運営を行ってきたところです。

こうした経緯から、平成22年度に指定管理者制度導入について社会教育委員会議においてその是非を検討した際にも、前述のような取り組みを今後も継続していくためには直営がふさわしいとの結論を得たところでございます。

しかし、開館以来13年目を迎え、利用者数が減少傾向にあつて、より住民サービスの向上を図る必要があることや、近年の町財政状況などを踏まえ、第3次行財政構造改革プラン・アクションプログラムにおきまして当該期間中に指定管理者制度の導入を進めるよう位置づけたところでございます。

一方で、現在、公民館・町民会館につきましても、より効率的な管理運営を目指して指定管理者制度導入の検討を行うとともに、2点目のご質問で述べましたとおり、老朽化した建物の整備に関しまして整備方針の検討をあわせて行っているところであり、今年度末までには一定の結論を得るべく進めているところでございます。

公民館等の整備につきましては、耐震改修工事など少なくとも半年以上の利用ができない期間を有する大規模な工事になるものと見込まれ、その工事期間中は煉瓦館を中心に一時的な受け皿となる必要があると想定されるため、煉瓦館の運営の見直しにつきましては、公民館の整備方針が固まった段階で、その内容を踏まえつつ計画的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、検討を進めるに当たりましては、利用者を初めとする関係団体や社会教育委員、教育委員など教育委員会部局並びに町議会議員の皆様のご意見等を適宜適切にお伺いしながら、よりよい方向を見定めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）公民館の補修、建てかえ等を行うに当たっても、煉瓦館が重要な役割を果たさないといけないということでもあります。それで、煉瓦館を指定管理者が管理していくというような状況になっていくというのは理解できます。

そういう意味で、今、みんなと協働課と生涯学習課が煉瓦館の中におられますけれども、これはどこかに移られるのでしょうか。それは来年の話ですけれども、その辺は何か検討されておりますか。今からですか。検討はまだですか。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）組織機構の内容につきまして、まだちょっと固まっていない部分がございますので、席の配置についてはちょっとまだお答えできるような状態ではないと思われま

す。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）今、野津理事が申し上げてくれたように、今現在、組織の部分については教育委員会からもご意見をいただいております、それも踏まえた中で今、協議を進めている状況です。

明らかになる時期は4月ぐらいになると思いますので、その前にはお示しできると思います。

議長（坂上巳生男君）重光議員。



2番（重光俊則君）今ちょっと聞き取れなかったんですが、来年4月から変わるということで、その前に説明していただけたという理解ですか。ちょっと聞こえなかったんですが。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）その内容について、まだちょっと決まっていなくて、もしそれが変わると決まれば12月議会の手前の会期前議員全員協議会でまた報告させていただきますので、確認審査いただければと思います。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）わかりました。

それでは、4番目の質問ですが、公共施設等総合管理計画についてということで、平成29年2月策定の公共施設等総合管理計画に示された公共建物の改修、更新についての具体的な費用負担と財源確保を含む改修、更新との策定はいつから誰がいつまでに行うのか。これは、今それに示されておりますが、概略、本当の推定値で記載されているというご説明がありましたけれども、その具体的な内容、具体的な費用発生等について今いろいろお聞きしますと、いろんな施設の今後のあり方について検討されているということをお聞きしました。全体的に公共施設等総合管理計画に示された建物の改修、更新等についてのより詳細な現実的な費用の算出とか財源確保等についての検討はどのような状況にありますか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、公共施設等総合管理計画に示された公共施設の改修・更新に係る具体的な費用負担と財源確保を含む改修・更新計画の策定についてご答弁申し上げます。

公共施設等総合管理計画につきましては、6月議会の一般質問でもご答弁させていただきましたとおり、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化を計画的に行うとともに、財政負担の軽減、平準化を行い最適な配置を実現するため、その基本的な考え方を示す計画として国の指針等に基づき策定したものでございます。

ご質問の各公共施設の改修・更新計画の策定でございますが、平成29年3月23日、国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議におきまして、各府省庁は、平成32年度までのできるだけ早い時期に個別施設計画を策定する、また地方公共団体等に対し、個別施設計画の策定、推進上の留意点を周知するとともに、計画策定や対策推進に活用可能な財政的支援策、技術的支援策、その他の支援策について、その周知及び充実に努めるとされております。

また、現在の国の財政支援措置といたしまして、公共施設等適正管理推進事業債でございますが、対象事業につきましては、平成33年度までの事業で、延べ床面積の減少を伴う集約化・複合化事業や施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる長寿命化事業などがございます。それら対象事業につきましては、公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業であるほか、個別施設計画に位置づけられた事業が対象であることから、この財政支援措置の適用を受けるためには、遅くとも平成32年度までには個別施設計画を策定する必要があります。

公共施設等総合管理計画の推進に当たりましては、計画書にも記載のとおり、総務課を事務局として、庁内調整会議を適宜開催し情報共有を行いつつ、政策面での連携、調整を図りながら計画を推進していくところですが、先般5月にその庁内調整会議を開催し、計画策定後における各施設の取り組み状況と今後の予定、さらには個別施設計画の策定について、先ほどご説明いたしました国の会議の内容を踏まえ、各府省庁の動向を注視するよう情報共有を行ったところでございます。

このような状況の中、ご質問の個別施設計画の策定につきましては、こうしたそれぞれ各府省庁の動きや国の財政支援措置を踏まえ、各公共施設を管理する部署におきまして、国が示す平成32年度までのなるべく早い段階で各施設の実情に応じて作業を進めているところでございますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）平成32年が重要な時期になるということですがけれども、やはり熊取町として全体的

にどのような施設にしてどれだけのお金をいつつぎ込むのかということについて、早急に真剣に検討していただきたいと思います。

今、図書館の再活性化等についての検討が進められているけれども、なかなか計画としてはまとまっていないということです。大原公苑の跡地利用をどうするかというものも含めた検討になると、また別の見方になってくると思うんです。それとあと、各管理課だけじゃなくて、各管理課は情報集約はしているかもわかりませんが、熊取町全体がどういう施設のあり方にするかということについて真剣に検討していただいて、できるだけ国の補助金をいただいて、すばらしい熊取町になるように検討していただきたいと思います。

1点だけ、老人福祉センターと公民館ホールが合体した500人以上収容できる施設になれば、非常に多くの老人が、あるいは高齢者がますます元気になるということは約束いたしますので、ぜひともそれを実現させていただきたいと思います。

以上です。終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、重光議員の質問を終わります。

次に、浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

私の質問は大きく3点ありますが、今回の私の質問は、以前から過去の議題で何度も問題提起させていただいている内容でありますので、その問題提起した内容を今後どういった形で対応していただいているのかを確認するのが今回の主な趣旨となっております。

それでは、質問の1点目に入りたいと思います。

永楽ゆめの森公園のこれまでの来園者実績と今後の運営についてということで、毎年、夏が過ぎた9月議会でゆめの森公園についての質問はしておりますけれども、質問の1点目と2点目、答弁があれば続けてお願いしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、ご質問の1点目、平成28年度と平成29年度の月別来園者実数及び月別来園者目標数についてご答弁申し上げます。

事前にお配りさせていただきました永楽ゆめの森公園利用状況をごらんください。縦に月、横に年度ごとの目標来園者数及び来園者実数と、一番右側には平成29年度の駐車場収入を記載してございます。

なお、表の上部に記載しているとおり、平成29年度目標来園者数は、平成29年5月23日開催の議員全員協議会でお示しました駐車場収入算定のための数値です。また、平成30年度の目標来園者数は年間20万人とし、平成29年度の実数の総数と月ごとの来園者実数をもとに10人単位で算定した数値でございます。

平成28年度の実数の総数が21万8,495人、平成29年度の目標来園者数の総数が19万3,770人、来園者実数の総数が16万8,240人となっておりまして、平成28年度の実数に対しまして平成29年度の実数は77%となっております。

次に、2点目の平成29年度の月別駐車場収入につきましては、先ほどの表をごらんください。

一番右側の列に記載してございます年度の総収入が656万7,600円となっております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）非常にわかりやすく、月別で来園者実数を記載いただきありがとうございます。

こうやって月別で見ると、どの月に非常に来園者が少なくなってどの月に多いのかというのが一目瞭然でわかるわけです。

この公園は27年11月に開園して、年度が違いますが、当初は28万人という非常に驚くべきたくさんの方に来ていただいて、非常に熊取町が誇れる公園として華々しくデビューしたわけですが、28年度については答弁いただいたとおり21万8,000人、29年度はぐっと減って16万

8,000人というところで、約5万人近く28年度から29年度にかけて大きく減少したと。これだけを見ると21万人が16万8,000人になったのかというところで見るとれるんですけども、実は16万8,000人というのは、当初、先ほどの29年5月の議員全員協議会でいただいた将来推定来園者数というところを見ていくと、実はもう10年後大体これくらいの人数になるであろうというふうに、開園前に永楽ゆめの森公園は年々少なくなっていって、10年したらこれくらい、16万9,000人くらいになるんじゃないのかなといったような数値が、29年度、3年たたずにしてもう16万8,000人になってしまっているわけなんです。

これは何でこんなことになってしまっているのかなと。当初がちょっと人数が多かったといえればそれまでなんですけれども、これはなぜ予想よりも3倍速いスピードで来園者が減ってきているのかなと、どういうふうにお考えになっていますか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）確かに議員ご指摘のとおり、当初開園時には非常な宣伝を行いまして、イベントも豪華に、式典も豪華に行ったというところもございまして、それで各方面にもかなりのPRをかけたというところで、開園年度の当初というのは非常な人数があった。これが非常に大きいかないというふうに私自身も感じてございます。

本町の施設以外にも近隣の同様の施設におきましても、例えば阪南市のわんぱく王国とかを見ますと、開園時に比べて2、3年で4割を切っているというような状況もございまして、一概にゆめの森に限っては、開園当時にぐぐっと落ちたということに限らず、開園年度の来園者数が非常な関心を持って皆さん想像以上に多く来ていただいたということが非常に大きいかないというふうに感じております。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）なぜこれだけ少なくなってしまったのかというところはいろいろあるかと思えますけれども、従来から、私はゆめの森公園、いつも夏を過ぎてから質問させていただいているので、やはり夏季の来園者対策というところでフォーカスしてお話しさせていただいてきたんです。ほとんどの月で前年割れしてきているというところで、やはり根本的な原因があるんだと思うんです。

これについては後ほど詳しく説明、議論していきたいなというふうに思うんですが、駐車場収入について当初の予定では、いろいろ最初は28万人も来られたんで1,300万円云々という話がありましたけれども、最終的には29年度は871万円くらい入ってくるのではないかとというふうに想定していたものが、やはり来園者の減少に伴って、結果656万円ということになってしまっているわけです。ちょっと確認したいんですけども、656万円のうち、例えばことし4月から指定管理者に入っているわけですけども、幾らが指定管理業者に支払われて、熊取町の収入としては幾らになるんですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）29年度の実績でございますので、指定管理者の運營業務が30年4月1日でするので、29年度の駐車場収入というのは全て町の収入となっております。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ごめんなさい。ちょっと質問の仕方を間違えました。30年度も同額であった場合、ことしも同額であった場合、同じように16万8,000人来られて同じように656万円であった場合、大体ざっくりどれくらいという形になるんですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）駐車場収入につきましては、指定管理者に一応利用料金という形でまず収入がございまして、その中で最終、その年度の指定管理料として算出する際にはその金額の2分の1を想定してございまして、例えばその想定以上に来園者数があって800万円、900万円になったとしても、その増加分につきましては、最終委託料をお支払いする際には精算という形で、上回った部分については町のほうに入ると。精算しますのでその分委託料が減るといって、このようなこ

とになってございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）2分の1ということ、先ほど上振れの800万円であれば、400万円を指定管理業者に払って400万円が熊取町の収入ということだったかと思うんですけども、違いますか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）今、議員ご質問のもし29年度のお金の656万7,600円が30年度に入りましたよとなれば、これは全額町に入ってきます。今、理事がご説明させていただいたのが、一番最初に指定管理者の入として見るのが、うちの管理料と駐車場料金の半分を入として見ているんですけども、この入が今、理事から申しました、仮定しますと656万7,600円の2分の1をここで見ています。あと2分の1で、最終的な入が656万7,600円になりますと、最終的にはここで精算されますので、全て引く、駐車場金は引くということになってきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ざっくりでいくと、例えば330万円ということですよ。指定管理業者が指定管料としては1,500万円ですというところで我々もずっと説明を聞いているんですが、当初は駐車場利用料金がざっくり800万円ぐらい入ってくるであろうというところで予想された上で、その半分が指定管理者に払われて、指定管理事業者もやはり事業計画の中で大きく赤字にならないような絵を描いていると思うんです。上振れになった分はたくさん来られて町の収入もふえて、指定管理業者もたくさんいろんなイベントをして、来られてよかったねというところになると思うんですけども、もしこのまま来園者がどんどん減ってしまった場合、例えば駐車場収入が400万円しかありませんでしたと、200万円しか業者の収入としてはなくなってしまった場合、それというのはどちらが補填するんですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）現在指定管理者と結んでいる協定の内容でいきますと、町が補填することになってございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）となれば、例えば町が補填してしまわないといけない事態に陥る人数というのは大体何万人ぐらいを想定されているんですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）きちりした数字は算定していないところではございますけれども……。すみません、ちょっと正確な人数は申し上げられません。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）いずれにしても、またこれは皆さんが想定されている以上に、我々も想定している以上に来園者というのが物すごい勢いで減ってきているわけです。この公園というのは、27年に国からお金をいただいたとしても町の単費も出ているわけで、4億6,000万円かかってつくった公園です。当初28万人が来られて、これはえらいこっちゃということで3,300万円の駐車場の整備も含めてお金を再投入していつているわけです。であるならば、やはりこれは町としてもたくさんの方に来ていただくような取り組みというのをやっていかないといけないわけです。後ほどお話しさせていただきたいんで、先に質問をしていきたいと思えます。

続いて、先日、会派質問でも同じような質問をさせていただいているんで、3点目と4点目と合わせて答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）浦川議員、質問項目はきちんと読み上げていただけますか。

3番（浦川佳浩君）わかりました。

それでは、3点目、平成30年度4月から8月の月別来園者実数、目標数と実績がそれぞれ月別に对比できるよう表にして提示してください。及び指定管理事業者の事業計画に基づく今後3年間の来園者をふやすための取り組み計画（夏季来園者対策も含む）についての進捗状況について。

それから、続いて4番目のことし利用者向けに奥山雨山自然公園エリアアンケートを実施されましたが、永楽ゆめの森公園アンケートについて、アンケートを実施した目的とその結果を今後どのように反映させるのか、ご答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）次に、3点目の平成30年4月から8月の月別の来園者実数と目標数につきましては、もう一度先ほどの表をごらんください。

8月の数字が確定しておりませんでしたので、記載は7月までとさせていただきます。

4月から7月までの来園者実数は5万7,604人となってございまして、平成29年度の同時期6万5,238人の88%となっております。

続きまして、指定管理者の事業計画に基づく今後3年間の来園者をふやすための取り組み計画についての進捗状況についてご答弁申し上げます。

まず、夏季来園者をふやすための現在までの対策についてご説明をさせていただきますと、夏場の暑さをしのぐことができるようミストシャワーを平成28年度に入り口に設置し、29年度にはユニバーサルブランコ付近に1カ所増設し熱中症対策等に取り組んできたところで、今年度には、芝生広場ステージにおいて利用者に涼しんでいただけるよう日陰を設置して、夏の暑さ対策を講じているところでございます。

次に、来園者をふやすための指定管理者の取り組み計画ですが、大きく分けて、各種イベントの実施、各種サービスの実施、設備の充実、PRの実施の4項目でございます。

まず、各種イベントにつきましては、夏季イベントとしまして、8月12日に子どもを対象に園内ウォークラリーとカブトムシプレゼントイベントを開催し、約70名に参加していただきました。9月には園内冒険昆虫採集や野鳥の観察イベントを予定、10月にはスケートボード教室を2回予定してございます。また、クラフト教室を10月と12月に、健康イベントとしまして、ノルディックウォーキング体験教室を10月から毎月1回、3月まで予定し、ヨガ体験教室を10月、11月、3月にそれぞれ予定してございます。また、ことしの11月で開園3周年を迎えることから、現在3周年記念イベントを検討しているところでございます。来年度以降も、今年度の実施状況を参考に各種イベントを計画していく予定でございます。

次に、各種サービスにつきましては、遊具の販売、雨具の無料貸し出し、商工会と連携したタオル等の販売、露店店舗の出店などを実施しております。また、子どもの健全育成事業として、各小学校に年賀状を寄贈し、子どもの言語力、表現力、コミュニケーション力の向上を図る事業を予定してございます。

次に、設備の充実につきましては、より一層の防犯・安全対策のため監視カメラ2台を増設いたしました。来年度以降は、バリアフリーマップの作製や公園案内看板などのユニバーサル化などに取り組んでいく予定でございます。

次に、PRの実施につきましては、施設専用の永楽ゆめの森公園・墓苑オフィシャルホームページを開設し、本町ホームページ及び蜻蛉池公園ホームページともリンク設定を行い、イベント情報や施設紹介などを発信しPRに努めているところでございます。今後は、指定管理者運営の他の施設とのリンク設定を検討し、より一層の情報発信に取り組んでいく予定でございます。

次に、4点目、永楽ゆめの森公園アンケートについて、アンケートを実施した目的とその結果を今後どのように反映させるのかにつきましてご答弁申し上げます。

今回の奥山雨山自然公園エリアアンケート調査は、永楽ゆめの森公園、野外活動ふれあい広場、奥山雨山自然公園ハイキングコースの各利用者と町内10カ所の公共施設と町ホームページにおいて実施し、合計1,038枚の回答をいただいたところでございます。目的は、各施設において今後、より一層のサービス向上に資するために利用者の意見を聞くことと、未利用者の利用しない理由などを把握し、自然豊かな奥山雨山自然公園エリアに町内外から多くの方に来ていただけるよう施設整備等を行ってまいりたいと考えています。

ご質問の永楽ゆめの森公園アンケートにつきましては、今回、指定管理者と協力して実施したもので、747枚の回答をいただきました。

前回は平成28年5月にアンケート調査を実施しており、満足度や利用者の状況がどう変わっているのかについても把握し、利用者の増加やサービス向上などに役立てることができるよう検討してまいりたいと考えています。

調査の結果につきましては、来園者の年齢層では小学生以下の家族連れが多く来園されていることが推測され、利用者の約74%の方が町外からお越しいただいております。また利用頻度では、多くの方が再来園されていますが、約21%の方が初めての利用とのことでした。利用時間につきましては、1時間から3時間の利用者が約72%と、前回の約58%を上回り、全体に利用時間が伸びているものと推測されます。満足度につきましては、「大変満足している」「満足している」が約88%と、前回の71%を17ポイント上回る結果となっております。

今後におきましては、開園後約3年が経過するにもかかわらず約21%の方が初めての利用者であったことから、より一層のPRを行うことにより、新たな利用者の確保に努めるとともに、10件以上の自由意見として日陰の設置、イベントをふやす、赤ちゃん用の遊具設置などがあり、今後これらについても指定管理者とも協議、検討してまいりたいと考えてございます。

今後におきましても、永楽ゆめの森公園が安全で安心して遊べ、多くの方が来園していただき、にぎわいが絶えない公園づくりを進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）まず、4月から8月ということで、表としては4月から7月までの分をいただいているんですけども、ことし4月から指定管理業者に管理していただいて、それでもやはりもう既に非常に前年割れをしているというような状況で、このまま同じような形でいくと16万人を切るかもしれない、そういうような、恐らくこの8月についてももっと少ないのかなというふうに推測されますので、これが1年通して見たときにもしかしたら16万人を切ってしまうかもしれない、そこまで来てしまっているのかなというふうに思います。

目標として20万人というところで、泉谷部長からも20万人を切らないようにというところで毎回答弁いただくんですけども、この際、まず何で20万人なのかというところをもう一度検討していく必要があるのかなど。指定管理事業者も恐らく20万人という言葉を目標でずっと事業計画をつくられているのかもわかりませんし、先日の会派質問の中にも泉谷部長のちょうどいいぐらいの人数だといったようなところの発言もありましたので、なぜ20万人なのかというところをしっかりと一度検討していただくというところと、アンケートの分に移りますけれども、議事録をまた見ていただきたいんです。開園する前、2015年9月議会で私は、この公園はどこに重きを置いて評価していくべき公園なんだろうかと、どこに重きを置いて運営していくんですか、評価項目について教えてくださいというふうに質問しています。その際の答弁では、あえて言うならば来園者の人数ですというふうに答弁いただいています。その後、前の事業部長の発言では、再度アンケートをとって、そこからまた評価項目については検討していきたいといったようなコメントもいただいています。

やはり人数だけでいくと、結局20万人いったんかいていないんかとか、去年よりも多かったんか少なかったんか、じゃ、これ16万人にやったから何やねん、20万人やったから何やねんというように話にやっばりなってしまうんです。だから、この際というか、やはり公園自体がどこに重きを置いて今後運営していくのかというところをもう一度しっかりと検証していただきたいなど。

もうすぐ開園してから3年がたつわけです。現在、2015年9月に評価項目を設定してくださいというふうにお伝えはしてきたんですけども、その後、これについては何か検討というのはされたんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）特にはしてございません。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）であるならば、やはり3年というところをもう一回見直していただいて、今までは当初28万人でえらいこっちゃということになっているわけですが、激減していくスピードが物すごく速いというところは、やっぱりどこに重きを置くんやというところが抜けているから結果的にこれだけ減っていると思うんです。

アンケートで見ると、利用者の24%、およそ4分の1が町内の住民で、残りが町外から来られている方たちの利用というところ。そして年齢層でいくと、およそ半数近くが12歳までのお子さんが来られていて、そして3割はその親御さんといったような年齢層になっているかと思います。つまり、この公園の8割は12歳までの子どもさんと、そしてその保護者が使われているといったようなことも年齢層でわかってくるかと思います。

さらにリピート率、先ほどの満足度調査云々という話もありましたけれども、これは5月に、一番気候のいいときにとられているアンケートですよね。だから、やはり9割の方は非常に満足されるかと思っています。公園自体も非常に管理されていて美しい、本当に熊取町が誇れる公園であると今でも思っています。これはやっぱり5月にするからいいわけで、これを夏に、8月とか非常に暑いときにアンケートをとった場合、水遊び場をつくってほしいとか、日陰の話もたくさん出ていましたけれども、そういう話になると思うんです。私は、月別の来園者数を見ても夏季の利用が物すごく減っているわけです。本来、子どもたちの夏休みでにぎわはずの夏に、公園は暑いから行かないということが数字として示されているわけです。

アンケートを今回されたわけですが、水遊び場の必要性というのは私自身はやっぱりあるかと思っていましたし、今までの答弁の中でも一定水遊び場というのは効果があるんじゃないのかといったような理事からの発言もあったんですが、なぜアンケートの中に水遊び場の有無というのは問われなかったのか、その辺聞かせていただいてもいいですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）あえて水遊び場についてというのは今回、してございません。ただ、おっしゃるとおり、自由意見欄という、遊具についてであったりほかのことについて自由にご意見を下さいという欄を設けてございまして、ご指摘の水遊び場という意見が確かに自由意見の中で4件程度は確認してございます。

それと、あと特に夏場の来園者数が少ないということに関しましては、確かに平成28年度と29年度に夏の例えば気温で比べましても1度以上高いとか、それとまた、29年度と30年度も比べれば夏の気温がまたさらに高いとか、こういった気候によっての入場者の変動というのも非常に大きい点があるところでもございまして、水遊び場につきましては、以前からも何度も私、答弁させていただいておりますけれども、ここに水遊び場があるからゆめの森公園に行こうというような規模の水遊び場の施設というのは相当やはり規模の大きい、自慢できる施設が要ってくるかなというところもございまして、経費面とかそういったことで私、個人的にちょっと思いはあるのは、公園で暑い中で遊んでいただいて、夏場は町内でプールを開放していることもございまして、この汗をプールに行って流そうと、そういった施設ごとの利用で区分していただければ、ゆめの森に水遊び場がなくても利用はいただけるかなというふうに感じます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）スペース的というところもあるかと思いますが、やはりお金がかかるというところが一番大きいかなと思うんです。お金はいつの時代もないわけで、要はどこにお金を投入していくか、どこでお金を使うことで住民サービスの向上につながるのかという優先順位の問題で、絶対的にこの公園に水遊び場をつけなくてはいけない理由はやっぱりないですね。僕もないと思います。

だけど、先ほどの冒頭の話で、来園者数というのがどんどん減ってきて、9割の方は満足して帰

ってはいるものの新規の来園者が少ないというところと、リピート率もやっぱり減ってきている。だから当初28万人だったものが今16万8,000人と、こうなっているわけで、やはり何かしらの仕掛け、特に夏場、夏季シーズンに対策をとっていかないといけないので、それは本当に喫緊に考えていただいてやっていただく。

水遊び場が難しいというのであれば、例えばですけれども、今パカブとかご存じですか。ネットをつないで網の上を歩いていくとか、木と木の間にネットをつないで歩いていく、ああいうのなんかも今非常にはやっていて、あれであれば木陰で林の中で遊ぶので、その場所がまた問題かもわからないですけれども、いずれにしても何かしらの夏場対策をやらないと来園者というのはどんどん減って行って、それにあわせて駐車場収入も減っていく。

さらに、先ほどの指定管理の話であれば、町がある程度の人数が減ってしまった場合にさらに1,500万円からプラスアルファで指定管理業者に払わないといけない事態になっていくのであれば、これは本当に非常に住民が誇れる公園がなかなか経費がかさんでしまう公園になっていきますので、そうなる前に早急に対応していただきたい。これは、ぜひパカブなんかもあわせて検討いただきたい。

今回要望したい点の2つ目なんですけれども、先ほど公園の評価指標、どこに重きを置いて運営していきますかというところで、会派質問でも要望させていただいたんですけれども、開園する前というのはご年配の方も、花壇の件もしかりですけれども、非常に楽しみにされていたんです。公園を核にしてどれだけのコミュニティができていくか、その中に自分がどう入っていくかみたいな話も結構あったんですけれども、残念ながらそういったコミュニティが今なかなかできないというところ、そしてまた、保育所からも要望があって、園児たちが平日に気軽に利用できるような、バスのチャーターなんかも利用してもっともっと園児たちが利用できるようにしていただきたいというような声も上がっています。

実際に統計でも、ちょうど未就学児の年齢、3割ぐらいはそういった子どもたちが来ているというところですので、ニーズもありますので、熊取町の園児はもちろんのこと、周りの他市町村の園児も有効に使っていただいてにぎわう公園をつくっていかないと、今後伸びていかないと考えます。その辺もあわせて今後の評価指標の中に検討いただけたらというふうに要望したいと思います。

では、駐車場料金についてもこの際お尋ねしたいんですけれども、やはり駐車場も高いといった意見があるんです。もともと無料でスタートしたので、これを無料にできないかというようなお話が私のところにも結構よくあります。

私は、開園前からこれは無料じゃなくて有料にすべきだというふうにずっと言ってきました。その理由としては、駐車場を利用した料金で、やっぱりそれは投資計画というか、そのお金でもって水遊び場であったりいろんな遊具を更新していく、その投資に回していくから駐車場利用料金というのはやっぱり取るべきなんじゃないですかというような話をすると、何年後かにこの公園に水遊び場ができるのであればとか、いろんなものが再度つくってくれるのであればそれは仕方がないのかなというような話になるんですけれども、このままずっと投資計画がないまま、今の現状の公園をただただ様子を見ていく、どんどん人数だけが減っていくというのであれば、もう私はこの際、熊取町民はやっぱり無料にして、残り76%の他市の人たちからお金をいただくというような仕組みをぜひまたそこは検討いただきたいなと思いますけれども、ぜひ再検討していただけないでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 議員おっしゃるとおりでして、この公園をつくるときになぜ駐車場を有料化しなかったか、それが最大の私の疑問点です。つくったけれども収入が上がる場所がない、これ、自治体の経営というふうな考え方からすれば、物をつくったからにはある程度ランニングコストをどこかから調達せないかんわけです。それを住民の皆さん方からの税金でいただくのか具体的に利用者



からいただくのか、その辺の議論があったのかどうか、これはもう本当に大きな疑問点です。急遽こしらえた公園やというふうな話も聞きますけれども、本当にそこまで議論されたのか、これは議員の皆様方もそうですけれども、これは大いに反省すべきやと思います。

岸和田市に蜻蛉池公園があります。阪南市にも公園があります。駐車料金は当然有料です。その中で熊取町が27年に無料の駐車場がついた公園をオープンした。当然熊取町に流れますよ。そういうことも考えない中で、ただで公園を楽しんでもらう。大盤振る舞いとしたらそれはいいかもしれませんが。熊取町の名前を売る一つの手段としてはあったかもしれませんが。だけど、そういうことも全体的な議論があったのかどうか、これは本当に僕は疑問に思うところです。

これを考えると、当初20数万人来ていただきましたけれども、これは本当に地元の住民の皆さんに大きな迷惑をかけているのも事実です。ごみのほったらかし、ポイ捨て、こんなことで住民の皆さん方からいろんな苦情をいただきました、私も。これをどう見るんやと、こんなことも踏まえた中で、当然想像される話なんです。これは私、怒っています。なぜそのときにこういったことが議論できなかったのか、議論する気がなかったのかわかりませんが、それで今、利用者数が減っている。これは今の駐車場規模の利用者人数を考えると本当に適正な人数は何人やろうかなと、そういうことの観点からももう一度洗い直しをする必要があるかなと思います。

快適に公園で楽しんでいただくにはどのぐらいの人数がいいのか、それにはどれだけの経費でもって運営できるのか、そんなことも考える必要があるかなと思います。ただ人数を集めればいいという話ではないですよ。その中で効率的にうちが投資するというか、ランニングコストをいかに抑えられるかということも、これは考える必要があると思います。人数を集めていいのはねという冗談は出てきませんが、本当にその辺の考え直しをしていく必要があるかなと思います。以上です。

だから、答えになるかわかりませんが、再構築していく必要があるかなと思います。人を集めるだけでは熊取町は成り立っていない部分も出てきますので、その辺よろしく願いいたしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。もう本当にそのとおりだと思います。

もうすぐ3周年というところで、20万人をただただ20万人を目標ということではなくて、本当になぜ20万人なのかということからスタートして、住民の方がより親しみを持っていただけるような、どこに重きを置いて運営していく公園なのか、そういった評価指標がないということからスタートをしているのが私はこれは大きなミスかなと思っていますので、3周年というところでもう一度考え直していただきたい、しっかり再構築していただきたいと思います。

では、質問の2点目にいきたいと思います。

子どもたちの国際感覚の醸成に向けた取り組みについてということで、2点ほど質問したいと思います。

1つ目は、ことしもつい先日まで訪問されておりましたミルデュエラ市との青少年交流事業について伺います。今年度の応募者数と選考方法について教えてください。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、ご質問の1点目、今年度の応募者数と選考方法について答弁申し上げます。

今年度の応募者数は、男子が16名、女子が18名の計34名の応募でございました。

次に、ご質問の選考方法でございますが、グループ面接によりまして協調性や意欲などの国際交流事業に必要な採点項目により、選考したところでございます。

なお、面接での質問事項や詳細な選考基準に関しましては、今後の公平な選考に影響を及ぼしますので答弁は差し控えさせていただくことをご理解いただきますようお願いいたします。1点目の答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）これ、選考は企画部でやられたのか教育委員会でやられたのか、どちらでやられたんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）これは役割分担してございまして、企画部は事務局として入らせていただいております。5名の選考委員がいらっしゃいますが、1名は副町長でございます。あと4名は教育委員会から教育長、次長、統括、それから理事ということで、5人の選考委員で選考してございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）教育委員会の方が主に選考されているかと思うんですけども、面談の際に、応募者が今回34名というところで、子どもたちがどういう子で、今までミルデューラに行きたくてどんな取り組みをしてきたかといったような、そういった背景もしっかりとフィードバックを受けて選考されているのか。特に中学2年生についてはチャンスが1回きりしかないわけですから、そういった子どもたちも踏まえて選考されているのかどうかというのはどうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）選考方法につきましては、先ほど申しましたとおり、意欲という項目がございます。当然、面接の中で意欲に関する要は質問というのをさせていただきまして、国際交流事業に参加したいという中学生なりのしっかりとした意見を確認して、その上で選考させていただいているというところでございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）行けた子は非常にいろんな刺激を受けていろいろ収穫があったかと思うんですけども、残念ながら選考に漏れた子どもたちというのはどういう手続を踏んでいるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）2点目のご質問かというふうに伺わせてよろしいですか。

（「大丈夫です」の声あり）

企画部理事（明松大介君）それでは、2点目の参加できなかった子どもたちへの成果等とフィードバックについて答弁申し上げます。

これまでの浦川議員のご質問に対する答弁のとおり、派遣される青少年以外への広がりには課題があるとの認識のもと、本年度は初の試みとして、参加できなかった子どもたちや関心のある方々への波及につながればとの考えのもと、派遣団による帰国報告会、こちらを一般公開によりまして先週の日曜日、9月23日に、議長も来賓としてご出席いただきまして煉瓦館におきまして実施したところでございます。

また、参加いただきやすいような取り組みといたしまして、これまでの平日の夜に開催していた報告会を9月号広報で周知いたしまして休日の午前中に設定したところで、当日は友人や一般参加も含め総勢46名で開催いたしまして、今までにない非常によい報告会を実施できたものではないかと感じているところでございます。

さらに、こちらも初の取り組みとなりますが、派遣した青少年にはレポートの提出を依頼し、1人ずつ報告会で発表いただきました。レポートによる発表ですが、一人一人自身の体験を通じて率直に感じたことや今後の取り組みや抱負などについて自身の言葉でしっかりと報告され、選考の面接時から一回り成長した姿が確認できる、よい発表であったかと思えます。

この後、10人分のレポートを現地での写真とあわせて取りまとめ各中学校へ提供する予定で、このレポートも、参加していない子どもたちに対して有効に活用してまいりたいと考えてございます。

なお、かねてからご提案のスカイプを活用した交流、こちらに関しましては、今回の派遣に際しましてミルデューラ市側のチャフィー中等カレッジと意見交換をしております。先方からは好意的なご意向、これが示されていることから、今後、スカイプを含め、SNS等を活用した交流の具

体化に向けた検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

この件について、私も何度も指摘させていただいて、スカイプについてもこれからちょっと広がりを見せていくというようなところで、非常に少ないお金で大きな効果が得られるツールをぜひとももっともって利用させていただいて、外国に行きたいとかそういった子どもたちの国際感覚の醸成に取り組んでいけるような広がりを見せていただけたらなというふうに思います。本当にこの件についてはいろいろご苦勞もあったかと思えますけれども、感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

もう9月23日に報告会というのはやったんですね。それにも行きたかったんですけども、通常の人には行けなかったんですか。一般の議員とかは参加できなかったんですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）一般公開でございますので、もちろん議長は来賓でございましたが、ご参加いただくことは可能でございました。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）わかりました。じゃ、そのレポートというのをぜひともまた僕も見させていただきたいなと思います。

では、続いて質問の2つ目です。

私も先日見学させていただきましたが、小学生を対象とした熊取英語村についての答弁をお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、今年度の「英語村」の成果と課題についてご答弁申し上げます。

本町では平成26年度より、熊取ゆうゆう大学体験楽部ジュニアチャレンジ講座として、外国人英語指導助手（ALT）を講師とした英語村を実施しております。英語村の対象学年は外国語を学ぶ前の段階の3、4年生としており、ALTの話す英語がわかった、外国語を使って楽しい等の経験を経ることで5年生で学ぶ際の動機づけを大きな狙いとしておりました。

平成32年度からは本格的に小学校3、4年生において外国語活動が導入されることから、今年度からは新たに小学1、2年生を対象に加えまして。今年度は8月30日に実施し、午前中は1、2年生、午後は3、4年生を対象とし、合計64名の子どもが参加いたしました。

子どもたちが身近に感じる内容をテーマとし、そのテーマにかかわる英語をまずALTから学びます。その後、学んだ英語をゲームの中で楽しみながら、自然に英語で表現する機会を設けております。参加した子どもからは、楽しいゲームがいっぱい楽しかった、先生が優しく教えてくれてうれしかった、また参加したいという意見を多数聞いておりますので、現時点では大きな課題はないというふうに考えております。今後、希望人数がふえる等があれば、日数をふやすことも検討していきたいというふうに考えてございます。

引き続き、子どもたちが英語で表現する楽しさや人とかかわる楽しさを味わうことのできるよう、英語教育及び英語村の充実に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）これ、拝見させていただいて、本当に僕自身も勉強させていただいたというか、集団で学ぶ意義というのが非常によくわかった会だったなというふうに思うんですけども、やっぱりすごく元気に話せる子と、そうでない、ちょっと引っ込み思案というか、その子が元気に話せる子に引っ張られて、最終、終わるころには物すごく同じ声量というか、元気に物おせせずしゃべれ

るようになっていて、たった短い間でも非常に成長が見られて、勉強させていただいたなというふうに思うんです。

要望として2点あるんです。先ほど、ちょっと参加者がふえたらというような答弁もあったんですけども、例えば3、4年生なんかは去年の半分しか今回参加者がいなかったというところで、来年はぜひ動画を撮って、ことしはちょっと撮っていなかったんで難しいかもわからないですけども、参加者をよりふやせるような取り組みをしていただきたいというのと、もう一つは回数をちょっとふやしていただきたいなというところが要望としてあります。それについてはまた後日、ちょっと時間がないのでごめんなさい。要望だけで終わっておきたいと思います。すみません。

続いて、大きな質問の3点目、学童保育所の今後の運営について質問したいと思います。

学童保育所において待機児童を出さないための取り組みについてということで、答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君） それでは、学童保育所の今後の運営についてのご質問の1点目、各学童保育所の待機児童を出さないための取り組みにつきましてご答弁申し上げます。

まず、議員ご指摘のとおり、学童保育所の入所希望者数は増加しており、昨年度においては西学童保育所にユニットハウスを増設したほか、今年度は東学童保育所にユニットハウスを増設するとともに、北学童保育所において旧北学童保育施設を改修して3クラブ運営を図るなど、全児童の受け入れ対策に努めてきたところでございます。

なお、これらの実施に際しましては、保育環境に配慮するため、指定管理者との協議を行うとともに、立地状況や現地での保護者説明会で頂戴したご意見を踏まえながら慎重に進めてまいりました。

このように入所希望児童数が増加傾向にあることを踏まえ、現在、平成31年度の児童受け入れに向けた参考資料とするため、学童保育所に在籍している児童の保護者並びに保育所等に入所している5歳児の保護者を対象に入所希望調査を行い、現時点における保育ニーズの把握のための作業を進めているところでございます。

なお、中央学童保育所につきましては、ここ数年入所希望児童数が多く、大規模なクラブ運営となっている状況であることから、これまで施設整備等についての検討を行ってまいりましたが、保育環境の改善を図るため、平成31年4月から中央小学校敷地内に1クラブ分の児童数が受け入れ可能なユニットハウスを設置し、現施設の2クラブと合わせた3クラブ運営のための必要経費に係る補正予算案を本定例会に上程し、ご可決いただいたところでございます。その他の学童保育所につきましても、現在、精査中の入所希望調査の結果や今後の児童数の推移、施設の立地状況、さらには厳しい財政状況等を勘案しながら、引き続き待機児童が生じないよう対策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君） まず冒頭、中央学童保育所については3月議会でも要望させていただいたんですけども、非常に危険な状態が続いていたので、そのほうも認識していただいた結果、町長の英断、皆さんの英断で中央小学校に1クラブ増設というところで、本当にありがたく、感謝したいと思います。

設置について、これからNPO法人、学童保育所といろいろ、ぜひとも、これこれが欲しかったとかこれをせなあかんかったとかそういうことがないようにしっかりと両方で協議していただきながら、本当にこの4年、5年動かなかったものが今回の藤原町長の英断ですごく大きく前進したところでもありますので、ぜひともそこら辺はしっかりと先方と話し合いをしていただきながら取り組んでいただきたいなというふうに思います。

2つ目の質問をしていきたいと思います。

熱中症を予防するための対策としてどんなことを学童保育所が指導しているのか、また、予防で

きる環境は提供できているのかについて答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）次に、2点目の熱中症の予防に関する学童保育所への指導と予防できる環境についてご答弁申し上げます。

まず、学童保育所に対する指導についてでございますけれども、日々の活動内容については、環境省の熱中症予防情報サイトにおいて暑さ指数を確認して臨機応変に判断を行うことや、戸外で遊ぶ場合は支援員が時間の管理を徹底し、水分補給や日陰での休憩時間を適宜に設けるよう心がけて保育を行うこと、また、プール遊びの際にも十分配慮を行うことなどが常に徹底されているかどうかを町としても適宜担当者が保育現場を確認しております。その中で気になる点があれば、指定管理者から報告を求めた上で、改善すべきと判断した場合は適宜指導等を行っております。

次に、熱中症を予防できる環境づくりでございますが、昨年度に引き続き、今年度も各プレイルームへのエアコン設置に取り組み、6月末までに全学童保育所へのエアコン整備を完了したところでございます。

また、指定管理者におきましては、日ごろから室温や湿度等に注意しながら、児童への水分補給等を適切に促すなど児童の健康管理に努めていただいているところではございますが、今後も、現場の状況等について指定管理者と意見交換等を行いながら、引き続き熱中症を予防できる環境づくりに努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）今回、学童保育所に設置してある室温計の計測値データというのを添付させていただいているんですけども、学童保育所をお願いしまして、そのデータをベースに私のほうで加工した表を今回ぜひ理事者の皆さん全員に見ていただきたいなというふうに思うんです。

表の見方を簡単に説明しますと、下の備考欄に記載があるんですが、調査期間はことしの7月23日から8月22日までの約1カ月、計測場所は主にプレイルーム、一部ロッカールームを含んでおります。計測の時間帯は、子どもたちが入所している日で1時と4時の1日2回計測しております。開設日数のうち計測できなかった日というのは30度未満の項目に入れております。当然ながら、指導員が部屋に入ったときに、エアコンのスイッチを入れて28度で設定しているにもかかわらず、網かけの部分を見ていただきたいんですが、中央学童保育所、南学童保育所、西学童保育所のところで室温が30度を超える日が半数近くあった、そういったことがわかったんです。部屋によっては33度や35度を超える日もあります。計測できなかった日というのは30度未満の項目に入れているんですが、もっと細かい話をすると、部屋の温度が29.5度とか限りなく30度に近いところも30度未満のほうに入っているんで、実数、見た目よりもっと多い日数で30度以上であったり33度以上であったりというような日が観測されています。

恐らく、先ほども答弁であったんですけども、エアコンがついたからことしは大丈夫やろうと皆さん思われていたと思います。私自身もことしつけていただいたんで大丈夫かなというふうに思っていたんですけども、実態をいろいろ調査するとこういうことがわかったわけです。この室温調査結果というのをごらんになられてどういった感想をお持ちですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）今回の室温の調査結果、指定管理者制度が平成29年度から始まりまして今年度2年目を迎えているわけなんですけれども、当然、施設管理の面においては町が責任を負っているというところは十分認識しております。そのような中で、我々もエアコン設置につきましては当然、その以前に一度室温等の調査をしたということは担当者から聞いてございます。その都度、指定管理者であるNPO法人とも適宜情報交換というんですか、意見交換を行う場というのは設けておたわけなんですけれども、いかんせんことしは本当に災害に近い猛暑日が続いたということで、ここまで気温が上がっているということは我々も想定できておりませんでした。私個人が思うのも、やはりこういう状況があるというのを指定管理者としても我々に早くそ

ういう情報は欲しかったと考えております。

このように、議員のほうにまずもって先にこういう情報が入って、もう既に夏も終わろうかというときにこれを言われても我々は非常に困るわけです。その辺は今後、我々としても課題として認識を持ち、指定管理者とその辺の情報共有というんですか、課題の持ち方というのは改めて考え直さないなというふうに感じているところでございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。無理を言って今回計測した結果こういうことがわかったんで、ことしわかってよかったと思います。ことしは暑かったから来年は涼しいとは限らないわけで、ぜひとも、後ほどこれは町長にもご意見を伺いたいと思うんですけども、北学童とか東学童というのは比較的校内であったり施設が新しいというところで、おおよそ問題ないのかなと思うんですが、中央とか南とか西学童については施設の古い、そしてユニットも簡易的で、気密性にもすぐれていないというところで、結果、これだけの温度が上がってしまっているということが出ていると思うんです。なので、今回は非常に大きなお金をかけて中央小学校の中に中央学童を1クラブふやしていただきましたけれども、やはり施設整備の計画の中に3施設の、来年も30度とか33度、35度、この気温の中で外遊びはやめて部屋の中で遊びなさいというようなことは絶対言えないわけですから、何とか来年、また再度施設整備のところに手当てしていただきたいなと思いますが、町長、どのように思われますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）現状、中央、南、西とそれぞれエアコンが設置されている状況の中で、やはり南向きに窓が、非常に開放部分があるというだけで、多分カーテンもないです、正直。普通の家だったらカーテンを入れて直射日光を遮って気温の上昇を防ぐというのが当然あります。それがございません。そういったことも含めて、ただ単にエアコン設置をしても私はそんな変わらないと思っているんです。だから、日差しをまずは遮る工夫をすとか、そういったことも含めて検討していきたいというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）1点だけ、ごめんなさい。

子どもが遊ぶところですので、今回こういうことがわかったわけですから何らかの対応はやっぱり必要。別にエアコンを買いかえてくださいというのは必要なわけじゃないわけで、要は30度未満の部屋をつくっていかないといけないというのが重要なわけで、かつ学童保育所というのは子どもが遊ぶところですから、そういったところも含めて来年、熱中症対策として熊取町の子どもたちがしっかりと遊べるような環境づくりのところに力を入れていただきたいなというふうに思います。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）こういう状況が今になってわかったわけですけども、これを踏まえていろいろな工夫も考えられるのかなと思います。あわせてNPOの皆さんと検討していけたらなというふうに思います。

これは改善しないと、室温が35度以上というのは信じられない数字だったと思います。あえて言えば、こういうのは早く連絡してもらえたらまた対処のしようもあったかもわからんなというふうな思いでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。ぜひお願いします。終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、浦川議員の質問を終わります。

次に、鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）議長の指名がありましたので、発言をさせていただきます。

最後になりまして、皆さんには大変長い間大変な思いして、なるべく早く終わりと思っておりますので、

ご協力よろしくお願い申し上げます。

3月議会の質問と同じになりますけれども、自宅で安心して医療や介護を受けられるまちづくりについて質問いたします。

3月議会では、高齢者の増加の数や現在の訪問介護の状況などを聞きました。今回は、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画からお聞きいたします。

まず、76ページにICTなどを活用したタイムリーな情報提供により急変時でも対応できるよう支援を行うとありますが、いつからどのように行われるか、よろしくご答弁お願いいたします。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、ご質問の自宅で安心して医療や介護を受けられるまちづくりにつきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目のICT等を活用した急変時の対応でございますが、医療・介護における多職種でのタイムリーな情報共有が必要な場合、これらの連携を円滑に進めることができる一つの方法として、その必要性を感じております。

これまでの取り組みといたしましては、平成26年4月、本町の医療介護ネットワーク連絡会であるひまわりネットにおきましてICTを活用した多職種連携についての研修会を開催し、その内容を踏まえ、泉佐野泉南医師会が推進している無料の連携ツールを活用して、モデル事業として3つの事例に取り組みました。それ以後、訪問診療を行っている医師を中心に、症状の急変が見込まれるケースなどへの対応を通し、訪問看護ステーションを初め利用する事業所が少しずつではありますが広がってきている状況でございます。

また、平成30年度からは、新たに在宅医療介護連携推進事業を泉佐野泉南医師会に対し医師会圏域の3市3町の枠組みで委託しており、その中でもICT普及につきましては共通の課題として取り組んでおります。なお、本町におきましては、去る8月28日、ひまわりネットに医師会から講師を派遣していただき、再度ICTについての研修会を行ったところでございます。

今後につきましても、引き続き医師会と協働し、ICTの利便性や必要性を医療・介護関係事業所などに対し実践的な研修を通し啓発していくとともに、積極的に導入を検討している事業所には立ち上げ支援などを継続して実施していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。今のところ、お医者さんの間で交流したり、お医者さんと患者さんの間の早くの連携ができるような感じでICTを使っていくという感じなんですか。ICTというのがよくわかっていないので。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）医療、介護の関係のICTにつきましては、インターネットの環境の中で特別な個別のネットワークを構築して、医師や介護事業所、看護師、いろんな関係者、また、その中には場合によっては家族も入るかなというふうに思いますけれども、そういった方々の関係者のネットワークを構築して情報共有して、今顔色が悪いとか薬をどんなものを処方しているとか、そういった時々の必要な情報を共有して適時適切な対応をしていくというようなところで、ICTということを活用しております。

町内の医介連携の方々全てが活用していただければいいんですけれども、そういうところにはまだ至ってなくて、平成26年、1回研修をさせていただいて推進には努めてまいりました。その中には、少しずつではありますが広がってきていると。この8月の末にまた再度研修会を行いまして、町としてもしっかりとサポートしていくんで、しっかりと皆さんにICT活用推進をしていくと、今そういった状況です。

だから、全て対応しているというわけではないんですけれども、しっかりとそこを推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 鯉谷議員。

6 番（鯉谷陽子君） わかりました。

76ページには、先ほどおっしゃったことと関係あるのかもしれませんが、26年度、タブレットを使用したサイボウズライブを活用、モデル事業を実施とあります。この辺のことも、あと普及には至っていないということも書いてあるんですけども、お金の問題なのか、それともそういう機械を使うことの問題なのか、どの辺が問題になってこれからの問題というのはどういうところに、先ほどもお医者さんが全部は使われていないというふうなところもあるんですけども、その辺は、やはり機械はお医者さん自身、それで家族の方もそういう機械を購入しなければならないというふうなことなんでしょうか、その辺についてお聞かせください。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） インターネットの環境ということをおっしゃっていただきましたけれども、スマートフォンであったりとかパソコンであったりとか、またタブレットであったりとか、そういったものをお持ちであればその環境に入っていけるというふうに考えております。

そのおのおのの機器につきましては各事業所がしっかりと環境を整えていくというふうに考えておまして、我々は後方支援という形で、使っていく上での問題点であるとか使用の方法であったりとかということ、医師会の地域連携室がそこはサポートしていくということでおっしゃっていただいておりますので、そこへつないでいくということで行政は役割を果たしていきたいというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君） 鯉谷議員。

6 番（鯉谷陽子君） 在宅で介護を受けるというか訪問医療を受けるという場合に、本当に末期のような状態になったら急なことというのはいろいろ出てくると思いますので、その辺のことも考慮してこれからも進めていただけたらというふうに思います。

次にいかせていただきます。

78ページには、地域の医療・介護関係者がひまわりネットにおけるグループワークや研修会を通じて、多職種連携を実践できるように支援とあります。私の参考資料を見ていただきたいと思うんですが、下の図なんですけれども、10万人に対して在宅医療支援療養所とか支援病院は1件にも満たないという状況です。4万人の熊取町は、他の地域と比べて聞いている中ですごく多いかなというふうに感じてはいるんですけども、ひまわりネットへの町内病院の参画状況はどのようなものか、教えてください。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） それでは、2点目のひまわりネットの町内病院の参画状況についてでございますが、平成30年8月21日現在、町内病院2カ所、一般診療所13カ所の合計15カ所が参画していただいております。

なお、医師の会員数につきましては16名となっており、平成24年10月の発足当時の会員数8名に比べ倍増となっております。また全会員数につきましても、発足時36名であったのが現在では141名となっており、たくさんの多職種の方々にご参画いただいております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 鯉谷議員。

6 番（鯉谷陽子君） ありがとうございます。この分野で非常に熊取町が頑張っていただいているということはよくわかるんですけども、今現在、在宅医療を受けている方の人数というのは大体どれぐらいになりますでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 町内で在宅医療を受けておられる方の統計はとっておりませんが、これは聞き取りなんですけれども、そしてまた条件つきで、熊取町内の方ではないんですけども、熊



取町内に在宅の診療訪問をされている診療所は6カ所ございます。この6カ所で在宅医療の対応をされている件数は200件超と、200件よりちょっと超えるかなというようなところで、調べさせていただいた中でそういうことは確認しております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） ありがとうございます。よく頑張っていただけということがよくわかりました。

では、次にいかせていただきますけれども、第7期高齢者保健福祉計画の中の78ページに、在宅医療・介護連携に関する関係市町との連携の中に、第二次医療圏内の市町村と連携し、広域連携が必要な事項について、泉佐野泉南医師会も含めて検討していきますとありますが、町や地域包括支援センターと泉佐野泉南医師会との連携というのはどういうふうなことをされるのか、その辺についてお聞かせいただけますか。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） それでは、3点目の地域包括支援センターと泉佐野泉南医師会との連携についてでございますが、今年度から、医師会圏域の3市3町で医師会に対し在宅医療介護連携推進事業を委託しており、その委託業務の一環として、在宅医療等について気軽に相談できる在宅医療・介護連携相談窓口を開設しております。また、介護についての総合相談窓口は地域包括支援センターが担っており、これらの機関は互いに連携を深めていく必要がございます。

現在、行政、地域包括支援センターと医師会とで連絡会を設けておりますが、今年度が委託の初年度であるため、まずは在宅医療と介護が連携を図っていく上での課題を共有し、今後において、課題解決に向けた研修会などの実施や、よりスムーズに当該連携が推進できるような仕組みづくりに協働で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） ありがとうございます。いろんなところで相談できるというところがふえていくということで、いいことかなというふうに感じます。

早くからひまわりネットを立ち上げられて、先生方も熱心に取り組んでいただいて、泉州では一番ではないかなというふうに感じております。しかし、全国的に見ましたら開業医の高齢化なんかがすごく気になります。これからも開業医をふやしていかないと、こういう在宅介護というのはなかなか成立しないと思います。女性も差別されたりしてなれないことも、大学が拒んだというような話も聞きますので、女性のほうが男性よりも長生きしていますので、女性のお医者さんをふやしていただいて、もっと多くしていただけたらありがたいなというふうに感じます。

介護保険料や健康保険料も値上がっていく中で、これ以上病院や介護施設をふやさないと国の方針によりまして、病院は入院日数を減らしたり介護施設も同じ施設の利用をしにくくしたりして、病院から介護施設へ、介護施設から在宅介護への流れというのはこれからまだまだ、ますます強くなっていくだろうというふうに考えております。また、医療費や介護施設費用が高くなって、在宅医療を希望する方や家で最期を迎えたいと希望する方もふえていくだろうなというふうに考えます。

また、今、政府は団塊の世代の高齢化による医療、介護の増大を在宅医療で乗り切りたいのだろうというふうに感じているんですが、先日、自治体学校というところへ研修に行きまして、そのときにお話を聞きました津市立三重短期大学教授の長友先生は、在宅医療は結果としてお金がかかってくるだろうというふうに言ってらっしゃいました。なぜならば、学校教育に例えるならば、病院は学校で在宅医療はマン・ツー・マンの個人授業だというふうにおっしゃっていました。個人授業の塾のほうが学校よりも高くなっていくというのは当然のことではないかというふうにおっしゃっていました。

参考資料の中ほどに在宅医療の現状と課題という項目があります。この項目を見ていただいたらわかるんですが、休日や夜間の対策をとるとか大変困難な問題が書かれております。これらの課題を克服しなければ介護を受けられないという、介護費を払いながらも介護をどこにも受けられないという方が出てきてしまうような気もしますし、また、克服できていったとしても家族の介護費用の負担増や、それから上がる保険料が次世代への負担を大きくしていくのではないかというふうに心配しています。どういうふうになるかというのは非常に難しい問題なんですけれども、我々が死ぬまでの間に何とか介護費が安くなり、安い介護費用で暮らせるというふうな施設、10万円以下で介護施設を探してくださいという話をよく問われるんですけれども、今のところ12、3万円以上でない施設には入れないというふうな状況があります。

その辺のこともすごく大変な状況になっていくだろうというふうなことを思っていますので、なるべくいい方向でいくよう努力していきたいと私も思いますし、熊取町でも介護をこれだけ頑張っていると思っていますので、個人個人の状況を見ていただいて、いい方向で人それぞれが介護を受けられるよう、またご努力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）たくさんいろんな思いを伝えていただきましてありがとうございます。

医師の数というのはなかなかこっち側で、ウエルカムなんですけれどもなかなか難しいところはあるかなと思います。その中で、できるだけ町内の内科医を中心に在宅診療をやっていただけるようにネットワークを広げていく、この努力は毎度毎度やっております。

あと、それと熊取町は、先ほど私紹介させていただきましたように、6カ所の診療所が在宅医療をやっていただいております。これは、町民が介護の施設を病院、老健、施設を選択するのか在宅医療を選択するのか、選択ができる熊取町であるということが物すごくどうといことやと考えております。ですので、やっぱり在宅医療で、そこはなかなかこの自治体も弱い部分やと思うんで、そこを充実させていきながら、また介護保険を活用される方もしっかりとそこをケアしながらということで、両方大事にやっていって、住みよい熊取町になっていけるように努力をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございました。

次の質問に移らせていただきます。

私の参考資料の2ページをごらんください。

これは、私の支援者の方の親戚の方より新聞の切り抜きをいただきました。スマホで撮ったと思われましてちょっと影があって見にくいんですが、倉敷市真備町で、先日の大雨で死者の8割の方が要支援者であったこと、避難命令が出ていたのに避難させられなかったこと、岡山県で要支援者個別計画づくりが完成しているのは2市町のみという記事がありました。

熊取町では1階全部が浸水するというようなことはないと思いますが、台風21号が熊取町を襲い、また台風24号が近づいています。個別の計画づくりの進捗状態はいかがでしょうか、よろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）続きまして、2点目のご質問の災害時における高齢者支援についてご答弁申し上げます。

まず、熊取町避難行動要支援者支援制度（まちぐるみ支援制度）における個別計画の進捗状況についてでございますが、本町におきましては、去る平成27年12月に避難行動要支援者支援プランを策定し、あわせてこの制度を住民の皆様により親しみを持っていただくこと、まちぐるみ支援制度の愛称をつけるとともに、見やすくわかりやすいパンフレットを作成し、制度開始以降毎年度各自治会を訪問し、制度の推進を図ってきたところでございます。

現在の状況についてでございますが、本町の避難行動要支援者の総数でございますが1,084名おられまして、このうち名簿情報を平常時から自治会等の避難支援等関係者に提供することに同意された方は523名、約半数近くの方が同意者名簿に登録されている状況となっております。この同意された方々のうち、自治会等の避難支援等関係者のご努力、ご協力によりまして具体的な避難支援の個別計画を策定できた件数は346件66.2%となっており、要支援者ご本人、それから自治会等の避難支援等関係者と、そして本町とで共有し、災害時に備えているというところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） ありがとうございます。

毎年、個別計画というのは人数が変わっていくとは思いますが、修正などについてはどうされているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君） このデータにつきましては、基本的に住民基本台帳のデータ、これとリンクさす形でシステムも構築してございますので、年度当初更新をした上で、個別計画の策定依頼を自治会にご依頼申し上げておるといような状況でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） データ構築で変更するのは毎年、毎月やっているというふうな感じになってくるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君） 個別計画を策定いただくというのは、非常に大勢の方が寄っていただいて、そして誰を支援者に選定しようかというなかなか手間のかかる作業を自治会にお願いしておるわけございまして、その更新を毎月するごとに個別計画も同時にというわけにはまいりませんので、年度の頭に更新をして、そして今年度の個別計画の策定、それをご依頼申し上げておるといような状況でございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 今、523名が同意されていて、まだ346名の方しか個別計画がついていないというところなんですけれども、あとの方につきましては自治会にお願いしているということで理解しているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君） まず、この制度なんですけれども、個別計画の作成に至るに当たってはご本人の同意が必要になってまいります。ご本人の同意が得られているのが約半数ということになります。ですので、残り半数の方は同意しないという意思表示をはっきりされている方、それから、同意をしますか、それとも不同意ですかという問い合わせを毎年させていただいているんですけれども、それに未回答の方もいらっしゃるんです。それらの方に対しての再度の勧奨というのも同時に毎年させていただいております。ですので、同意をいただく方の人数をふやしていくという努力がまず必要になってまいります。そして、同意を得た方に対しての個別計画の策定、これについてのまたご協力依頼ということもあわせて実施していかなければなりませんので、少々時間と、それから皆様方のご努力が必要になってくるという、そういうような制度になってございます。

ですが、今申し上げたとおり、そういった勧奨につきましては随時実施し、この制度の大切さをPRしているというようところでございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 1,084名の全員の要支援者の名簿というのは自治会に渡っている。同意をされない方もいざというときには何とかしなくてはいけないというふうな、同意されてなくてもそういう方はいらっしゃるよ。それから、自治会なのか自主防災組織なのか、どこかへはきちっと渡っ

ているというふうに考えていいのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）この制度、非常に個人情報というのがどうしても他人に知られたくないという個人の思いというのは、これは何にも増して重要視しなければなりません。したがって、実際に災害が起こってそれこそ大勢の方が避難せざるを得ないような状況になって、その中で安否確認が必要だと、そういう状況になったときに初めて法律に基づいて個人情報の壁を取っ払うということになってございます。

ですので、全体の今申し上げた1,084名の名簿の開示、それをもって安否確認ができるのは大規模な災害が起こって実際に安否確認が必要になったとき、これは非常に大切な情報になりますので、これをもとに、それこそ自衛隊であるとか警察、消防の方にその情報を提供して、もちろん我々行政もそれをもとに安否確認というような作業に入っていくのかなというところでございます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）先ほどおっしゃいました熊取町まちぐるみ支援制度についてというチラシの中で、避難支援者、避難支援者関係者、自治体、自主防災組織、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、校区福祉委員会、泉州南消防組合、消防団、大阪府警などが相互に協力するとあります。

全体でなくてもいいんですけれども、523名で公表してもいいですよというふうな方々の名簿というのは、その辺では協議をされるということがすごく必要だと思うんです。そういうふうな会合というのは持たれているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）何回も申し上げて申しわけないんですけれども、やはり個人情報の取り扱いというのが非常にここで重要になってまいります。

これを平常時から情報を共有する理由と申しますのは、先ほどから出てまいっておる個別計画、これを策定するために必要な個人情報、それを共有するために見ていただくということになりますので、当然、個別計画の策定に従事していただく、中心になっていただく自治会であるとか民生委員であるとか、そういった方々には当然、情報の開示というか、情報提供した上でお願いをしておるところでございます。

例えば警察あるいは消防ということになりますと、これは個別計画の策定には基本的には関与していただきませんので、この方々に対しましては全体の、それこそ発災時には当然すぐに、真っ先に情報の共有ということになるかと思えます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）自治会と、それから民生委員とだけというのはちょっと人数的にも個別計画をつくっていくというのにも、まだ346人しか個別計画が出ていない。まだ523人にも足りないというところ、その辺は消防団とか、それから近くの自治会の自主防の組織とか、その辺までもあわせてそういう協議をしていくというふうなことは考えられないのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）実際のところ、自治会にこれは直接訪問してお渡しするという形をとらせていただいております。当然、自治会でもそれをもとに個別計画の策定に入っておりますので、そうなりますと、自主防の方にも個人のこういう方についての支援者になってもらわれへんかというようなことで当然話は流れていきます。

そういったことで、自治会という役員の範囲ということだけではなくて、支援を必要とされる方を取り巻く中で自主防であったり自治会の役員、福祉委員会、それからその地区の民生委員、そして、うちの場合ですと社会福祉協議会、そちらにもこの名簿もお渡ししてございます。そういったところの方々が実際に個別計画をつくる際には一堂に集まっておいて個別計画の策定にご努力いただいているというのが、我々が持つておるイメージでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君） わかりました。一生懸命努力していただいているというのはよくわかるんですけども、まだまだ個別計画ができ上がるというところまで、今同意されない方の承諾をもらうということもあれですし、本当に助けられる命は助けていただきたいというふうに思いますので、そういうところ、会合が持てるように、また町としても努力をしていただきたいと思います。よろしくお願いしておきます。

議長（坂上巳生男君） 山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君） おっしゃられるところは本当にそのとおりでと思います。この制度で一番重要になってまいります支援者の方が不足しておるとするのは、これは全国津々浦々、皆さん悩んでおられるところだと思います。これに対しましては、本当に地道な制度の周知、そして大切さというのをご説明申し上げるといふ地道な活動を今後も続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君） 本当に、今まで自分は支援者になろうと思ってはいたけれども、だんだんと自分も支援してもらおうほうにならなくてはいけないというふうな思いもすごく出てきていますので、その辺もほんまに支援者もふえてくるし、それに反比例で支援していただける方が減っていくというようなどころもあるかと思っておりますので、また努力をよろしくお願い申し上げます。

在宅医療の問題も要支援者支援の問題も、町と地域と関係者の関係をいかにつくっていくかというのがとても大きな鍵になっていきます。それぞれが自分の問題として、いずれ誰にでも年をとるということは起こってくるので、老人問題に対して主体的に向き合って話し合いをしていただくことが本当に大切ではないかなと思います。なかなかきょうあすに、一朝一夕にはいかないと思いますが、これはつくっていくことによって地域づくりにつながっていくと思いますので、職員の皆さんもお忙しいと思いますが、地域へ出向いていただいて協力関係をつくっていただきますようよろしくお願いいたします。

私の一番裏側に出ております。これは崖崩れで、4年前77人が犠牲になった広島市の団地で、雨量計や安全確認システムを独自につくったという方の記事が載っていました。この雨量計をつくった方は、自分は大丈夫だと安全を過信しないことが大切だと訴えていらっしゃいます。これは質問の後で出た記事ですので、また熊取町でも雨で崖崩れなどが起こるかもしれません。また参考にさせていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

最後に、道徳教育について質問させていただきます。

7月に新婦人の皆さん8名と道徳の教科書を見に行きました。中学校の教科書8社が教科書検定を通過し、8月に決定され、来年から道徳の授業が始まります。小学校は今年から行われています。中学校の教科書では、家族、節度、友情、信頼、我が国の伝統文化の尊重などのテーマがありました。家庭では父母、祖父母を敬愛し、将来の生き方について考えを深めるという本があったのですが、両親、祖父母、子どもが幸せであるのが標準の家庭とし、親と一緒に暮らせない子や虐待を受けた子どもなどの配慮はなく、そのような子どもは、自分は違うのではないかなというふうに感じるのではないかなと思いました。日本舞踊には心があると言い切っている本もありました。他の文化にも心はあり、日本文化で平和な世界をと言っているのも独断的な感じがしました。「命のビザ」で、杉原領事がナチスの弾圧からユダヤ人を守ったという話も非常に表面的で、なぜユダヤ人が弾圧を受けたのか、杉原さんが帰国後罷免され、戦後も政府から誹謗中傷を受けた話はありません。

それぞれのテーマは1冊の本になるような内容で、さまざまな角度から論議すべきなのに、教科

書では徳目に誘導するような設問があり、子どもの本音や感性は出てこないのではないかと感じました。

また、1時間の授業では表面的にしか読めず、40人学級の中では生徒同士で話し合うことは難しいし、教師は一人一人を捉えずに、設問の回答だけで一人一人の評価を記述することになるのではないかと心配します。教師は、自分の言葉で一人一人の評価を書くことが義務づけられています。内容によっては教師の私情調査につながるおそれがあるのではないのでしょうか。

自分の弱い心、醜い心に勝った経験を書いてみようなどという設問がありました。私自身は、私には書けないと思いました。また、これはプライバシーを侵すことになるのではないかと感じました。真面目に考える子どもがいじめに遭ったり、真面目に考える先生がどう評価しどう指導するか、ノイローゼになるような気がします。大変な思いをして評価する先生の負担をどう考えるか、お聞きいたします。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、道徳教育についてご答弁申し上げます。

特別の教科道徳につきましては、小学校では平成30年度より、中学校では平成31年度より実施となっております。特別の教科道徳は、学校の教育活動全体を通して行う道徳教育のかなめであり、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養い、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を育てることを目標としております。

教科化に伴い、小学校においては平成29年度に教科書を採択し、本年度より授業を行っております。中学校においては、ことし教科書採択を行い、来年度より教科書を使用して授業を行うこととなります。

教科書で扱われる読み物につきましては、発達段階に応じて内容項目に効果的に迫れるよう配慮されており、中学校3年生の長いもので絵や資料を含めても8ページ程度となっております。また、道徳科で扱われる読み物は、国語の教材とは異なり、文章理解が目的ではなくて、資料をもとに自分の生き方について考えることが目的となります。そのため、考えるポイントが資料の最後にも示されております。

授業の実施に際しては、教員が児童・生徒の実態に応じてその時間の目標を設定し、教科書をもとに発問や授業の展開を考えております。道徳科で行う議論は、さまざまな人の意見を聞き自分の考えを深めていくことを通して、道徳科の目標に迫っていくことが重要です。

また、評価につきましては、教科化される前から、文章で明記することはなくても教員が各自行っております。教科化に際し評価を文章表記することになっておりますが、これらは児童・生徒の成長の記録であり、授業において欠かせないものです。各学校におきましてはそれらの視点で、道徳科の評価についてどのような内容をどのように残していくか研究を積み重ねております。

今後も、各学校で行う道徳科の学習や評価により、児童・生徒一人一人が道徳性を養い、よりよく生きる力を育めるよう、本町といたしましては指導、支援に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）るるご答弁いただいたんですけども、8ページの内容で、内容的なものはすごく深いんですよ。それで、普通、読み物だったら1冊の本になるような内容を8ページ中で、こういうふうなことを考えるようにしなさいみたいな感じで、いろいろな考え方が1冊の本だったら出てくるだろうに、8ページの中でこういうふうなことを考えなさいというふうな感じでされることに対して、すごく私は不安を感じるんです。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）先ほど、小学校は30年度から、中学校では31年度から教科として行われるというふうにご答弁させていただきました。

ただ、道徳というのはご存じのとおり、従前は教科ではございませんでしたが、領域ということ

で道徳の授業というのは実際にございました。その道徳の授業のときも、教科書ではなく、いわゆる読み物の資料というものをずっと活用しながら進めてきたというのが状況でございます。そのときも同じような分量の文章があったということで、ですから今回、教科書になったがために内容が変わったとか文章のページ数がふえたというふうなことではなくて、今までの資料というものが教科書という形になった。つまり、教科には必ず教材として教科書が必要であるというふうに規定されておりますので、今までは領域で資料と扱っていたものが教科書として作成されたというふうなことでございます。従来から資料で扱っていたような内容が教科書にも同じく載っているというものがたくさんあります。ですから、そういった意味では、今までも道徳として授業をやってきておりますので、教職員には戸惑いがありますとかどうしようというふうなところの課題というのはないのかな、今までどおりしっかりとやっていくということが何よりも重要ではないかなというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 教科というふうなことになって、今までと全く変わらないというんですけれども、やはり教科ということになると通知表の中に道徳の欄が入るとか、そういうふうなことは関係してくるわけですね。

議長（坂上巳生男君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 今、議員のおっしゃるとおりでございます。教科になれば当然、通知表の中に評価というものをつけることになります。その評価に関しましては、なかなか子どもの変化というのは、例えば1年たって子どもの道徳心がこれだけ上がったということはなかなか難しく、子どもというのはやっぱり長い成長の過程の中で変わっていくものだと思っておりますので、特に道徳の評価におきましては、子どもが授業の中でどんな学びをしたのかとか、あるいは子どもがちょっとでもいいからこういうところがちょっと変わったよねとか、こういうところ成長したよねというようなところをやっぱりしっかり見つけ出して評価していこうというのが一つ考え方ですので、そういった観点で1年間を通じて子どもの様子等についてはしっかりと見ていくというふうなことで、取り組みを進めていくということになります。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） わかりました。

私の意見をまた言わせてもらいたいですけれども、以前、議会の中でもドイツの教育を視察に行った話をしたことがありました。20人ぐらいの人数で、5つぐらいのグループに分かれてテーマで調べ物をしたりとか、自分たちの感じたことを話し合っ、て、そういうことがありました。これは30年ほど前に私は行ったんですけれども、その後、日本ではゆとり教育としてそういうふうな制度を取り入れられたんです。1クラスの人数の多い日本では、やはり先生が個人個人の把握というのが非常に難しい、個人個人テーマが違う教育をしていくというのは非常に難しいということで、今また詰め込みの管理教育に戻ってしまったという感じが私はしております、ほかの先生方は違うかと思えますけれども。1クラスの多い日本では、やっぱり先生が把握できなかったというふうなところが一番大きな問題だったんじゃないかなというふうに思います。

小グループで自分の考えをしっかりとと言える経験とか他者の考えをしっかりと認め合う経験こそ、私は道徳教育の根本やと思っているんです。全ての教育、全ての生活の中で自分を表現できる教育、他者の意見をしっかりと聞ける教育、コミュニケーション能力を育てる教育が人間教育の原点だと思っております。それをするためには少人数学級というのが非常に必要になってくるんです。

先日、泉佐野市の先生の方と話をしました。その方は熊取町に住んでいらっしゃるんですけれども、泉佐野市では、学校側から要求していないのに市長の決断で35人学級が実現したそうです。今私は、熊取町の40人学級で、自分の子どもが不登校になりかけて困っているという話をされておりました。教師にとっても子どもにとっても、35人学級になって本当によかったと、その方は言われていました。

道徳の話から少人数学級の話になってしまったんですけれども、道徳教育は一人一人の実態を考慮してから取り組まないと、子どもに苦痛を与える授業になったりいじめを助長するような授業になるおそれがあると私は心配しております。その辺を本当にしっかりと考えていただいて道徳教育を進めていただきたいというふうをお願いして、私の質問を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、鱧谷議員の質問を終わります。

これもちまして、一般質問を終わります。

---

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。よって、本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り、ご同意、またご可決いただきましたことを厚くお礼申し上げます。また、平成29年度一般会計及び各特別会計等の歳入歳出決算につきましても、ご認定いただきましたことを重ねて厚くお礼申し上げます。本定例会においてご指摘、ご要望いただいた事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意し、さらなる町政発展のために努力してまいりたいと存じます。

さて、10月に入りますと秋祭りなど多彩なイベントや事業が予定されておりますが、それらを通じて住民の皆様との交流を深めつつ、情報の共有化にも努めてまいりたいと考えてございます。

議員の皆様方におかれましても、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は長時間にわたりまして本当にお疲れさまでした。

議長（坂上巳生男君）これもちまして、平成30年9月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「20時00分」閉会）

---

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成30年9月27日

熊取町議会

議 長

坂 上 巳生男

議 員

鱧 谷 陽 子

議 員

二 見 裕 子

議 員

渡 辺 豊 子